

## 平成16年度

# 各国の海洋政策の調査研究 報告書

[米国海洋政策の動向]

平成17年3月

シップ・アンド・オーシャン財団 海洋政策研究所

#### はじめに

人類と海洋の共生の理念のもと、2002 年 4 月にシップ・アンド・オーシャン財団に設立された SOF 海洋政策研究所では、国連海洋法条約およびアジェンダ 21 に代表される新たな海洋秩序 の枠組みの中で、国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋 および沿岸域にかかわる諸問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開 しています。

その内容は、海上交通の安全や海洋汚染防止といった、これまでシップ・アンド・オーシャン財 団が先駆的に取り組んできた分野はもちろんのこと、沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域 や大陸棚における持続的な開発と資源の利用、海洋の安全保障、海洋教育など多岐にわたって います。

これらの研究活動を担うのは、社会科学や自然科学を専攻とする若手研究者、経験豊富なプロ ジェクトコーディネーターたる研究者、それを支える研究所スタッフであり、内外で活躍する第一 線の有識者のご協力をいただきながら、研究活動を行なっています。

今般、SOF 海洋政策研究所では、競艇の交付金による日本財団の助成事業として、「海洋政策 と海洋の持続可能な開発に関する調査研究」を実施し、その一環で先進諸国を中心とした各国 の海洋政策の現状を整理し、その特徴を調査分析する取り組みを行って参りました。

本年度は、1969年に公にされた海洋政策に関する有名な報告書『我が国と海(Our Nation and the Sea)』以来およそ 35年ぶりに国家海洋政策の全面的な見直しを進めている米国の動向に焦点を絞り、平成 16年度中に同国の海洋政策審議会が公表した最終報告書およびそれに対する大統領の最初の行動となる『海洋行動計画』にいたる一連の動向の把握に務めました。本報告書は、その成果をとりまとめたものであります。

本書が、海洋および沿岸域の利用、開発、保全に携わる行政、研究機関、民間企業、NPO、国 民の皆様の活動に、少しでもお役に立てれば幸いです。

平成17年3月

財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団 会 長 秋 山 昌 廣

## 各国の海洋政策の調査研究

## 研究メンバー

- 寺 島 紘 士 SOF 海洋政策研究所所長
- 小 山 佳 枝 SOF 海洋政策研究所研究員

加々美	康彦	同	上
-----	----	---	---

田中 祐美子 同 上

目

次

### はじめに

1	研究樓	我要	1
2	米国の	)海洋政策	7
	2 - 1	米国海洋政策の動向	9
	2 - 2	米国海洋政策審議会の報告書	15
	(1)	『予備報告書』	17
	(2)	『21 世紀の海洋の青写真』(最終報告書)	74
	2 - 3	大統領と議会の対応	165
	(1)	海洋政策委員会を設立する大統領令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	165
	(2)	米国海洋行動計画	169

### 附録資料

米国 2000 年海洋法(Oceans Act of 2000)-原文 20	)9
--	----

## 1 研究概要

#### 1-1 研究の目的

今日の国際海洋秩序は、1982 年に採択された「海の憲法」ともいわれる国連海洋法条約、1992 年の国連環境開発会議(リオ・サミット)で採択された政治文書である持続可能な開発のための行動計画 を示したアジェンダ 21 を中心とする、いわば「国連海洋法条約体制」の下にあるといえる。

この体制の下で、200 カイリに及ぶ排他的経済水域と、場合によっては 200 カイリ以遠に及びうる大陸棚という膨大な海域の管理権限を与えられた各国は、ただ資源を排他的に開発できるという権利だけでなく、その資源が持続可能な開発を実現できるように管理し、あわせてそこでの環境を保護し及び保全するというチャレンジングな義務もまた負っている。

既にいくらかの先進海洋国家をはじめとして、さまざまな形で海洋関連の政策、法制の整備が進め られており、その一部は明確な像を結び始めている。たとえば太平洋と大西洋に挟まれ、「海から海へ (From sea to sea)」を国家モットーに掲げるカナダでは、1996 年に海洋基本法(COA)を制定、また 2002 年にはカナダ海洋戦略を発表した。排他的経済水域における熱水鉱床への海洋保護区設定な ど、野心的な取り組みもすすめられている。また、インド洋・太平洋・南極海に面するオーストラリアでは、 1998 年に『オーストラリア海洋政策:保護、理解そして賢明な利用』という政策文書を策定し、世界最 大級の管轄海域の活用、環境保護にむけた取り組みが今、とられている。

わが国に目を向ければ、1 年間ほどの集中審議の末、平成 14 年 8 月に「21 世紀初頭における日本の海洋政策」と題する科学技術・学術審議会の答申が出された。これによって論点の洗い出しは一応済んではいるが、ただその内容は長期的な展望を示すにとどまり具体性に欠ける。また、フォローアップもなされているとは言い難く、この「日本の海洋政策」を実施に移すための推進拠点が指名されたり、または設置されたりはしていない。陸上の管理、統治を念頭において構成された既存の政府組織を海洋にも適用させていくための調整を行うのが海洋政策の第一歩であるとも言えるが、わが国はまだそうしたプロセスの入り口にも立ってないのかもしれない。

こうした問題に直面するとき、他国の実行が、われわれに多くのヒントを与えてくれる。実際に、上で 触れたカナダやオーストラリアも、そうした問題に向き合い、市民と政府が自国を海に適応させるため に絞った知恵が、今の海洋政策へとつながっている。世界各国の海洋政策を調査、研究する意義は、 こうした先進的な取り組みから得られる知恵を、わが国の海洋政策の策定に還元させることである。

本事業では、そうした意識から、諸外国の先進的な海洋政策について調査、分析し、もって今後の わが国海洋政策のあり方、具体的方向性等の議論、検討に資する基礎資料を作成することを目的と する。

#### 1-2 研究の内容

本事業は、アメリカ、カナダ、オーストラリア、韓国、中国など、諸外国の海洋政策に関する文献・資料を収集し、海洋政策に対する取り組みの最新動向、海洋管理の実施体制、管理の対象、将来計画 などを整理するものであるが、本年度は、米国において極めて大きな動きが見られたので、本報告書 はその動向の説明に焦点を当てている。

すなわち、米国では制定法に根拠を持ち大統領に任命された 16 名の委員から構成される海洋政 策審議会(Commission on Ocean Policy)を通じて、2001 年 9 月の第 1 回会合より 3 年間にわたって 国家海洋政策の全面的な見直しが進められていた。その成果は、平成 16 年 9 月 20 日、ついに同審 議会の最終報告書『21 世紀の海洋の青写真』となって現れた。

これは、1969年に公表された有名な海洋政策に関するストラットン委員会の報告書『我が国と海』以 来 35年前ぶりとなるもので、短期的、中期的及び長期的のいずれの視野から、詳細な 212の勧告を 行っている。さらにこの報告書が出されてからおよそ 3ヶ月以内に大統領も行動を起こし、海洋政策委 員会を連邦の諮問機関である環境諮問委員会内に設立することを柱とする『米国海洋行動計画』を発 表した。これらの行動は、『我が国と海』がそうであったように、今後米国内のみならず国際的な海洋秩 序に少なからず影響を及ぼしていくことになるだろう。

我が国においても、今後より具体的で包括的な海洋政策を策定していく中で、米国の一連の文書 が多方面で研究、分析されることになると思われるが、本報告書ではそうした作業を促進するために、 米国で平成 16 年度に公表された諸文書のうち、『予備報告書』及び最終報告書たる『21 世紀の海洋 の青写真』の重要部分について翻訳し、そして大統領の最初の行動となる『海洋政策委員会を設立す る大統領令』及び『米国海洋行動計画』についてはその全文について翻訳を行い、これらを通じて米 国の海洋政策の動向の把握、整理を行った。

\* 本報告書に掲載した翻訳は、いずれも SOF 海洋政策研究所の仮訳である。概要把握を目的とする本書の性 質上、必ずしも精査された翻訳ではなく、また各文書の訳語に不統一があったり、分野によって一般的ではな い訳語があてられている場合があることをお断りしておく。

#### 1-3 使用した原文資料等

米国海洋政策関連文書の原文資料の多くは、インターネット上で公開されている。 本書で扱ったものを含む重要な文書については、以下のサイトで閲覧又は入手可能である:

1969年1月9日 ストラットン委員会 報告書『わが国と海洋(Our Nation and the Sea)』 http://www.lib.noaa.gov/edocs/stratton/title.html

#### 2000 年 8 月 7 日 2000 年海洋法(Ocean Act of 2000)及び関連資料

http://www.oceancommission.gov/documents/oceanact.html#act

2003 年 6 月 4 日 ピュー委員会 報告書『アメリカの生きている海(America's Living Oceans)』 http://www.pewtrusts.org/pdf/env\_pew\_oceans\_final\_report.pdf

2004 年 4 月 20 日 海洋政策審議会『予備報告書(Preliminary Report)』及び関連文書 http://www.oceancommission.gov/documents/prelimreport/welcome.html

2004 年 9 月 20 日 海洋政策審議会 『21 世紀の海洋の青写真(An Ocean Blueprint for the 21st Century)』及び関連文書

http://www.oceancommission.gov/documents/full\_color\_rpt/welcome.html

#### 2004年12月17日付 連邦官報 米国大統領令 第13366号 海洋政策委員会

http://a257.g.akamaitech.net/7/257/2422/06jun20041800/edocket.access.gpo .gov/2004/pdf/04-28079.pdf

2004年12月17日 『米国海洋行動計画(U.S. Ocean Action Plan)』 http://ocean.ceq.gov/actionplan.pdf

\*米国海洋政策審議会のウェブサイト(http://www.oceancommission.gov/)では こうした一連の動きに関係する様々な文書を公開しており、極めて有用である

## 2 米国の海洋政策

#### 2-1 米国海洋政策の動向

「21世紀の海」と呼ばれる太平洋をはさんで日本の対岸にある隣国アメリカ合衆国は、世界最大の海洋国家として、良くも悪くもその行動、政策を通じて、様々な形で国際海洋秩序に大きな影響を与えてきた。したがって、同国の海洋政策を知ることは、海洋における活動に国益を有する国家にとっては、厳しい国際社会の競争を生き抜くために不可欠であるとさえいわなければならない。

こうした米国の海洋政策が具体的な形を見せるのは、いまから30年以上も前のことである。1957年の旧ソ連による衛星スプートニク打ち上げ成功に衝撃を受けた米国は、科学技術の発展に力を注ぐようになったが、その一環として海洋に目が向けられ、海洋学をはじめとする海洋の調査研究に多くの資金と人材がつぎ込まれるようになった。そうした背景で1966年に当時のジョンソン大統領が署名した海洋資源技術発展法(Marine Resources and Engineering Development Act)は、「海洋科学、技術及び資源に関する大統領委員会」の設置を規定していた。後に議長をつとめたジュリアス・ストラットン(マサチューセッツ工科大学名誉教授、フォード財団会長)の名をとり「ストラットン委員会」と呼ばれこの委員会は、1969年に『我が国と海(*Our Nation and the Sea*)』と題する報告書を完成させる。「初の、真に包括的な米国海洋政策に関する研究」とも言われるこの文書は、126に及ぶ勧告を含み、そのままではないにせよ、その多くが実行に移された。たとえば、1970年に海洋大気庁(NOAA)が設置され、1972年には沿岸域管理法(CZMA)が施行された。70年代の米国海洋政策は、まさにストラットン委員会の報告書をモデルとして形成されていったのである。

ところが80年代に入り状況は一変する。81年に成立したレーガン政権が政府の規模を縮小し、 民間企業の活動を奨励する(たとえば NOAA の機能の一部も民間に移された)方針転換を行い、 それに伴い海洋政策も転換期を迎える。73年から9年間討議され82年にようやく採択にこぎ着け た国連海洋法条約に対しても、米国は深海底に関する規定(同条約第 XI 部)が自国の利益を保 護しないとして反対票を投じ(反対票を投じたのは他にイスラエル、トルコ、ベネズエラで、いずれも 2005年3月現在海洋法条約未加盟である)、今日に至るまで同条約への加盟は実現していない。

他方で米国は、本来国連海洋法条約上の制度である排他的経済水域の設定を1983年に宣言 し(日本は米国に遅れること13年後の1996年に排他的経済水域を設定。同制度は慣習法化して いなかったから、というのがその主な理由であった)、また国連海洋法条約の本体を飛び越してその 実施協定(1995年ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源に関する実施協定)に批准す るという奇妙な政策をとっている。

しかしながらこのような国連海洋法条約の「つまみぐい」も、90年代に入って同条約が発効(1994年11月16日)したことから再検討を迫られることになる。条約締約国にのみ認められる様々な権利 (たとえば大陸棚の限界を地理的状況によって200海里以遠に延伸させる権利など)が確保できない状況が生じていること、また69年のストラットン報告以来、米国の海洋をとりまく様々な問題(海洋 産業の拡大、環境汚染、資源開発、海運業、安全保障など)が大きく変化してきていることから、米 国では海洋政策を包括的に再検討することが喫緊の課題となった。

こうしたなか、2000 年 8 月 7 日にクリントン大統領(当時)が「2000 年海洋法(Oceans Act of 2000)」(原文につき、巻末附録参照)と題される法律に署名した。同法は、調整されかつ包括的な

国家海洋政策を策定するために「海洋政策審議会(Commission on Ocean Policy)」を設立すること を定めるものであった。同法において委員会の組織、構成員、地方での公聴会開催などが詳細に 定められ、報告書案を官報で告示し、沿岸諸州の知事によるパブリック・コメントの聴取を経て最終 版を 2003 年 6 月 20 日まで(後にイラク戦争の影響を受けて期限が延長された)に議会と大統領に 対して提出することを定めた。さらに、大統領は最終報告書の提出を受けた日から 90 日以内に、 議会に対して米国の利益となる海洋と沿岸の資源の責任ある利用と管理(stewardship)のために、 調整されかつ包括的で長期的な国家政策について、審議会の勧告を実施し又は対策をとるため の提案を議会に提出することが義務づけられた。

2000 年海洋法は 2001 年 1 月 20 日に発効し、審議会は元海軍作戦部長でエネルギー省長官 のジェームズ・D・ワトキンズ提督(退役)を議長に迎え、ブッシュ大統領に任命された 16 人の委員で 組織された。実際の審議は 2001 年 9 月から開始されたが、折しも 9 月 11 日には一連のテロ事件 が発生し、これが審議会にも大きな影響を与え、当初は議題に含められていなかった海上セキュリ ティの問題が必然的に討議されることになったといわれる。

ところで、2000 年海洋法が署名される以前に、民間の慈善団体(The Pew Charitable Trusts:通称 Pew 財団)が組織したピュー審議会(Pew Commission、議長:レオン・パネッタ大統領首席補佐 官)もまた、民間の立場から海洋政策提言のための作業を開始していた。その成果は 2003 年 6 月 4 日に『アメリカの生きている海(America's Living Oceans: Charting a Course for Sea Change)』とし て公表された。包括性を目指した海洋政策審議会とは対照的に、この報告書は米国海域の漁業 及び自然の生物多様性などの生物資源に焦点を絞るものであった。

ピュー委員会の報告書公表から遅れること約1年、16回の地方公聴会と18回の視察、440名 の専門家による証言をもとに、2004年4月20日にようやく完成したのが、31章400頁を超える膨 大な『予備報告書(Preliminary Report)』であった(本書2-2(1)参照)。公表後さっそく予備報告書に 対する沿岸州知事のパブリック・コメントの聴取が開始され、5月21日の期限までに37人の州知事、 5人の先住民の指導者、800人の利害関係者からコメントが集まった。これに基づく修正が7月の 公聴会で議論された後、海洋政策審議会は2004年9月20日に、最終報告書である『21世紀の 海洋の青写真(An Ocean Blueprint for the 21<sup>st</sup> Century)』を議会及び大統領に提出した(本書 2-2(2)参照)。審議会が勧告した主な行動を挙げれば次頁のとおりである。

先に触れたように2000年海洋法に基づき、この最終報告書が議会と大統領に提出された日から 90 日以内に大統領はなんらかの行動をおこさなければならないが、提出日から 88 日目にあたる 2004 年 12 月 17 日、大統領は海洋政策委員会を連邦の諮問委員会である環境諮問委員会 (CEQ)内に設立することを定める大統領令を発令し(本書2-3(1)参照)、さらに同日付で『米国海洋 行動計画(U.S. Ocean Action Plan)』(本書 2-3(2)参照)と題する文書を公にした。これは 2000 年海 洋法に定められるタイムリミットを意識した急場しのぎの対応にも見えるが、それでも米国の海洋政 策が現実に動き始めているのは確かであり、30 年以上前に策定されたストラットン報告以来の大き な節目を迎えているのは間違いないといえよう。

## 海洋政策審議会 最終報告書『21 世紀の海洋の青写真』 に含まれる勧告の要点

#### 1 海洋管理体制の改善

\*大統領補佐官を議長とする国家海洋会議を大統領府に設置

\*海洋政策に関する大統領諮問会議を設置

- \*海洋大気庁(NOAA)の強化及び連邦政府機関のプログラムの段階的な統合による連邦政 府機関の構造改革
- \*国家海洋会議の促進、支援のもとに、地域海洋会議設置のための弾力的、かつ、任意の プロセスの開発

\*連邦管轄海域における調整された管理体制の構築

#### 2 健全な科学と賢明な決定

\*海洋研究投資の倍増、海洋調査の新分野の立ち上げ、これらを支援するために必要な先 進技術と近代的なインフラの整備

\*国家統合海洋観察システムと国家監視ネットワークの施行

#### 3 教育-未来の基礎-

\*組織的、効果的な公式、非公式プログラムによる海洋関係教育の改善

#### 4 特定の管理課題

\*沿岸と流域の管理及び双方の連結

- \*水質汚染(特にノンポイント汚染)削減の測定可能な目標設定及びそれらを達成するための 奨励策、技術支援、法執行その他の管理手段の強化
- \*地域漁業管理会議システムの改善、専用入漁権の使用の検討を通じ、評価と配分の分離 による漁業管理の改善
- \*国際的活動に従事するための国連海洋法条約への加盟

#### 5 実施

\*連邦及び州の水準での海洋及び沿岸管理の改善を支援するための、沖合の石油・ガス開 発及び新しい活動からの収入の未割当分による海洋政策信託基金の設立

(海洋政策研究所刊『ニュースレター』第102号(2004年11月5日号)をもとに一部修正)

#### 米国海洋政策の13原則(Guiding Principles)

以下は、米国海洋政策審議会の最終報告書より、指導的な役割を果たすとされる 13 の原則を 抜粋して列挙したものである:

#### ・持続可能性(Sustainability):

海洋政策は、将来の世代が自らのニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを 満たすことが意図されるべきである

#### ・管理(スチュワードシップ、Stewardship):

スチュワードシップの原則は、政府と各市民の双方に適用される。米国政府は海洋と沿岸資源 を公共信託の中に保持する-すべてのアメリカ人の継続的な利益のために、それらの資源の 様々な利用にバランスをとることを必要とする特別な責任である。同じように重要なのは、一般市 民のすべての構成員は海洋と沿岸の価値を認識するべきであり、環境に対する消極的な影響を 最小限にしつつ、責任を持って行動して、適切な政策を支えるべきである。

#### ・海、陸、大気の連関(Ocean-Land-Atmosphere Connections):

海洋政策は海洋、陸そして大気が密接に関係し、地球の体系を構成するものの一つに影響をおよぼす行動は、他のものにも影響をおよぼしかねないという認識に基づくべきである。

#### ・生態系に基づく管理(Ecosystem-based Management):

米国の海洋および沿岸資源は、人間および人間以外の種およびそれらが生活する環境を含む、 すべての生態系構成物の関係を反映するよう管理されるべきである。この原則を適用することは、 政治的な境界よりも生態系に基づく地理的な管理区域を明らかにすることを要求する。

#### ·多角的利用管理(Multiple Use Management):

海洋および沿岸資源の多くの潜在的に有益な利用が認められるべきであり、海洋と沿岸の環境 の全体的な一体性を保全しおよび保護しながら、競合する利用の間でバランスをとる方法で管 理されるべきである。

#### ・海洋生物多様性の保全(Preservation of Marine Biodiversity):

海洋生物多様性の下降傾向は、それが存在する場合には、生物の多様性の自然の水準および 生態系のサービスを維持し又は回復するという望まれる目的を持って、逆にしなければならない。

#### ・利用可能な最良の科学および情報 (Best Available Science and Information):

海洋政策の決定は海洋と沿岸環境に影響をおよぼす自然的、社会的および経済的過程について入手することのできる最良の理解に基づかなければならない。意思決定者は海洋および沿

岸資源の成功裏な管理を容易にする方法で、質の高い科学と情報を取得しおよび理解すること を可能にするべきである。

#### ・順応的管理(Adaptive Management):

海洋管理プログラムは、明確な目標を達成しおよび将来の管理の科学的基礎を継続的に改善 するために新しい情報を提供することが意図されるべきである。その目標と管理措置の効果を定 期的に再評価することおよび将来の管理を実施するにあたり新しい情報を取り込むことが不可欠 である。

#### ・理解可能な法と明確な決定(Understandable Law and Clear Decisions):

海洋と沿岸資源の利用を規律する法は明確で、調整されそして遵守を促進するために、国家の 市民がアクセスしやすいようにされるべきである。政策決定およびその背後にある理由づけは明 快で、すべての関連当事者が入手可能にされるべきである。

#### ・参加型ガバナンス(Participatory Governance):

海洋利用のガバナンスは、影響を受ける市民のすべてが広く参加することを確保するべきである。

#### ・適宜性(Time Lines):

海洋ガバナンス制度は、可能な限り能率的で予測可能性を持って運営されるべきである。

#### ・説明責任(Accountability):

意思決定者と一般の構成員は海洋と沿岸資源に影響をおよぼす行動について説明責任を負う べきである。

#### ・国際的責任(International Responsibility):

米国は、国益と世界の海洋の深い関連を反映して、国際海洋政策を発展、実施するにあたって 他の国と協力的に行動するべきである。

#### 2-2 米国海洋政策審議会の報告書

#### (1) 『予備報告書』

本節では、米国海洋政策審議会が2001年9月から審議を重ね、2004年4月20日によう やく公表した400頁を超える膨大な『予備報告書』のうち、「要約(Executive Summary)」 及び「第31章:勧告の要約(Summary of Recommendations)」について翻訳したものを 掲載する。なお翻訳はSOF海洋政策研究所による仮訳である。予備報告書は次のような 構成になっている:

#### 要約

#### 第1部 我々の海:国家の資産

第1章:海洋資産と挑戦の再認識 第2章:新しい国家海洋政策を形成するための過去の理解 第3章:国としての視野の設定

#### 第Ⅱ部 変化のための青写真:新たな国家海洋政策の枠組み

第4章:海洋のリーダーシップと調整の改善 第5章:地域的アプローチの推進 第6章:連邦水域における管理の調整 第7章:連邦機関組織の強化

第Ⅲ部 海洋のスチュワードシップ:教育と一般周知の重要性 第8章: 生涯海洋教育の促進

第IV部 海辺で暮らす:海岸に沿った経済成長と保全

第9章:海岸とその流域の管理 第10章:自然災害から人々と財産を守る 第11章:沿岸生息地の保全と回復 第12章:堆積物と海岸線の管理 第13章:海上での商業と輸送を支える

#### 第V部 澄みきった水へ:沿岸と海洋の水質

第14章:沿岸の水質汚染への取り組み 第15章:全国的水質モニタリングネットワークの創設 第16章:船舶起因汚染の削減と船舶の安全性の向上 第17章:侵入種の拡散防止 第18章:海洋ゴミの削減

#### 第VI部 海の価値と活力:海洋資源の利用と保護の向上

第19章:持続可能な漁業の達成 第20章:海産哺乳動物と絶滅に瀕する海洋種の保護 第21章:サンゴ礁とそれを取り巻く群集の保全 第22章:持続可能な海洋養殖の道筋を定める 第23章:海と人の健康を結ぶ 第24章:沖合のエネルギーと他の鉱物資源の管理

## 第VII部 科学に基づく決定:海に関する理解の促進 第25章:科学的知見を増大させる国家戦略の創造 第26章:持続的で統合された海洋観察体制の達成 第27章:海洋インフラと技術発展の向上 第28章:海洋のデータと情報体制の現代化

#### 第VIII部 グローバルな海:国際政策への米国の参加

第29章:国際海洋科学及び政策の向上

#### 第IX部 前進:新国家海洋政策の実施

第30章:必要な資金と可能性のある資金源 第31章:勧告の要約

#### 第X部 附録(報告書本体に印刷されるもの)

A. 2000年海洋法(Oceans Act of 2000)

- B. 頭文字の一覧
- C.「海の近くに住み海から暮らしを立てる」Charles S. Colgan
- D. 連邦の海洋及び沿岸関係の法、プログラム、審議会、委員会、理事会、国際条約及び 政府間機関のガイド
- E. 連邦の海洋関連活動を調整するために提案された組織

州知事提出用

## 米国海洋政策審議会『予備報告書』

## 要約 (Executive Summary)

海洋は、地球上の生きとし生けるものすべてに影響を与え、その生命を支える。海洋は、 天候や気候を左右し、我々に食物、輸送路、レクリエーションの機会、医薬資源その他の 天然物を与え、国の安全のために緩衝地帯の役目を果たしている。一方、人間の側も海洋 に影響を与えている。公害、魚やその他、海洋生物資源の枯渇、生息地の破壊や悪化、外 来侵入種の導入などは、人間が海に害を与え、地球全体に深刻な影響をもたらすほんの一 例にすぎない。

海洋が米国経済にもたらす価値は多大である。米国の港湾貨物取扱高は年間7,000億ドル以上、クルーズ業界とその乗客の消費額は年間110億ドルに上る。商業漁業は年間総額が280億ドルを上回り、遊漁業は約200億ドルと見積もられており、観賞魚の小売市場は30億ドルに相当する。海洋石油・天然ガス産業の年間生産高は250~400億ドル、同業界が米国財務省に納めるボーナス・ビッド(bonus bid)及びロイヤルティーは年間約50億ドルに上る。

毎年、海岸には米国人及び外国人観光客が大挙して押し寄せ、お金を使い、直接的に 150 万人以上の雇用を支えている。実際、観光・レクリエーション産業は、急成長中の部門の 一部になっており、経済を潤し、米国本土、南東アラスカ、ハワイ、及び米国属領諸島の ほぼすべての沿岸域の雇用を支えている。

このように具体的な数値として表すことができる経済効果は海洋の価値を示す 1 つの尺度 にすぎない。我々が愛するのは、海の美しさと雄大さ、海の持つ本源的な癒し効果でもあ る。残念なことに、我々の海の愛し方は、今や度を超えたものになり始めている。

米国海洋政策の包括的見直しが行われたのは 30 年以上も前に遡る。その際、政府のストラ ットン委員会が『我が国と海洋(Our Nation and the Sea)』と題する報告書を発表した。以来、 多くの分野で大幅な進展が見られたが、依然として取り組まなければならない課題は数多 い。過去 30 年間に、沿岸域では人口が 3,700 万人以上も増え、世帯数も 1,900 万世帯増加 し、数え切れないほど多くの企業が誕生した。海洋石油・天然ガス事業はさらに深海へと 拡大し、その技術も改良された。米国の海上輸送への依存度は増し、沿岸におけるレクリ エーション及び観光は国家経済の主要推進力の 2 つに躍り出た。しかし、このような発展 には代償が伴う。我々は今になってようやく、資源の枯渇、生息地の喪失、海洋汚染とい う形で代償の大きさを思い知らされているのである。

連邦議会は 2000 年海洋法(Oceans Act of 2000)を通過させ、この国にとっての海洋の重要性 を認識した。大統領は、同海洋法に従って様々な経歴を持つ委員 16 名を、米国海洋政策審 議会(U.S. Commission on Ocean Policy)の委員に任命した。同審議会の任務は、新たな包括的 国家海洋政策に関する調査結果を明らかにし、勧告を行うことである。その過程の一環と して、同審議会は全米の何百人もの人々から口頭及び書面による証言を得た。

そのメッセージは明確であった。すなわち、「大幅な改革が緊急に必要である」ということ である。海洋管理の責任は、連邦、州、地方レベルの入り組んだ一連の諸機関に分散され ている。新たな科学的理解から、自然体系は複雑で相互に関連していることが分かってき たにもかかわらず、我々の意思決定及び管理体制は、その複雑さと相互関連性を扱うため に更新されてはいない。また、データを収集して複雑な海洋環境を理解するためには、よ り適切な方法と手段も必要である。だが、何よりも大切なことは、海洋が生物とその生活 に果たす役割と、人が海洋に与える影響を理解することに尽きるだろう。

米国海洋政策審議会は、考察と審議を尽くし、さまざまな解決策を検討した結果、ただち に着手すべき改革を促す大胆かつ広範な勧告を盛り込んだ本予備報告書を発表するが、悲 惨な衰退状況を反転させ、せっかくの機会を逃さず、後世のために海洋とその貴重な財産 を維持することはまだ可能である。

#### 将来のビジョン

米国海洋政策の実効性を確保するには、生態系を理 解した上でこれを策定すべきである。また、海洋、 陸地、大気、人間を含むすべての生物の複雑な相関 関係を明らかにした上でそれに対処することがで き、体系全体に影響を及ぼすさまざまな活動の相互 作用を考慮に入れた管理体制を敷く必要がある。生 態系に基づく管理体制は、従来の法域にまたがる複 雑な問題の解決について回る課題を克服し、新たな 科学的情報と改良された管理手段に絶えず適合する ことができるはずである。

#### 生態系に基づく管理

米国の海洋及び沿岸資源は、人類 及び人類以外の生物ならびにその 生息環境を含むすべての生態系要 素の関係を勘案して管理する必要 がある。この原則を適用するには、 政治上の境界ではなく生態系に基 づく適切な地理上の管理区域の明 確化が必要になる。 統一に欠ける既存の海洋・沿岸管理体制では、こうした目標の達成はかなわない。海洋政 策審議会は、3つの基礎的かつ分野横断的テーマに基づいて数多くの必要な改革を明らかに

### 新たな全米海洋政策フレーム ワークの作成

- ・ 連邦政府のリーダーシップ 及び連携を強化する。
- 国家海洋政策を効果的に実施するために、連邦政府機関の構造を強化し、海洋・陸上・大気の相互作用に取り組むための諸機関の能力を高める。
- 州、準州、部族、地方機関 による地域目標及び優先課 題を策定し、地域の課題へ の対応を改善し、連携を強 化する。

している。その3つのテーマとは、(1) 意思決定の改 善を図るための新しい米国海洋政策枠組の構築、(2) 科学的基盤の強化及び意思決定者に情報を伝えるため の質が高く入手しやすい情報の創出、(3) 将来の指導 者及び見聞の広い市民に管理者倫理(stewardship ethic) を植え付けるための海洋教育の拡充である。

## 意思決定の改善を図るための新たな国家的海 洋政策の枠組み

意思決定の改善を図り、生態系に基づく管理体制に移 行するため、米国海洋政策審議会は新たな全米海洋政 策フレームワークを勧告する。この枠組みはいくつか の要素で構成され、強力なハイレベルのリーダーシッ プ、海洋管理を担当するさまざまな連邦政府機関のよ り効果的な連携、州、準州、部族、地方レベルにおけ る意思決定への関与の強化を目的とする。

#### 全米海洋会議及び関連要素

全米海洋政策枠組案の中核的要素は、大統領補佐官が議長を務め、海洋に関連する責務を 担うすべての閣僚及び独立機関の長官で構成される全米海洋会議(National Ocean Council) を大統領府に設置することである。さらに、連邦政府以外(海洋に関係のある州、準州、 部族、地方政府及び非政府、学術、民間機関)の代表で構成される海洋政策大統領諮問委 員会(Presidential Council of Advisors on Ocean Policy)も設置し、海洋及び沿岸政策問題につ いて連邦政府以外の意見を聞くための正式な組織を確保する。スタッフの支援は、小規模 の海洋政策局が提供する。米国海洋政策審議会の勧告によれば、連邦議会は以上の機構を 即時設置する必要がある。議会の法的措置を待つ間、大統領が大統領令によりこれを設置 する。

#### 連邦政府機関の構造強化

連邦政府の連携強化は不可欠だが、それだけでは海洋統治制度の近代化に必要とされる徹 底した改革を行うには不十分である。新米国海洋政策枠組の一環として、既存の連邦政府 機関の構造改革を行って、重複を省き、効果を高め、生態系に基づく管理体制により適し た構造にする必要がある。まず、米国海洋大気庁(NOAA)が多くの海洋及び沿岸関連責務 をより適切に果たせるように再構成及び強化すべきである。次になすべきことは、重複し ている海洋及び沿岸プログラムを必要に応じて統合することである。長期的には、海洋、 陸上、大気の関係を認識し、資源の利用及び保全方法の統一を促す連邦政府機関のより抜 本的な構造改革が必要になるだろう。

#### 地域の連携を図る機会の推進

州、準州、部族、地方機関が海洋政策の策定・施行にもっと参加できるようにすることも 全米国海洋政策枠組の重要な要素である。米国の最も差し迫った海洋及び沿岸問題は本質 的に地域的なものが多く、州及び地方の政策立案者からの計画作成及び管理に関する助言 を必要とする。したがって、全米海洋会議の最重要任務の1 つは、関心及び能力が高い地 域のパイロット・プロジェクトとして即刻開始するために、非規制の地域海洋評議会を設 置する柔軟な方法を定めてこれを推進することである。このような評議会は、地域の利害 関係者が連邦政府機関と協力し、複数の管轄権の境界にまたがる問題や機会に即応し、流 域、沿岸、海洋の資源及びその利用をめぐる関係や対立に対処できる能力を高めるもので ある。

#### 賢明な決定を下すための強力な科学的基盤

効果的な政策は、偏見のない信頼できる科学的情報 に基づくべきである。これには多大な投資、データ の収集及び管理のための適切な基盤、及び科学的な 調査結果を政策立案者、管理者、教育者、及び一般 市民にとって有益でタイムリーな情報成果物に変 換できる能力が必要である。社会、経済、環境面で 海からの持続可能な恩恵を保証するために海洋・沿 岸資源とその利用に関する賢明な決定を下すには、 質が高く入手しやすい情報が不可欠である。

### 科学的基盤の強化及び情報ニーズ の充足

- 海洋・沿岸環境の科学的理解を 深め、海洋・沿岸資源の科学に 基づく効果的な活用、保護、回 復策を確保する
- 海洋・沿岸状況の観察、監視、
   予測力を強化し、海洋、大気、
   陸上の過程の相互作用について理解を深め、これに対処する

#### 科学の強化

過去 20 年間にわたる海洋及び沿岸の状況悪化は歴然としている。同じ 20 年間、海洋研究 に対する連邦政府の投資は低迷しているが、他の科学プログラム分野に対する財政援助額 は増加している。連邦政府の研究総予算に占める海洋研究の比率は、25 年前の 7 パーセン トから今日では 3.5 パーセントにまで減少している。米国における不十分な海洋科学資金 は、各国の能力向上と相まって、海洋研究、調査、技術開発における米国の優位性の低下 を招いている。慢性的な投資不足のため、米国の海洋関連科学基盤の多くははなはだ劣悪 な状態で放置されている。現在の財政援助額は、米国が学術能力を活用し、海洋科学及び 海洋技術の世界的指導者の地位を維持し、今日の海洋・沿岸情報のニーズに応えるために 必要な水準を大幅に下回っている。さらに、生態系に基づく管理体制への移行に伴って、 さらなる科学情報を求める管理者の要望は高まるばかりであろう。

連邦政府の海洋・沿岸研究投資については大幅な増加が必要であり、今後 5 年間で少なく とも現在の年間 6 億 5,000 万ドルの倍に増やさなければならない。また、技術開発及び海洋 調査に対する追加投資も必要である。

#### 情報ニーズの充足

最優先の研究・調査の支援及び実施、必要な技術の開発及び強化、海洋科学基盤の整備、 データ管理設備の統合には強力なコミットメントが必要である。このコミットメントを履 行する最も重要な方法の1つは、米国の地域海洋観測システムの連携・相互接続を柱とし、 国際的な全球海洋観測システム(Global Ocean Observing System)とも関係する全米統合海 洋観測システム(IOOS: Integrated Ocean Observing System)の導入である。IOOS は、海洋状 況を観測、監視、及び予測する能力を大幅に向上させ、グローバルな地球観測機能の向上 に大きく貢献するだろう。IOOS が発する情報は、沿岸及び健康被害に関する警告の強化、 生物・非生物資源のより有効な活用、海事の安全性向上、気候変動に関する理解の増進な ど、計り知れないほど貴重な経済、社会、経済的利益をもたらすものである。IOOS の導入 には、連邦議会による財政支援(2006 年度の立ち上げ費用が1億3,800 万ドル、2010 年度 以降の全面稼働システムの維持費用が毎年6億5,000 万ドル)が必要になる。圧倒されるよ うな額に思えるかもしれないが、IOOS の導入により、天気予報の確度が上がり、資源管理 が向上し、海上輸送の安全性や効率も向上するので、実質的には毎年10億ドル近くの節減 が可能になる。

データの収集と科学的発見は十分なものではない。このような調査結果は、政策立案者、 管理者などが十分な情報に基づく決定を下すことができるように、時宜に適った有用かつ 適切な情報に変換されなければならない。これには、連邦、学術及び民間のデータ提供者 と各種利用者共同体の計画立案及び協力が必要である。

#### 教育 - 将来の礎

強力かつ効果的な国家海洋政策は、生涯学習、適切かつ多様な労働力、十分な情報に基づ く意思決定、科学リテラシー、管理者意識(a sense of stewardship)を推進する質の高い海洋 教育を土台とすべきである。連邦政府レベルでは、国家的リーダーシップの強化、協調体 制の向上、持続的投資がきわめて重要である。さらに、連邦政府の海洋関連機関はいずれ もその任務の一部として教育及びアウトリーチの振興を図る責任を負わなければならな い。

#### 海洋教育の拡充

- 海洋に関する意思決定者の
   理解を深める
- 一般市民の管理者倫理 (stewardship ethic)を養う
- ・ 海洋問題に関する次世代の リーダーを養成する

教育機関では、学生に海洋、及び海洋と地球全体、人 間ならびに社会との関係を教える必要がある。海洋調 査・発見を活用して、あらゆる年齢の学生を学習に参 加させ、数学及び科学の力を高めるべきである。大学 の学部及び大学院課程は、未来の科学者、技術者、教 育者、十分な情報に基づく意思決定者を養成するため に強化しなければならない。授業以外でも、海洋が人 間の生活にとっていかに重要で、人間の行動が海洋環 境にいかに影響をもたらすのかを理解できるようにす る非公式な教育的取り組みにより、管理者意識を養わ

なければならない。今日及び将来の海洋資源を保護し、維持することができるように、あ らゆるレベルの学際的な海洋教育の振興に努める必要がある。

#### 改革のための行動

統治の改善、科学情報の拡充、教育の振興に関する勧告を踏まえて、米国海洋政策審議会 は、連邦議会からの指令(charge)に含める課題の範囲を検討した。その結果、本報告書の勧 告は、河川の上流域から深海まで、さらには具体的課題の実際的な問題解決から次世紀に 向けて我々を導く哲学的アプローチに至るまで、あらゆる範囲の海洋・沿岸問題に及んで いる。

下記は、米国海洋政策審議会のその他の重要課題の一部と各課題の取り組みに適した行動 の概要である。各課題ならびにその他の数多くの課題の詳細については、報告書本文に記 載してある。

#### 管理者が沿岸開発の圧力に対処できるようにし...

#### ... 経済成長と健全な沿岸・流域環境の両方を確保する。

課題:沿岸域の絶えざる人気は沿岸地域社会に利益と機会をもたらすが、同時に海岸線で 最も激しく感じる圧力も生み出す。開発の進展は、人や財産を沿岸災害のリスクにさらし、 魚や野生生物にとって不可欠の沿岸生息地の減少、寸断、環境悪化を招き、自然の堆積物 の流れを変え、沿岸水質汚染の一因となる。このような影響の多くは沿岸で行われる活動 に起因するが、何百マイルも離れた内陸の流域に端を発するものもある。

行動:このような問題に効果的に対処するため、米国海洋政策審議会は、災害の起こりや すい地域を避けた経済成長の計画作成及び指導ができる資格を沿岸の意思決定者に与える 必要があると勧告する。これは、沿岸域管理の役割を担う連邦政府プログラムの改善、調 整、統合によって促進できる。さらに沿岸資源は、沿岸資源に影響を及ぼす流域との関係 を勘案しながら管理すべきである。そのため、沿岸管理と流域管理の連携強化が必要になる。

連邦水域内の活動の拡大に対処し...

# ... 国全体のために、既存の機会と新たな機会のバランスをとり、海洋及び人間の 健康を守り、対立を最小限に抑え、公共資源の管理改善を図る。

課題:水産業、漁業、海洋石油・天然ガス開発は、連邦水域内で行われる十分に確立した 活動の例であり、同様に、その活動を管理する制度的枠組も十分に確立している。この水 域は、沖合養殖から風力エネルギー開発に及ぶさまざまな新規企業にとっても魅力が増し ているが、そうした新規企業には、管理面にかなりの不確定要素がある。このような不確 定要素は、混乱、対立、機会の喪失、環境上の脅威をもたらすものである。

行動:米国海洋政策審議会は、既存の利用及び新たな利用をすべて含め、複数の活動の特定地域に対する影響またはそれらの活動相互の影響に対処できる組織的海洋管理体制の構築を求める。この体制は、機会を促進するとともに、利用者間の対立を回避及び抑制し、 人間の健康と海洋環境を守り、国全体の長期的利益の最大化のために、公共資源を管理する連邦政府の義務を果たすことができるものでなくてはならない。

水質汚染、特にノンポイント汚染を抑制し...

#### ... 海洋・沿岸の水質及び生態系の改善を図る。

課題:海洋・沿岸水域は、さまざまな汚染物質の累積的影響を受けやすい。有毒化学物質、 栄養素、過剰土砂、大気起因汚染、水が媒介する病気などは、いずれも水質を脅かす。

沿岸から水中に流されたものか、海で投棄されたものかを問わず、ゴミは深刻な問題であ る。水棲侵入種は、船舶がバラスト水を廃棄する際に持ち込まれることが多く、往々にし て在来種を駆逐し、生態系の変異を招く。都市や郊外の活動及び農業活動による汚水は、 革新的かつ協働による解決策、資金、時間を必要とする特に厄介な問題である。

行動:水質汚染問題は多様かつ広範で、解決を図るには、海洋、沿岸、流域の関係につい て考察する必要がある。米国海洋政策審議会は、海洋・沿岸水域の公害に取り組むための 管理手段の適正な組み合わせを得るために、測定可能な水質汚染改善目標の設定、ならび にさまざまな機関、プログラム、及び個人の連携及び協力を勧告する。

#### 既存の漁業管理体制を改良し...

... 科学を積極的に活用し、生態系に基づく管理体制に移行する。

課題:現行の漁業管理体制は、地域の参加の重視、科学と管理の組み合わせ、地域の柔軟 性など、よい点が多い。それにもかかわらず、過去 30 年の間には魚類資源の乱獲、生息地 の悪化、多すぎる生態系及び漁業共同体による悪影響が見られた。改善を図り、生態系に 基づく管理体制に移行するには、科学情報と管理の結び付きの強化が必要である。それは、 管理過程に多様な視点を取り入れることであり、海洋資源の管理を促進するためにインセ ンティブを強化することである。

行動:漁業管理は、最終的には生態系に基づく度合いがもっと強い体制に移行する必要が あるが、当面の改革でも重要な改善を実現できる。特に、米国海洋政策審議会は、漁業ア セスメントと配分決定とを切り離し、地域漁業管理委員会(Regional Fishery Management Council)体制をさらに精緻なものにして、専用入漁権の使用を検討することにより、科学 の役割を強めることを勧告する。

#### 国連海洋法条約に批准し...

#### ... 国際社会における米国の参加を促進する。

課題:国内におけるオーシャンガバナンスの改善と関連して、米国は国際社会における指 導者としての役割と参加の度合いを維持しなければならない。米国の海洋権益の保護と拡 大を図る最善の方法は、国際的な政策立案、グローバルな科学的観察計画、発展途上国の 海洋管理能力を培うプログラムに積極的に関与し続けることである。

行動:米国海洋政策審議会は、米国は国連海洋法条約(国際海洋問題に取り組むための主要な法的枠組み)に加盟すべきであると勧告する。重大な国益が問われており、米国が迅速に加入手続を進めた場合にのみ、条約の来たる活動に全面参加することができる。

### 新たな米国海洋政策の施行

これまで、米国では海洋資産に対する投資は著しく過少なものであった。本報告書全体を 通じて行っている勧告の実施は、希望に満ちた海洋及び沿岸の未来に大きく貢献するだろ う。大きな改善には大きな投資が必要になるが、その見返りは米国経済、人間の健康、環 境、生活の質、安全保障にとって多大なものになるだろう。本報告書における勧告の費用 総額を暫定的に見積もってみると、実施初年度が約13億ドル、2年目が24億ドル、その後 は継続して32億ドルの水準に保たれる。以上の金額については、米国海洋政策審議会が最 終勧告をまとめる際により正確な数値に洗練される。

本報告書には、米国海洋政策審議会の勧告を実施するために必要な連邦及び州の追加的活動の財政支援に関する提案が含まれる。連邦政府の新たな責任を支援し、財源の裏付けのない任務を州に負わせないようにすることが重要である。したがって、米国海洋政策審議

会は、財務省に海洋政策信託基金(Ocean Policy Trust Fund)を設置することを勧告する。同基金は、他の形では配分されない外部大陸棚(outer Continental Shelf: OCS) での石油・天然ガス開発のボーナス及びロイヤルティー、ならびに沖合水域の新たな利用によるその他の収入で構成される。この収入源に占めるかなりの比率の資金を、連邦政府及び沿岸州の海洋・沿岸管理の取組みに充当することにより、米国の新たな包括的国家海洋政策を施行するための安定した収入が確保できる。

今こそ貴重な海洋・沿岸資源の管理方法を改善する絶好の機会である。我々は、使用と持 続可能性とのバランスを向上させ、信頼できる科学と卓越した教育を基礎とし、組織的な 統治制度と地域の積極的な参加を伴った、生態系に基づく管理体制への移行を促す国家政 策を構築することができる。このような変革には、大きな政治的意思と投資、積極的に関 心を抱く一般市民の支援が必要だが、コストをはるかに上回るメリットが期待できる。

米国海洋政策審議会が勧告する重要な行動 ()の番号はSOFによる

- (1) 大統領補佐官が議長を務める国家海洋会議を設置し、大統領府に海洋政策大統領諮 問委員会を設置する
- (2) 米国海洋大気庁(NOAA)を強化し、連邦政府機関の構造を改革する
- (3) 国家海洋会議の推進、支援により、地域海洋評議会を設置するための柔軟かつ任意の過程を定める
- (4) 米国の海洋研究投資を倍増する
- (5) 全米統合海洋観察システムを導入する
- (6) 組織的かつ効果的な公式及び非公式プログラムにより、海洋教育への関心を高める
- (7) 沿岸管理と流域管理の連携を強化する
- (8) 連邦水域に関する組織的管理体制を整備する
- (9) 測定可能な水質汚染(特にノンポイント汚染)改善目標を設定し、その目標を達成 するために、奨励策、技術協力、その他の管理手段を強化する
- (10) 評価(assessment)と配分とを切り離し、地域漁業管理理事会の制度を改良し、専用入 漁権(dedicated access privileges)の使用を検討することにより漁業管理の改革を行う
- (11) 国連海洋法条約に加入する
- (12) 海洋石油・天然ガス開発及びその他の新たな海洋利用による収入により、海洋政策 信託基金を設置して、勧告の実施財源にする

## <sup>第31章:</sup> 勧告の要約

2000年海洋法は、米国海洋政策審議会に30年以上ぶりの海洋関連問題及び法律の 包括的な見直しを命じた。同審議会はこれを受け、より組織的かつ包括的な米国海 洋政策への移行を図るため、ほぼ200項目にのぼる勧告を、本報告書を通じて発表 した。本章は、提案される行動を遂行する担当組織又は個人別に、同勧告の要約を 示すものである。各勧告の実際の本文については、詳細及び背景と併せて、本報告 書の該当する章を参照せよ

#### 指針となる原則

第3章で説明したとおり、海洋政策審議会の取り組みは一連の基本原則に従って進めら れた。この基本原則はすべての勧告の土台となり、包括的な国家海洋政策の基礎を成すべ きものである。

- ・<u>持続可能性(Sustainability)</u>:海洋政策は、将来の世代の欲求を充たしつつ、現在の 世代の欲求も満足させるように設計すべきである。
- ・管理(Stewardship):管理の原則は、政府と一般市民の双方に適用される。米国政府は、公共信託に基づく海洋及び沿岸資源の管理をしており、絶えず国民全員のためにさまざまな海洋及び沿岸資源利用の調整を図らなくてはならない特別な責任を負っている。同様に重要なのは、国民1人ひとりが環境への悪影響を最小限に抑えながら、海洋及び沿岸の価値を認識し、適切な政策を支持し、責任をもって行動することである。
- ・海洋-陸地-大気の関係(Ocean -Land -Atmosphere Connections):海洋、陸地、大気には互いに密接なつながりがあり、地球システムの1つの構成要素に影響を及ぼす行動は別の構成要素にも影響を及ぼすという認識に基づいて、海洋政策を策定すべきである。
- ・<u>生態系に基づく管理(Ecosystem-based Management)</u>:米国の海洋及び沿岸資源は、人

間及び人間以外の種ならびにその生息環境を含むすべての生態系要素の関係を反映 させるように管理すべきである。この原則を適用するにあたっては、政治上の境界 ではなく生態系に基づく適切な地理上の管理区域の明確化が必要になる。

- ・多目的利用の管理(Multiple Use Management):海洋及び沿岸資源については、海洋 及び沿岸環境の全体的な統合性を保全しつつ、さまざまな有効利用の可能性を認識 し、競合する利用のバランスをとることができるような方法でこれを管理すべきで ある。
- ・<u>海洋生物多様性の保全(Preservation of Marine Biodiversity)</u>:海洋生物多様性が失われる傾向がある場合は、生物学的多様性及び生態系サービスの自然な水準の維持または回復を目指して、これを反転させるべきである。
- ・利用可能な最善の科学及び情報(Best Available Science and Information):海洋政策は、 海洋及び沿岸環境に影響を及ぼす自然、社会、経済活動に関して得られる最高の知 識に基づいて、これを策定すべきである。意思決定者は、海洋及び沿岸資源の的確 な管理を促進できるように、質の高い科学及び情報を入手し、これを理解すること ができなければならない。
- ・<u>順応的管理(Adaptive Management)</u>:海洋管理プログラムは、明確な目標を達成し、 将来の管理の科学的基盤を継続的に改善していくための新情報を提供できるように 設計すべきである。管理措置の目標や効果を定期的に再評価することや将来の管理 の実施にあたって新情報を取り入れることが不可欠である。
- ・理解しやすい法律と明確な決定(Understandable Laws and Clear Decisions):海洋及び 沿岸資源の利用に適用される法律は、その遵守を促進するために、国民にとって明 確で調整がとれており、理解しやすいものにすべきである。また、政策決定とその 背景にある理由も、すべての利害関係者にとって明確で理解しやすいものにすべき である。
- ・<u>参加型ガバナンス(Participatory Governance)</u>:海洋利用のガバナンスについては、 すべての国民が当人に影響が及ぶ問題に広く参加できるようにすべきである。
- ・<u>適時性(*Timeliness*)</u>:海洋ガバナンスについては、最大限の効率性と予見可能性に基づく制度にすべきである。
- ・<u>説明責任(Accountability)</u>:意思決定者及び一般市民は、海洋及び沿岸資源に影響を

及ぼす自らの行動に対する説明責任をもつべきである。

・<u>国際責任(International Responsibility)</u>:米国は、国益と全世界の海洋との深い関係を 反映させつつ、他の国家と協調して国際海洋政策の発展及び実施に取り組むべきで ある。

海洋政策審議会の勧告は以上の原則を具体化したものであり、その完全実施は米国 に海洋及び沿岸の恵みを十分に生かし、これらの領域を悩ませている問題を最小限 に抑えた未来をもたらすだろう。

#### 州に強い役割を与える

海洋政策審議会は 2000 年海洋法の指令に従って、すべての政府レベル(州や地方など) における調整されたかつ包括的な国家海洋政策に関する行動を勧告し、連邦政府機関と州 や地方の利害関係者の間の協力関係の強化を求めている。海洋政策審議会は、海洋及び沿 岸管理においては州が中心的役割を負うべきだと考え、州が統合国家海洋政策に貢献する さまざまな機会を明らかにしている。海洋政策大統領諮問委員会は大統領が任命するハイ レベルの諮問機関であり、連邦政府以外の個人及び組織(沿岸諸州の知事、その他の州、準 州、部族、地方政府の代表など)から意見を聞くための重要かつ正式な組織の役割を果たす。

州が関与するべき重要な分野は以下のとおりである。

- ・社会的弱者へのアウトリーチを含む、あらゆるレベルの公式及び非公式の海洋教育
- ・連邦、州、部族、地方の計画立案及び行動の調整を促す地域海洋会議の設置、及び生態
   系に基づくアプローチの支援に必要な情報を提供するための地域海洋情報プログラムの策定
- ノンポイント汚染管理の改善、成長管理、自然災害の緩和、海上輸送計画、地域的な土 砂管理、保全及び再生が必要な最重要生息地の特定を達成するため、沿岸流域の組み入 れをはじめとする沿岸域管理の改善
- ・洪水管理の改善を含む、米国の老朽化した不適切な廃水及び飲料水基盤の機能向上を図 るための優先的な包括的計画の策定
- ・全米水質監視ネットワークの連携及び監視データに基づく有用な成果の創出
- ・海洋侵入種の早期発見、即時通告、迅速対応計画
- 一部、公共のアウトリーチ及び教育を通じての海洋ゴミの防止
- ・商業用魚類資源及び遊漁魚類資源ならびに持続可能な養殖業の管理
- ・サンゴ及びサンゴ礁の保全
- ・海洋保護区の計画及び実施を含む、組織的沖合管理体制の構築
- ・再生可能及び再生不可能な海洋エネルギー源の開発(その環境及び社会経済的影響に対す る注目を含む)

州の貢献が不可欠になるもう1つの分野は、政策決定を支える海洋観測及び科学の発展 である。州は、海洋及び沿岸の人的側面と経済価値を理解する上で必要な社会科学及び経 済研究を含む、基礎及び応用海洋科学技術に関する国家戦略策定の一環として、州の情報 要求と優先課題を伝えなければならない。さらに州は、地域観測システムの計画及び実施、 ならびに地域観測システムの全国的な統合海洋観測システムへの統合に全面的協力者とし て参加すべきである。

下記の勧告の多くは、連邦政府機関が州及び連邦機関ではない海洋政策大統領諮問委員 会と協力することを明示的に求めている。しかし、たとえ明示されていない場合でも、生 態系に基づく管理アプローチへと国家が移行するにあたって州の貢献と行動の重要性は自 明のことである。

#### 勧告の要約

以下のセクションは海洋政策審議会による全勧告の要約であり、行動をとるべきさまざ まな組織及び個人別にまとめてある。勧告は行動主体別に分類してあるが、別の組織及び 個人が目標達成の支援を命じられている場合も多い。各勧告の趣旨は要約を読めばわかる が、文脈(context)、背景説明、勧告の正確な文言、及び実施に関する詳細については、該 当する章を検討する必要がある。 本章における勧告の要約は以下の通りに構成される:

#### I. 連邦議会に対する勧告

#### Ⅱ. 行政府に対する勧告

- A. 大統領
- B. 国家海洋会議(National Ocean Council: NOC)
  - 海洋科学・教育・技術・業務に関するNOC委員会(NOC Committee on Ocean Science, Education, Technology, and Operations)

i) 海洋教育局(Office on Ocean Education: Ocean.ED)

ii) 海洋観測局(Office on Ocean Observing: Ocean.US)

iii) 海洋情報局(Office on Ocean Information: Ocean.IT)

- C. 大統領補佐官
- D. 海洋政策大統領諮問委員会(Presidential Council of Advisors on Ocean Policy)

#### Ⅲ. 連邦政府機関に対する勧告

- A. 米国商務省(U.S. Department Commerce)、米国海洋大気庁(National Oceanic and Atmospheric Administration)
  - 1. 米国海洋漁業局(National Marine Fisheries Service)
- B. 米国環境保護庁(U.S. Environmental Protection Agency)
- C. 米国国防総省(U.S. Department of Defense)
  - 1. 米国海軍(U.S. Navy)
    - i) 海軍研究所(Office of Naval Research)
  - 2. 米国陸軍工兵隊(U.S. Army Corps of Engineers)
- D. 米国国土安全保障省(U.S. Department of Homeland Security)、米国沿岸警備隊(U.S

#### Coast Guard)

- E. 全米科学財団(National Science Foundation)
- F. 米国内務省(U.S. Department of Interior)
  - 1. 米国地質調查所(U.S. Geological Survey)
  - 2. 鉱物管理局(Minerals Management service)
  - 3. 米国魚類野生生物局(U.S. Fish and Wildlife Service)
- G. 米国国務省(U.S. Department of State)
- H. 米国航空宇宙局(National Aeronautics and Space Administration)
- I. 米国運輸省(U.S. Department of Transportation)
- J. 米国保健社会福祉省(U.S. Department of Health and Human Services)、国立衛生研 究所(National Institutes of Health)、国立環境衛生科学研究所(National Institute of Environmental Health Sciences)

- K. 米国農務省(U.S. Department of Agriculture)
- L. 米国労働省(U.S. Department of Labor)
- M. 省庁間組織
  - 水棲有害種タスクフォース(Aquatic Nuisance Species Task Force)及び全米侵入 種評議会(National Invasive Species Council)
  - 2. 全米浚渫チーム(National Dredging Team)
  - 3. 米国サンゴ礁タスクフォース(U.S. Coral Reef Task Force)

#### IV. 地域機関に対する勧告

- A. 地域海洋会議(Regional Ocean Councils)
- B. 地域海洋情報プログラム(Regional Ocean Information Programs)
- C. 地域漁業管理評議会(Regional Fishery Management Councils)
- D. 地域浚渫チーム(Regional Dredging Teams)
- V. 国際問題に関する勧告

#### I. 連邦議会に対する勧告

勧告 4-1. 連邦議会は、国家海洋会議(NOC)及び連邦政府以外の代表で構成される海洋政策 大統領諮問委員会を大統領府に設置し、海洋及び沿岸に関する連邦政府のリーダーシップ及び 連携を強化すべきである。連邦議会が両機構の法制化を進める間、大統領は、大統領令により 両機構を設置するとともに、大統領補佐官を国家海洋会議の議長に任命して、統合国家海洋政 策の実施に即刻着手すべきである。

勧告 4-6. 連邦議会は、大統領補佐官、国家海洋会議、海洋政策大統領諮問委員会を支援する海洋政策局(Office of Ocean Policy)を設置すべきである。スタッフの支援を直ちに行うため、大統領は、国家海洋会議の設置を命じる大統領令に海洋政策局の設置も加えるべきである。

勧告 4-7. 連邦議会は国家海洋会議と協力して、海洋観測、業務、施設、教育を海洋研究ミッションに統合するために、米国海洋パートナーシップ法(National Oceanographic Partnership Act: NOPA)を改正(amend)すべきである。また、全米海洋研究指導(者)評議会(National Ocean Research Leadership Council)の強化及び拡充を行って、海洋科学・教育・技術・業務委員会 (Committee on Ocean Science, Education, Technology, and Operations: COSETO)に名称変更すること。改正(amend)米国海洋パートナーシップ法には、海洋科学・教育・技術・業務委員会 (COSETO)は国家海洋会議に直属し、科学技術政策局(Office of Science and Technology Policy)長官が議長を務めることを明記すべきである。

勧告 5-2. 連邦議会は地域海洋情報プログラムを全国的に確立し、海洋及び沿岸管理の改善の支援を図るために連携を強化し、研究/データ収集/科学に基づく情報製品(product)/アウトリーチ活動に対して地域の優先順位を設定すべきである。地域海洋情報プログラムは直ちに設置すべきであり、任意の、そしてより複雑になる可能性がある地域海洋会議設置プロセスとは独立して行うべきである。

勧告 5-5. 連邦議会は、地域海洋情報プログラムを管理する地域委員会を設置すべきである。 各地域委員会は、幅広い分野にわたる利害関係者でこれを構成し、国家海洋会議に提出する地 域計画を作成し、地域海洋観測システムを監督する。プログラムの優先事項は、主として助成金 プロセスを通じて実施すべきである。

勧告 6-1. 連邦議会は国家海洋会議と協力して、連邦水域の現行及び予測可能な利用のそれ ぞれについて、主管連邦政府機関による管理が行われるように確保しなければならない。主管連 邦政府機関は他の関係連邦政府機関当局と連携して、公益に対して全面的配慮が払われるよう にするべきである。連邦議会の行動を待つ間、国家海洋会議は新たな海洋活動を監督するため に、暫定的な主管機関を指定すべきである。 勧告 6-2. 連邦議会は国家海洋会議及び地域海洋会議と協力して、すべての海洋利用に対し てバランスのとれた調整を図るための指針を示す、生態系に基づく海洋管理体制を確立すべきで ある。連邦議会は、必要に応じて新たな海洋管理体制の原則と完全に統合し、その原則に基づく 包括的な単一の海洋ガバナンス専用の総合的機構の必要性を認識すべきである。生態系に基 づく海洋管理体制には、新たに発生してくる活動を組み入れるプロセスと、当該活動から生ずる 資源地代(rent)の妥当な一部が社会に還元される政策が含まれるべきである。

勧告 7-1. 連邦議会は、米国海洋大気庁(NOAA)の設立及び任務を成文化する基本法を可決 すべきである。この基本法では、NOAA の構造が、生態系に基づく管理の原則及び 3 つの主要 機能(アセスメント・予測・運営、資源管理、研究及び教育)との整合性を保つようにすべきである。

勧告 7-4. 連邦議会は、迅速な連邦議会の承認を条件として、連邦政府省庁の再編成に関する 大統領の提案権を認めるべきである。また、法律により、連邦議会が大統領の提案を修正すること ができないようにするとともに、大統領による計画(plan)提出後一定期間内の採決を義務づけるべ きである。

勧告 8-2. 連邦議会は、NOAA の予算の勘定科目として、国家海洋会議の指図で使われる新た な国家海洋会議海洋教育局(Ocean.ED)の運営及び関連プログラムの実施のための資金を提供 すべきである。NOAA は、国家海洋会議が承認した他の連邦政府機関及び連邦政府以外の機 関に対する海洋教育局資金を簡素化された分配プロセスを策定すべきである。

勧告 9-1. 連邦議会は、沿岸諸州の計画立案及び調整能力を強化し、沿岸諸州が沿岸流域に 集中し、より効果的に成長を管理することができるようにするために沿岸域管理法(Coastal Zone Management Act)を再認可すべきである。改正法には、資源アセスメントの要件、測定可能な目標 及び成果基準の設定、プログラム評価の改善、高い成果に対する報奨策及び怠慢抑止策、沿岸 流域を含める境界の拡大を盛り込むべきである。

勧告 9-2. 連邦議会は、強化した NOAA に地域ごとの沿岸管理プログラムを統合し、各プログラムの強みを活用すべきである。少なくとも、現在 NOAA が管理している沿岸水域管理、全米河口研究保存システム(National Estuarine Research Reserve System)、全米海洋保護区(National Marine Sanctuary)の各プログラム、及び他の機関が管理している沿岸堤防資源システム(Coastal Barrier Resources System)、全米河口プログラム(National Estuary Program)、米国魚類野生生物局沿岸プログラム(U.S. Fish and Wildlife Service Coastal Program)などのプログラムを統合すべきである。

勧告 9-4. 連邦議会は、沿岸域管理法、水質汚染防止法(Clean Water Act)、及びその他の連邦

法を必要に応じて改正し、流域イニシアティブに対する財務、技術、組織面での支援を強化すべきである。改正法には、適切なインセンティブと地域のばらつきに対する柔軟性を盛り込むべきである。国家海洋会議は、流域イニシアティブの目的、構造、利害関係者の構成、成果に関する指針を策定すべきである。

勧告 10-4. 連邦議会は、連邦緊急事態管理庁(Federal Emergency Management Agency: FEMA)の要求事項に合致する防災計画を作成するために、州及び地方機関に対する財政及び 技術支援を強化すべきである。国家海洋会議は、連邦政府の災害関連財政及びインフラ支援を 連邦緊急事態管理局承認の州及び地方機関の防災計画実現と結び付ける機会を明確にすべき である。

勧告 11-1. 連邦議会は沿岸域管理法を改正し、専門の沿岸及び河口域保全プログラムを承認 すべきである。このプログラムの実現のため、各州の沿岸管理プログラムは最重要沿岸生息地を 特定し、保全に積極的な土地所有者間の協力関係確立計画を作成すべきである。

勧告 11-3. 連邦議会は、連邦政府機関が生息地保全及び再生資金の一部を関連するアセスメント、監視、研究、教育を自由裁量によって使用できる権限の拡大を認める関連法を改正すべきである。

勧告 12-4. 米国陸軍工兵隊(U.S. Army Corps of Engineers: USACE)、NOAA、米国環境保護 庁(U.S. Environmental Protection Agency)、及び米国地質調査所(U.S. Geological Survey)は、土 砂管理の改善を図るためのアセスメント、モニタリング、研究、技術開発と強化する戦略を策定す べきである。連邦議会は、米国陸軍工兵隊に対し、過去のプロジェクトの結果の監視及びその活 動が沿岸流域及び生態系に与える蓄積的かつ地域的な影響についての研究を奨励するため に、現行の認可及び資金提供プロセスを変更すべきである。

勧告 13-1. 連邦議会は、米国運輸省(U.S. Department of Transportation: DOT)を海上輸送シス テムの計画立案及び監督の主管連邦政府機関に指定すべきである。米国運輸省は、同システム の状況及び将来のニーズに関する定期的な報告書を提出すべきである。国家海洋会議は、他の 連邦政府機関の重複している機能を明らかにし、米国運輸省への当該機能移転の妥当性につ いて勧告を行うべきである。

勧告 13-2. 連邦議会は海上輸送システム省庁間委員会(Interagency Committee for the Marine Transportation System)を成文化し、これを国家海洋会議の監督下に置くべきである。同委員会は、米国海上輸送システムにおける参加者間の連携を強化し、他の輸送方式や他の海洋及び沿岸利用及び活動との統合を促進すべきである。

勧告 14-9. 連邦政府によるノンポイント汚染対策の改善及び強化を図るため、連邦議会は水質 汚濁防止法を改正して、NOAA の執行権限を有するノンポイント汚染プログラム(沿岸域再授権 改正法 6217 条に基づいて設定)を米国環境保護庁のインセンティブ型プログラム(水質汚染防止 法 319 条に基づいて設定)の一部にすべきである。

勧告 14-10. 連邦議会は、州が独自の水質基準の達成に向けて有意な進捗をみせない場合 に、水質汚染防止法及びその他の適用法に基づいて、連邦政府機関が財務的な怠慢防止策を 課し、確実に行動に移させるための強制力のある管理手段を講じる権限を与えるべきである。

勧告 16-2. 連邦議会は、海上保安及び環境保護を目的とする成果ベースの検査プログラムの 維持及び強化に必要な資源を米国沿岸警備隊(U.S. Coast Guard)に提供すべきである。このよう な分野において沿岸警備隊に資源を確約することは、船舶保安検査その他の保安要求事項に 対する新たな要求との調整が必要である。

勧告 16-5. 連邦議会は水質汚染防止法を改正して、大型客船からの廃水を管理するための新たな国家的体制を確立すべきである。廃水管理には、統一廃棄基準及び廃棄物管理手順、廃棄物管理プロセスを追跡調査するための完全な記録保持要件、統一プロトコルに基づいた船舶運行事業者によるサンプリング、検査、監視義務、革新的処理技術への企業投資を奨励する柔軟性と報奨策などの要素が含まれる。

勧告 16-8. 連邦議会は、船舶所有者に改良型処理装置搭載の奨励策を提供するとともに、船舶汚染防止法(Clean Vessel Act)に基づいて排水設備設置の助成強化をすべきである。また連邦議会は国家海洋会議の意見及び情報を得た上で、船舶汚染防止法の補助金交付プログラムを米国環境保護庁に移して、海洋浄化装置関連プログラムの管理を統合することを検討すべきである。

勧告 16-11. 連邦議会は、船舶所有者を対象とするレクリエーション用船舶への低汚染エンジン 搭載奨励プログラムを策定すべきである。

勧告 19-1. 連邦議会は、マグナソン・スティーブンス漁業保存管理法及び関連法を改正し、地域 漁業管理委員会及び州間漁業委員会が各科学統計委員会(Scientific and Statistical Committees: SSC)を利用し、SSC の調査結果と助言を意思決定プロセスに取り入れることを義務 づけるべきである。このより強力な役割を果たすために、科学統計委員会の委員は、科学及び利 害対立に関するより厳格な要件を満たした上で報酬を受けるべきである。

勧告 19-9. 連邦議会は、NOAA の拡大地域共同研究プログラムに対する支援を強化すべきである。このプログラムは、科学者及び商業漁業ならびに遊漁業従事者の共同プロジェクトの調整を

図り、資金を提供するものである。NOAA は、すべての共同研究案に対する外部評価及びランク 付けのプロセスを定めて、最も有意義なプロジェクトに対して資金が提供され、最も有能な関係者 が当該研究を実施し、管理者にとって科学的に信頼でき有用な情報が作り出されるようにすべき である。

勧告 19-10. 連邦議会は、大西洋岸漁業共同管理法(Atlantic Coastal Fisheries Cooperative Management Act)と同様な法的権限を新たに設定して、湾岸及び太平洋岸諸州漁業管理委員会 (Gulf States and Pacific States Fisheries Management Commissions)を支援し、その権限を強化す べきである。すべての州間管理計画は、マグナソン・スティーブンス漁業保存管理法の国家基準 及びこの基準を実施する連邦政府ガイドラインを遵守すべきである。各州は、ガイドラインの策定 に参加して、ガイドラインが州間計画にとって適切であることを確認すべきである。

勧告 19-11. 魚類資源が行政上の境界にまたがる場合は、連邦議会が明確な漁業管理の管轄 区域と管轄権を指定すべきである。各漁業管理計画ごとに、州、地域漁業管理委員会、州間漁 業委員会、または NOAA のいずれかを主管当局に指定する。主管当局は、主として各管理当局 に関連する漁獲高の比率に基づいて指定するが、指定後は、年間漁獲高に基づいて管理権限 は変更されてはならない。

勧告 19-12. 連邦議会はマグナソン・スティーブンス漁業保存管理法を改正し、地域漁業管理委員会委員の欠員に対して、幅広い候補者名簿の提出を知事に義務づけるべきである。候補者名簿には、商業漁業、遊漁業、一般市民の各部門からそれぞれ2名以上の代表を記載する。

勧告 19-13. 連邦議会は、見識があり、公正で、さまざまな利益を反映する委員会を作成することを目指して地域漁業管理委員会の役員を指名する責任を NOAA に与えるべきである。

勧告 19-15. 連邦議会は、マグナソン・スティーブンス漁業保存管理法を改正し、漁業管理者に は専用入漁権を設定する権限が与えられていることを確認すべきである。連邦議会は、米国海洋 漁業局(National Marine Fisheries Service)に対して、専用入漁権の設定にあたっては地域的柔 軟性をその履行の際に認める国のガイドラインを作成するよう命ずるべきである。すべての連邦政 府、州間、及び州の漁業管理機関は、当該プログラムを導入する利点を考慮に入れるべきであ る。

勧告 19-16. 連邦議会は、漁業融資プログラム(Fisheries Finance Program)(旧「漁船債務保証プログラム(Fishing Vessel Obligation Guarantee Program)」)、資本構築基金(Capital Construction Fund)、及び漁業の過剰資本を促すその他のプログラムを撤廃すべきである。NOAA は、漁獲高を持続可能な水準にまで恒久的に削減するプログラムを実施すべきである。

勧告 19-17. 連邦議会は、米国海洋漁業局と州の海事執行機関との共同漁業執行プログラムを 実施するための共同執行協定(Joint Enforcement Agreements)に対する支援を強化すべきであ る。米国沿岸警備隊は、重要な参加者として当該合意に加わるべきである。

勧告 20-1. 連邦議会は、海洋哺乳類保護法(Marine Mammal Protection Act)を改正し、海洋哺 乳類委員会(Marine Mammal Commission)が独立を保ちながら、国家海洋会議を通してすべて の関係連邦政府機関と調整をとることを義務づけるべきである。国家海洋会議は、個体群が危険 にさらされている他の海洋動物について、同様の監視機関を設ける必要性がないか検討すべき である。

勧告 20-2. 連邦議会は、海洋哺乳類保護法を改正し、すべての海洋哺乳類の保護をNOAAの 管轄下に置くべきである。

勧告 20-4. 連邦議会は、海洋哺乳類保護法を改正し、許可が不要の活動、許可が必要な活動、禁止されている活動に関するより明確な分類を NOAA に義務づけるべきである。

勧告 20-5. 連邦議会は、海洋哺乳類の生存及び再生にとって重要な行動を著しく妨げる活動 のみを対象とするように迷惑行為の定義を改めるため、海洋哺乳類保護法を改正すべきである。

勧告 20-8. 連邦議会は、海洋音響及び騒音が海洋哺乳類に与える影響の研究に対する支援を 強化すべきである。この資金は、全米科学財団(National Science Foundation)、米国地質調査所、 鉱物管理局(Minerals Management service)など、いくつかの機関に配分し、この分野における米 国海軍の研究への依存度を引き下げるべきである。当該研究プログラムでは、政府全体で十分に 連携し、科学、商業、業務(operational)活動によって生ずる騒音に関係するさまざまな問題点に ついて調査すべきである。

勧告 21-1. 連邦議会は、サンゴ生態系の研究、保護、再生を対象とするサンゴ保護管理法 (Coral Protection and Management Act)を可決すべきである。この法律は、主として NOAA 及び米 国サンゴ礁タスクフォース(U.S. Coral Reef Task Force)による地図作製、モニタリング、研究に支援を提供するべきものである。

勧告 21-2. 連邦議会は、米国サンゴ礁タスクフォースの成文化及び強化を行い、これを国家海 洋会議の管轄下に置くべきである。同タスクフォースについては、その責任の範囲を暖水サンゴ 礁と寒水サンゴ礁共同体の両方に拡大し、米国エネルギー省(U.S. Department of Energy)及び 米国陸軍工兵隊をメンバーに加えることにより、これを強化すべきである。また、同タスクフォース は、ノンポイント汚染、漁業、その他の活動がサンゴ資源に与える影響に対処するため、地域の生 態系に基づく計画作成の調整を図るべきである。 勧告 22-1. 連邦議会は、米国養殖法(National Aquaculture Act)を改正して、NOAA に持続可能 な海洋養殖局(Office of Sustainable Marine Aquaculture)を設置し、環境的かつ経済的に持続可 能な海洋養殖に関する国家政策の実施にあたる主管連邦政府機関に NOAA を指定すべきであ る。

勧告 22-3. 連邦議会は、NOAA の海洋養殖研究、開発、訓練、拡張、技術移転プログラムの拡充に対する支援を強化すべきである。NOAA に新設される持続可能な海洋養殖局は、産学その他の関係者と緊密に協力して、研究及び技術プログラムの優先課題を設定すべきである。

勧告 23-4. 連邦議会は、海洋及び人間の健康分野の研究及びモニタリング・プログラムの調整、監督、資金提供を行うため、複数機関にまたがる全国的な海洋及び人間の健康イニシアティブを策定すべきである。

勧告 24-1. 連邦議会は、国家海洋会議のインプットを得た上で、連邦政府が外部大陸棚の石油 及び天然ガスのリース及び採取から得る収入の一部が、すべての沿岸諸州に対する助成金を通 して持続可能な開発及び再生可能な海洋及び沿岸資源の保全に確実に投資されるようにすべき である。助成金については、沿岸で外部大陸棚の石油及び天然ガスが生産される州の取り分を 最高にし、隣接する連邦水域におけるエネルギー活動が環境及び社会経済に与える影響の対 策費を補償すべきである。

勧告 24-5. 連邦議会は、国家海洋会議の意見及び情報を得た上で、組織的海洋管理体制の 一部として再生可能な海洋エネルギー開発の包括的な管理に関する法律を制定すべきである。

勧告 25-1. 連邦議会は、連邦政府の海洋及び沿岸研究予算を今後 5 年間で 2004 年の約 6 億 5,000 万ドルから年間 13 億ドルへと倍増させるべきである。この新たな資金の一部は、地域情報 収集プログラムが監督する研究の支援、ナショナル・シーグラント・カレッジ・プログラム(National Sea Grant College Program)の拡充、本報告書記載のその他の最優先研究分野の支援に充当す べきである。

勧告 25-4. 連邦議会は、大幅に拡充されている国家海洋探査プログラムを支援すべきである。 NOAA 及び全米科学財団を主管機関に指定し、他に米国地質研究所及び米国海軍研究所 (U.S. Navy's Office of Naval Research)も関与すべきである。一般市民へのアウトリーチ及び教育 を同プログラムの重要な構成要素にすべきである。

勧告 26-3. 連邦議会は、米国海洋パートナーシップ法を改正し、海洋観測局(Ocean.US)を正式 に設置し、その任務の遂行に必要な予算を割り当てるべきである。海洋観測局は、国家海洋会議 (NOC)の海洋科学・教育・技術・業務委員会の直属にすべきである。連邦議会は、海洋観測局資金を国家海洋会議の承認を受けて使われる NOAA 予算の勘定科目にすべきである。

勧告 26-8. 連邦議会は、米国航空宇宙局(NASA)の地球環境観測衛星を関連資源と併せて NOAA に移し、継続運用を達成すべきである。NOAA と米国航空宇宙局は協力して、各地球環 境観測衛星の打ち上げ後の円滑な移行を図るべきである。

勧告26-9. 連邦議会は、統合海洋観測システム(IOOS)をNOAA 予算の勘定科目に設けて資金 を提供し、国家海洋会議の指図と承認を受けて使うようにすべきである。統合海洋観測システム 資金は、会計年度を限定せずに割り当てるべきである。NOAA は、統合海洋観測システム資金を 他の連邦政府パートナー及び連邦政府以外のパートナーに能率的に分配するプロセスを策定す べきである。

勧告 27-4. 連邦議会は、重要な海洋インフラ及び技術ニーズに対して近代化基金を設立すべきである。支出の優先順位は、国家海洋会議の海洋及び沿岸インフラ及び技術戦略に基づいて、これを定めるべきである。

勧告 28-1. 連邦議会は、米国海洋パートナーシップ法を改正し、海洋情報局(Ocean.IT)と呼ば れる海洋及び沿岸データ及び情報管理に関する連邦政府省庁間の計画立案組織を設立すべき である。海洋情報局は、海洋データ及び情報管理に関わるすべての連邦政府機関の代表で構 成し、小規模な事務局の支援を受け、国家海洋会議海洋科学・教育・技術・業務委員会に報告 すべきである。

勧告 30-1. 連邦議会は、国家海洋会議の意見及び情報を得た上で、米国財務省に海洋政策 信託基金を設立すべきである。同基金は、外部大陸棚の石油及び天然ガスのリース及び開発、 ならびに連邦水域における新規の活動に対して課される資源地代(rents)からの連邦政府の未配 分歳入で構成すべきである。信託基金の資金は、海洋及び沿岸管理の改善を支援するために沿 岸諸州及び連邦政府機関に広く分配すべきである。この新たな資金源は、既存の海洋及び沿岸 プログラム予算に代わるものではなく、これを補完するものであり、新しい任務または任務が拡大さ れた場合の資金に充当すべきである。

#### Ⅱ. 行政府に対する勧告

#### A. 大統領

勧告 4-1. 連邦議会は、国家海洋会議及び連邦政府以外の代表で構成される海洋政策大統領 諮問委員会を大統領府に設置し、海洋及び沿岸に関する連邦政府のリーダーシップ及び連携を 強化すべきである。連邦議会が両機構の法制化を進める間、大統領は、大統領令により両機構 を設置するとともに、大統領補佐官を国家海洋会議の議長に任命して、統合国家海洋政策の実施に即刻着手すべきである。

勧告 4-5. 連邦政府外の個人及び組織の意見及び情報を得るための正式な組織である海洋政策大統領諮問委員会は、海洋及び沿岸政策問題について大統領に助言すべきである。大統領は諮問委員会に対して、海洋及び沿岸問題に精通した経験の深い連邦政府外の人たちを代表者に選ぶよう命令すべきである。

勧告 4-6. 連邦議会は、大統領補佐官、国家海洋会議、海洋政策大統領諮問委員会を支援する海洋政策局(Office of Ocean Policy)を設置すべきである。スタッフの支援を直ちに行うため、大統領は、国家海洋会議の設置を命じる大統領令に海洋政策局の設置も加えるべきである。

勧告 4-11. 大統領は大統領令により、地域間で共有する境界線に関する連邦政府の再編成及 び最終的な地域海洋会議の設立に先立って、海洋及び沿岸関連部門のある連邦政府機関に命 じて直ちに地域間の調整を強化すべきである。このプロセスの一環として、連邦政府機関は地 域、州、準州、部族、地方政府及び非政府団体と協力し、各地域の懸念事項となっている主要な 問題点を特定すべきである。

勧告 5-4. 環境資質諮問委員会(Council on Environmental Quality)は、国家環境政策法 (National Environmental Policy Act)ガイドラインを改正し、海洋及び沿岸関連活動案の環境影響 報告書では、地域海洋情報プログラムの監督下で実施される地域生態系アセスメントの結果を考 慮に入れることを義務づけるべきである。

勧告 7-2. 大統領は、行政管理予算局(OMB: Office of Management and Budget)の天然資源プログラム(Natural Resources Program)における NOAA の予算を、米国農務省、エネルギー省、内務省、米国環境保護庁、全米科学財団、米国航空宇宙局、米国陸軍工兵隊土木工事局 (Directorate of Civil Works)の予算と併せて見直すよう行政管理予算局に指示すべきである。

勧告 7-5. 国家海洋会議及び海洋政策大統領諮問委員会の設立、NOAA の強化、及び類似の 連邦政府海洋及び沿岸プログラムの統合に続いて、大統領は連邦政府の再編成を連邦議会に 提案すべきである。この再編成では、海洋、陸地、大気のすべての資源の関係性を認識し、生態 系に基づく天然資源のより統一的な管理に適した構造を確立する。

勧告 28-6. 大統領は、統合地球環境データ及び情報システムの設計という目標に伴い、全米環 境データ・アーカイビング・同化・モデリング・配信システムの近代化を計画するための省庁間タス クフォースを招集すべきである。

#### B. 国家海洋会議(National Ocean Council: NOC)

勧告 4-2. 国家海洋会議(NOC)は、海洋及び沿岸問題に十分な注意を払い、適切な国家目標 及び政策を策定して実施を指導し、連邦政府の多数の海洋及び沿岸担当省庁の連携を図るべ きである。国家海洋会議は、大統領補佐官が議長を務め、海洋に関連する責務を担うすべての 閣僚及び独立機関の長官で構成すべきである。

勧告 4-3. 国家海洋会議は、生態系に基づく管理体制への移行にあたり、生態系に基づく管理の原則を採用し、連邦政府機関を支援すべきである。

勧告 4-8. 国家海洋会議は、海洋資源管理委員会(Committee on Ocean Resource Management) を設置し、海洋関連機関の資源管理活動をよりよい形で統合すべきである。この委員会は、海洋 及び沿岸に関する省庁間の既存の取り組みを監督及び調整し、必要に応じて新たにその時どき の課題に取り組むタスクフォースを設置するよう勧告し、重要な海洋要素をもつ環境及び天然資 源に関する政府全体の取り組みとの連携を図るべきである。海洋資源管理委員会の議長は、環 境資質諮問委員会の議長が兼任し、国家海洋会議のメンバーである省庁の次官や次官補を委 員に加えるべきである。

勧告 4-9. 国家海洋会議は、既存の海洋関連評議会及び委員会すべてを検討し、現行の有用 性及び報告体制について勧告すべきである。

勧告 4-10. 国家海洋会議は、連邦議会、海洋政策大統領諮問委員会、州、準州、部族、地方のリーダー、及び民間部門、非政府組織、学術機関の代表と緊密に協力しながら、地域海洋会議設置のために、任意に柔軟なプロセスを策定すべきである。

勧告 5-6. 国家海洋会議は、地域海洋情報プログラムの研究及び観測要素の両方に対して適切な支援が提供されていることを確認すべきである。

勧告 6-1. 連邦議会は国家海洋会議と協力して、連邦水域の現行及び予測可能な利用のそれ ぞれについて、主管連邦政府機関による管理が行われるように確保しなければならない。主管連 邦政府機関は他の関係連邦政府機関当局と連携して、公益に対して全面的配慮が払われるよう にするべきである。連邦議会の行動を待つ間、国家海洋会議は新たな海洋活動を監督するため に、暫定的な主管機関を指定すべきである。

勧告 6-3. 国家海洋会議は、海洋保護区の効果的な設計及び導入のための統一的プロセスに つながる国家の目標及びガイドラインを策定すべきである。海洋保護区は、利用可能な最善の科 学情報に基づいてこれを指定し、継続的な環境保護及び社会経済的効果を確保するために定期的に評価、監視、修正すべきである。

勧告 8-1. 国家海洋会議は、海洋科学・教育・技術・業務委員会の下に Ocean.ED という国家海 洋教育局を設置し、連邦政府の取り組みの調整、自然及び社会科学の教育的成果の向上、海 洋意識の向上を図るべきである。

勧告 8-5. 国家海洋会議は全米科学財団と協力し、海洋教育局(Ocean.ED)を通して運営、監視、資金提供を行うべきプログラムとして、海洋科学教育エクセレンス・センター(Centers for Ocean Science Education Excellence)を国家海洋会議の組織内に移すとともに、その拡大を図るべきである。

勧告 9-3. 国家海洋会議は、脆弱で被害を受けやすい沿岸地域の不適切な成長を阻止するために連邦政府の資金援助及びインフラ・プログラムに対して改正を勧告し、経済的かつ環境的に持続可能な開発の実現を目指す国家、地域、州の目標との整合性を確保すべきである。

勧告 9-4. 連邦議会は、沿岸水域管理法、水質汚染防止法、及びその他の連邦法を必要に応じて改正し、流域イニシアティブに対する財務、技術、組織面での支援を強化すべきである。改正法には、適切なインセンティブと地域のばらつきに対する柔軟性を盛り込むべきである。国家海洋会議は、流域イニシアティブの目的、構造、利害関係者の構成、成果に関する指針を策定すべきである。

勧告 10-1. 国家海洋会議は、ピア・レビューにより沿岸プロジェクトの費用便益分析結果の妥当 性を確保し、一般市民への透明性を高め、沿岸プロジェクトの影響を緩和する要件を課し、より広 範な沿岸計画立案活動と当該プロジェクトの調整を図るために、米国陸軍工兵隊土木工事プログ ラムを見直して、その変更を勧告すべきである。

勧告 10-2. 国家海洋会議は、連邦緊急事態管理庁の主管のもとに、州及び地方政府及び関係 連邦政府機関の代表で構成するタスクフォースを設置し、危険関連データの収集及び有用性の 向上を図るべきである。

勧告 10-3. 国家海洋会議は、沿岸の災害度の高い地域における建設の明確な抑制策を策定 し、自然災害に対する脆弱性の緩和策を実施し、未開発の氾濫原及び浸食地区の開発をやめさ せる強制力のある仕組みを構築するために、全米洪水保険プログラム(National Flood Insurance Program)の改正を勧告すべきである。

勧告10-4. 連邦議会は、連邦緊急事態管理庁の要求事項に合致する防災計画を作成するため

に、州及び地方機関に対する財政及び技術支援を強化すべきである。国家海洋会議は、連邦政府の災害関連財政及びインフラ支援を連邦緊急事態管理局承認の州及び地方機関の防災計画 実現と結び付ける機会を明確にすべきである。

勧告 11-2. 国家海洋会議は、海洋及び沿岸生息地の保全及び再生活動のための国家目標を 策定し、連邦政府の関連活動すべての調整を図るべきである。地域海洋会議及び地域海洋情報 プログラムは、生息地の保全及び再生の必要性を明確にし、国家の目標と整合性のある地域の 目標及び優先順位を設定すべきである。

勧告 11-4. 国家海洋会議は、沿岸生息地及び流域の管理活動と結び付いた包括的湿地保護 プログラム策定の調整を図り、水質汚染防止法 404 条の湿地許可プロセスをより広範な管理アプ ローチに統合する特別な勧告を行うべきである。

勧告 12-1. 国家海洋会議は、経済と生態系の両面の必要性を考慮して、地域の土砂管理に関 する国家戦略を策定すべきである。この戦略は、農業、浚渫、汚染物質排出、及び堆積物の流れ や質に影響を及ぼすその他の活動が海洋環境に与える悪影響について検討すること、流域計画 の作成に港湾管理者、沿岸計画作成者、その他の関係者を必ず参加させること、生態系に基づ く管理の原則を堆積物に影響を及ぼす活動を許可する際の基盤にするよう義務づけることなど、 いくつかの目標を達成すべきである。

勧告 13-1. 連邦議会は、米国運輸省を海上輸送システムの計画立案及び監督の主管連邦政 府機関に指定すべきである。米国運輸省は、同システムの状況及び将来のニーズに関する定期 的な報告書を提出すべきである。国家海洋会議は、他の連邦政府機関の重複している機能を明 らかにし、米国運輸省への当該機能移転の妥当性について勧告を行うべきである。 勧告 14-8. 国家海洋会議は、被害を受けたすべての沿岸流域のノンポイント汚染の大幅削減を 国家目標として設定し、人間の健康及び生態系に基づく水質基準の達成に焦点を合わせた具体 的かつ測定可能な目標を設定すべきである。国家海洋会議は、こうした目標を達成するために、

連邦政府のノンポイント汚染プログラムすべての調整が確実に図られるようにすべきである。

勧告 14-13. 国家海洋会議及び地域海洋会議は、技術上、制度上、財政上十分な支援を提供 することにより、ノンポイント汚染に関連する問題に対する協働流域グループの解決能力を強化す べきである。

勧告 16-15. 国家海洋会議は、米国沿岸警備隊と緊密に連携して、海事分野の意識を高めるイ ニシアティブを策定及び実施し、沿岸及び海洋管理のあらゆるニーズに対して効果的な支援を確 実に提供すべきである。 勧告 17-2. 国家海洋会議は、現行の米国バラスト水管理調査及びデモンストレーション・プログ ラムについて独自の科学的検討を委託し、改善案を勧告すべきである。

勧告 17-3. 国家海洋会議は、水棲有害種タスクフォース(Aquatic Nuisance Species Task Force) 及び全米侵入種評議会(National Invasive Species Council)と協力して、予防の重要性について の一般の認識を高めることを目的に、水棲侵入種に関する一般市民への教育及びアウトリーチ活 動の調整を図るべきである。

勧告 17-5. 国家海洋会議は、連邦政府、地域、州の乱立する海棲侵入種管理プログラムの見 直し、調整、合理化を行うべきである。最低限の費用で侵入の可能性を最小限に抑える、故意及 び過失による種の持ち込みに関するリスク評価及び管理方法を策定するために、調整のとれた計 画を実施すべきである。

勧告 17-7. 国家海洋会議は、水棲種の侵入を理解し、予防するための省庁間の研究及び監視 計画の策定及び実施の調整を図るべきである。研究及び監視は、基礎となる分類学情報の収 集、侵入病原体及び媒介動物の特定、種の持ち込みの背景にある人的側面についての理解、 侵入を最小限に抑えるための新たな選択肢の策定に焦点を合わせて行うべきである。

勧告 18-2. 国家海洋会議は、米国環境保護庁及び NOAA が共同議長を務める海洋廃棄物省 庁間委員会を再設置すべきである。同委員会は、一般市民へのアウトリーチ及び教育、監視及び 特定、調査、及び地方政府、地域社会グループ、産業界との協力など、海洋廃棄物に関する国 内の活動と国際的な活動の拡大及び連携の強化を図るべきである。

勧告 19-26. 海洋関連国際政策の策定及び実施を担当する国家海洋会議の国際委員会は、他の諸国に対して国連食糧農業機関(FAO)の責任ある漁業のための行動規範(Code of Conduct for Responsible Fisheries)及びその他の行動計画(Plans of Actions)の採用を奨励する最も効果的な方法を特定するためのプロセスを開始し、米国国務省及び国家海洋会議にその結果を提供すべきである。

勧告 20-1. 連邦議会は、海洋哺乳類保護法を改正し、海洋哺乳類委員会が独立を保ちなが ら、国家海洋会議を通してすべての関係連邦政府機関と調整をとることを義務づけるべきである。 国家海洋会議は、個体群が危険にさらされている他の海洋動物について、同様の監視機関を設 ける必要性がないか検討すべきである。

勧告 20-3. 国家海洋会議は、特に溯河性魚種に関する絶滅危惧種法の施行、または陸地の活動が海洋生物に重大な影響を与える場合の絶滅危惧種法の施行について、米国海洋漁業局と 米国魚類野生生物局との連携を強化すべきである。 勧告 20-6. 米国海洋漁業局と米国魚類野生生物局は、海洋哺乳類に影響を与える活動につい ては、可能な限り計画に基づいた許可を与えるべきである。異例の活動、あるいは状況から見て 海洋哺乳類に危害を与える可能性が高い場合については、資源をより重要視したケース・バイ・ ケースによる許可を留保しておくべきである。国家海洋会議は、省庁間チームを編成して、計画に 基づいた許可に該当する活動、該当しない活動、さらなる科学情報の提供を待つのが適切と思 われる活動について勧告すべきである。執行のための取り組みも強化し、罰則の妥当性を再検討 すべきである。

勧告 24-4. 国家海洋会議は、米国エネルギー省及びその他の適切な機関と協力して、メタン・ ハイドレートの研究及び開発状況を再検討し、メタン・ハイドレートが米国の長期的なエネルギー 需要を満たす上で大きく貢献することができるかどうかを判断すべきである。そうした貢献が有望 な場合、国家海洋会議は、メタン・ハイドレートの研究開発活動に対する現在の投資額をどれほど 増加させればよいのか、メタン・ハイドレート資源を利用する民間産業の包括的な管理体制が必 要かどうかを判断すべきである。

勧告 25-2. 国家海洋会議は、長期的なビジョンを反映し、基礎及び応用海洋科学及び技術の 進歩を促進し、関係機関の科学 10 年計画及び予算作成上の指針となる国家海洋研究戦略を策 定すべきである。

勧告 25-3. 国家海洋会議は、米国の海洋及び沿岸の人的側面及び経済価値を調査するための社会科学及び経済研究に関する国家プログラムを策定し、社会経済学的研究を研究活動の一部に加えるよう海洋研究機関に奨励すべきである。実動の社会経済的研究及びアセスメント部門は NOAA において任命するべきである。

勧告 25-5. 国家海洋会議は、生物及び非生物海洋資源のデータと水深、地形、その他の自然の特徴を記した利用しやすい米国標準地図を作製するために、連邦政府の資源アセスメント、地図作製、海図作製活動の調整を図るべきである。

勧告 26-1. 国家海洋会議は、持続的な全米統合海洋観測システムの開発及び導入に同会議の主導的及び調整的役割の主眼を置くべきである。

勧告 26-10. 国家海洋会議は、全米地球観測システムの開発を最終目標に、統合海洋観測システムと他の既存及び計画中の陸地・流域・大気・生物観測/情報収集システムとの連携が行われるよう監督すべきである。

勧告 26-11. 国家海洋会議は、全球海洋観測の分野における国際的な連携と能力開発を推進

すべきである。また、2003年地球観測宣言(2003 Declaration on Earth Observing)の米国での実施を主導し、完全かつ開放的で有意義なデータ・アクセス政策を提唱し、すべての国によるアクセスを確保するために技術的専門知識を提供すべきである。

勧告 27-1. 国家海洋会議は、資金調達及び実施要件を含む、国家海洋及び沿岸インフラ及び 技術戦略を策定すべきである。

勧告 27-3. 国家海洋会議は、連邦政府、州、学術機関、民間の資産及び付随する人的資源の 必要性を含め、米国の海洋及び沿岸インフラ及び技術に関するアセスメントを 5 年ごとに更新す べきである。

勧告 28-4. 国家海洋会議は、調査官が連邦政府助成の海洋研究プロジェクトで得たデータを提出するための一般要求事項と期限を設定し、これを施行すべきである。

勧告 29-2. 国家海洋会議は、国連生物多様性条約の海洋関連部分の迅速な検討及び分析の 調整を図り、海洋の観点から、この条約に批准することが米国の国益にかなうかどうかについて米 国国務省に勧告すべきである。

勧告 29-3. 国家海洋会議は、海洋関連国際政策の策定及び実施を支援するための省庁間委員会を設置し、これを監督すべきである。この委員会は、米国国務省が議長を務め、国際海洋政策について大統領補佐官及び国務省長官に勧告し、国際海洋問題について国家海洋会議に技術支援を提供すべきである。

勧告 29-4. 国家海洋会議の国際委員会は、国際海洋関連の新たな管理上の課題を評価し、このような活動を既存の管理体制下に置くか、あるいは適切な新体制を展開するかについて、勧告すべきである。米国国務省は、国際社会と協力して、この勧告を実施に移すべきである。

# 1. 海洋科学・教育・技術・業務に関する NOC 委員会(NOC Committee on Ocean Science, Education, Technology, and Operations)

# i) 海洋教育局(Office on Ocean Education: Ocean.ED)

勧告 8-4. 海洋教育局(Ocean.ED)は、海洋関連教育プログラム、海洋を基礎とする K-12(幼稚園 から高校まで)教育専門家育成プログラム、海洋に関連した実例を K-12 教育に組み込むための ベスト・プラクティス、及び一般市民教育プログラムの有効性を評価するための枠組み作りを主導 すべきである。

勧告 8-6. 海洋教育局は州及び地方教育当局及び研究界と協力して、既存の教育標準に合致 する海洋関連資料及び実例の開発及び採用の調整を図るべきである。

勧告 8-7. 海洋教育局は学術機関及び地方の学区と協力して、研究界と教育界とのより強力か つ効果的な関係構築を促進し、教員及び教員養成に携わる教員の専門能力開発の機会を拡大 すべきである。NOAA、全米科学財団、米国海軍、米国航空宇宙局は、確実で安定した資金提 供を行うことにより、このような取り組みを支援すべきである。

勧告 8-8. 海洋教育局は、学区、高等教育機関、水族館、科学センター、博物館、民間研究所 の連携を図り、バーチャルな手段と実地、研究室及び海上における体験の両方を通して、学生が 海洋環境を調査する機会をさらに開発すべきである。海洋教育局は、海洋中心教育プログラム及 び教材が文化的相違及びその他の人間の多様性を示す側面を認識し、あらゆる文化や経歴の 学生及び教員に海洋問題に触れさせるプログラムとなるようにすべきである。

勧告 8-10. 海洋教育局は、米国の海洋関連従事者の能力開発を指導及び推進すべきである。

勧告 8-11. NOAA 及び米国労働省は、全米海洋労働人口データベースを作成し、国家海洋会 議の海洋関連人的資源の育成及び必要性に関する動向について年次報告書を編纂すべきであ る。この取り組みには、進路決定を手助けし、進路指導を受けられるようにし、雇用者や指導カウ ンセラーなどが海洋関連の仕事に学生を引きつける効果的な戦略を策定することができるように するための情報センターも加えるべきである。海洋教育局は、5 年ごとに海洋労働者サミットを開 催し、海洋教育と海洋関連従事者のニーズの整合を図るべきである。

勧告 8-15. NOAA、全米科学財団、米国海軍研究所、及び米国航空宇宙局は、従来の社会的 弱者層の海洋関連労働力への参加を奨励及び促進すべきである。海洋教育局は、以上の機関 と高等教育機関の連携を図り、海洋関連大学院教育を受けるための十分な手段と支援を社会的 弱者層に提供するプログラムと機会の適切な構成を確保すべきである。

勧告 8-16. 海洋教育局は他の関係機関と協力して、地域社会教育を強化するための適切で利用しやすい情報及びアウトリーチ・プログラムを開発し実施する仕組みに関して、既存のものを強化し、さらに新たな仕組みを確立すべきである。

# ii) 海洋観測局(Office on Ocean Observing: Ocean.US)

勧告 26-2. 海洋観測局(Ocean.US)は、国家海洋会議の監督の下、全米統合海洋観測システム (IOOS)の計画立案の責任を担うべきである。NOAA は、広く省庁間の調整を図り、国家海洋会議 の承認を得た上で、統合海洋観測システムの導入及び運用にあたる主管連邦政府機関となるべ きである。

勧告 26-4. 海洋観測局は、全米統合海洋観測システムに関する分野横断的な支援を確立し、 運用上の要件に関するコンセンサスを形成するために、事前に沿岸及び海洋地域社会の意見を 積極的に求めるべきである。

勧告 26-5. 海洋観測局は、国家海洋会議の監督の下、全米統合海洋観測システムのすべての 構成要素によって収集すべき一連の中核的変数を明確にすべきである。中核的変数には、適切 な生物学的、化学的、地質学的、及び物理学的変数を含めるべきである。また、中核的変数につ いては、地域海洋情報プログラムによる合意が必要である。

勧告 26-6. 海洋観測局は、全米統合海洋観測システムに不可欠の構成要素として、宇宙関連 のミッションに関する優先課題及び長期計画を勧告すべきである。

#### iii) 海洋情報局(Office on Ocean Information: Ocean.IT)

勧告 28-3. 海洋情報管理を行う省庁間組織である海洋情報局(Ocean.IT)は、米国バーチャル 海洋データ・システム(National Virtual Ocean Data System)及びその他の革新的なデータ管理シ ステムの開発者と協力して、全米データ・センターの内外で海洋及び沿岸データにアクセスする ための連邦政府支援システムを導入すべきである。

### C. 大統領補佐官

勧告 4-4. 国家海洋及び沿岸政策については、指定された大統領補佐官がリーダーとして支援 すべきである。大統領補佐官は、国家海洋会議の議長と海洋政策大統領諮問委員会の共同議 長を務め、連邦政府機関の行動を調整し、地域、州、地方の関係者を参加させる国家海洋会議 の活動を指揮すべきである。

勧告 7-3. 大統領補佐官は、国家海洋会議及び海洋政策大統領諮問委員会の助言を得た上 で、連邦政府の海洋、沿岸、大気プログラムを検討し、類似部門の統合機会について勧告すべき である。

# D. 海洋政策大統領諮問委員会(Presidential Council of Advisors on Ocean Policy)

勧告 4-5. 連邦政府外の個人及び組織の意見及び情報を得るための正式な組織である海洋政 策大統領諮問委員会は、海洋及び沿岸政策問題について大統領に助言すべきである。大統領 は諮問委員会に対して、海洋及び沿岸問題に精通した経験の深い連邦政府外の人たちを代表 者に選ぶよう命令すべきである。

# III. 連邦政府機関に対する勧告

# A. 米国商務省(U.S. Department Commerce)、米国海洋大気庁(National Oceanic and Atmospheric Administration)

勧告 8-2. 連邦議会は、NOAA 予算の勘定科目として、国家海洋会議の指図で使われる新たな 国家海洋会議海洋教育局の運営及び関連プログラムの実施のための資金を提供すべきである。 NOAA は、国家海洋会議が承認した他の連邦政府機関及び連邦政府以外の機関に対する海洋 教育局資金を簡素化された分配プロセスを策定すべきである。

勧告 8-3. NOAA、全米科学財団、米国海軍研究所、及び米国航空宇宙局は、公式、非公式両 方の海洋関連教育に対し、その活動の適切な評価を行うことも含め、支援を強化すべきである。

勧告 8-7. 海洋教育局は学術機関及び地方の学区と協力して、研究界と教育界とのより強力か つ効果的な関係構築を促進し、教員及び教員養成に携わる教員の専門能力開発の機会を拡大 すべきである。NOAA、全米科学財団、米国海軍、米国航空宇宙局は、確実で安定した資金提 供を行うことにより、このような取り組みを支援すべきである。

勧告 8-9. NOAA、全米科学財団、及び米国海軍研究所は、海洋科学入門課程を推進して、このような分野を学生(理工系以外の学生も含む)に紹介する(expose)上で大学を支援すべきである。

勧告 8-11. NOAA 及び米国労働省は、全米海洋労働人ロデータベースを作成し、国家海洋会 議の海洋関連人的資源の育成及び必要性に関する動向について年次報告書を編纂すべきであ る。この取り組みには、進路決定を手助けし、進路指導を受けられるようにし、雇用者や指導カウ ンセラーなどが海洋関連の仕事に学生を引きつける効果的な戦略を策定することができるように するための情報センターも加えるべきである。海洋教育局は、5 年ごとに海洋労働者サミットを開 催し、海洋教育と海洋関連従事者のニーズの整合を図るべきである。

勧告 8-12. NOAA は、国立衛生研究所(National Institutes of Health)のモデルに倣って国家海 洋教育及び訓練プログラムを教育及び持続可能な開発局(Office of Education and Sustainable Development)に設置し、大学学部、大学院、博士課程レベルにおいて多様かつ革新的な海洋関 連教育の機会を提供すべきである。 勧告 8-15. NOAA、全米科学財団、米国海軍研究所、及び米国航空宇宙局は、従来の社会的 弱者層の海洋関連労働力への参加を奨励及び促進すべきである。海洋教育局は、以上の機関 と高等教育機関の連携を図り、海洋関連大学院教育を受けるための十分な手段と支援を社会的 弱者層に提供するプログラムと機会の適切な構成を確保すべきである。

勧告 12-4. 米国陸軍工兵隊、NOAA、米国環境保護庁、及び米国地質調査所は、土砂管理の 改善を図るためのアセスメント、モニタリング、研究、技術開発と強化する戦略を策定すべきであ る。連邦議会は、米国陸軍工兵隊に対し、過去のプロジェクトの結果の監視及びその活動が沿岸 流域及び生態系に与える蓄積的かつ地域的な影響についての研究を奨励するために、現行の 認可及び資金提供プロセスを変更すべきである。

勧告 15-1. NOAA、米国地質調査所、及び米国環境保護庁は、その他の適切な機関と協力して、大気降下物の監視を含む既存及び計画中の監視活動の調整を図る全米水質監視ネットワークを構築すべきである。このネットワークには、長期的に水質の傾向及び状態を評価するのに欠かせない重要なステーション及び測定に対して連邦政府が資金援助するというバックボーンを含めるべきである。

勧告 15-2. NOAA は、全米水質監視ネットワークが沿岸地域及び同地域に影響を与える内陸 地域の両方を十分にカバーし、最終的には包括的な地球観測システムに統合される予定の統合 海洋観測システムに確実に連結されるようにすべきである。

勧告 15-3. NOAA、米国地質調査所、及び米国環境保護庁は、その他の適切な機関と協力し て、全米水質モニタリング・ネットワークに次の要素を確実に含めるようにすべきである。すなわ ち、利用者のニーズを満たし管理の成功度を評価する明確に定められた目標、必要に応じて他 の変数も測定することができる地域的柔軟性をもった測定すべき中核的変数セット、モニタリング の場所、方法、及び時期を明確にし、時間的及び空間的尺度、確率的及び固定ステーション、な らびに有害因子及び影響を中心とした測定などの構成による全体的システム設計、標準的手順 及び技法を確立する技術的調整、及びモニタリング・ネットワークの定期的な見直しと必要に応じ た修正である。

勧告 15-4. NOAA、米国地質調査所、及び米国環境保護庁は、その他の適切な機関と協力して、水質監視データが時宜に即した有用な情報製品に確実に変換されるようにすべきである。その情報製品は、一般市民も利用しやすく、統合海洋観測システムから得たデータに結び付いていなければならない。

勧告 16-14. 米国環境保護庁、NOAA、米国沿岸警備隊、ならびにその他の適切な公的及び民 間機関は、あらゆる種類の船舶汚染の影響に関する積極的な研究プログラムを支援すべきであ る。研究の成果は、管理上の優先事項決定の指針、新たな管理技術の開発、最善の管理方法の 決定、より効果的な規制体制の構築に活用すべきである。

勧告 18-1. NOAA は、海洋廃棄物管理プログラムを設定し、これを支援すべきである。

勧告 18-3. 米国国務省及び NOAA は、FAO 及びその他の適切な機関と協力して、廃棄漁具に 対処するための綿密な行動計画を作成し、地域別に多国間ベースで実施すべきである。

勧告 18-4. NOAA は、産官パートナーシップ・プログラムを促進し、廃棄漁具の除去及び処理を 促す強力な奨励策を実施すべきである。

勧告 19-9. 連邦議会は、NOAA の拡大地域共同研究プログラムに対する支援を強化すべきで ある。このプログラムは、科学者及び商業漁業ならびに遊漁業従事者の共同プロジェクトの調整を 図り、資金を提供するものである。NOAA は、すべての共同研究案に対する外部評価及びランク 付けのプロセスを定めて、最も有意義なプロジェクトに対して資金が提供され、最も有能な関係者 が当該研究を実施し、管理者にとって科学的に信頼でき有用な情報が作り出されるようにすべき である。

勧告 19-16. 連邦議会は、漁業融資プログラム(旧「漁船債務保証プログラム」)、資本構築基金、 及び漁業の過剰資本を促すその他のプログラムを撤廃すべきである。NOAA は、漁獲高を持続 可能な水準にまで恒久的に削減するプログラムを実施すべきである。

勧告 19-25. NOAA は、米国魚類野生生物局及び米国国務省と協力して、FAO が採択した国際行動計画及び 1995 年責任ある漁業のための行動規範を実行に移し、これに整合する米国の国家行動計画を設計すべきである。国家行動計画では、絶滅危惧種及び海洋哺乳類の混獲削減の重要性を強調すべきである。

勧告 20-7. NOAA 及び米国内務省は、国家海洋会議の調整のもとに、研究、技術、エンジニア リング・プログラムの拡大を推進し、人間の活動が海洋哺乳類及び絶滅危惧種に与える影響を調 査し、これを緩和すべきである。

勧告 21-3. NOAA は、採取、輸入、販売されているサンゴ礁資源が確実に持続可能な方法で収 穫されるようにするための国家基準を策定するとともに、国際基準を促進すべきである。米国国務 省は、このような基準が国際的に遵守されるよう奨励する施策を実施すべきである。

勧告 22-2. NOAA に新設される持続可能な海洋養殖局は、海洋養殖に関する包括的かつ環境 上健全な許可・リース・規制プログラム作成の責任を担うべきである。 勧告 22-3. 連邦議会は、NOAA の海洋養殖研究、開発、訓練、拡張、技術移転プログラムの拡充に対する支援を強化すべきである。NOAA に新設される持続可能な海洋養殖局は、産学その他の関係者と緊密に協力して、研究及び技術プログラムの優先課題を設定すべきである。

勧告 23-1. NOAA、全米科学財団、国立環境衛生科学研究所(National Institute of Environmental Health Sciences)、及びその他の適切な機関は、競争的に付与される助成金と連邦政府指定センターの支援の両方を通して、海洋生物の進化、生態学、化学、分子生物学の学際的研究を奨励し、潜在的な海洋バイオ製品を発見し、実用的な複合物を開発するための研究開発活動の拡大を支援すべきである。

勧告 23-2. NOAA、全米科学財団、国立環境衛生科学研究所、及びその他の適切な機関は、 海洋微生物学及びウィルス学の研究活動の拡大を支援すべきである。

勧告 23-3. NOAA、全米科学財団、国立環境衛生科学研究所、及びその他の適切な機関は、 海洋及び有機体の病原体と化学的毒素のより優れた監視及び特定方法の開発及び実施を支援 すべきである。

勧告 24-3. NOAA は、鉱物管理局及び海洋石油及び天然ガス産業と協力して、パイプライン、 プラットフォーム、船舶、及び研究及び監視プログラムを含む産業資源の利用を可能にする協力 関係を統合海洋観測システムの一環として構築すべきである。

勧告 26-2. 海洋観測局は、国家海洋会議の監督の下、全米統合海洋観測システムの計画立案 の責任を担うべきである。NOAA は、広く省庁間の調整を図り、国家海洋会議の承認を得た上 で、統合海洋観測システムの導入及び運用にあたる主管連邦政府機関となるべきである。

勧告 26-7. NOAA、全米科学財団(NSF)、米国海軍、及び米国航空宇宙局は、NSF 海洋観測イ ニシアティブ(NSF Ocean Observatories Initiative)などの海洋研究観測に関連して連邦政府の資 金援助を受けている調査官に対し、統合海洋観測システムにおいて新技術を運用状態に移行さ せる計画の作成を義務づけるべきである。

勧告 26-8. 連邦議会は、米国航空宇宙局の地球環境観測衛星を関連資源と併せて NOAA に移し、継続運用を達成すべきである。NOAA と米国航空宇宙局は協力して、各地球環境観測衛星の打ち上げ後の円滑な移行を図るべきである。

勧告 26-9. 連邦議会は、統合海洋観測システムを NOAA 予算の勘定科目に設けて資金を提供し、国家海洋会議の指図と承認を受けて使うようにすべきである。統合海洋観測システム資金は、

会計年度を限定せずに割り当てるべきである。NOAA は、統合海洋観測システム資金を他の連邦政府パートナー及び連邦政府以外のパートナーに能率的に分配するプロセスを策定すべきである。

勧告 27-2. NOAA は、実験技術の実践的な用途への転換を促進するために技術局(Office of Technology)を創設すべきである。技術局は、学術機関、地域海洋情報プログラム、全米科学財団、米国海軍、米国航空宇宙局、及びその他の関係機関と緊密に協力して、その任務を達成すべきである。

勧告 27-5. NOAA は、全国的なバーチャル海洋技術センターを設立して、電子的手段を介して、最先端の大規模研究技術への調整に基づくアクセスを提供すべきである。

勧告 28-2. NOAA 及び米国海軍は、海洋及び沿岸共同情報管理及びコミュニケーション・プロ グラムを策定し、業務(operational)ベースで国家、地域、州、及び地方のニーズに応じた情報製 品を作り出すべきである。

### 1. 米国海洋漁業局(National Marine Fisheries Service)

勧告 19-4. 米国海洋漁業局は、地域漁業管理委員会及び州間漁業委員会と協力して、全地域の科学統計委員会が作り出す科学情報の独立の審査プロセスを策定すべきである。このプロセスには、標準審査、強化審査、迅速審査の3つの手続が含まれる。

勧告 19-5. 各地域漁業管理委員会は、科学統計委員会が生物学的許容漁獲量を設定する期限を設けるべきである。科学統計委員会が期限を守らない場合、米国海洋漁業局地域科学ディレクター(Regional Science Director)が、当該漁業の生物学的許容漁獲量を設定すべきである。

勧告 19-7. 地域漁業管理委員会及びそれぞれの科学統計委員会は、管理情報ニーズの年間 優先リストを作成し、米国海洋漁業局に提供すべきである。米国海洋漁業局は、研究・分析・デー タ収集プログラムを設計する際に、このニーズを最大限取り入れるべきである。

勧告 19-8. 米国海洋漁業局は、州及び州間漁業委員会と協力して、遊漁業に関するシーズン 中のデータ収集力を高めるために、海釣りを行う人全員にライセンスの購入を義務づけるべきで ある。優先すべきなのは、遊漁業の漁獲高が獲高全体の大半を占めている漁業や恒常的に割当 漁獲高を超えている漁業である。

勧告 19-14. 米国海洋漁業局は、新任の地域漁業管理委員会委員全員に就任後 6 カ月以内の 訓練コース修了を義務づけるべきである。米国海洋漁業局は、この訓練コースを開発し実施する ために外部組織と契約すべきである。 訓練コース未修了の委員は、米国海洋漁業局の会議に出 席しても投票することはできない。

勧告 19-18. 米国海洋漁業局及び米国沿岸警備隊は、全国レベルでは合同訓練の大幅増を含む統一漁業実施戦略計画を策定し、地域レベルではより強力でより一貫性のある情報共有及び 実施調整プロセスを策定して、共同実施活動の強化を図るべきである。

勧告 19-19. 米国海洋漁業局は、地域漁業管理委員会、米国沿岸警備隊、及びその他の適切 な機関と協力して、船舶監視システム(Vessel Monitoring System: VMS)を漁業関連活動のため に最大限活用すべきである。そのためには、乗合及び貸切遊漁船も含め、連邦政府漁業計画の 下で許可を得ているすべての商業漁船に対して双方向の通信機能を備えた船舶監視システムの 段階的導入を義務づけること、違反の可能性を監視し、これに対処する担当者に役立つ VMS 機 能を採用すること、及び VMS の導入で大きなメリットが望める州の漁業を特定することが必要であ る。

勧告 19-21. 米国海洋漁業局は、重要生息地の指定を魚種別アプローチから多魚種アプローチ に変更し、最終的には生態系に基づくアプローチに変更すべきである。このアプローチでは既存 の取り組みを利用して、脆弱な生活史段階にある商業的に重要な魚種の重要生息地と最適規模 の保護区を特定すべきである。重要魚種生息地が米国海洋漁業局の管轄外の場合、同局は他 の管理機関と協力して当該地区を保護すべきである。

勧告 19-22. 米国海洋漁業局及び地域漁業管理委員会は、混獲が生態系に与える広範な影響 に対処するために地域混獲削減計画を策定すべきである。この計画を実施するため、米国海洋 漁業局は、商業的に重要な魚種だけでなく、商業漁業及び遊漁業で捕獲するすべての魚種に関 する混獲データ収集活動を拡大しなければならない。観測者を精選して使用することが、この活 動の重要な構成要素として維持されるべきである。

勧告 20-6. 米国海洋漁業局と米国魚類野生生物局は、海洋哺乳類に影響を与える活動については、可能な限り計画に基づいた許可を与えるべきである。異例の活動、あるいは状況から見て海洋哺乳類に危害を与える可能性が高い場合については、資源をより重要視したケース・バイ・ケースによる許可を留保しておくべきである。国家海洋会議は、省庁間チームを編成して、計画に基づいた許可に該当する活動、該当しない活動、さらなる科学情報の提供を待つのが適切と思われる活動について勧告すべきである。執行のための取り組みも強化し、罰則の妥当性を再検討すべきである。

# B. 米国環境保護庁(U.S. Environmental Protection Agency)

勧告 12-4. 米国陸軍工兵隊、NOAA、米国環境保護庁、及び米国地質調査所は、土砂管理の 改善を図るためのアセスメント、モニタリング、研究、技術開発と強化する戦略を策定すべきであ る。連邦議会は、米国陸軍工兵隊に対し、過去のプロジェクトの結果の監視及びその活動が沿岸 流域及び生態系に与える蓄積的かつ地域的な影響についての研究を奨励するために、現行の 認可及び資金提供プロセスを変更すべきである。

勧告 12-5. 米国環境保護庁は、その他の適切な機関と協力して、汚染堆積物が生成及び運搬 される方法について理解を深め、当該堆積物のより適切な予防、より安全な浚渫、再生後のより 効果的な処理に関する技術を開発するために、組織的なアセスメント・監視・研究戦略を策定す べきである。

勧告 14-1. 米国環境保護庁(EPA)及び州は、栄養素汚染水域に流れ込む廃水処理工場からの 廃水に対し、高度な栄養素除去を義務づけるべきである。さらに、家庭及び工業用化学薬品が廃 水に与える影響の範囲の特性を明らかにするための積極的な取り組みを支援すべきである。

勧告 14-2. 米国環境保護庁及び州は、地域社会による汚水処理システム及びその他の現地処 理施設の許可、設計、設置、運用、維持の向上を促す技術及び財政支援を強化すべきである。 州及び地方政府は、米国環境保護庁の協力を得て、汚水処理システムに関する効果的な建築 基準法及び土地利用規制条例を採択し、定期的な保守のもたらすメリットに関する公教育を改善 すべきである。

勧告 14-3. 米国環境保護庁及び米国農務省は、動物排泄物の栄養素除去に関する研究に資金援助をし、動物排泄物より生じた栄養素及び病原体を農地に留めておく最善の管理方法をさらに改良すべきである。水質基準を満たす必要がある場合、州は大規模畜産経営体に対する規制管理を連邦政府の規制に加えて公布すべきである。

勧告 14-4. 米国環境保護庁は、州及び地方政府と協力して、今後数十年における受け入れ能力の増加及び処理の厳格化に対する要求を予測して、米国の現在の老朽化した不適切な廃水及び飲料水基盤のために、優先順位づけされた包括的長期融資計画を策定すべきである。

勧告 14-5. 米国環境保護庁及び州は、水質汚染管理手段として、栄養素及び堆積物に関する 取引可能なクレジットの実験を行い、当該プログラムの水質汚染削減に対する継続的な効果を評 価すべきである。

勧告 14-6. 米国環境保護庁及び州は、連邦汚染物質排出防止システム(National Pollutant Discharge Elimination System)の情報管理システムの近代化を図るとともに、同プログラムの強制 力を強化して、許可要件の遵守状況を改善し、効果的な継続的監視プログラムを開発すべきであ

る。

勧告 14-11. 米国環境保護庁及びその他の適切な機関は、地方の土地利用に関する意思決定 者に対し、沿岸水質を保護する適正な土地利用の決定を下す上で必要な知識と手段を提供する アウトリーチ・プログラムを増やすべきである。州及び地方政府は規則及び条例を改正して、土地 利用の計画立案及び意思決定にあたっては、洪水への影響など、開発が水質に与える個別の影 響や累積的影響を入念に検討することを要求すべきである。

勧告 14-12. 米国環境保護庁は、州及び地方政府と協力して、洪水管理プログラムが包括的な アプローチに基づいて策定されるようにすべきである。包括的なアプローチには、最善の管理方 法を義務づける規則及び条例、法的要件の実施の強化、目標及び州の水質基準の達成状況を 判断し、現行の問題点を明らかにするための監視、活動が効果的に実施され、必要に応じて最 善の管理方法が修正されるようにするための順応的管理アプローチ、公教育の改善、洪水管理 プログラムの導入及び実施に十分な資金及び人材などが含まれる。

勧告 14-14. 米国環境保護庁、州、及び流域組織は、特に大気降下物が発生源から離れた州の水域に影響を及ぼす場合の地域的な大気降下物管理体制を検討すべきである。

勧告 15-1. NOAA、米国地質調査所、及び米国環境保護庁は、その他の適切な機関と協力して、大気降下物の監視を含む既存及び計画中の監視活動の調整を図る全米水質監視ネットワークを構築すべきである。このネットワークには、長期的に水質の傾向及び状態を評価するのに欠かせない重要なステーション及び測定に対して連邦政府が資金援助するというバックボーンを含めるべきである。

勧告 15-3. NOAA、米国地質調査所、及び米国環境保護庁は、その他の適切な機関と協力し て、全米水質モニタリング・ネットワークに次の要素を確実に含めるようにすべきである。すなわ ち、利用者のニーズを満たし管理の成功度を評価する明確に定められた目標、必要に応じて他 の変数も測定することができる地域的柔軟性をもった測定すべき中核的変数セット、モニタリング の場所、方法、及び時期を明確にし、時間的及び空間的尺度、確率的及び固定ステーション、な らびに有害因子及び影響を中心とした測定などの構成による全体的システム設計、標準的手順 及び技法を確立する技術的調整、及びモニタリング・ネットワークの定期的な見直しと必要に応じ た修正である。

勧告 15-4. NOAA、米国地質調査所、及び米国環境保護庁は、その他の適切な機関と協力して、水質監視データが時宜に即した有用な情報製品に確実に変換されるようにすべきである。その情報製品は、一般市民も利用しやすく、統合海洋観測システムから得たデータに結び付いていなければならない。

勧告 16-6. 米国環境保護庁は、水質汚濁法の船用衛生装置(MSD)規則を改正し、新たな船用 衛生装置は大幅に厳格化された病原体削減基準を満たすことを義務づけるべきである。米国沿 岸警備隊は、船用衛生装置がこのような新基準を一定期間満たすことを保証するよう製造業者に 義務づけるべきである。

勧告16-7. 米国環境保護庁は、既存の排出禁止区域において、及び新たな排出禁止区域の承認に先立って、現場検査を含む徹底したアセスメントを実施し、機能している排水設備の使用可能性及び利用可能性を検証すべきである。米国環境保護庁は、その他の適切な機関と協力して、任意の排水設備設置を増加させるべきである。

勧告 16-9. 米国環境保護庁は、その他の適切な機関と協力して、測定可能な船舶排出ガス自 主削減をもたらす奨励策について調査し、これを開発すべきである。

勧告 16-10. 米国は、MARPOL 条約(船舶による汚染の防止のための国際条約)附属書 VI を批 准し、船舶エンジン技術の進歩、よりクリーンな燃料の利用、運用方法の改善を反映するより厳格 な排出基準の国際海事機関(IMO)による採択に向けて努めるべきである。米国環境保護庁は、 大気の質が損なわれている米国の特定の海洋及び沿岸地域を附属書 VI のイオウ酸化物排出禁 止地域(Sulfur Oxide Emission Control Areas)に指定することを検討すべきである。

勧告 16-12. 米国運輸省、米国沿岸警備隊、米国環境保護庁、及び鉱物管理局は、すべての 石油輸送システムのリスク・ベースの分析を実施し、最もリスクの高い地域を特定して優先順位を つけ、重大な流出の脅威を削減するための包括的な長期行動計画を策定すべきである。

勧告 16-14. 米国環境保護庁、NOAA、米国沿岸警備隊、ならびにその他の適切な公的及び民 間機関は、あらゆる種類の船舶汚染の影響に関する積極的な研究プログラムを支援すべきであ る。研究の成果は、管理上の優先事項決定の指針、新たな管理技術の開発、最善の管理方法の 決定、より効果的な規制体制の構築に活用すべきである。

# C. 米国国防総省(U.S. Department of Defense)

1. 米国海軍(U.S. Navy)

勧告 8-7. 海洋教育局は学術機関及び地方の学区と協力して、研究界と教育界とのより強力か つ効果的な関係構築を促進し、教員及び教員養成に携わる教員の専門能力開発の機会を拡大 すべきである。NOAA、全米科学財団、米国海軍、米国航空宇宙局は、確実で安定した資金提 供を行うことにより、このような取り組みを支援すべきである。

勧告 26-7. NOAA、全米科学財団(NSF)、米国海軍、及び米国航空宇宙局は、NSF 海洋観測イ ニシアティブ(NSF Ocean Observatories Initiative)などの海洋研究観測に関連して連邦政府の資 金援助を受けている調査官に対し、統合海洋観測システムにおいて新技術を運用状態に移行さ せる計画の作成を義務づけるべきである。

勧告 28-2. NOAA 及び米国海軍は、海洋及び沿岸共同情報管理及びコミュニケーション・プロ グラムを策定し、業務(operational)ベースで国家、地域、州、及び地方のニーズに応じた情報製 品を作り出すべきである。

勧告 28-5. 米国海軍は、民間科学共同体の利用に適した海軍海洋データの見直しと機密解除 を定期的に行うべきである。

#### i) 海軍研究所(Office of Naval Research)

勧告 8-3. NOAA、全米科学財団、米国海軍研究所、及び米国航空宇宙局は、公式、非公式両 方の海洋関連教育に対し、その活動の適切な評価を行うことも含め、支援を強化すべきである。

勧告 8-9. NOAA、全米科学財団、及び米国海軍研究所は、海洋科学入門課程を推進して、このような分野を学生(理工系以外の学生も含む)に紹介する(expose)上で大学を支援すべきである。

勧告 8-14. 海軍研究所は、海洋科学及びエンジニアリング大学院教育に対する支援の再活性 化を図るべきである。再活性化は、海軍研究所の全米国防科学及びエンジニアリング大学院研 究奨学プログラム(National Defense Science and Engineering Graduate Fellowship Program)の下 で付与する海洋関連賞の数を増加させることにより一部を果たすことができる。

勧告 8-15. NOAA、全米科学財団、米国海軍研究所、及び米国航空宇宙局は、従来の社会的 弱者層の海洋関連労働力への参加を奨励及び促進すべきである。海洋教育局は、以上の機関 と高等教育機関の連携を図り、海洋関連大学院教育を受けるための十分な手段と支援を社会的 弱者層に提供するプログラムと機会の適切な構成を確保すべきである。

# 2. 米国陸軍工兵隊(U.S. Army Corps of Engineers)

勧告 12-2. 米国陸軍工兵隊は、浚渫プロジェクトで選択する最低コストの処分方法には、浚渫 物を再利用する選択肢やその他の処分方法について、あらゆる経済上及び環境上の費用と便益 がより正確に計算され、反映されるようにすべきである。

勧告 12-4. 米国陸軍工兵隊、NOAA、米国環境保護庁、及び米国地質調査所は、土砂管理の 改善を図るためのアセスメント、モニタリング、研究、技術開発と強化する戦略を策定すべきであ る。連邦議会は、米国陸軍工兵隊に対し、過去のプロジェクトの結果の監視及びその活動が沿岸 流域及び生態系に与える蓄積的かつ地域的な影響についての研究を奨励するために、現行の 認可及び資金提供プロセスを変更すべきである。

# D. 米国国土安全保障省(U.S. Department of Homeland Security)、米国沿岸 警備隊

勧告 16-1. 米国沿岸警備隊は、船舶の定期運行における安全・保安・環境遵守の文化を構築 するための継続的な長期的取り組みの一環として、より効果的な自主的措置、特に乗組員の貢献 に報奨を与える措置を講ずるよう船舶管理に従事する業界パートナーに奨励すべきである。

勧告 16-2. 連邦議会は、海上保安及び環境保護を目的とする成果ベースの検査プログラムの 維持及び強化に必要な資源を米国沿岸警備隊に提供すべきである。このような分野において沿 岸警備隊に資源を確約することは、船舶保安検査その他の保安要求事項に対する新たな要求と の調整が必要である。

勧告 16-4. 米国沿岸警備隊は、他の諸国と協力して、IMO の下でポート・ステート・コントロー ル・プログラムの強化及び調和を図るための恒久的な仕組みを確立すべきである。米国沿岸警備 隊は、ポート・ステート・コントロール活動の効果を高めるために利用することができる国際船舶情 報データベースを支援するために、持続的に資金提供を行うべきである。

勧告 16-6. 米国環境保護庁は、水質汚濁法の船用衛生装置(MSD)規則を改正し、新たな船用 衛生装置は大幅に厳格化された病原体削減基準を満たすことを義務づけるべきである。米国沿 岸警備隊は、船用衛生装置がこのような新基準を一定期間満たすことを保証するよう製造業者に 義務づけるべきである。

勧告 16-12. 米国運輸省、米国沿岸警備隊、米国環境保護庁、及び鉱物管理局は、すべての 石油輸送システムのリスク・ベースの分析を実施し、最もリスクの高い地域を特定して優先順位を つけ、重大な流出の脅威を削減するための包括的な長期行動計画を策定すべきである。 勧告 16-13. 米国沿岸警備隊は、石油流出対応関係グループと協力して、米国の避難場所に 関する包括的な政策指針及び緊急時対応計画を策定すべきである。同計画では、意思決定の 権限と責任を明示し、避難場所を求めている船舶の組織的かつ迅速なアセスメント及び対応につ いて規定すべきである。

勧告 16-14. 米国環境保護庁、NOAA、米国沿岸警備隊、ならびにその他の適切な公的及び民 間機関は、あらゆる種類の船舶汚染の影響に関する積極的な研究プログラムを支援すべきであ る。研究の成果は、管理上の優先事項決定の指針、新たな管理技術の開発、最善の管理方法の 決定、より効果的な規制体制の構築に活用すべきである。

勧告 17-1. 米国沿岸警備隊の全米バラスト水管理プログラムでは、統一的で義務的な基準を適 用し、健全な科学に基づいて生物学的に有意義で執行可能なバラスト水処理基準を策定し、新 技術を採用するための基準改正プロセスを整え、プログラムの開発中及び開発後も米国環境保 護庁との十分な協議を欠かさず、バラスト水を積載しないことを表明している船舶に対する国家海 洋会議を通して省庁間で検討を行うことを含めるべきである。

勧告 19-18. 米国海洋漁業局及び米国沿岸警備隊は、全国レベルでは合同訓練の大幅増を含む統一漁業実施戦略計画を策定し、地域レベルではより強力でより一貫性のある情報共有及び 実施調整プロセスを策定して、共同実施活動の強化を図るべきである。

勧告 19-20. 米国沿岸警備隊は、船舶監視システム(VMS)データベースをより大規模な海事業務データベースに統合する際の主管組織を務めるべきである。また、米国海洋漁業局と協力して、監視及び執行のために VMS データを効果的に活用すべきである。

# E. 全米科学財団(National Science Foundation)

勧告 8-3. NOAA、全米科学財団、米国海軍研究所、及び米国航空宇宙局は、公式、非公式両 方の海洋関連教育に対し、その活動の適切な評価を行うことも含め、支援を強化すべきである。

勧告 8-7. 海洋教育局は学術機関及び地方の学区と協力して、研究界と教育界とのより強力か つ効果的な関係構築を促進し、教員及び教員養成に携わる教員の専門能力開発の機会を拡大 すべきである。NOAA、全米科学財団、米国海軍、米国航空宇宙局は、確実で安定した資金提 供を行うことにより、このような取り組みを支援すべきである。

勧告 8-9. NOAA、全米科学財団、及び米国海軍研究所は、海洋科学入門課程を推進して、このような分野を学生(理工系以外の学生も含む)に紹介する(expose)上で大学を支援すべきである。

勧告 8-13. 全米科学財団の地球科学局、生物科学局、教育局、人的資源局(Directorates of Geosciences, Biological Sciences and Education and Human Resources)は、共同プログラムを策定して、大学学部、大学院、博士課程レベルにおいて一連の海洋関連分野の多様な教育の機会を提供すべきである。

勧告 8-15. NOAA、全米科学財団、米国海軍研究所、及び米国航空宇宙局は、従来の社会的 弱者層の海洋関連労働力への参加を奨励及び促進すべきである。海洋教育局は、以上の機関 と高等教育機関の連携を図り、海洋関連大学院教育を受けるための十分な手段と支援を社会的 弱者層に提供するプログラムと機会の適切な構成を確保すべきである。

勧告 23-1. NOAA、全米科学財団、国立環境衛生科学研究所、及びその他の適切な機関は、 競争的に付与される助成金と連邦政府指定センターの支援の両方を通して、海洋生物の進化、 生態学、化学、分子生物学の学際的研究を奨励し、潜在的な海洋バイオ製品を発見し、実用的 な複合物を開発するための研究開発活動の拡大を支援すべきである。

勧告 23-2. NOAA、全米科学財団、国立環境衛生科学研究所、及びその他の適切な機関は、 海洋微生物学及びウィルス学の研究活動の拡大を支援すべきである。

勧告 23-3. NOAA、全米科学財団、国立環境衛生科学研究所、及びその他の適切な機関は、 海洋及び有機体の病原体と化学的毒素のより優れた監視及び特定方法の開発及び実施を支援 すべきである。

勧告 26-7. NOAA、全米科学財団(NSF)、米国海軍、及び米国航空宇宙局は、NSF 海洋観測イ ニシアティブ(NSF Ocean Observatories Initiative)などの海洋研究観測に関連して連邦政府の資 金援助を受けている調査官に対し、統合海洋観測システムにおいて新技術を運用状態に移行さ せる計画の作成を義務づけるべきである。

# F. 米国内務省(U.S. Department of the Interior)

勧告 20-7. NOAA 及び米国内務省は、国家海洋会議の調整のもとに、研究、技術、エンジニア リング・プログラムの拡大を推進し、人間の活動が海洋哺乳類及び絶滅危惧種に与える影響を調 査し、これを緩和すべきである。

勧告 24-2. 米国内務省は、最近の予算の傾向を反転させて、鉱物管理局の環境研究プログラム(Environmental Studies Program)に対する予算を増額すべきである。

#### 1. 米国地質調查所(U.S. Geological Survey)

勧告 12-4. 米国陸軍工兵隊、NOAA、米国環境保護庁、及び米国地質調査所は、土砂管理の 改善を図るためのアセスメント、モニタリング、研究、技術開発と強化する戦略を策定すべきであ る。連邦議会は、米国陸軍工兵隊に対し、過去のプロジェクトの結果の監視及びその活動が沿岸 流域及び生態系に与える蓄積的かつ地域的な影響についての研究を奨励するために、現行の 認可及び資金提供プロセスを変更すべきである。

勧告 15-1. NOAA、米国地質調査所、及び米国環境保護庁は、その他の適切な機関と協力し て、大気降下物の監視を含む既存及び計画中の監視活動の調整を図る全米水質監視ネットワー クを構築すべきである。このネットワークには、長期的に水質の傾向及び状態を評価するのに欠 かせない重要なステーション及び測定に対して連邦政府が資金援助するというバックボーンを含 めるべきである。

勧告 15-3. NOAA、米国地質調査所、及び米国環境保護庁は、その他の適切な機関と協力し て、全米水質モニタリング・ネットワークに次の要素を確実に含めるようにすべきである。すなわ ち、利用者のニーズを満たし管理の成功度を評価する明確に定められた目標、必要に応じて他 の変数も測定することができる地域的柔軟性をもった測定すべき中核的変数セット、モニタリング の場所、方法、及び時期を明確にし、時間的及び空間的尺度、確率的及び固定ステーション、な らびに有害因子及び影響を中心とした測定などの構成による全体的システム設計、標準的手順 及び技法を確立する技術的調整、及びモニタリング・ネットワークの定期的な見直しと必要に応じ た修正である。

勧告 15-4. NOAA、米国地質調査所、及び米国環境保護庁は、その他の適切な機関と協力して、水質監視データが時宜に即した有用な情報製品に確実に変換されるようにすべきである。その情報製品は、一般市民も利用しやすく、統合海洋観測システムから得たデータに結び付いていなければならない。

#### 2. 鉱物管理局(Minerals Management Service)

勧告 16-12. 米国運輸省、米国沿岸警備隊、米国環境保護庁、及び鉱物管理局は、すべての 石油輸送システムのリスク・ベースの分析を実施し、最もリスクの高い地域を特定して優先順位を つけ、重大な流出の脅威を削減するための包括的な長期行動計画を策定すべきである。

勧告 24-6. 鉱物管理局は、米国の非エネルギー海洋鉱物資源を系統的に特定し、必要な費用 便益、長期的安全、及び環境の各面から調査を実施して、当該資源を最も有効に活用する国家 プログラムを策定すべきである。

#### 3. 米国魚類野生生物局(U.S. Fish and Wildlife Service)

勧告 20-6. 米国海洋漁業局と米国魚類野生生物局は、海洋哺乳類に影響を与える活動につい ては、可能な限り計画に基づいた許可を与えるべきである。異例の活動、あるいは状況から見て 海洋哺乳類に危害を与える可能性が高い場合については、資源をより重要視したケース・バイ・ ケースによる許可を留保しておくべきである。国家海洋会議は、省庁間チームを編成して、計画に 基づいた許可に該当する活動、該当しない活動、さらなる科学情報の提供を待つのが適切と思 われる活動について勧告すべきである。執行のための取り組みも強化し、罰則の妥当性を再検討 すべきである。

#### G. 米国国務省(U.S. Department of State)

勧告 18-3. 米国国務省及び NOAA は、FAO 及びその他の適切な機関と協力して、廃棄漁具に 対処するための綿密な行動計画を作成し、地域別に多国間ベースで実施すべきである。

勧告 18-5. 米国国務省は、港湾受け入れ施設が MARPOL 条約附属書 V の特別海域(Special Areas)保護の実施を可能にするのに必要な基準を満たすようにするための活動を増すべきである。

勧告 19-23. 米国国務省は、その他の適切な機関と協力して、魚類資源協定(Fish Stocks Agreement)及びFAOの遵守協定(Compliance Agreement)を批准するようすべての諸国に促すべきである。特に米国は、他国が上記協定を批准した場合、その国が米国の排他的経済水域内で漁業資源を捕獲できることを条件として設けるべきである。米国及びその他の署名国は、すべての国に上記協定の批准及び施行を促す奨励策を策定すべきである。

勧告 19-24. 米国国務省は、NOAAと協力して、米国が当事国である地域/二国間漁業協定の 見直しと更新を行い、最新の科学を全面的に取り入れ、当該協定と魚類資源協定との調和を図る べきである。

勧告 21-3. NOAA は、採取、輸入、販売されているサンゴ礁資源が確実に持続可能な方法で収 穫されるようにするための国家基準を策定するとともに、国際基準を促進すべきである。米国国務 省は、このような基準が国際的に遵守されるよう奨励する施策を実施すべきである。

勧告 29-4. 国家海洋会議の国際委員会(海洋関連国際政策の策定および実施を担当)は、国 際海洋関連の新たな管理上の課題を評価し、このような活動を既存の管理体制下に置くか、ある いは適切な新体制を展開するかについて、勧告すべきである。米国国務省は、国際社会と協力し て、この勧告を実施に移すべきである。

勧告 29-5. 米国国務省は、海洋関連政策及びプログラムの策定及び実施にあたって科学的専 門知識及び技術の統合の向上を図るべきである。

勧告 29-7. 米国国務省は、世界各地で研究プログラムを実施している米国科学者に対して強力 な支援を提供すべきである。既存の国際的パートナーシップを強化し、新たなパートナーシップを 促進して、国際的な研究の実施を促すべきである。

# H. 米国航空宇宙局(National Aeronautics and Space Administration)

勧告 8-3. NOAA、全米科学財団、米国海軍研究所、及び米国航空宇宙局は、公式、非公式両 方の海洋関連教育に対し、その活動の適切な評価を行うことも含め、支援を強化すべきである。

勧告 8-7. 海洋教育局は学術機関及び地方の学区と協力して、研究界と教育界とのより強力か つ効果的な関係構築を促進し、教員及び教員養成に携わる教員の専門能力開発の機会を拡大 すべきである。NOAA、全米科学財団、米国海軍、米国航空宇宙局は、確実で安定した資金提 供を行うことにより、このような取り組みを支援すべきである。

勧告 8-15. NOAA、全米科学財団、米国海軍研究所、及び米国航空宇宙局は、従来の社会的 弱者層の海洋関連労働力への参加を奨励及び促進すべきである。海洋教育局は、以上の機関 と高等教育機関の連携を図り、海洋関連大学院教育を受けるための十分な手段と支援を社会的 弱者層に提供するプログラムと機会の適切な構成を確保すべきである。

勧告 26-7. NOAA、全米科学財団(NSF)、米国海軍、及び米国航空宇宙局は、NSF 海洋観測イ ニシアティブ(NSF Ocean Observatories Initiative)などの海洋研究観測に関連して連邦政府の資 金援助を受けている調査官に対し、統合海洋観測システムにおいて新技術を運用状態に移行さ せる計画の作成を義務づけるべきである。

勧告 26-8. 連邦議会は、米国航空宇宙局の地球環境観測衛星を関連資源と併せて NOAA に移し、継続運用を達成すべきである。NOAA と米国航空宇宙局は協力して、各地球環境観測衛星の打ち上げ後の円滑な移行を図るべきである。

# I. 米国運輸省(U.S. Department of Transportation)

勧告 13-1. 連邦議会は、米国運輸省を海上輸送システムの計画立案及び監督の主管連邦政府機関に指定すべきである。米国運輸省は、同システムの状況及び将来のニーズに関する定期的な報告書を提出すべきである。国家海洋会議は、他の連邦政府機関の重複している機能を明らかにし、米国運輸省への当該機能移転の妥当性について勧告を行うべきである。

勧告 13-3. 米国運輸省は、米国経済及び国際及び国内貿易の持続的成長を促すための新た な国家貨物輸送戦略案を作成すべきである。この戦略では、海洋輸送システムと交通インフラの その他の構成要素(高速道路、鉄道、飛行場など)との接続の改善を図るべきである。新戦略に基 づいて、国家的に重要な複合プロジェクトの計画立案及び実施に向けての投資を行うべきであ る。

勧告 13-4. 米国運輸省は、沿岸及び近海航行船の増加の潜在的な社会的及び経済的利益の 徹底分析及びアセスメントを実施すべきである。

勧告 13-5. 米国運輸省は、その他の適切な機関と協力して、全国的なデータ収集・調査・分析 プログラムを設定し、米国の貨物の流れの全体像を示すとともに米国の複合一貫輸送システムの 能力強化を図るべきである。米国運輸省は、米国海洋産業の将来的な成長のニーズを満たすた めに、港湾及び複合一貫輸送能力に対する米国の将来的ニーズを定期的に評価し、これに優先 順位をつけるべきである。

勧告 13-6. 米国運輸省は国家貨物輸送戦略の策定にあたり、米国国土安全保障省及び連邦 緊急事態管理庁と緊密に協力して、港湾保安その他の緊急事態対応要件を盛り込むべきであ る。この戦略は、国家安全保障及び港湾業務に対する脅威の予防、及び代替港湾能力の利用 可能性についてのアセスメントなど、かかる事態の影響を抑える対応及び復旧策に重点を置くべ きである。

勧告 16-12. 米国運輸省、米国沿岸警備隊、米国環境保護庁、及び鉱物管理局は、すべての 石油輸送システムのリスク・ベースの分析を実施し、最もリスクの高い地域を特定して優先順位を つけ、重大な流出の脅威を削減するための包括的な長期行動計画を策定すべきである。

# J. 米国保健社会福祉省(U.S. Department of Health and Human Services)、国立衛生研究所(National Institutes of Health)、国立環境衛生科学研究所(National Institute of Environmental Health Sciences)

勧告 23-1. NOAA、全米科学財団、国立環境衛生科学研究所、及びその他の適切な機関は、 競争的に付与される助成金と連邦政府指定センターの支援の両方を通して、海洋生物の進化、 生態学、化学、分子生物学の学際的研究を奨励し、潜在的な海洋バイオ製品を発見し、実用的 な複合物を開発するための研究開発活動の拡大を支援すべきである。

勧告 23-2. NOAA、全米科学財団、国立環境衛生科学研究所、及びその他の適切な機関は、 海洋微生物学及びウィルス学の研究活動の拡大を支援すべきである。

勧告 23-3. NOAA、全米科学財団、国立環境衛生科学研究所、及びその他の適切な機関は、 海洋及び有機体の病原体と化学的毒素のより優れた監視及び特定方法の開発及び実施を支援 すべきである。

#### K. 米国農務省(U.S. Department of Agriculture)

勧告 14-3. 米国環境保護庁及び米国農務省は、動物排泄物の栄養素除去に関する研究に資金援助をし、動物排泄物より生じた栄養素及び病原体を農地に留めておく最善の管理方法をさらに改良すべきである。水質基準を満たす必要がある場合、州は大規模畜産経営体に対する規制 管理を連邦政府の規制に加えて公布すべきである。

勧告 14-7. 米国農務省(USDA)は、その保全プログラム及び資金提供と米国環境保護庁や NOAA のプログラムなどのノンポイント汚染削減を目指す他のプログラムとの調整を図るべきであ る。米国農務省の天然資源保全局(Natural Resources Conservation Service)は、州の保全担当者 が連邦政府及び州の水質管理機関や州の沿岸管理機関の代表と連携を図ることを要求すべき である。

# L. 米国労働省(U.S. Department of Labor)

勧告 8-11. NOAA 及び米国労働省は、全米海洋労働人口データベースを作成し、国家海洋会議の海洋関連人的資源の育成及び必要性に関する動向について年次報告書を編纂すべきである。この取り組みには、進路決定を手助けし、進路指導を受けられるようにし、雇用者や指導カウンセラーなどが海洋関連の仕事に学生を引きつける効果的な戦略を策定することができるようにするための情報センターも加えるべきである。海洋教育局は、

5 年ごとに海洋労働者サミットを開催し、海洋教育と海洋関連従事者のニーズの整合を図るべき である。

# M. 省庁間組織

# 1. 水棲有害種タスクフォース(Aquatic Nuisance Species Task Force)及び全米 侵入種評議会(National Invasive Species Council)

勧告 17-4. 水棲有害種タスクフォース及び全米侵入種評議会は、その他の適切な機関と協力し

て、侵入種の早期発見のための国家計画を策定し、即時通告及び迅速対応システムを確立すべきである。

# 2. 全米浚渫チーム(National Dredging Team)

勧告 12-3. 全米浚渫チーム及び地域浚渫チームは、より生態系に基づくアプローチの導入に着 手すべきである。全米浚渫チームは、能率的な許可プロセスの開発及び実施を最優先にして、運 輸省長官に対する 1994 年報告書『米国の浚渫プロセス:改善のための行動計画(The Dredging Process in the United States: An Action Plan for Improvement)』の勧告を実施すべきである。地域 浚渫チームは、地域海洋会議と協力して、流域、沿岸地域、米国の海岸線を含む堆積物管理プ ログラムを設定すべきである。

# 3. 米国サンゴ礁タスクフォース(U.S. Coral Reef Task Force)

勧告 21-4. 米国サンゴ礁タスクフォースは、サンゴ礁生態系に関連する重要な研究及びデータ のニーズを明確にすべきである。このようなニーズを政府機関の研究資金調達の指針とし、統合 海洋観測システムの設計及び実施に取り入れるべきである。

# IV. 地域機関に対する勧告

# A. 地域海洋会議(Regional Ocean Councils)

勧告 5-1. 州、準州、部族、地方政府、及び非政府系参加者は、国家海洋会議を通して策定される広範かつ柔軟なプロセスに基づいて、地域海洋会議の設立に着手すべきである。

勧告 6-4. 地域海洋会議、またはその他の適切な地域機関は、積極的に利害関係者の参加を 求め、海洋保護区の設計及び導入を主導すべきである。海洋保護区の設計及び導入は、国家 海洋会議が策定する目標、ガイドライン、統一的プロセスに従ってこれを行うべきである。

勧告 11-2. 国家海洋会議は、海洋及び沿岸生息地の保全及び再生活動のための国家目標を 策定し、連邦政府の関連活動すべての調整を図るべきである。地域海洋会議及び地域海洋情報 プログラムは、生息地の保全及び再生の必要性を明確にし、国家の目標と整合性のある地域の 目標及び優先順位を設定すべきである。

勧告 14-13. 国家海洋会議及び地域海洋会議は、技術上、制度上、財政上十分な支援を提供 することにより、ノンポイント汚染に関連する問題に対する協働流域グループの解決能力を強化す べきである。

# B. 地域海洋情報プログラム(Regional Ocean Information Programs)

勧告 5-3. 各地域海洋情報プログラムは、国家海洋会議の指針に基づいて、定期的に更新される地域生態系アセスメントの調整を図るべきである。

勧告 11-2. 国家海洋会議は、海洋及び沿岸生息地の保全及び再生活動のための国家目標を 策定し、連邦政府の関連活動すべての調整を図るべきである。地域海洋会議及び地域海洋情報 プログラムは、生息地の保全及び再生の必要性を明確にし、国家の目標と整合性のある地域の 目標及び優先順位を設定すべきである。

## C. 地域漁業管理委員会(Regional Fishery Management Councils)

勧告 19-2. 科学統計委員会(SSC)には、漁業管理に関する決定を下すために必要な科学情報 を地域漁業管理委員会に提供することを義務づけるべきである。かかる情報としては、資源の現 状及び健全性に関する報告、管理策の社会経済的影響、漁業慣行の持続可能性、生息地の現 状などが挙げられる。特に科学統計委員会は、入手可能な最善の科学情報に基づいて許容可 能な生物学的漁獲高を設定すべきである。

勧告 19-3. 各地域海洋漁業管理委員会には、科学統計委員会が設定する生物学的許容漁獲 量以下に漁獲量を設定することを義務づけるべきである。地域海洋漁業管理委員会は、この措置 に直ちに従うべきである。この措置は、次回のマグナソン・スティーブンス漁業保存管理法改正の 機会に成文化すべきである。

勧告 19-5. 各地域漁業管理委員会は、科学統計委員会が生物学的許容漁獲量を設定する期限を設けるべきである。科学統計委員会が期限を守らない場合、米国海洋漁業局地域科学ディレクター(Regional Science Director)が、当該漁業の生物学的許容漁獲量を設定すべきである。

勧告 19-6. 科学統計委員会または米国海洋漁業局(NMFS)地域科学ディレクターのいずれによ るものであれ、生物学的許容漁獲量が設定されたら、地域海洋漁業管理委員会は漁業管理計画 を提案して、米国海洋漁業局の十分な審査及び承認を受けるべきである。この計画が迅速に提 示されない場合は、米国海洋漁業局が管理計画の妥当性を審査することができるまで、当該資 源の漁業は全面的にこれを一時停止すべきである。

勧告 19-7. 地域漁業管理委員会及びそれぞれの科学統計委員会は、管理情報ニーズの年間 優先リストを作成し、米国海洋漁業局に提供すべきである。米国海洋漁業局は、研究・分析・デー タ収集プログラムを設計する際に、このニーズを最大限取り入れるべきである。 勧告 19-22. 米国海洋漁業局及び地域漁業管理委員会は、混獲が生態系に与える広範な影響 に対処するために地域混獲削減計画を策定すべきである。この計画を実施するため、米国海洋 漁業局は、商業的に重要な魚種だけでなく、商業漁業及び遊漁業で捕獲するすべての魚種に関 する混獲データ収集活動を拡大しなければならない。観測者を精選して使用することが、この活 動の重要な構成要素として維持されるべきである。

#### D. 地域浚渫チーム(Regional Dredging Teams)

勧告 12-3. 全米浚渫チーム及び地域浚渫チームは、より生態系に基づくアプローチの導入に着 手すべきである。全米浚渫チームは、能率的な許可プロセスの開発及び実施を最優先にして、運 輸省長官に対する 1994 年報告書「米国の浚渫プロセス:改善のための行動計画(The Dredging Process in the United States: An Action Plan for Improvement)」の勧告を実施すべきである。地域 浚渫チームは、地域海洋会議と協力して、流域、沿岸地域、米国の海岸線を含む堆積物管理プ ログラムを設定すべきである。

#### V. 国際問題に関する勧告

勧告 16-3. 米国は、他の諸国と協力して、旗国の責任と義務の概要を示す規定を作成し、任意 による監査体制を確立することにより、旗国の監視及び執行を強化するための IMO における活動 を推進すべきである。

勧告 16-10. 米国は、MARPOL 条約(船舶による汚染の防止のための国際条約)附属書 VIを批 准し、船舶エンジン技術の進歩、よりクリーンな燃料の利用、運用方法の改善を反映するより厳格 な排出基準の IMO による採択に向けて努めるべきである。米国環境保護庁は、大気の質が損な われている米国の特定の海洋及び沿岸地域を附属書 VI のイオウ酸化物排出禁止地域(Sulfur Oxide Emission Control Areas)に指定す

ることを検討すべきである。

勧告 17-6. 米国は、外来水棲種の持ち込み及び定着を最小限に抑えるための条約、協定、政策の策定に国際的に取り組むことにより、外来水棲種の蔓延を抑制するための国際的な活動で主導的な役割を果たすべきである。

勧告 18-3. 米国国務省及び NOAA は、FAO 及びその他の適切な機関と協力して、廃棄漁具に 対処するための綿密な行動計画を作成し、地域別に多国間ベースで実施すべきである。

勧告 18-5. 米国国務省は、港湾受け入れ施設が MARPOL 条約附属書 V の特別海域(Special

Areas)の保護を実施可能にするために必要な基準を満たすようにするための活動を増すべきである。

勧告 19-23. 米国国務省は、その他の適切な機関と協力して、国連公海漁業実施協定(Fish Stocks Agreement)及びFAO 遵守協定(Compliance Agreement)を批准するようすべての諸国に促 すべきである。特に米国は、他国が上記協定に批准した場合、その国が米国の排他的経済水域 内で漁業資源を捕獲できることを条件として設けるべきである。米国及びその他の署名国は、す べての国に上記協定の批准及び施行を促す奨励策を策定すべきである。

勧告 19-24. 米国国務省は、NOAAと協力して、米国が当事国である地域/二国間漁業協定の 見直しと更新を行い、最新の科学を全面的に取り入れ、当該協定と魚類資源協定との調和を図る べきである。

勧告 19-26. 海洋関連の国際政策を策定し及び実施を担当する国家海洋会議の国際委員会 は、他の諸国に対して FAO の責任ある漁業のための行動規範(Code of Conduct for Responsible Fisheries)及びその他の行動計画(Plans of Actions)の採用を奨励する最も効果的な方法を特定 するためのプロセスを開始し、米国国務省及び国家海洋会議にその結果を提供すべきである。

勧告 21-3. NOAA は、採取、輸入、販売されているサンゴ礁資源が確実に持続可能な方法で収 穫されるようにするための国家基準を策定するとともに、国際基準を促進すべきである。米国国務 省は、このような基準が国際的に遵守されるよう奨励する施策を実施すべきである。

勧告 22-4. 米国は、FAO と協力して、責任ある漁業のための行動規範の養殖に関する規定の 世界的な遵守を奨励及び促進すべきである。

勧告 26-11. 国家海洋会議は、全球海洋観測の分野における国際的な連携と能力開発を推進 すべきである。また、2003 年地球観測宣言(2003 Declaration on Earth Observing)の米国での実 施を主導し、完全かつ開放的で有意義なデータ・アクセス政策を提唱し、すべての国によるアクセ スを確保するために技術的専門知識を提供すべきである。

勧告 29-1. 米国は、国連海洋法条約に加入すべきである。

勧告 29-2. 国家海洋会議は、国連生物多様性条約の海洋関連部分の迅速な検討及び分析の 調整を図り、海洋の観点から、この条約に批准することが米国の国益にかなうかどうかについて米 国国務省に勧告すべきである。

勧告 29-3. 国家海洋会議は、海洋関連国際政策の策定及び実施を支援するための省庁間委

員会を設置し、これを監督すべきである。この委員会は、米国国務省が議長を務め、国際海洋政 策について大統領補佐官及び国務省長官に勧告し、国際海洋問題について国家海洋会議に技 術支援を提供すべきである。

勧告 29-4. 国家海洋会議の国際委員会は、国際海洋関連の新たな管理上の課題を評価し、このような活動を既存の管理体制下に置くか、あるいは適切な新体制を展開するかについて、勧告すべきである。米国国務省は、国際社会と協力して、この勧告を実施に移すべきである。

勧告 29-5. 米国国務省は、海洋関連政策及びプログラムの策定及び実施にあたって科学的専 門知識及び技術の統合の向上を図るべきである。

勧告 29-6. 米国は、主要国際海洋科学機関及びプログラムを引き続き支援し、積極的にこれに 参加すべきである。

勧告 29-7. 米国国務省は、世界各地で研究プログラムを実施している米国科学者に対して強力 な支援を提供すべきである。既存の国際的パートナーシップを強化し、新たなパートナーシップを 促進して、国際的な研究の実施を促すべきである。

#### 2-2 米国海洋政策審議会の報告書

#### (2) 『21 世紀の海洋の青写真』(最終報告書)

海洋政策審議会が『予備報告書』に対するフィードバックをふまえて2004年9月20日 に完成させた最終報告書が、この『21世紀の海洋の青写真』である。同書は、本文9部31章 と附録をあわせて約600ページ、212の勧告を含む。このうち本節では「要約(Executive Summary)」及び「第31章:勧告の要約」の仮訳を紹介する。

構成的には『予備報告書』と同じく本文9部、31章プラス附録からなる。表題で変更 が加えられたのは、第4部に「資源」という語が追加されたこと、第15章から「水質」 という文言が削除されたことだけである。しかし内容的にはかなりの修正があった。

主なものとしては、予備報告書を受けた各州の知事から、連邦政府の役割が大きすぎるという批判がなされたことから、州の役割の明確化がはかられ、その点で見直しがあった(第5章)。また予備報告書の公表後に明らかになった、勧告を実施するコストが年間39億ドルになるという試算結果を受け、第30章の記述はほぼ全面的に書き換えられた。 勧告を要約する第31章は全面的に書き換えられている。最終報告書の構成は次の通り:

#### 要約

#### 第1部 我々の海:国家の資産

第1章:海洋資産と挑戦の再認識 第2章:新しい国家海洋政策を形成するための過去の理解 第3章:国としての視野の設定

#### 第Ⅱ部 変化のための青写真:新たな国家海洋政策の枠組み

第4章:海洋のリーダーシップと調整の改善 第5章:地域的アプローチの推進 第6章:連邦水域における管理の調整 第7章:連邦機関組織の強化

#### 第Ⅲ部 海洋のスチュワードシップ:教育と一般周知の重要性

第8章:生涯海洋教育の促進

#### 第IV部 海辺で暮らす:海岸に沿った経済成長と資源の保全

第9章:海岸とその流域の管理 第10章:自然災害から人々と財産を守る 第11章:沿岸生息地の保全と回復 第12章:堆積物と海岸線の管理 第13章:海上での商業と輸送を支える

#### 第V部 澄みきった水へ:沿岸と海洋の水質

第14章:沿岸の水質汚染への取り組み 第15章:全国的モニタリングネットワークの創設 第16章:船舶起因汚染の削減と船舶の安全性の向上 第17章:侵入種の拡散防止 第18章:海洋ゴミの削減

#### 第VI部 海の価値と活力:海洋資源の利用と保護の向上

第19章:持続可能な漁業の達成 第20章:海産哺乳動物と絶滅に瀕する海洋種の保護 第21章:サンゴ礁とそれを取り巻く群集の保全 第22章:持続可能な海洋養殖の道筋を定める 第23章:海と人の健康を結ぶ 第24章:沖合のエネルギーと他の鉱物資源の管理

#### 第VII部 科学に基づく決定:海に関する理解の促進

第25章:科学的知見を増大させる国家戦略の創造 第26章:持続的で統合された海洋観察体制の達成 第27章:海洋インフラと技術発展の向上 第28章:海洋のデータと情報体制の現代化

#### 第VIII部 グローバルな海:国際政策への米国の参加

第29章:国際海洋科学及び政策の向上

#### 第IX部 前進:新国家海洋政策の実施

第30章:必要な資金と可能性のある資金源 第31章:勧告の要約

#### 第X部 附録(報告書本体に印刷されるもの)

- A. 2000年海洋法(Oceans Act of 2000)
- B. 頭文字の一覧
- C.「海の近くに住み海から暮らしを立てる」Charles S. Colgan
- D. 連邦の海洋及び沿岸関係審議会、委員会、理事会、法及びプログラム一覧
- E. 連邦の海洋関連活動を調整するために提案された組織
- F. 海洋及び沿岸事案に管轄を持つ議会の委員会及び小委員会
- G. 米国海洋政策審議会の勧告に伴うコストの詳細内訳

# 米国海洋政策審議会『21 世紀の海洋の青写真』 要約 (Executive Summary)

## 概観

米国は本質的に海と関係が深く、海に大きく依存している国家である。国民は誰もが、農耕地 帯、山間部、都市部、沿岸地域を問わず、どこに居を構えていても、海に影響を与え、また、海 から影響を受けている。食料品店やレストランには魚介類が並び、埠頭では海運貨物の往来でに ぎわっている。海岸には毎年大勢の観光客が押し寄せ、米国最大にして最も成長の早い経済分 野、観光・レクリエーション産業を通して、雇用を創出し米国経済に大きく寄与している。

米国の管轄下にある沖合海域はその陸域全体よりも面積が大きく、商業・貿易・エネルギー・鉱 物資源の広大な宝庫であり、安全上の緩衝帯になっている。生命を支える水を農地や帯水層に運 んでくる雲も呼吸で取り入れている酸素の大半を生成する浮遊する微生物植物も海から生まれ る。海底下から採取するエネルギーは経済を活性化させ、我々の高い生活の質を支えてくれる。 海洋は医学的可能性を大いに秘めた生物多様性の宝庫であり、興奮を呼ぶ探査と効果的な教育の 最前線である。海洋・沿岸・五大湖の重要性は、いくら強調してもしすぎることはない。海洋は 国家及び国民の存在と安寧になくてはならないものとなっている。それにもかかわらず、21 世 紀を迎えた今、このような生命の維持に欠かせない非常に貴重な資産が人間の活動に対して無防 備であることは明白である。

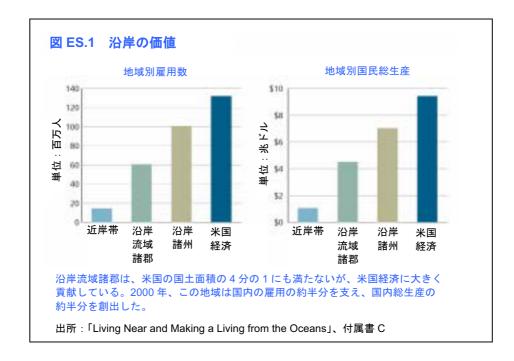
人類の創意と技術の進歩を駆使して、我々は海の恵みを開発し、これを大きく様変わりさせて、 社会の高まるばかりの要求を満たしてきた。汚染物質が陸上から流れ出し、沿岸水域の荒廃を招 き、海洋生物に害を及ぼしている。魚の個体数は減少し、海で最も雄大な生き物のいくつかはほ とんど姿を見せなくなってしまった。沿岸の生息地は魚類及び野生生物にとって不可欠で、人間 に貴重なサービスを与えてくれる場所だが、続々と重大な損失に見舞われている。意図的かつ偶 発的に外来種が遠隔地に持ち込まれ、その結果は有害で費用のかかるものである。こうした影響 に伴う多大な経済的コスト、人間の健康に対するリスク、生態学的影響について、我々はようや く理解し始めたばかりである。

とはいえ、必ずしもすべてが失われているわけではない。今はまたとない好機である。今日我々 は、陸地・大気・海洋・人間の活動の連鎖について今までになく認識している。また、さまざま な規模の先端技術と最新情報を利用することもできる。我々は、人間が招いた有害な影響を認識 している。今こそ針路を修正し、アメリカの新たなビジョンに向けた船出のときである。これ は、健全かつ生産的な海洋・沿岸・五大湖と利益のある持続可能な資源の利用を目指すビジョン である。

我が国の海洋・沿岸・五大湖の管理が包括的に見直されてから 35 年が経過した。その間に、海 洋資源の利用方法と人間の行動が招く影響についての理解とに重要な変化があった。米国海洋政 策審議会の本報告書では、21 世紀の改革の青写真を示すほか、現在及び将来の海洋・沿岸・五 大湖の持続可能な利用と保護を確実なものとする効果的な国家海洋政策の策定に関する勧告を行 う。

# 海洋及び沿岸の価値

米国の海洋・沿岸・五大湖は、経済に計り知れないほど多大な価値を与えている。2000 年の試 算によると、米国の繁栄に直接資する海洋関連活動は 1,170 億ドル以上に上り、ゆうに 200 万人 以上の雇用を支えている。これに沿岸の活動を含めると、さらに目覚ましい数値となる。1 兆ド ル以上つまり我が国の年間国内総生産の 10 分の 1 が、近岸帯と呼ばれる、海岸に直接隣接する 陸上の比較的狭い帯状の地域で創出されている(図 ES.1)。沿岸流域諸郡全体では、その経済効 果は 4 兆 5,000 億ドル以上に達し、実に国内総生産の半分を占め、約 6,000 万人の雇用を支えて いる。



米国は、モノとヒトの輸送路ならびにエネルギー及び救命効果が見込まれる医薬品の源として海 洋を利用している。米国の港湾貨物取扱高は年間 7,000 億ドル以上、さらにクルーズ船業界とそ の乗客の消費額は年間 120 億ドルに上り、1,300 万人以上が海運関連の仕事に就いている。海洋 石油・天然ガス事業はさらに深海へと拡大しており、現在の年間生産高は 250~400 億ドル、同 業界が米国財務省に納めるボーナス・ビッド及びロイヤルティーは年間約 50 億ドルに上る。海 洋探査は、成長中の数十億ドル規模になりうる海洋バイオ製品・医薬品産業にもつながってい る。

漁業も同じく歳入と雇用の重要な源であり、また健康的なタンパク質の供給源でもある。さらに 漁業は、漁業共同体の重要な文化的遺産を形成している。商業漁業は年間総額が280億ドルを上 回り、遊漁業は約200億ドルと見積もられており、さらに観賞魚の米国の年間小売市場は30億 ドル相当である。2002年のレジャー・ボートへの全国小売支出は300億ドルを超えた。

毎年、米国の海岸には大勢の観光客が押し寄せては海洋を楽しみ、莫大なお金を使い、直接的に 何百万人もの雇用を支えている。実際、観光・レクリエーション産業は、米国で最も急速に成長 しているビジネス分野の1つであり、米国本土及びその属領のほぼすべての沿岸域のコミュニ ティーにおいて経済を潤し、雇用を支えている。米国の人口の半数以上が沿岸流域に居住し、過 去30年の間に、沿岸域では人口が3,700万人以上も増え、世帯数も1,900万世帯増加した。その ため、不動産価額が上がり、より充実したサポート・サービスが必要になった。

このように具体的な数値として表すことができる経済効果は、米国の海洋・沿岸・五大湖の価値 を示す1つの尺度にすぎない。他にも地球の気候調節、生命維持、文化遺産、海の美しさとその 本源的な癒し・再生・充電効果など、お金では計れないもっと重要な特質が多くある。

# 楽園が抱える問題

不幸なことに、海洋及びその資源の活用と享受は代償を伴うものだった。我々は今になってよう やく、自らの行動の結果を思い知らされている。2001年には、米国の河口域の23パーセントが 荒廃し、水泳、釣り、及び海洋生物の生育には適していないと見なされた。2003年には、全国 で約1万8,000日の海浜閉鎖通達が出されたが、そのほとんどの原因は糞便汚染に伴う細菌が存 在したためであった。地球全体では、海洋毒素が年間9万人以上の人々を苦しめ、魚介類関連の 病気全体の推定約62パーセントの原因となっている。有害藻類ブルームの発生頻度は、沿岸水 域で増加しているようである。また、海洋生態系に入り込む外来侵入種の数も増えるばかりであ る。専門家の試算によると、世界の25~30パーセントの主要魚類資源は乱獲が進み、多くの米 国漁場が深刻な問題を抱えている。清教徒たちがプリマスロックに上陸して以来、淡水・海水湿 地帯の半分以上(1億1,000万エーカー以上)が喪失した。

沿岸水域は、米国の最も重要な資産の1つであるが、さまざまな発生源からの汚染物質を浴びせられている。ポイント汚染源の削減では進展が見られるが、ノンポイント汚染源は増加しており、富栄養化、低酸素、有害藻類ブルーム、有毒汚染など、沿岸水域に災いする問題の主因である。ノンポイント汚染は、降雨及び融雪により、肥料、農薬、細菌、ウィルス、動物の排泄物、 堆積物、石油、化学物質、及びゴミなどの汚染物質が河川や沿岸水域に流れ込んで起こる。その 他、水銀や有機化合物などの汚染物質が、海に達する前に大気に乗ってはるか遠くから運ばれて くることがある。

米国の海洋・沿岸・五大湖に影響を及ぼす人間の活動を正しく管理できなければ、その生態系の 健全性を危うくし、海洋・沿岸・五大湖の可能性が十分に実現できなくなり、雇用と収入が喪失 し、人間の健康を脅かし、我々の未来を危険にさらすことになる。

## 米国海洋政策審議会の取り組み

2000 年海洋法(Oceans Act of 2000)の可決にあたり、連邦議会が海洋の有望な前途と海洋に対す る脅威の両方を認識していたのは明白である。この法律は、組織的かつ包括的な国家海洋政策に 関する調査結果を明らかにし、提言をとりまとめる海洋政策審議会の設立を求めるものであっ た。大統領は同海洋法に従って、米国上下両院の指導部によって指名された個人を含む、さまざ まな背景から選ばれた 16 名の米国海洋政策審議会審議員を任命した。

海洋政策審議会は全国で公開会議を16回開催し、地域の現場視察を18回実施して、何百人もの 人々から口頭及び書面による証言を得た。全部で約447人の証人から話を聞いたが、これには 275件以上の招待プレゼンテーションとさらに一般市民からの172の意見が含まれ、その結果、 1,900枚近くにも上る証言録となった。

専門家と一般市民の両方から伝えられたメッセージは明確であった。それは「我が国の海洋・沿 岸・五大湖は窮地に陥っており、その管理方法には大幅な改革が緊急に必要である」というもの である。海洋審議会は、自然のシステムが複雑で相互に関連していることを示す新たな科学的調 査結果について学んだ。同時に確認したのは、我々の管理方法がこの複雑さを反映するように更 新されていない上、責任も連邦、州、地方レベルの入り組んだ一連の諸機関に分散されたままだ ということである。管理者、意思決定者、及び一般市民は、有用な結果及び成果物に変換されて いる信頼できるデータと確かな科学的情報の入手方法がより適切で時宜に適ったものとなること を強く求めた。全国で決まって聞かれたもう 1 つのテーマは、海洋・沿岸・五大湖の研究、調 査、保護、及び管理に対する何十年にも及ぶ投資不足を挙げて示された、連邦政府の支援追加を 求める嘆願である。最後に、すべての市民が自らの生活上の海洋・沿岸・五大湖の役割と自らが 海洋・沿岸・五大湖の環境に与えている影響について理解できるように海洋関連教育の強化を図 るべきとの主張がなされた。

海洋政策審議会は、可能性のあるさまざまな解決策についての検討と審議を尽くし、2004 年 早々に予備報告書を発表した。州及び準州の知事、部族長、及び一般市民に意見を求めたとこ ろ、絶大なる反響があった。37 人の州知事(沿岸州知事 34 人のうち 33 人を含む)、5 人の部族 長、その他、多数の組織及び個人から、合わせて 1,000 ページ以上の思慮に富んだ建設的な フィードバックが寄せられた。フィードバックの内容は、報告書に対する称賛、海洋の窮状に関 する同意の念、その状況の是正策要請に対する支持でほぼ一致していた。知事等が示してくれた 修正案や改良案について、海洋政策審議会は最新の注意を払い、必要に応じて変更を施した。

本最終報告書は、改革に関する海洋政策審議会の結論と詳細な提案を説明するものである。改革 にはただちに着手しなければならない。悲惨な衰退を反転させ、またとない好機をとらえ、後世 のために海洋とその貴重な資産を守ることはまだ可能である。

# 21 世紀以後のビジョンと戦略

海洋政策審議会がまず手がけたのは、期待される将来像を描くことである。未来の海洋・沿岸、 五大湖は、清潔かつ安全で、繁栄し、持続的管理が行われる。また、経済に大きく貢献し、食料 生産、エネルギーや鉱物資源の開発、レクリエーションと観光、物資や人の輸送、ならびに新薬 の発見など、実にさまざまな有効利用を支えるが、同時に高度な生物多様性及び重要な各種自然 の生息環境も保全する。

未来の沿岸は、居住、仕事、娯楽に適した魅力的な場所である。水も海浜も清潔で、パブリッ ク・アクセスが容易である。経済は持続可能で力強く、安全な港湾は活気に溢れ、適切な道路や サービスが整備されており、脆弱な生息環境及び絶滅危惧種は特別に保護される。海浜閉鎖、有 害藻類ブルーム、侵入種の増殖、及び在来種の消滅は滅多に起こらない。土地利用計画や悪天候 その他の自然災害予測の向上により、多くの命が救われ、費用も節約される。

この未来では、我々が海洋・沿岸・五大湖に及ぼす影響の管理のあり方も変わっている。管理上 の境界は生態系地域と一致し、政策はすべての生態系要素間の関係が勘案される。科学的に不確 かな場合、管理者は競合する考慮事項のバランスをとりながら慎重に事を進める。海洋管理 (governance)は効果的かつ参加型であり、政府関係機関、民間部門、一般市民の間で十分な連 携が図られている。

海洋政策審議会は、信頼できるデータと健全な科学の重要性が広く認識され、物理、生物、社 会、及び経済の研究ならびに海洋調査に対する強力な支援が提供される日を思い描いている。装 備の充実した十分な数の調査水上艇及び潜水艇、信頼性の高い持続衛星、最先端のコンピュー ティング施設、過酷な海洋条件に耐えられる革新的なセンサーなど、必要な科学機材や技術に国 が投資する。観測・監視ステーションの広範なネットワークが絶え間なくデータを提供し、科学 的調査結果が意思決定者、船舶事業者、教育者、及び一般市民向けの実用的な情報や製品に形を 変える。

この待ち望まれる未来では、よりよい教育が国家海洋政策の土台になり、米国は理数・科学技術 の学力で上位の座に返り咲く。未知の海域を探査する大胆なプログラムがあらゆる年齢の人々の 心を動かし、関与させる。海洋研究、賢明な政策の策定、先端技術の開発・応用、新たなソ リューションの構築にあたっては、十分な訓練を受けた多彩で意欲的な労働力に事欠かない。有 能な教育者チームが科学者と緊密に協力し、海洋について、つまり、その価値、美しさ、地球で 果たす重要な役割について学び、教える。生涯教育の結果、すべての市民が国家の資源及び海洋 環境のよりよい管理者(steward)となる。

最後に、海洋政策審議会のビジョンでは、米国は、科学・エンジニアリング・技術・政策に関す る専門知識の交換(特に発展途上国の人々との)に積極的に取り組んで、国際レベルの持続可能 な海洋管理の実現を促す世界の模範的指導者兼全面的協力者と考えられている。

#### 基本原則

海洋政策審議会は、上記のビジョンは実用的かつ達成可能であると考えている。ただし、これを 達成するには、一連の基本原則に基づいて国家海洋政策の策定に当たる必要がある。

- 持続可能性(Sustainability): 海洋政策は、将来の世代がみずからのニーズを満足する能力を損なうことなく、現在の世代のニーズをも満足させるように設計すべきである。
- 管理(Stewardship): 管理(stewardship)の原則は、政府と一般市民すべての双方に適用 される。米国政府は、一般市民に海洋及び沿岸資源の管理をさせ、絶えず国民全員のために さまざまな海洋及び沿岸資源利用の調整を図らなくてはならない特別な責任を負っている。
   同様に重要なのは、一般市民一人ひとりが、海洋及び沿岸の価値を認識し、適切な政策を支 持し、責任をもって行動し、環境への悪影響を最小限に抑えることである。
- 海洋・陸地・大気の関係(Ocean-Land-Atmosphere Connections): 海洋政策は、海洋、
   陸地、大気には互いに密接なつながりがあり、地球システムの1つの構成要素に影響を及ぼ
   す行動は別の構成要素にも影響を及ぼす可能性が高いという認識に基づいて、これを策定す
   べきである。
- 生態系に基づく管理(Ecosystem-based Management): 米国の海洋及び沿岸資源は、人間及び人間以外の種ならびにその生活・生息環境を含むすべての生態系要素間の関係を反映させるように管理すべきである。この原則を適用するにあたっては、政治上の境界ではなく生態系に基づく適切な地理上の管理区域の明確化が必要になる。
- 多目的利用の管理(Multiple Use Management): 海洋及び沿岸資源については、さまざま な有効利用の可能性を認識し、競合する利用のバランスをとることができるような方法でこ れを管理すべきであり、同時に海洋及び沿岸環境の全体的な統合性をも保全すべきである。
- 海洋生物多様性の保全(Preservation of Marine Biodiversity): 海洋生物多様性が失われる 傾向がある場合は、生物学的多様性及び生態系サービスの自然な水準の維持または回復を目 指して、これを反転させるべきである。

- 利用可能な最善の科学及び情報(Best Available Science and Information): 海洋政策は、 海洋及び沿岸環境に影響を及ぼす自然過程、社会過程、経済過程に関して得られる最高の知 識に基づいて、これを策定すべきである。意思決定者は、海洋及び沿岸資源の的確な管理を 促進できる形で、質の高い科学及び情報を入手し、これを理解することができなければなら ない。
- 順応的管理(Adaptive Management): 海洋管理プログラムは、明確な目標を達成し新情報を提供して、将来の管理の科学的基盤を継続的に改善していくことができるように設計すべきである。管理措置の目標や効果を定期的に再評価することや将来の管理の実施にあたって新情報を取り入れることが不可欠である。
- 理解しやすい法律と明確な決定(Understandable Laws and Clear Decisions): 海洋及び 沿岸資源の利用を規定する法律は、その遵守を促進するために、米国市民にとって確で調整 がとれており、理解しやすいものにすべきである。また、政策決定とその背景にある理由付 けについても、すべての利害関係者にとって明確で理解しやすいものにすべきである。
- 参加型管理(Participatory Governance): 海洋利用の管理(governance)は、すべての一般市民が自分に影響が及ぶ問題に広く参加できるようにすべきである。
- 適時性(Timeliness): 海洋管理(governance)システムは、最大限の効率性と予見可能性 を備えているべきである。
- 説明責任(Accountability): 意思決定者及び一般市民は、海洋及び沿岸資源に影響を及ぼ す自らの行動に対する説明責任をもつべきである。
- 国際責任(International Responsibility): 米国は、国益と全世界の海洋との深い関係を反映させつつ、他の諸国と協調して国際海洋政策の発展及び実施に取り組むべきである。

いくつかの分野で進歩が見られるものの、我が国の既存の海洋・沿岸・五大湖管理システムで は、以上の基本原則を効果的に実行に移し長期的なビジョンを実現できない。海洋政策審議会 は、(1)意思決定の改善を図るための新たな組織的国家海洋政策枠組、(2)管理者向けの質の高 い情報に変換される最新の海洋データ及び科学、(3)強い管理者倫理(stewardship ethic)をも ち、情報に通じた市民を育成するための海洋関連の生涯教育という3つの分野横断的テーマに重 点を置いて、生態系に基づく管理アプローチに移行することを提案する。このようなテーマは本 報告書全体に盛り込まれており、さまざまな海洋問題を取り上げる各章で繰り返し登場する。

# 新たな国家海洋政策枠組

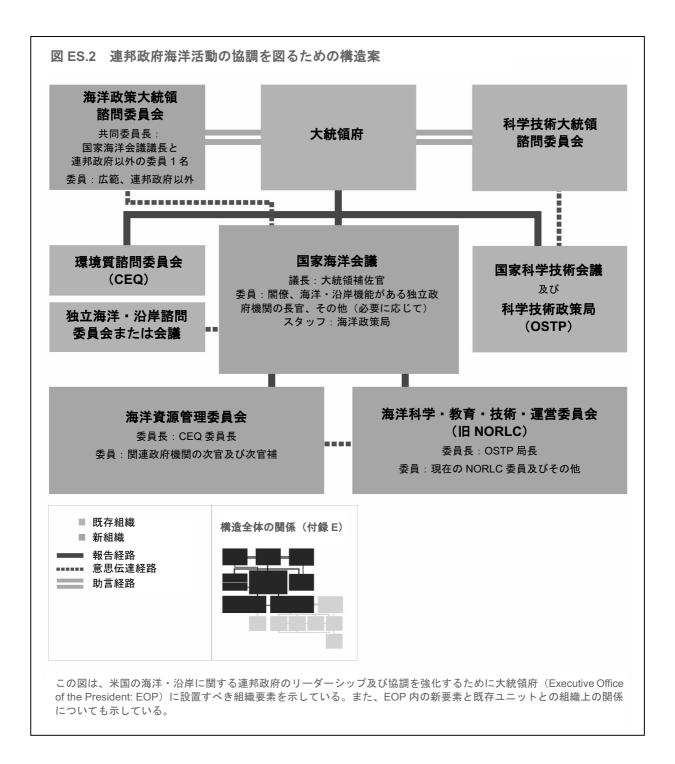
意思決定の改善を図り、効果的な協調を推進し、生態系に基づく管理アプローチに移行するため には、新たな国家海洋政策枠組が必要である。この枠組は、国家のリーダーシップ強化を目的と するが、同時に州、準州、部族、及び地方の意思決定者の重要な役割を支援・強化するためのも のでもある。

## 国内協調とリーダーシップ

連邦政府レベルでは、15 の省庁のうち 11 の省庁と 4 つの独立関係機関が海洋・沿岸政策の策定 で重要な役割を果たしている。これらの省庁及び関係機関と州、準州、部族、及び地方当局との 交流は往々にして場当たり的である。意思伝達と協調を改善することにより、我が国の海洋政策 の実効性は著しく高まるだろう。

大統領府内では、次の3つの組織が海洋に関連する責任を担っている。政府全体の科学技術問題の対処は科学技術政策局(Office of Science and Technology Policy: OSTP)が行い、海洋小委員会がある。連邦政府の広範な環境活動及び国家環境政策法(National Environmental Policy Act)施行の監督にあたっているのが環境質諮問委員会(Council on Environmental Quality: CEQ)である。 国家安全保障会議(National Security Council)の地球環境政策調整委員会(Global Environment Policy Coordinating Committee)には国際海洋問題に対処する小委員会がある。しかし、海洋・沿 岸政策のあらゆる面について指導、監督、調整する複数問題対応の省庁間機構は存在しない。

海洋政策審議会は、新たな国家海洋政策枠組の一部として、連邦議会は国家海洋会議(National Ocean Council: NOC)を大統領府に設置し、大統領補佐官がその議長を務め、海洋・沿岸に関連 する責務を担う閣僚及び独立機関の長官でこれを構成すべきであると提言する(図 ES.2)。NOC は、海洋・沿岸・五大湖問題に十分な注意を払い、適切な国家政策を策定して実施を指導し、連 邦政府の多数の海洋及び沿岸担当省庁の連携を図るべきである。大統領補佐官はさらに、重要な 海洋・沿岸活動の適切な資金レベルについて行政管理予算局(Office of Management and Budget: OMB)及び政府機関に助言し、2000 年海洋法(Ocean Act of 2000) セクション5 で義務づけられ ている隔年報告書を作成する必要がある。NOC の下には、その調整及び計画立案機能を支援す る海洋科学・教育・技術・業務委員会(Committee on Ocean Science, Education, Technology, and Operations: COSETO)及び海洋資源管理委員会(Committee on Ocean Resource Management)を設置すべきである。

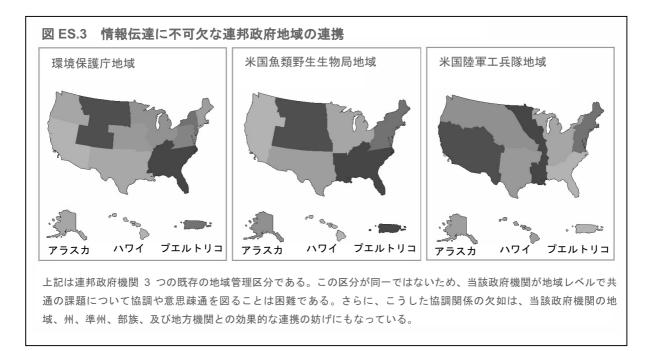


さらに、連邦政府以外(州、準州、部族、地方政府及び学術、公益、民間機関)の代表で構成す る海洋政策大統領諮問委員会(President's Council of Advisors on Ocean Policy)も設置し、海洋・ 沿岸政策問題について、NOC 及び大統領に対する連邦政府以外の助言を得るための正式な組織 を確保すべきである。 小規模の海洋政策局(Office of Ocean Policy)は、上記すべての組織にスタッフの支援を提供すべきである。米国海洋政策審議会は、議会の法的措置を待つ間、大統領が大統領令を交付して、この海洋政策局を設置するよう提言する。

#### 地域の取り組みの強化

海洋政策の策定・施行に州、準州、部族、及び地方の全面的な参加を確保することは、新たな国 家海洋政策枠組の重要な要素である。米国の最も差し迫った海洋・沿岸問題は本質的に地方また は地域的なものが多く、その解決には州及び地方の政策立案者ならびにさまざまな関係者の積極 的な関与が欠かせない。

新たな国家海洋会議の最重要任務の1つは、複数の州のグループがこれに従って地域海洋委員会 を設置することができる、柔軟かつ自発的なプロセスを構築及び推進することである。このよう な地域海洋委員会は協議、協力、協調の中心的な役割を果たし、複数の管轄区域にまたがる問題 への国家の対応能力を高め、政策立案者が流域、沿岸、沖合の利用をめぐる規模の大きな関係や 対立に対処できるようにする。この取り組みを補完・支援するため、大統領は海洋関連機能をも つすべての連邦政府機関に対し、即座に地域協調の改善を図り、いずれは共通の地域構造の採用 に向かうよう指示する必要がある(図 ES.3)。

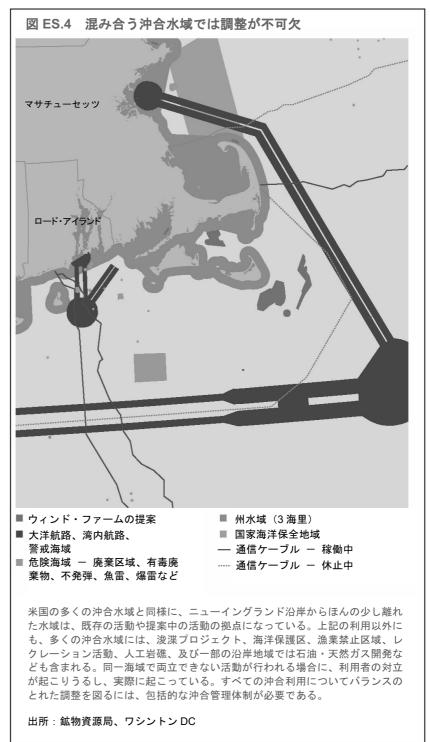


州及び地方管理者に広がっている問題の1つは、決定の根拠とすべき十分な信頼できる情報の欠 如である。海洋政策審議会は、ある地域内の知事等は地域海洋情報プログラムを構築するための 適切な組織を明確にすべきであると提言する。かかるプログラムは、研究、データ、及び科学に 基づく情報商品に対する利用者本位の地域的優先事項を明らかにする。また、既存の資源を活用 し、海洋・沿岸管理の改善を支える教育・訓練・アウトリーチを推進することにより、そうした ニーズに応えられるようにする。

## 沖合水域の管理(governance)改善

米国の広大な沖合水域は、経 済活動を追求するのにますま す魅力的な場所になっている (図 ES.4)。漁業やエネルギー 採取などの長年の海洋利用に ついては、十分に確立した組 織的枠組が存在する。しか し、ウィンド・ファームや養 殖施設の設置などの新たな活 動の管轄当局については、こ れを明確にする必要がある。 人間の健康と生態系の健全性 を保護し、利用者間の対立を 最小限に抑え、米国市民すべ ての長期的な利益を最大限に 高めるようなやり方で海洋を 管理する政府の義務を果たし ながら、海洋の可能性を実現 することを可能にする包括的 な海洋管理体制が必要であ る。

国家海洋会議は、必要に応じ て連邦議会の行動による支援 を受け、連邦水域の現行及び 予測可能な活動が主管連邦政 府機関により確実に管理され るようにすべきである。十分 に開発された持続的プログラ ムに対する既存の法律や権限 が取って代わられることはな いが、主管連邦政府機関はそ



の他の関係連邦政府機関の協調を維持し、おそらく強化するものと思われる。新たな海洋活動の 権限が曖昧な場合や分散している場合、あるいはそもそも存在していない場合、国家海洋会議及 び連邦議会は、関係者と協力して、主管連邦政府機関が確実に強力な調整力を発揮できるように するとともに、バランスのとれた生態系に基づく沖合管理体制に組み込まれる包括的な管理 (governance)構造の必要性が多分にあることを認識すべきである。

沖合水域及びその資源に関する理解の増進を踏まえて、連邦政府は関係州・地方当局と協力し、 一定水域内の多種多様な活動が確実に生態系に基づく管理アプローチに則って共存できるように すべきである。沖合利用の要求が高まる中、深刻な対立が生じる前に、国家海洋会議が利用者間 の協調を目指して、すべての沖合専用プログラムを見直すことが極めて重要である。

最終的に、考えられる活動別の合理化された管理プログラムは、すべての利用を考慮に入れ、複数の活動の重なり合う影響に対処し、さまざまな沖合水域管轄機関の調整を図る包括的な沖合管理体制にこれを統合すべきである。沖会海洋活動のより組織的な参加型管理の実現にあたっては、国家海洋会議、海洋政策大統領諮問委員会(President's Council of Advisors on Ocean Policy)、 連邦政府機関、地域海洋委員会、及び州が揃って役割を果たすだろう。

海洋活動の調整を考える場合、近海及び沖合水域両方の生態系に基づく管理の実現に役立つ手段 となるのが海洋保護区である。この海洋保護区は、生物海洋資源の増強、生息環境・絶滅危惧 種・海洋生物多様性の保護、または歴史的もしくは文化的に重要な水中考古学的資源の保全を始 めとするさまざまな理由から、これを設置することができる。海洋保護区は、科学、レクリエー ション、教育上の利益になることもある。保護のレベルや認められる活動の種類は、当該保護区 の目標によって著しく異なる場合がある。

複数利用の生態系に基づく観点から、国家海洋会議は柔軟なプロセス(順応的かつ利用可能な最 善の科学に基づくプロセス)の構築を監視して、海洋保護区の設計、実施、評価にあたる必要が ある。地域海洋委員会またはその他の関係機関は、このプロセスにすべての関係者を関与させる ためのフォーラムを提供することができる。

#### 連邦政府機関の構造の強化

国家海洋会議による協調の改善は不可欠だが、それだけでは必要とされる徹底した改革には不十 分である。重複を整理し、柔軟性を高め、州及び関係者のニーズに対する即応力を強化し、生態 系に基づく管理アプローチにより適した政府にするには、既存連邦政府機関の一部再編が必要に なるだろう。大きな障害が伴うため、段階的アプローチが推奨される。

米国海洋大気局(NOAA)は、我が国の主要海洋担当政府機関である。NOAA は確かに多くの分野で著しい進歩を遂げてきたが、もっと効率的にその活動を管理できるはずだということでは広 く意見が一致している。さらに、本報告書の勧告の多くは NOAA にさらなる責任を担うよう求 めている。必要とされているのは、より強力かつ効果的な、科学に基づく、サービス指向の海洋 担当政府機関、つまり、他と協力して、生態系に基づくアプローチによる海洋・沿岸管理の改善 を実現する海洋担当政府機関である。

段階的アプローチの第1段階として、連邦議会は NOAA の存立を成文化する基本法を可決すべ きである。この法律は NOAA を強化し、NOAA の構造が3 つの主要機能(アセスメント・予 測・運営、管理、研究・教育)との整合性を確実に保てるようにするだろう。連邦政府機関内の 生態系に基づく管理アプローチへの移行を支援するために、行政管理予算局(Office of Management and Budget: OMB)は、OMBの政府プログラム理事会ではなく天然資源プログラム 理事会内で NOAA の予算を見直すべきである。この変更により、NOAA の予算と他の主要天然 資源省庁の予算(そのすべてが天然資源プログラムの下で見直されている)との調整が容易にな るものと思われる。

段階的アプローチの第2段階として、海洋関連責務を担うすべての連邦政府機関の見直し及び強 化を行い、重複するプログラムは統廃合に向けてこれを検討すべきである。計画的な重複は、政 府諸機関が異なる物の見方や経験を協議の場で示すため、有用な抑制と均衡をもたらし建設的な 場合もある。しかしながら、同時に責任の所在を拡散し、不必要な冗長性を生み、事務管理費を 引き上げ、包括的な管理体制の構築を妨げることもある。海洋政策審議会は、区域別海洋・沿岸 資源管理、侵入種、海洋哺乳類、養殖、衛星による地球観測などの分野において、プログラムの 統廃合を行うべきであると勧告する。大統領補佐官は、国家海洋会議及び海洋政策大統領諮問委 員会の助言を受けて、他の連邦政府海洋・沿岸・大気プログラムを見直し、その他の統廃合の機 会を提言すべきである。

最終的に、生態系ならびに海洋・陸地・大気・全生物間の切っても切れない結びつきに対する理 解が高まるにつれて、連邦政府にはより抜本的な構造改革の必要性があることが示唆されてい る。海洋・沿岸が関連する機能を始めとする「すべて」の天然資源機能を統廃合すれば、連邦政 府機関が真の生態系に基づく管理に移行することができるだろう。

# 賢明な決定を下すための健全な科学と情報

効果的な海洋政策は、偏見がなく信頼できる最新の科学的情報を基礎とすべきである。しかし、 前世紀の興味深いいくつかの発見にもかかわらず、相変わらず海洋は最も調査も理解も進んでい ない地球環境の1つである。

研究・調査を支援し、データ収集・科学・管理のための適切な基盤を提供し、新たな科学的成果 を管理者、教育者、及び一般市民にとって有用で時宜に即した情報商品に変換するには、持続的 な投資が必要になる。特に、管理者に新たな責務を課し、物理、生物、社会、及び経済的な影響 カに対するより深い理解を必要とする生態系に基づく管理アプローチへの移行にあたっては、持 続的な投資が欠かせない。

## 科学及び調査に対する投資

海洋・沿岸・五大湖の苦境が続く過去 20 年間、海洋研究以外の研究分野に対する連邦政府の投 資は増えたが、海洋研究に対する投資は振るわない。連邦政府の研究総予算に占める海洋科学研 究資金の比率は、25 年前の7パーセントから現在はわずか 3.5 パーセントにまで減少した。この ような米国の支援の立ち後れと外国の能力向上により、海洋研究、調査、技術開発における米国 の卓越性は陰りを見せている。また、慢性的な投資不足のために、米国の海洋関連科学基盤の多 くがひどく劣悪な状態のまま放置されている。

海洋科学に対する連邦政府の現行年間投資額は、我が国の沿岸・海洋情報ニーズを十分に満たす ために必要な水準を大幅に下回っている。海洋政策審議会は、連邦政府の海洋・沿岸研究予算を 今後5年間で倍増するよう連邦議会に強く求めている。さらに、新たな生態系、天然資源、考古 学的財宝の発見により深海の謎を解くための専用海洋調査プログラムに着手すべきである。

海洋科学・技術に対する米国の新たなコミットメントには、資金の大幅増額だけでなく、戦略的 計画立案の改善、緊密な省庁間協調、強固な技術及びインフラストラクチャー、ならびに 21 世 紀のデータ管理システムが必要になるだろう。海洋審議委員会は、(1) 各政府機関の科学 10 年計 画の指針となる国家海洋研究戦略の策定、(2) 米国の海洋・沿岸インフラストラクチャーの強 化・維持、新技術の開発、及び実験技術のより迅速な実用化、(3) 研究データを保存・伝送・操 作する能力と有用な情報商品を作り出す能力の劇的向上を提言する。

## 新時代の海洋データ収集の開始

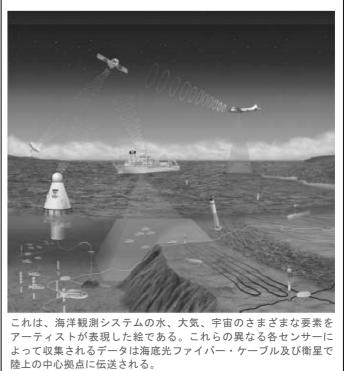
#### 統合海洋観測システム

約 150 年前、この国は包括的な天気予報・警告ネットワークの構築に乗り出した。今日、絶え間 なく更新される正確な天気予報のない生活はとても想像できない。今こそこの観測・予報能力に 海洋を全面的に組み入れる時である。持続的な全国規模の統合海洋観測システム(Integrated Ocean Observing System: IOOS)は、沿岸や健康を脅かすものに関する警告の強化、生物・非生物 資源のより有効な活用、海事の安全性向上、気候変動に関する理解の増進など、計り知れないほ ど貴重な経済、社会、環境的利益をもたらすだろう(図 ES.5)。我々の情報ニーズは高まり、 我々が沿岸及び海洋で直面する課題はより深刻化している。

米国は、海洋状況を観測、監視、及び予測する能力を大幅に向上させ、グローバルな地球観測機 能に貢献する必要がある。 海洋政策審議会は、連邦政府は国家海 洋会議を通して IOOS の開発及び導入を 最優先課題とし、正式な海洋観測局

(Office on Ocean Observing: Ocean.US) により組織化すべきであると勧告す る。IOOS なくして、米国が理解及び予 測能力の必要な水準に到達し、さまざ まな利用者が求める情報を創出するこ とはできない。IOOS の導入には多額の 持続的な資金提供が必要になるが、 IOOS の稼動により天気予報の精度が上 がり、資源管理が向上し、海上業務の 安全性や効率も向上するため、年間何 十億ドルもの節減が見込まれている。

IOOS は、科学者から一般市民まで、幅 広い利用者のニーズを満たさなければ ならない。IOOS の利点を最大限に高め るためには、連邦、地域、州及び地方 レベルの資源管理者は、それぞれの情 図 ES.5 IOOS の一部としてデータを収集するさま ざまなプラットフォーム



出所:ハリス・コーポレーション海洋コミュニケーションズ、 メルボルン、フロリダ州

報ニーズを説明し、最も有益なアウトプット及び成果物に関する指針を示す必要がある。地域団体(Regional Associations)が監督する地域観測システムは、全国規模の IOOS に情報を提供するための目に見える手段をすべての利用者に提供する。

#### 全国監視ネットワーク

海洋・沿岸・五大湖水域への脅威が増しているにもかかわらず、その状況を評価し、経時変化を 追跡調査し、原因と影響を明らかにし、あるいは管理活動の成功を測定するための全国監視ネッ トワークは整備されていない。米国の沿岸だけでなく、内陸部についても監視の強化が必要であ る。内陸部は汚染物質の発生源となることが多く、発生した汚染物質は川を下り、最終的に沿岸 水域に影響を及ぼすからである。より広範な生物環境や物理的環境の中で人間の活動が及ぼす影 響を考慮する、生態系に基づく管理アプローチへの移行を支援するには、全国監視ネットワーク が不可欠である。米国海洋大気局(NOAA)、米国環境保護庁(EPA)、及び米国地質調査所 (USGS)は、連邦政府、州、地方、及び民間機関の既存の活動を調整及び拡大する全国監視 ネットワーク構築の取り組みを主導すべきである。

内陸・沿岸水域・外洋水域は本質的に重なり合っているため、NOAA は、沿岸地域とそこに影響 を及ぼす上流域の両方が確実に全国監視ネットワークの監視対象となるよう注意し、そのネット ワークが IOOS と密接に結びついているようにすべきである。利用者コミュニティーは、ネット ワークの構築に全面的に参加すべきである。また、収集されたデータは、管理者や関係者が生態 系に基づく管理という目標を目指して絶えず進歩を遂げることができるように利用しやすい形で これを提供すべきである。全国監視ネットワークの設計及び導入には、連邦政府の協調だけでな く州及び地域組織からの多大な協力も欠かせない。

#### データの有用な情報への変換

研究の振興、監視ネットワークの強化、及び新観測システムにより創出されたデータは、海洋・ 沿岸資源の管理改善に不可欠である。しかし、今日のデータ管理者は、莫大な量の受信データ (ストレージ及び同化機能に負担をかけている)とさまざまな形式のデータへのタイムリーなア クセスに対する利用者コミュニティーからの要求という2つの重要課題に直面している。

この2つの課題を解決するには、一致団結して現行のデータ管理システムの近代化を図ることが 必要になる。また、省庁間の計画立案及び協調の大幅改善も必要になる。海洋政策審議会は、こ のような目標を達成するためのいくつかのプログラム及び協力関係の構築を提言する。

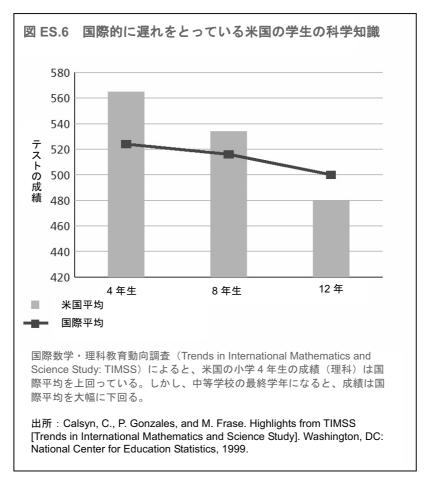
まず、連邦議会は、米国海洋パートナーシップ法(National Oceanographic Partnership Act)を改正 して、海洋・沿岸データ管理を監督するための連邦政府省庁間組織、海洋情報局(Office on Ocean Information: Ocean.IT)を新設すべきである。この省庁間グループは、連携を強化し、将来 のソフトウェア及びハードウェアの購入・アップグレードの調整を図り、戦略的計画立案及び資 金提供を監督する。民間部門及び学術機関との協力関係を構築することも海洋情報局の主要目標 の1つである。

次に、米国海洋大気局(NOAA)及び米国海軍は、海洋・沿岸情報管理及びコミュニケーショ ン・パートナーシップを確立し、国家、地域、州、及び地方の業務ニーズに即した情報商品を作 り出すべきである。このパートナーシップは実用的海洋学(operational oceanography)の米国海 軍モデルを基礎として、各組織の独自かつ相補的能力を生かし、利用可能な物理、生物、化学、 及び社会経済データをすべて活用することにより、米国の沿岸・海洋分析及び予測能力が高まる だろう。

海洋政策審議会は、情報の創造・普及に役立つ 3 つのプログラムの構築を提言する。1) 米国の 海洋・沿岸の人的側面と経済価値を調べる国家的な社会科学・経済研究プログラム、2) 地域ご とに有用な情報商品の開発・普及にあたる各界関係者参加型(multi-stakeholder) 地域海洋情報プ ログラム、3) 連邦政府地理データ委員会(Federal Geographic Data Committee)の調整により加速 する沿岸及び海洋の地図・海図作製プログラム。

# 教育:将来の礎

テストの成績を見ると、学生の数学と科学の学力は小学校では出だし好調だが、その後、高校を 卒業する頃には国際平均を大幅に下回ってしまうことがわかる(図 ES.6)。より具体的に説明す ると、1999 年の調査によれば、米国では、簡単な環境概念を理解している人は成人全体のわず か 32 パーセントにとどまり、より複雑な問題(生態系の衰退、生物多様性の喪失、流域の荒廃 など)を理解している人の割合はさらに減少している。ノンポイント汚染が沿岸水域の健全性を 脅かしていることや、魚に含まれる水銀が人間の活動に起因し大気を介して蓄積することなど は、あまり知られていない。芝地への肥料、殺虫剤、除草剤の過剰散布から、河川や沿岸水域に 流れ込む市街地のゴミまで、日頃の活動が海洋環境荒廃の大きな原因となっているのだが、情報 に通じた教養ある市民がいなければ、管理(stewardship)、持続的投資、及びより効果的な政策 に対する集団的コミットメントの実現は困難だろう。



科学及び環境リテラシー欠如の好転、強力かつ多様な労働力の育成、十分な情報に通じた意思決 定者の産出、及び海洋・沿岸・五大湖に対する、国を挙げての管理倫理(stewardship ethic)の醸 成を図るために、新たな国家海洋政策には教育に対する強力なコミットメントを盛り込む必要が ある。海洋政策審議会は、すべての海洋関連政府機関がそれぞれの使命の一部として教育及びア ウトリーチの振興責任を担うことを提言する。公式、非公式両方のあらゆるレベルの海洋教育 は、目標プロジェクトならびに継続的な評価及び改善により、これを強化すべきである。

全国的な海洋教育の向上を図るために、国家海洋教育局(Office on Ocean Education: Ocean.ED) を国家海洋会議の下に設置すべきである。Ocean.ED は、省庁間組織として、調整の取れた国家 戦略を策定し、州及び地方政府ならびに K-12(幼稚園から高校まで)、大学レベル、及び非公式 の教育者と協力する必要がある。米国科学財団(National Science Foundation)の「海洋科学教育 エクセレンス・センター(Centers for Ocean Science Education Excellence)」プログラムは、拡充を 図るべき絶好のモデルになる。その他の勧告として、訓練及び奨学金制度の助成金増額、社会的 弱者層による参加の促進に目標を絞った取り組み、科学者と教育者のより緊密な交流などが挙げ られる。すべての海洋関連政府機関は、海洋科学及び調査の興奮を触媒として、あらゆる年齢層 の人々を学習及び管理(stewardship)に関与させる革新的な方法を検討しなければならない。

# 具体的な管理課題

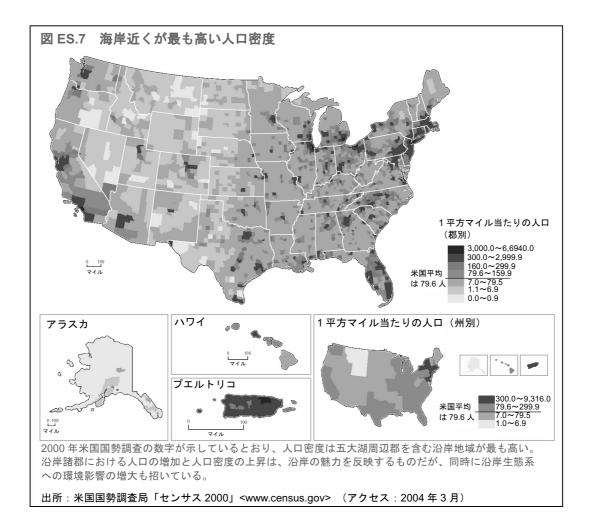
管理(governance)の改善、新たな科学情報、教育の振興の基礎を踏まえて、海洋政策審議会の 報告書は、連邦議会からの指令に含まれるすべての課題を取り上げている。その結果、報告書に は、河川の上流域から深海まで、さらには実際的な問題解決から海洋政策に関する一般的な指針 まで、あらゆる範囲の海洋・沿岸問題に及ぶ 200 以上の勧告が示されている。

いくつかの重要な問題は特別な課題を提起しており、下記のセクションではその概要を示す。また、その詳細については、その他のいくつかの課題の詳細と併せて報告書全文で説明する。

## 沿岸及び流域の管理改善

沿岸諸郡は米国本土の総面積のわずか 17 パーセントだが、米国総人口の 53 パーセント以上の居 住地となっている(図 ES.7)。1 日平均約 3,600 人が沿岸諸郡に転入しており、これは 2015 年ま でに沿岸の人口が 1 億 6,500 万人に達することを示唆している。さらに、沿岸を訪れる観光客の 数は年間 1 億 8,000 万人に上り、海洋・沿岸・五大湖が受ける圧力はますます強くなり、効果的 な管理の必要性が高まるだろう。

人口増加と観光は、新たな雇用、ビジネス、及び拡充教育の機会を始めとする多くの利益を沿岸 地域社会及び国家にもたらしている。しかし、このような地域の絶大なる人気は、同時により多 くの人々と繁栄を沿岸域の災害による危険にさらし、魚類及び野生生物の生息地の減少や寸断を 招き、堆積物や水の流れを変え、沿岸の水質汚染の一因となっているのである。幸いなことに、 沿岸の生態系に及ぼす人的影響について、その発生源が局地的、地域的、または数百マイル上流 の流域であるかどうかを問わず、理解がかなり深まりつつある。



米国の沿岸域管理が大幅に進歩したのは紛れもない事実だが、環境・経済・社会問題を考慮する 生態系に基づく流域アプローチに重点を置いて、さらなる改善を図ることが急務である。海洋政 策審議会は、連邦政府の地域別沿岸プログラムの統廃合と連邦法の改正を行い、沿岸資源の保護 及び持続可能な利用の改善を図るよう提言する。連邦議会は、沿岸域管理法(Coastal Zone Management Act)の再授権及び支持強化により、沿岸諸州の管理能力の増強及び流域中心管理の 実現を図るべきである。また、沿岸域管理法、水質汚濁防止法(Clean Water Act)、及びその他の 連邦法は、流域イニシアティブに対して財政、技術、組織面での支援を提供するために、これを 改正すべきである。

最高レベルでは、国家海洋会議が国家目標を策定し、沿岸管理と流域管理の連携強化及び沿岸の 人口・住居の増加に伴う影響の最小化を促すための改革を指示すべきである。海洋政策大統領諮 問委員会はフォーラムとしての役割を果たし、そのフォーラムを通して連邦政府以外の機関はこ のような改革の推進に大いに必要とされる助言を提供することができる。地域海洋委員会も、沿 岸及び流域管理を調整するための仕組みを提供することができる。

#### 増加の一途をたどる自然災害コスト

米国の自然災害による年間損害額は、構造物の建て替え及び修理費などの直接費用のみを含む控 えめな見積で年間 500 億ドル以上に上る。この数値は、実際の損害額のわずか半分または半分に も満たないと考える専門家もいる。米国では自然環境に対する被害に付随する沿岸地域の具体的 な損害額は言うまでもなく、当該データを継続的に収集・集計していないため、より正確な数値 を入手することができないのが現状である。

多くの連邦政府機関には災害管理に関連する明確な業務責任があるが、一方で専門情報や災害援助を提供する政府機関もある。米国の自然災害対策・対応・復興・緩和の主管政府機関は、連邦 緊急管理庁(Federal Emergency Management Agency: FEMA)及び米国陸軍工兵隊(U.S. Army Corps of Engineers: USACE)である。いずれも自然災害によるリスクの緩和及び管理を具体的に 目標とするプログラムを実施している。

連邦政府の自然災害管理の改善の機会としては、災害多発地域の乱開発を助長している連邦政府 インフラストラクチャー政策の修正、災害情報の収集、分析、周知の促進、国家洪水保険プログ ラム(National Flood Insurance Program: NFIP)の改正、効果的かつ普遍的な州及び地方災害緩和 計画の作成などが挙げられる。

#### 沿岸生息環境の保全・回復

海洋・沿岸環境を構成する多様な生息環境は、表面流去水から汚染物質を濾過し、暴風雨の影響 から沿岸地域社会を保護し、活況を呈するレクリエーション・観光産業の基礎となるなど、目に 見える利益をもたらしている。同時に、絶滅危惧種や商業的に重要な種を含む海洋生物に産卵場 所、繁殖地、シェルター、食料も供給しているが、それらの種の数の割には少ない。

居住、仕事、環境目的で海岸を訪れる人の増加に伴い、沿岸の生息環境はますます圧迫され荒廃 が進んでいる。過去数十年にわたり、米国では膨大な面積の湿地帯が失われ、藻場やコンブ場の 破壊に見舞われ、マングローブ林の喪失に直面してきた。目標と優先課題を定め、個々の取り組 みの効果及び調整を促進し、進捗状況を定期的に評価する国家戦略に従って、コスト効果の高い 保全・回復プログラムの拡充を図る必要がある。多くの生息環境保全・回復プロジェクトが成功 を収めているが、今後の絶えざる進歩は、持続的な資金提供、政府のリーダーシップと協調の強 化、科学的研究・監視の促進、教育・アウトリーチの向上、及び関係者の安定した支援にかかっ ている。

#### 堆積物及び海岸線の管理

人間の側から見ると、堆積物には場所によって好ましい面と好ましくない面の二重の性質があ り、その管理が特に困難なものになっている。沿岸生息環境及び海浜の維持には、陸上から水路 を通る堆積物の自然流量が重要である。堆積物が少なすぎると、やがて生息環境の衰退、湿地帯 の荒廃、海浜の漸進的な浸食を招く。しかし、過剰な堆積物または汚染堆積物は、可航水路を塞 ぎ、生息環境を破壊し、食物連鎖を汚染し、生物を危険にさらす。航路浚渫、インフラ・プロ ジェクト、農業、林業、都市開発、工業、及びその他数々の必要かつ有益な人的活動は自然の堆 積プロセスの妨げとなり、別の関係者の利益や環境に悪影響をもたらすことがある。

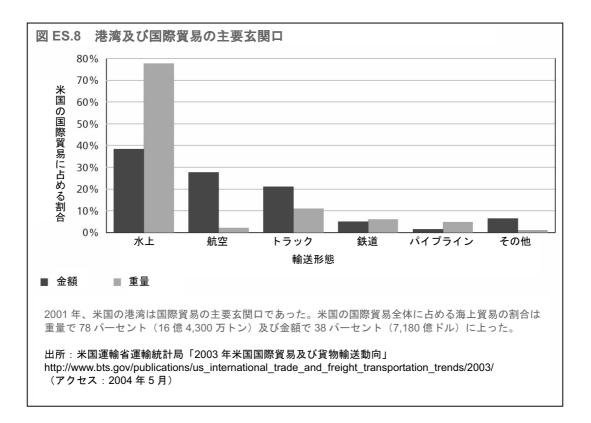
米国は、堆積物管理の改善を図るためにいくつかの課題を克服しなければならない。堆積物が生成、移動、蓄積する自然のプロセスは地域規模で機能しているが、今日の管理体制は、1 つの海浜、湿地帯、港湾などの局地に対処し、堆積プロセスに影響を及ぼす広範な上流または沿岸活動に対処することはめったにない。厄介なことに、堆積物の浚渫・輸送・質を統制する政策は、あらゆるレベルの複数政府機関内のさまざまなプログラムの所管になっている。最後に、自然の堆積プロセスに対する理解や人的活動が堆積物の移動に及ぼす影響に対する理解は未だ乏しいままである。

生態系に基づく管理アプローチに従って生物学的ニーズと経済的ニーズのバランスをとった国家 堆積物管理戦略が必要である。かかる戦略は、複数プロジェクトの地域流域に基づいて堆積物を 考慮し、すべての関係者を関与させるべきである。流域管理活動への連邦政府、州、及び地方機 関、ならびに沿岸計画者及び港湾管理者などの主要関係者の参加は、過剰または汚染堆積物の高 地発生源根絶にあたっての重要なステップである。汚染堆積物を特徴づけるための科学的に健全 な方法も、このような物質の浚渫、処理、廃棄技術と併せて極めて重要になるだろう。

## 海洋商業及び海上輸送の支援

国際貿易は国内総生産の約7パーセントを占めており、米国経済の重要かつ成長中の要素である。我が国の輸出入製品の大半は広範な海上輸送システムを経由している(図 ES.8)。現在の需要を満たし、将来の予想される成長に備えるためには、このシステムの維持、改善、及び大幅な拡張が必要になる。

そのプロセスの第1段階は、連邦政府レベルにおける協調、計画立案、及び資源配分の向上である。生態系に基づく管理アプローチへの国家的な移行の一環として、積荷及び乗客の効率的で安全かつ確実な輸送は、他の海洋・沿岸利用及び活動ならびに海洋環境を保護する取り組みとこれを十分に調整して行う必要がある。



具体的な勧告としては、運輸省(Department of Transportation: DOT) に海上輸送システムの主要 監視責任(現状及び将来のニーズについての定期評価を含む)を付与することなどが挙げられ る。DOT は、港湾及びその他の輸送形態の接続を強化する統合国家貨物輸送戦略を策定し、国 際及び国内貿易の継続的な成長を支援すべきである。国家貨物輸送戦略の策定にあたっては、 DOT は米国国土安全保障省及び連邦緊急管理庁(FEMA)と緊密に協力して港湾の安全及びその 他の緊急時対策要件を盛り込む必要がある。

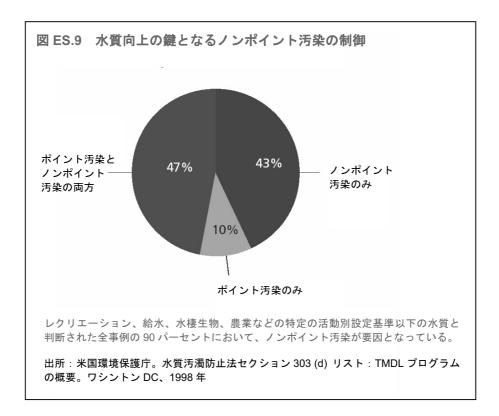
良好な協調を確保するため、海洋輸送システム省庁間委員会(Interagency Committee for the Marine Transportation System)を強化及び成分化し、国家海洋会議の監督下に置く必要がある。海上輸送は主として連邦政府以外の活動であることから、関連問題について連邦政府に外部から助言する手段を提供するために海上輸送システム国家諮問委員会(Marine Transportation System National Advisory Council)も維持する必要がある。

## 水質及び生態系の健全性

沿岸及び海洋の水質は、ポイント、ノンポイント、及び大気起因汚染、船舶汚染、侵入種、なら びに海浜に流れ着くゴミや海に流れ込むゴミなど、複数の汚染源により脅かされている。このよ うな複数の汚染源対策は、さまざまな管理ツールを用いる生態系に基づく流域管理アプローチの 開発を必要とする。水質汚染問題は複雑かつ広範なため、その解決策には連邦政府資源の多大な 投資ならびに連邦政府間(主として、環境保護庁(EPA)、海洋大気局(NOAA)、農務省 (USDA)、米国陸軍工兵隊(USACE))の協調、及び連邦政府と州、準州、部族、地方レベルの 管理者、さらには流域グループ、非政府組織、民間関係者、学界・研究界との協調の大幅な強化 が必要になる。

過去数十年にわたり、水質のポイント汚染は大幅に緩和したが、資金の増額、執行の強化、及び 革新的アプローチ(市場本位の奨励策など)の推進により、さらなる改善が実現可能である。廃 水処理プラント、下水道溢水、汚水処理システム、工業施設、畜産経営体など恒常的に厄介なポ イント汚染については、継続して対処しなければならない。

一方、広範囲に及び深刻さを増すノンポイント汚染問題には同じような成功は見られない(図 ES.9)。被害を受けたすべての沿岸流域でのノンポイント汚染については、その大幅削減を国家 目標に掲げ、併せて測定可能な水質基準達成目標を設定すべきである。連邦政府ノンポイント汚 染プログラムは、相互支援的なものになるよう調整を強化する必要がある。農業排水がかかる汚 染の大きな原因となっていることから、USDA はその保全プログラム、技術援助、及び財政支援 について、EPA 及び NOAA のノンポイント汚染削減プログラムと調整を図る必要がある。州及 び地方政府も土地利用計画及び雨水流出管理計画の改善により中心的な役割を果たすことができ る。



汚染削減の取り組みには、州のリボルビング・ローン・ファンド、グッド・プラクティスに対す る報奨制度の導入、ならびにコンプライアンス及び全体としての進捗状況を評価するためのモニ タリングの改善を含める必要がある。連邦議会はさらに、水質汚濁防止法(Clean Water Act)を 改正して、水質悪化を招く活動に対する連邦政府の金銭的抑制策を認可するとともに、州が慢性 的にノンポイント汚染制御を前進させることができない場合に行動を起こす連邦政府権限を付与 する必要がある。

自然の水循環系機能を考えると、流域は水関連問題に対処するのに適切な地理的単位であること が多い。ノンポイント汚染対策では、共同流域グループの成功が目覚ましい。連邦政府は、適切 な技術的、組織的、財政的支援を与えて共同流域グループの増強を図るべきである。

汚染物質は大気に乗って長距離を移動し、発生源からはるか遠くで蓄積することがある。そのため EPA 及び州は、EPA の大気・水インターフェース作業計画(Air-Water Interface Work Plan)などの取り組みに基づいて、このような水質汚染源を制御するための地域及び国家戦略を策定・実施する必要がある。さらに、米国は大気降下物の発生源及び影響に関する活発な国際研究プログラムに参加し、国際的な解決策の協議を主導すべきである。

## 船舶の汚染と安全

船舶は米国の外国貨物の 95 パーセント以上を運んでいるが、その運航は安全・保安・環境リス クをはらんでいる。このようなリスクを最小限に抑えるため、米国沿岸警備隊は業界パートナー と協力して、日常運行の中心要素として安全・保安・環境保護を重んじる職場倫理形成という船 舶所有者及び事業者の自主的取り組みを促す奨励プログラムを強化すべきであると海洋政策委員 会は提言する。このような自主的措置は、効果的な監督及び監視(沿岸警備隊による実施か第三 者監査法人による実施かを問わず)によりこれを補完し、性能に基づく船舶点検を含む経常的な 執行活動によりこれを援護する必要がある。

米国はさらに、国際海事機関(International Maritime Organization)を介して諸外国と協力し、旗 国の監視及び執行の強化に努めるべきである。また、イニシアティブには旗国の責任の概要を示 す規定の迅速な公布、及び旗国のパフォーマンスを評価し、技術援助の追加が必要とされる分野 を明らかにするための義務的外部監査体制の確立を含めるべきである。

海上保安及び環境保護を目的とする実績に基づく検査プログラムの維持及び強化のために沿岸警 備隊が十分な資源を備え、同時に拡大された保安責任を果たすことができるように万全を期し て、米国の港湾に入港する船舶に対する管理の改善を図る必要がある。さらに、沿岸警備隊は地 域及び国際レベルで協力し、関係寄港国間の効果的な協調及び船舶情報の共有を推進すべきであ る。 報告書では、他にもクルーズ船の廃棄物流やレクリエーション用船舶汚染の削減に対処する国家 統一体制の必要性など、船舶に関連するさまざまな重要優先課題を取り上げている。

## 侵入種蔓延の予防

港湾、沿岸地域、及び流域に持ち込まれる外来生物は、世界各地で海洋生態系に害を及ぼし、膨 大な額の監視・抑制・修復費用を発生させている。侵入種に最も効果的な武器は予防にほかなら ない。主要経路である船舶のバラスト水による侵入種の持ち込みを抑制するため、米国沿岸警備 隊の国家バラスト水管理プログラムは、1)健全な科学に基づいて生物学的に有意義で義務的か つ執行可能なバラスト水処理基準を策定し、2)新たな処理技術を開発し、その技術を採用する ために必要に応じて当該基準を改正し、3)環境保護庁(EPA)との十分な協議を可能にする必要 がある。

船体、錨、航路ブイ、掘削プラットフォーム、漁業活動、観賞魚などの輸入、養殖、浮遊海洋廃 棄物など、バラスト水以外の侵入経路に対処するため、農務省、商務省、内務省、及び国土安全 保障省は、侵入種の可能性がある水棲種の輸入をより積極的に監視・予防すべきである。予防が 完全に有効とはいえないので、海洋政策審議会は、侵入種の早期発見に関する国家政策ならびに 迅速な通告及び対応体制の構築を提言する。

国家海洋会議(NOC)は、水棲有害生物種タスク・フォース(Aquatic Nuisance Species Task Force)及び全米侵入種審議会(National Invasive Species Council)と協力して、連邦政府及び州の 乱立する侵入種管理プログラムの見直し及び簡素化を行い、予防の重要性についての一般の認識 を高めるために一般市民への教育及びアウトリーチ活動の調整を図るべきである。長期的には、 積極的な研究、技術開発、及び監視プログラムが水棲種の侵入に対する理解及び効果的な予防の ために必要になるだろう。

#### 海洋廃棄物の削減

海洋廃棄物とは、世界中の海を漂流し、海岸線に流れ着き、野生生物、生息環境、及び人間の健 康や安全に深刻な脅威を与える、膨大な量のゴミ、廃棄漁具、その他の廃棄物である。この海洋 廃棄物のおよそ 80 パーセントは、陸上が発生源(表面流去水または風に運ばれてきたか海岸か ら故意に投棄されたもの)である。残り 20 パーセントの発生源は、沖合プラットフォームまた は船舶(漁船など)である。

海洋政策審議会は、海洋大気局(NOAA)は米国海洋・沿岸管理の主要政府機関として、環境保 護庁(EPA)の小規模プログラムを基にこれを補完し、同局の廃止された海洋廃棄物プログラム の再構築を行うべきであると提言する。NOAA と EPA は、それぞれの強みを生かした海洋廃棄 物活動の拡大を図る必要があり、一般市民へのアウトリーチ及び教育、地方政府、地域社会グ ループ、及び産業界との連携、ならびに研究・監視活動の強化を推進することによりこれを実現 すべきである。

国家海洋会議(NOC)下の省庁間委員会は、連邦政府の海洋廃棄物プログラムの調整を行い、一般市民、州及び地方政府、ならびに非政府機関が実施している重要な活動を最大限に活用すべきである。

米国はさらに、国際的なレベルでも引き続き積極的に活動すべきである。即時優先課題は、公海 上の廃棄漁具に対処するための国際行動計画の策定である。

#### 持続可能な漁業

過去 30 年にわたり、漁業は無限の機会をはらんでいるように見えるほとんど無規制の状態か ら、厳しく規制され、場所によっては生き残りに懸命な状態へと姿を変えてきた。現行の管理体 制は、地域参加の重視、二者一体の科学と管理、地域の柔軟性など、好ましい点も多いが、同時 に魚類資源の乱獲、生息環境の荒廃、及び多くの生態系と漁業共同体への悪影響を許してきた。

漁業管理を改善するための海洋政策審議会の勧告は、(1)管理プロセスにおける科学の役割の重 視、(2)地域管理委員会(Regional Fishery Management Council: RFMC)システムの強化と管轄権 の明確化、(3)専用入漁権の利用拡大、(4)執行の改善、(5)生態系に基づく管理アプローチの採 用、(6)国際管理の強化の6つに分類することができる。

強力な科学と持続可能な漁業管理の結びつきを強化するため、特に漁獲高の設定にあたっては、 科学統計委員会(Scientific and Statistical Committee: SSC)のピア・レビューによる助言に基づい て設定することを RFMC に義務づける必要がある。特に、RMC が SSC の推奨する生物学的許容 漁獲量を上回る限界量を承認するのを許してはならない。当該プロセスにおける SSC の重要性 を鑑みて、SSC 委員は RFMC が指名はするが海洋大気局(NOAA)長官が任命すべきであり、 その資格及び起こりうる利害の衝突については、外部機関により入念に調査すべきである。可能 であれば漁業従事者を関与させ、管理者の要求に即応できる態勢の拡大研究プログラムが必要と されている。

さまざまな連邦政府及び州間漁業管理組織の構成、責任、及び管轄権に関して、いくつかの勧告 が示されている。たとえば、RFMC 委員会は多様な構成にすべきであり、新委員は往々にして難 解な漁業管理関連用語や政策に関する一貫した研修を受ける必要がある。

漁業管理者は、持続不可能な「乱獲競争」を招いている既存の奨励策を是正するために、保全を 促進し過剰資本の削減に役立つ専用入漁権の導入を検討すべきである。連邦議会は、Magnuson-Stevens(マグナソン・スティーブンズ)漁業保存管理法を改正し、RFMC には国のガイドライン に従って専用入漁権を設定する権限が与えられていることを確認すべきである。また、すべての 州、州間、及び州の漁業管理機関は当該プログラム導入の利点を考慮に入れるべきである。連邦 議会はさらに、このような制度に対する連邦政府の助成プログラムを改正し、同時に NOAA と 協力して恒久的な漁業過剰資本削減プログラムを策定することにより、過剰資本に直接対処すべ きである。

漁業執行については、船舶監視システム(Vessel Monitoring System: VMS)などのより適切な技術の導入、連邦及び州政府機関の協調の向上、及び執行を可能にするインフラストラクチャー、 人事、プログラムに対する支援の強化を通して、絶えず強化を図る必要がある。

本報告書の主要テーマの1つでもあるが、漁業管理は生態系に基づくアプローチに移行して、実 効性の改善及び社会経済的要素と生物学的持続可能性との衝突の緩和を図らなければならない。 生態系に基づく管理アプローチは、何より重要な魚類生息地の保護や混獲の影響緩和に特に役に 立つだろう。

最後に、特に国連魚類資源協定(United Nations Fish Stocks Agreement)ならびに国連食糧農業機 関(U.N. Food and Agriculture Organization)の遵守協定(Compliance Agreement)及び責任ある漁 業のための行動規範(Code of Conduct for Responsible fisheries)など、持続可能な漁業慣行を推進 する国際協定の世界的な採択及び施行に関して米国は他の諸国と協力すべきである。米国は貿易 政策の当然の要素として環境目標(特に、国際環境協定で明示されているもの)を盛り込むこと についても、引き続きこれを推し進めるべきである。

#### 海洋哺乳類及び絶滅危惧種

海洋哺乳類保護法(Marine Mammal Protection Act)及び絶滅危惧種法(Endangered Species Act) はその成立以来、海洋哺乳類、ウミガメ、海鳥、その他の危険にさらされている個体群を保護し ている画期的な法律である。しかし、両法律は、生態系に基づくアプローチへの移行を促すため にはこれを改正する必要がある。

海洋政策の非常に多くのその他の分野と同様に、連邦政府機関の政策の即時明確化と調整が必要 とされている。連邦議会は米国海洋大気局(NOAA)内に海洋哺乳類の管轄権を統合すべきであ り、国家海洋会議(NOC)は特に溯河性魚種に関する絶滅危惧種法または陸上の活動が海洋生物 種に重大な影響を与える場合の絶滅危惧種法の施行にあたり、NOAAと米国魚類野生生物管理局 との連携を強化すべきであると海洋政策審議会は提言する。連邦議会はさらに、海洋哺乳類保護 法を改正し、許可が不要の活動、許可が必要な活動、厳格に禁止されている活動に関するより明 確な分類を米国海洋大気庁に義務づけるべきである。また、可能な限り計画に基づいた許可を与 えることにより、許可プロセスそのものの合理化を図るべきである。さらに、海洋哺乳類保護法 における迷惑行為(harassment)の定義についても、海洋哺乳類の生存及び生殖にとって重要な 行動を意図的に妨げる活動のみを対象とするようこれを改めるべきである。 海洋政策審議会は、漁業、汚染、気候変動などの人的活動が海洋哺乳類、海鳥、ウミガメ、及び その他すべての海洋絶滅危惧種に与える影響を調査及び緩和するために、国家海洋会議を通して 調整される、研究、技術、エンジニアリング・プログラムの拡大を提言する。さらに、連邦議会 は、海洋音響の研究及び騒音が海洋哺乳類及びその他の生物種に与える影響の研究に対する支援 を強化すべきである。

## サンゴ群落

サンゴ群落は、生物多様性と潜在的な経済価値において熱帯雨林と肩を並べる地球最古の最も多様な生態系の1つである。残念なことに、世界のサンゴ礁は熱帯雨林と同様にますます深刻な減少傾向を示している。自然のままのサンゴ礁は稀有になり、世界のサンゴ礁の最大3分の1が深刻な被害を受けているとの試算もある。

国家海洋会議(NOC)管轄下で強化したサンゴ礁タスク・フォース(Coral Reef Task Force)は、 熱帯サンゴ群落に対する汚染の影響(環境保護庁・農務省主管)及び漁業の影響(海洋大気局主 管)を食い止めるための即時行動を推進すべきである。海洋大気局(NOAA)については、比較 的調査の進んでいない冷水サンゴ群落の評価・保護(その分布と数度及びその生存に対する重大 な脅威の緩和戦略に関する専門調査など)の主管政府機関としてこれを任命すべきである。

連邦議会は、サンゴを保護及び管理するための直接的な権限を付与し、研究の枠組みや国際的取り組みとの協調の枠組みを構築するサンゴ保護管理法(Coral Protection and Management Act)を 制定すべきである。この法律に盛り込む必要があるのは、重要情報の格差を埋めるための地図作 製・監視・研究プログラム、国家海洋保全区域法(National Marine Sanctuaries Act)の条項と同様 のサンゴ被害に関する責任条項、一般市民に対するサンゴ保全教育と人的影響の緩和を目的とす るアウトリーチ活動、二国間、地域、国際サンゴ礁プログラムへの米国の関与の仕組み(特に科 学・技術・管理専門知識の共有による)などである。

世界最大の装飾用サンゴ礁資源輸入国として、米国には破壊的採捕の根絶に協力し、礁資源の持 続可能な利用を確保すべき特別な責任がある。多くの場所で、礁に被害を与え、装飾用生物種の 乱獲を招く採捕が続いている。米国はサンゴ種の輸入に関する基準を策定し、合法的な貿易と世 界のサンゴ礁保護とのバランスをとり、米国市民が、知らずに持続不可能な採捕を促すことが絶 対にないようにすべきである。

## 養殖

海洋養殖には、国内外の急増する海産物需要のかなりの部分を供給できる可能性がある。しか し、一部の養殖事業(特に網生け簀施設)に付随する環境問題と民間部門の投資を阻んでいるわ かりにくく整合性に欠ける一連の州及び連邦政府の規則という 2 つの重要懸案事項に対処しなけ ればならない。

連邦議会は、国家養殖法(National Aquaculture Act)を改正して環境的かつ経済的に持続可能な 海洋養殖に関する国家政策の実施にあたる主管連邦政府機関に米国海洋大気局(NOAA)を指定 すべきであると海洋政策審議会は提言する。NOAA は新設の持続可能な海洋養殖局(Office of Sustainable Marine Aquaculture)を介して、養殖施設がすべての適用環境基準を確実に満たせるよ うにし、野生資源の持続可能性と多様性を保護する、養殖産業向けの複数省庁統一連邦政府許可 プロセスを構築すべきである。

養殖産業が環境問題に対処し、リスク・アセスメントを実施し、改良技術を開発し、適切な生物 種を選択し、管理のベスト・プラクティスを確立する上で、研究、デモンストレーション・プロ ジェクト、技術援助への追加投資が役に立つ。

## 海洋と人間の健康との関係に着目

過去数十年にわたり、科学研究は人間の健康と海洋とが密接に結びついていることを実証してき た。ポイント及びノンポイント汚染などの人的投入物は、沿岸生態系の健全性に悪影響を及ぼ し、引いては人間の健康にも影響を及ぼす事態を招いている。

下水排水及び雨水流出水は水や海洋生物を汚染して、深刻な医学的影響を伴うウイルス性及び細 菌性疾患の大発生を招き、海浜や海洋レクリエーションを奪いかねないこともある。ポリ塩化ビ フェニール (PCB) などの化学物質や水銀などの有毒金属は、河川や大気降下物から海洋に侵入 する。ひとたび海洋に侵入すると、魚類や甲殻類に蓄積して、潜在的に深刻かつ長期的な健康上 の脅威を消費者に与える。ノンポイント汚染による過剰な栄養素の流入は、魚や人間に有害な有 害藻類ブルームの発生や海洋生物を壊滅させて遊漁業・商業漁業に大打撃を与える酸欠海域 「デッド・ゾーン」の出現を招くことがある。地球の気候変動も、海洋環境を介してコレラやマ ラリアなどの人間がかかる病気を蔓延させるおそれがある。

より明るい面では、重要な治療法やバイオテクノロジーは、今や海洋生物由来の化学物質を基礎 にしていることが多くなってきている。抗炎症性及び抗ガン性作用を持つ海洋バイオ製品は、海 洋で発見された有望な医学的進歩のほんの一部の例にすぎない。より集中的な探査及び生物資源 調査(バイオプロスペクティング)プログラムは、今後同じような発見の可能性を秘めている。

こうした脅威や機会があるにもかかわらず、海洋と人間の健康との関係についての我々の知識は ごく初期の段階にあり、必要とされている科学に基づく決定を下すには到底不十分である。この 知識ベースを拡大するため、連邦議会は海洋と人間の健康に関する主要イニシアティブを構築す べきである。海洋大気局 (NOAA)、米国科学財団 (National Science Foundation: NSF)、及び国立 環境衛生科学研究所 (National Institute of Environmental Health Sciences) は、環境保護庁 (EPA) 及び食品医薬品局(Food and Drug Administration: FDA)からのさらなる協力を得て、このイニシアティブのもとに連携を図るべきである。

## 沖合資源

領海外大陸棚(outer Continental Shelf: OCS)の石油・天然ガス開発は、米国の国内石油及び天然 ガス備蓄の4分の1以上を供給し、米国経済に膨大な数の雇用と莫大な額の価値をもたらしてい る。石油・天然ガスのリース及び生産プロセスは、論議を呼ぶ拠点も多いが、十分に発達した適 度に包括的なプロセスであり、協調沖合管理体制の枠内での再利用可能なエネルギー・プロジェ クトの実施モデルになりうるものである。

海洋資源の利用とその管理・保護との間の密接な関係を保つため、海洋政策審議会は、OCS エ ネルギーのリース及び生産による連邦政府の歳入を海洋・沿岸資源の持続可能性維持に充当する ことを提言する。このような資金の一部は沿岸諸州に付与すべきであり、エネルギー生産の環境 及び経済的影響対策に役立つよう OCS 生産諸州にはより多くの資金を配分する。

石油・天然ガス以外の沖合エネルギー源についても調査が進行中である。国家海洋会議(NOC) は、米国エネルギー省その他と協力して、メタン・ハイドレートが米国の長期的なエネルギー需 要を満たす上で大きく寄与できるかどうか、またできる場合は、どの程度の研究開発投資が妥当 であるかを判断する。再利用可能なエネルギー源についても、協調沖合管理体制の一貫として考 慮すべきである。連邦議会は NOC の助言を踏まえて、州、地方、及び一般市民の懸念を考慮に 入れた開放的で透明性の高いプロセスに基づき、米国領海の再利用可能なエネルギー施設の許認 可プロセスを簡素化するための法律を制定すべきである。この法律には、海洋が公共の資源であ り、その資源の利用に基づく適正な利益は米国財務省が受け取ってしかるべきであるという原則 を盛り込む必要がある。

## 国際海洋科学及び政策

米国は歴史的に国際海洋政策の世界的リーダーとして、地球の海域及び海洋資源を管理する国際 協定の策定に積極的に参加してきた。そのリーダーシップは今、(1)国連海洋法条約(United Nations Convention on the Law of the Sea)に加盟すること、(2)国際的な協議及び交渉へのすべて の海洋関連連邦政府機関の参加を推進すること、ならびに(3)特に発展途上国の国際的な海洋科 学・管理能力構築において主導的な役割を果たすことにより、これを再確認及び再強化しなけれ ばならない。

米国は、まず国内の政策及び行動において賢明かつ持続可能な海洋管理の模範的基準の具現化に 努めることにより、国益を高めるとともに世界の海洋の健全性に寄与することができる。新たな 国家海洋政策枠組は、同じく国際社会の積極的な姿勢を促す上でも役に立つだろう。本報告書で は、国際漁業、大気汚染物質の地球規模の輸送、サンゴ、観賞魚、及びその他の海洋生物資源の 貿易、ならびに海洋廃棄物の世界的拡散等々の具体的な海洋・沿岸管理問題に関連して、国際的 レベルの行動を求めるさまざまな勧告を提示する。

# 新たな国家海洋政策の施行

海洋政策審議会の報告書には 200 以上の勧告が提示されており、いずれも具体的な責任当事者に 実施の陣頭指揮を執り、説明責任を負うよう求めている。第 31 章に示すとおり、多くの勧告が 連邦議会、行政府、及び連邦政府機関に対するものである。

海洋政策審議会は一般に、州または地方政府に的を絞った勧告を示すことは控えているが、州ま たは地方政府は、地域海洋委員会の設立や沿岸開発、水質、教育、自然災害対策計画、漁業管 理、生息環境の保全等々の分野で果たすべき極めて重要な役割を担うことになるだろう。州の積 極的な参加は、地域海洋観測システムの設計・導入及び国家統合海洋観測システム(Integrated Ocean Observing System: IOOS)との統合、ならびにその他の研究・監視活動においても不可欠で ある。

# 有意義な投資

本報告書の勧告の実施は、米国海洋政策及び健全な海洋・沿岸・五大湖の具体的かつ測定可能な 向上をもたらすだろう。しかしながら、時間、資金、及び政治的意思の適切な投資なくして大幅 な改革の実現はかなわない。各勧告の費用明細については第 30 章で取り上げている。要約する と、海洋政策審議会の試算では、本報告書で概要を示したイニシアティブの追加費用総額は初年 度が約 15 億ドル、全面実施後の継続的費用が年間 39 億ドルである。このような投資は、米国経 済、健康、環境、生活の質、安全保障のプラスになり、米国及び米国市民に多大な見返りをもた らすだろう。

# 長期的な支援:海洋政策信託基金

前述のとおり、沿岸流域諸郡で毎年約5兆億ドル、つまり米国の年間国内総生産の半分が創出さ れている。その巨額の経済的貢献が今や、海洋・沿岸・五大湖の荒廃によって脅かされている。 控えめな額の追加資金援助でも、海洋及び沿岸資源を回復・維持し、その長期的な価値を最大限 に高める新たな管理戦略を支援することにより、大きな実を結ぶだろう。

#### 米国海洋政策審議会が勧告する重要な行動

以下の主要勧告は、海洋・沿岸管理の大幅な改善をもたらす包括的な国家海洋政策の基礎となる ものである。

#### 管理(governance)の改善

- 大統領補佐官が議長を務める国家海洋会議を大統領府に設置する。
- 海洋政策大統領諮問委員会を設置する。
- 米国海洋大気局(NOAA)を強化し、段階的アプローチに従って連邦政府機関のプログラム を統合することにより、連邦政府機関の構造改革をする。
- 国家海洋会議が推進・支援する柔軟かつ自主的な地域海洋委員会設置プロセスを構築する。
- 連邦沖合水域の活動に対する協調管理体制を整備する。

#### 賢明な意思決定のための健全な科学

- 米国の海洋研究投資を倍増し、新時代の海洋調査に着手し、その支援に必要な先進技術及び 近代的インフラストラクチャーを構築する。
- 国家統合海洋観測システム及び国家監視ネットワークを導入する。

#### 教育 - 将来の礎

• 協調的かつ効果的な公式及び非公式の活動により海洋教育の改善を図る。

#### 具体的な管理課題

- 沿岸管理及び流域管理ならびに両者の連携を強化する。
- 測定可能な水質汚染(特にノンポイント汚染)削減目標を設定し、その目標を達成するため に奨励策、技術協力、執行、及びその他の管理手段を強化する。
- アセスメントと配分とを切り離し、地域漁業管理委員会システムを改良し、専用入漁権の使用を検討することにより、漁業管理の改革を行う。
- 国連海洋法条約に加盟して、国際レベルで全面的に関与し続ける。

#### 施行

 沖合石油・天然ガス開発及び新たな沖合活動による未配分の歳入を元に海洋政策信託基金を 設置し、連邦政府及び州レベルの海洋・沿岸管理改善の支援に充当する。 逼迫したニーズにもかかわらず、海洋政策審議会は連邦政府及び州の両レベルに存在する強い予 算圧力に留意しており、財政支援の裏付けのない連邦政府の任務に付随する窮状に気を配ってい る。勧告実施費用をまかなうために、海洋政策審議会は適切な歳入源を明らかにすることが重要 と考えている。一般に、資源が公共の所有物の場合、民間営利企業による当該資源の使用は、納 税者に対する相応の支払いを条件とする。連邦水域での活動と規制・管理責任費用とを関連づけ ることは合理的であり、かつ連邦政府土地管理の先例によりその正当性が十分に証明されてい る。海洋政策審議会は、連邦水域で許可された活動から得られる資源地代で構成する海洋政策信 託基金(Ocean Policy Trust Fund)を財務省内に創設することを提案している。

まず、海洋政策信託基金は、土地・水保全基金(Land and Water Conservation Fund)、国家歴史保存基金(National Historic Preservation Fund)、または特定の州(州のサブマージド・ランドから3海里以内で行われている石油・天然ガス生産に基づいて)に対して未配分の領海外大陸棚(OCS)石油・天然ガス歳入でこれを構成する。法律に従って以上の既存プログラムに資金を割り当ててから、残りの OCS 歳入が海洋政策信託基金に預託される。新たな沖合活動(再利用可能なエネルギー、養殖、生物資源調査など)もやがて歳入を生み出すことがあるが、これも海洋政策基金に追加される。海洋政策基金の創設及び分配は、特定の沖合活動を許可すべきかどうかについての決定とは切り離しておくべきである。

OCS 石油・天然ガスの歳入総額は年間約 50 億ドルに上る。上記 3 つのプログラムを保護するために、その総額からおよそ 10 億ドルが差し引かれる。したがって、現在の見通しでは、海洋政策信託基金は毎年約 40 億ドルを利用できることになる。連邦水域における新規の活動に伴う歳入の額については、これを試算することも、歳入となる時期を予測することも不可能だが、近い将来には莫大な額に上る可能性がある。

海洋政策信託基金の資金は、協調的かつ包括的な国家海洋政策に従って、連邦及び州の政府機関 に対して勧告された追加的な研究、教育、及び管理責任を支援するためにのみ使用すべきであ る。かかる基金は、既存の海洋・沿岸プログラム予算に代わるものではなく、これを補完するも のであり、新しい任務または任務が拡大された場合の資金に充当すべきである。

# 実施要請

本報告書には、全米各地の何百人もの国民の意見、世界の主要専門家の多くからの証言、及び数 カ月にわたる審議の結果が反映されている。本報告書で示す勧告は、海洋・沿岸・五大湖が健全 な状態を保ち、すべての国民に愛されかつ大切にされる将来、また米国の海洋資源が後世のため に回復・維持される将来への道筋をつけることができる。

機会は与えられた。今こそ行動の時である。新たな海洋政策は、海洋利用と持続可能性とのバラ ンスをとり、健全な科学に基づき、卓越した教育に支えられ、国家及び地域レベルの強力なリー ダーシップによる協調管理(governance)体制の監視の下に、これを施行することができる。そ れには確固たる政治的意思、多額の財政投資、強力な一般市民の支援が必要になるが、長い目で 見れば米国はこうした改革がもたらす恩恵を必ずや享受できるだろう。

# <sup>第31章:</sup> 勧告の要約

2000 年海洋法は、米国海洋政策審議会(以下、海洋政策審議会)に 30 有余年ぶりの海洋関連 問題及び法律の包括的な見直しを命じた。海洋政策審議会はこれを受け、より協調的かつ包括的 な米国海洋政策への移行を図るための勧告、約 200 項目を本報告書を通じて発表した。本章 は、同勧告のすべてを1カ所にまとめて示している。連邦政府機関その他がそれぞれに最も関連 のある行動を即座に見つけることができるように、本章では行動案の実施担当政府機関/グルー プ/個人別に構成した勧告の索引も示している。

# 勧告の背景

#### 基本原則

第3章で説明したとおり、海洋政策審議会の取り組みは、下記の一連の基本原則に従って進めら れた。

- 持続可能性(Sustainability): 海洋政策は、将来の世代がみずからのニーズを満足する能力を損なうことなく、現在の世代のニーズをも満足させるように設計すべきである。
- 管理(Stewardship): 管理(stewardship)の原則は、政府と一般市民すべての双方に適用 される。米国政府は、一般市民に海洋及び沿岸資源の管理をさせ、絶えず国民全員のために さまざまな海洋及び沿岸資源利用の調整を図らなくてはならない特別な責任を負っている。
   同様に重要なのは、一般市民一人ひとりが、海洋及び沿岸の価値を認識し、適切な政策を支 持し、責任をもって行動し、環境への悪影響を最小限に抑えることである。
- 海洋・陸地・大気の関係(Ocean-Land-Atmosphere Connections): 海洋政策は、海洋、
   陸地、大気には互いに密接なつながりがあり、地球システムの1つの構成要素に影響を及ぼ
   す行動は別の構成要素にも影響を及ぼす可能性が高いという認識に基づいて、これを策定す
   べきである。

- 生態系に基づく管理(Ecosystem-based Management): 米国の海洋及び沿岸資源は、人間及び人間以外の種ならびにその生活・生息環境を含むすべての生態系要素間の関係を反映させるように管理すべきである。この原則を適用するにあたっては、政治上の境界ではなく生態系に基づく適切な地理上の管理区域の明確化が必要になる。
- 多目的利用の管理(Multiple Use Management): 海洋及び沿岸資源については、さまざま な有効利用の可能性を認識し、競合する利用のバランスをとることができるような方法でこ れを管理すべきであり、同時に海洋及び沿岸環境の全体的な統合性をも保全すべきである。
- 海洋生物多様性の保全(Preservation of Marine Biodiversity): 海洋生物多様性が失われる 傾向がある場合は、生物学的多様性及び生態系サービスの自然な水準の維持または回復を目 指して、これを反転させるべきである。
- 利用可能な最善の科学及び情報(Best Available Science and Information): 海洋政策は、 海洋及び沿岸環境に影響を及ぼす自然過程、社会過程、経済過程に関して得られる最高の知 識に基づいて、これを策定すべきである。意思決定者は、海洋及び沿岸資源の的確な管理を 促進できる形で、質の高い科学及び情報を入手し、これを理解することができなければなら ない。
- 順応的管理(Adaptive Management): 海洋管理プログラムは、明確な目標を達成し新情報を提供して、将来の管理の科学的基盤を継続的に改善していくことができるように設計すべきである。管理措置の目標や効果を定期的に再評価することや将来の管理の実施にあたって新情報を取り入れることが不可欠である。
- 理解しやすい法律と明確な決定(Understandable Laws and Clear Decisions): 海洋及び 沿岸資源の利用を規定する法律は、その遵守を促進するために、米国市民にとって確で調整 がとれており、理解しやすいものにすべきである。また、政策決定とその背景にある理由付 けについても、すべての利害関係者にとって明確で理解しやすいものにすべきである。
- 参加型管理(Participatory Governance): 海洋利用の管理(governance)は、すべての一 般市民が自分に影響が及ぶ問題に広く参加できるようにすべきである。
- 適時性(Timeliness): 海洋管理(governance)システムは、最大限の効率性と予見可能性 を備えているべきである。
- 説明責任(Accountability): 意思決定者及び一般市民は、海洋及び沿岸資源に影響を及ぼ す自らの行動に対する説明責任をもつべきである。
- 国際責任(International Responsibility): 米国は、国益と全世界の海洋との深い関係を反 映させつつ、他の諸国と協調して国際海洋政策の発展及び実施に取り組むべきである。

以上の基本原則はすべての勧告の土台となっており、その完全実施は米国に海洋及び沿岸の恵み を十分に生かし、これらの領域を悩ませている問題を最小限に抑えた未来をもたらすだろう。

# 州の役割強化

海洋政策審議会は 2000 年海洋法の指令に従って、すべての政府レベル(連邦、州、地方など) における協調的かつ包括的な国家海洋政策を実現するための行動を勧告し、連邦政府機関と州や 地方の利害関係者の間の協力関係の強化を求めている。海洋政策審議会は、海洋及び沿岸管理に おいては州が中心的役割を負うべきだと考え、州が統合国家海洋政策に貢献するさまざまな機会 を明らかにしている。海洋政策大統領諮問委員会は大統領が任命するハイレベルの諮問機関であ り、連邦政府以外の個人及び組織(沿岸諸州の知事、その他の州、準州、部族、地方政府の代表 など)から意見を聞くための重要かつ正式な組織の役割を果たす。

本報告書全体を通して取り上げる、州が関与すべき重要な分野は以下のとおりである。

- 社会的弱者及び社会的不利益者層へのアウトリーチを含む、あらゆるレベルの公式及び非公 式の海洋教育
- 連邦、州、部族、地方の計画立案及び行動の調整を促す地域海洋会議の設置、及び生態系に 基づくアプローチの支援に必要な情報を提供するための地域海洋情報プログラムの指定
- ノンポイント汚染源管理の改善、成長管理、自然災害の軽減、海上輸送計画、地域的な堆積 物管理、保全・回復が必要な最重要生息環境の特定を実現するための、沿岸流域の組み入れ を始めとする沿岸域管理の改善
- 雨水流出水管理の改善を含む、米国の老朽化した不適切な廃水及び飲料水基盤の機能向上を
   図るための優先的かつ包括的計画の策定
- 全米水質監視ネットワークの連携及び監視データに基づく有用な商品の創出
- 海洋侵入種の早期発見、即時通告、迅速対応計画
- 一部、公共のアウトリーチ及び教育を通じての海洋廃棄物の防止
- 商業用及び遊漁業用魚類資源ならびに持続可能な養殖業の管理
- サンゴ及びサンゴ礁の保全
- 海洋保護区の計画及び実施を含む、協調沖合管理体制の構築に関する幅広い対話への参加
- 再生可能及び再生不可能な海洋エネルギー源の管理への参加(その環境及び社会経済的影響 に対する注目を含む)

州の貢献が不可欠になるもう1つの分野は、政策決定を支える海洋観測及び科学の発展である。 州は、海洋及び沿岸の人的側面と経済価値を理解する上で必要な社会科学及び経済研究を含む、 基礎及び応用海洋科学技術に関する国家戦略策定の一環として、州の情報ニーズと優先課題を伝 えなければならない。さらに州は、地域観測システムの計画及び実施、ならびに地域観測システ ムの全国的な統合海洋観測システムへの統合に全面的協力者として参加すべきである。 海洋政策審議会の勧告の多くは、行政府に対し連邦政府機関ではない海洋政策大統領諮問委員会 と協議することを求め、連邦政府機関に対しては州及び地方政府と緊密に協力することを求めて いる。しかし、たとえ明示されていない場合でも、州の貢献と行動の重要性は自明のことであ る。

# 連邦議会のリーダーシップの必要性

包括的かつ協調的な海洋政策の実現には、実質的な法的措置が必要になる。必要とされる法改正 の一部として、新たな海洋政策枠組の大部分の成分化、連邦政府の海洋関連省庁内及び省庁間の 組織・管轄再編の規定、既存海洋プログラム及びイニシアティブの強化、新たな海洋プログラム 及びイニシアティブの制定などが挙げられる。しかしながら、海洋政策審議会が求める省庁横断 的イニシアティブの連邦議会による実施については、上下両院における委員会制度の現行組織に よる審判や異議申し立てを受けることになる。(海洋・沿岸問題の範囲を巡る連邦議会委員会の 管轄に関する追加情報については、付録 F を参照。)

具体的な法改正を求める勧告に加えて、連邦議会は有意義な改善を実現するための追加財政支援 を提供する必要もある。一部の行政及び組織改革はほとんどまたは一切費用をかけずに行える が、本報告書の勧告は、大規模な新イニシアティブを求める勧告にせよ、優れた既存プログラム の拡大を求める勧告にせよ、いずれにしても連邦政府からの財政支援を受けなければ実施できな いものが大半である。第 30 章では財政支援の必要性について詳述し、付録 G では各勧告の概算 費用の詳細な一覧表を提示している。これは議会歳出プロセスにおける指標として役立つであろ う。第 30 章ではさらに、海洋・沿岸の科学及び管理に対する支援専用の長期的な財源を構築す るための仕組み、海洋政策信託基金についても提案している。

# 勧告の索引

以下のセクションは、海洋政策審議会の全勧告の索引であり、行動を起こす指示を受けているさ まざまな組織及び個人別に分類してある。各項目には、当該主体に該当する勧告がもれなく記載 されている。(なお、勧告は章番号別に分類されている。たとえば、勧告 12-5 は第 12 章第 5 勧 告のことである。)全勧告の全文については、章別にまとめて、この索引の後に提示してある。

下記の各勧告は、当該勧告を実行すべき行動主体別に分類してあるが、その目的達成のために別 の組織や個人が助言の提供や協力を命じられている場合も多い。実施に関する詳細を確認し、各 勧告の背景や根拠を十分に理解するには、本報告書の該当する章を入念に検討する必要がある。

# 連邦議会(Congress)に対する勧告

勧	告
モリ	

•

лц •						
4-1	8-2	12-6	19-10	20-2	24-1	26-11
4-6	9-1	13-1	19-12	20-5	24-5	27-4
4-7	9-2	13-2	19-13	20-6	25-1	27-5
6-2	9-4	14-4	19-14	21-1	25-4	28-1
7-1	11-1	14-10	19-15	21-2	25-8	30-1
7-4	11-3	16-5	19-16	22-1	26-3	
8-1	12-2	19-1	20-1	23-4	26-8	

# 行政府(Executive Branch Leadership)に対する勧告

大統領(President)

勧告:4-1、4-4、4-6、5-2、5-3、7-2、7-5、28-6

#### 大統領補佐官(Assistant to the President)(提案)

勧告:4-4、7-3

#### 国家海洋会議(National Ocean Council: NOC)(提案)

勧告:

<b></b> н.						
4-2	6-3	11-2	17-2	20-1	26-12	29-4
4-3	8-5	11-5	17-3	20-7	26-13	30-2
4-8	9-3	12-1	17-4	24-4	27-1	
4-9	9-4	13-1	17-6	25-2	27-3	
5-1	10-2	14-8	17-8	25-3	28-4	
6-1	10-3	14-9	18-3	25-5	29-2	
6-2	10-4	16-12	19-27	26-1	29-3	

NOC 海洋科学・教育・技術・業務委員会 (NOC Committee on Ocean Science, Education, Technology, and Operations) (現在の米国海洋研究リーダーシップ委員会) 勧告: 4-7、26-3、27-1、28-1、28-4

海洋教育局(Office on Ocean Education: Ocean.ED)(提案)

勧告:8-1、8-4、8-7、8-8、8-9、8-11、8-12、8-16、8-17

海洋観測局(Office on Ocean Observing: Ocean.US)

勧告:24-3、26-2、26-4、26-5、26-7、26-10

海洋情報局(Office on Ocean Information: Ocean.IT)(提案) 勧告: 28-1、28-3

NOC 海洋資源管理委員会 (NOC Committee on Ocean Resource Management) (提案)

勧告: 4-8、10-2、13-2、18-3、20-7、21-2

### NOC 国際委員会(NOC International Committee)(提案)

勧告:19-27、29-3

# **海洋政策大統領諮問委員会**(Presidential Council of Advisors on Ocean Policy)(提案) 勧告: 4-5

## 環境質委員会

勧告:5-6

### 行政管理予算局

勧告:7-2

# 連邦政府機関に対する勧告

## 商務省(U.S. Department Commerce)

勧告:17-3

#### 米国海洋大気局(National Oceanic and Atmospheric Administration)

6-1	4	
ÆT	14.	•
(王)、		

5-2	8-16	18-1	19-26	22-1	25-6	26-11
5-5	11-3	18-2	20-4	22-2	26-2	27-2
8-2	14-11	18-4	20-7	22-3	26-6	27-6
8-3	15-1	18-5	20-8	23-1	26-7	28-2
8-10	15-2	19-9	20-9	23-2	26-8	
8-12	15-3	19-11	21-3	23-3	26-9	
8-13	16-13	19-16	21-4	23-5	26-10	

#### 米国海洋漁業局(National Marine Fisheries Service)

勧告:				
19-4	19-7	19-17	19-21	20-3
19-5	19-8	19-18	19-22	
19-6	19-14	19-19	19-23	

米国シー・グラント・カレッジ・プログラム (National Sea Grant College

#### Program)

勧告:8-6

### 環境保護庁(Environmental Protection Agency)

勧	告	
μ.,,,	н	

14-2	14-6	15-1	16-8	18-2
14-3	14-11	15-3	16-9	23-5
14-4	14-12	16-6	16-10	
14-5	14-13	16-7	16-13	
	14-3 14-4	14-3 14-11 14-4 14-12	14-3         14-11         15-3           14-4         14-12         16-6	14-3         14-11         15-3         16-9           14-4         14-12         16-6         16-10

国防総省(Department of Defense)

海軍(Navy)

勧告:28-2、28-5

海軍研究所(Office of Naval Research)

勧告:8-3、8-10、8-15、8-16、26-6

**陸軍工兵隊**(Army Corps of Engineers) 勧告:5-2、11-3、10-1、12-3、12-5

国土安全保障省(Department of Homeland Security) 勧告: 17-3

沿岸警備隊(Coast Guard)

勧告:16-1、16-2、16-4、16-10、16-11、16-13、16-14、17-1、19-18、19-20

連邦緊急管理庁(Federal Emergency Management Agency: FEMA) 勧告:10-4

#### 米国科学財団(National Science Foundation)

勧告:8-3、8-10、8-14、8-16、20-9、23-1、23-2、23-3、25-6、26-6

内務省(Department of the Interior)

勧告:5-2、11-3、17-3、20-8、24-2

# 米国地質調査所(U.S. Geological Survey)

勧告:15-1、15-3、20-9

# **鉱物管理局**(Minerals Management service) 勧告:16-10、20-9、24-6

# 魚類野生生物局(Fish and Wildlife Service)

勧告:11-4、16-7、20-3、20-4

#### 国務省(Department of State)

勧告:18-4、18-6、19-24、19-25、20-10、21-4、29-4、29-5、29-7

米国航空宇宙局(National Aeronautics and Space Administration) 勧告:8-3、8-16、26-6、26-7、26-8 運輸省(Department of Transportation)

勧告:13-1、13-3、13-4、13-5、13-6、16-10

- 保健福祉省(Department of Health and Human Services)

  - 食品医薬品局(Food and Drug Administration: FDA) 勧告: 23-5
- **農務省(Department of Agriculture)** 勧告:5-2、11-3、14-3、14-7、17-3
- 米国労働省(U.S. Department of Labor) 勧告: 8-12

省庁間グループ

水棲有害生物種タスク・フォース(Aquatic Nuisance Species Task Force)及び全米侵 入種審議会(National Invasive Species Council)

勧告:17-5

- **サンゴ礁タスク・フォース**(Coral Reef Task Force) 勧告: 21-2、21-5
- 連邦政府地理データ委員会(Federal Geographic Data Committee) 勧告: 25-7
- 海洋輸送システム省庁間委員会 (Interagency Committee for the Marine Transportation System)

勧告:13-2

全米浚渫チーム(National Dredging Team)

勧告:12-4

災害関連データの収集・利用タスク・フォース(Task Force on the Collection and Use of Hazards-related Data(提案)

勧告:10-2

# 地域機関に対する勧告

**地域海洋委員会**(Regional Ocean Councils)(提案) 勧告: 6-2、6-4、9-4、11-2 地域浚渫チーム(Regional Dredging Teams) 勧告:12-4

**地域漁業管理委員会**(Regional Fishery Management Councils) 勧告:19-3、19-5、19-6、19-7、19-19、19-22

科学統計委員会(Scientific and Statistical Committees) 勧告: 19-2、19-7

省庁間漁業委員会(Interstate Fishery Commissions) 勧告: 19-22

# 州に対する勧告

本章の冒頭で説明したとおり、海洋政策審議会は、海洋政策の施行にあたっての州、準州、部 族、及び地方政府の強力な役割をよく理解している。下記は、州レベルの主体が主導すべき具体 的な行動を求める勧告に限ったリストである。本報告書には、州及び地方の関与の重要性を強調 している勧告や説明が他にも数多くある。

勧告:5-1、5-4、11-1、14-2、14-3、14-11、19-22

# 国際海洋科学、政策、管理に関する勧告

勧告:

14-14	17-7	19-24	21-1	26-13	29-4	29-8
16-3	18-4	19-25	21-4	27-1	29-5	
16-4	18-6	19-27	22-4	29-1	29-6	
16-8	19-23	20-10	26-7	29-3	29-7	

# 報告書の完全な勧告リスト

# 第1章:海洋資産及び課題に対する認識

勧告なし

# 第2章:過去を踏まえた新国家海洋政策の形成

勧告なし

# 第3章:米国の目標設定

勧告なし

## 第4章:海洋リーダーシップ及び協調の強化

**勧告 4-1**. 連邦議会は、国家海洋会議(NOC)を大統領府に設置し、同時に連邦政府以外の 代表で構成される海洋政策大統領諮問委員会を設置し、海洋及び沿岸に関する連邦政府の リーダーシップ及び協調を強化すべきである。連邦議会が両機構の法制化を進める間、大統 領は、大統領令により両機構を設置するとともに、大統領補佐官を NOC の議長に任命し て、統合国家海洋政策の実施に即刻着手すべきである。

**勧告 4-2**. 国家海洋会議(NOC)は、海洋及び沿岸問題に十分な注意を払い、適切な国家政策を策定し、連邦政府の多数の海洋及び沿岸担当省庁による国家政策施行の調整を図るべきである。

NOC /t,

- 大統領補佐官が議長を務めること。
- 海洋及び沿岸に関連する責務を担うすべての閣僚及び独立機関の長官でこれを構成する こと。必要に応じて、他の関連する実行省庁、政府機関、委員会(commission)、準公 式機関の長官及び政府高官はNOC 会議に招かれるべきである。

NOC は以下の機能を果たすべきである。

- 一般原則(第3章で概要を示した原則に基づいて)及び国家海洋・沿岸管理 (governance)目標を策定する。
- 国際海洋協定の国内施行を含めた国家海洋政策の策定・実施について、大統領に提言する。
- 海洋関連連邦政府機関の活動を調整し、国家目標の達成奨励策を提示する。
- 法律や規制の過不足を特定し、戦略を策定して国益及び地域の利益のために衝突を解消し、格差を是正し、新たに生ずる海洋問題に対処する。
- 海洋政策における科学の効果的な活用を指導し、国及び地域レベルで意思決定のための データ及び情報が確実に利用できるようにする。
- 政府機関、非政府組織、民間部門、学界、及び一般市民の間の協力関係を推進及び支援 する。
- 連邦政府海洋・沿岸関係機関による教育及びアウトリーチ活動の拡充を図る。
- 連邦政府以外のさまざまな関係者(政府及び非政府)と協力して、地域の取り組みの推進に役立つ地域海洋委員会設立の広範かつ柔軟な自主的プロセスを構築する。
- 我が国の海洋及び沿岸の状況を定期的に評価して、国家海洋目標の達成度を測定する。

**勧告 4-3**. 国家海洋会議(NOC)は、生態系に基づく管理アプローチへの移行にあたり、生 態系に基づく管理の原則を採用し、連邦政府機関を支援すべきである。

この取り組みの一環として、NOC は以下を行うべきである。

- 予防アプローチと順応的管理を実際に適用するための手順策定の調整を図る。
- 海洋生物多様性を管理プログラムに取り入れて、生物多様性に関するさらなる研究を支援するよう政府機関を奨励する。

**勧告 4-4.** 大統領は、大統領補佐官を指名して、リーダーシップを発揮して国家海洋・沿岸 政策の支援にあたらせるべきである。

大統領補佐官は以下の職責を担うべきである。

- NOC の議長
- 海洋政策大統領諮問委員会共同議長
- NOC の取り組みの陣頭指揮を執り、海洋・沿岸関連連邦政府機関の行動の調整を図る こと
- 海洋・沿岸管理を改善するために必要に応じて連邦政府機関の再編について提言すること
- 海洋・沿岸問題に関する省庁間政策紛争の解決を図ること
- 州、準州、部族、及び地方関係者に接触し、海洋・沿岸管理に対する地域の取り組みを 推進すること
- 行政管理予算局(OMB)長官及びNOC委員と協議して、国家海洋・沿岸政策に著しく 貢献するプログラムを明らかにし、海洋・沿岸活動の適切な資金レベルについて OMB 及び当該政府機関に助言し、2000 年海洋法セクション 5 で義務づけられている隔年報 告書を作成すること

**勧告 4-5**. 連邦政府外の個人及び組織の意見及び情報を得るための正式な組織である海洋政 策大統領諮問委員会は、海洋及び沿岸政策問題について大統領に助言すべきである。

海洋政策大統領諮問委員会は、

- ・ 沿岸諸州の知事及びその他の適切な州、準州、部族、地方政府の代表、ならびに民間部
   門、研究・教育界、非政府機関、流域組織、その他の連邦政府以外の海洋関連組織に属
   する個人など、大統領が任命する一連の代表者でこれを構成すること
- 海洋・沿岸問題に精通した経験の深い委員でこれを構成すること
- 国家海洋会議(NOC)議長と連邦政府以外の委員が共同委員長を務めること

勧告 4-6. 連邦議会は、大統領補佐官、国家海洋会議(NOC)、海洋政策大統領諮問委員会 を支援する海洋政策局(Office of Ocean Policy)を設置すべきである。スタッフの支援を直 ちに行うため、大統領は、NOC と海洋政策大統領諮問委員会の設置を命じる大統領令により海洋政策局を設置すべきである。

海洋政策局は、

- 大統領補佐官直属の少人数のスタッフでこれを構成すること
- スタッフの日常活動担当事務局長がこれを管理すること

**勧告 4-7**. 連邦議会は国家海洋会議(NOC)と協力して、海洋観測、業務、教育を海洋研究 ミッションに統合するために、米国海洋パートナーシップ法(National Oceanographic Partnership Act: NOPA)を改正すべきである。また、全米海洋研究指導(者)評議会 (National Ocean Research Leadership Council: NORLC) については、NOC の監督のもとにこ

(National Ocean Research Leadership Council: NORLC) については、NOC の監督のもとにこ れを強化・拡充し、海洋科学・教育・技術・業務委員会 (Committee on Ocean Science, Education, Technology, and Operations: COSETO) に名称変更すべきである。

特に、改正米国海洋パートナーシップ法には、COSETO について以下を明記すべきである。

- NOC に直属すること
- 科学技術政策局長官が委員長を務め、政府全体の科学技術政策への適切なリンク及び参加連邦政府機関の公平性を確保すること
- 既存の研究責任の他に、連邦政府の海洋施設及び業務の調整及び計画、統合海洋観測シ ステムの連邦政府による監視、海洋関連教育活動の調整もその任務に加えること
- 既存の NORLC メンバーに国立環境衛生科学研究所 (National Institute of Environmental Health Sciences) 所長、農務省天然資源・環境担当次官補、スミソニアン協会科学担当 次官を加えること
- 国家科学技術会議(National Scientific Technology Council: NSTC)の海洋合同小委員会 (Joint Subcommittee on Ocean)の現行任務を組み入れること
- 海洋政策局の支援を受けること

**勧告 4-8**. 国家海洋会議(NOC)は、海洋資源管理委員会(Committee on Ocean Resource Management)を設置し、海洋関連機関の資源管理活動をよりよい形で統合すべきである。 この委員会は、既存の海洋・沿岸関連省庁間グループの取り組み及びより正式ではない活動 を監督及び調整し、必要に応じて新たにその時どきの課題に取り組むタスク・フォースを設 置するよう勧告し、重要な海洋要素をもつ環境及び天然資源に関する政府全体の取り組みと の連携を図るべきである。

海洋資源管理委員会は、

- 環境質諮問委員会(Council on Environmental Quality)委員長が委員長を兼任し、政府全体の環境政策への適切なリンク及び参加連邦政府機関の公平性を確保すること
- 国家海洋会議のメンバーである省庁の次官や次官補を委員に加えること

- NOC に直属すること
- 海洋政策局の支援を受けること

**勧告 4-9**. 国家海洋会議(NOC)は、すべての既存の海洋関連評議会及び委員会を見直して、現行の有用性、報告体制、及び NOC との関係について勧告すべきである。

## 第5章:地域の取り組みの推進

**勧告 5-1**. 国家海洋会議は、連邦議会、海洋政策大統領諮問委員会、及び州、準州、部族、 地方の指導者(民間部門、非政府組織、学術界の代表者を含む)と協力して、柔軟かつ自発 的な地域海洋委員会設立プロセスを構築すべきである。州は適切な関係者と協力し、国家海 洋会議の支援のもとに、このプロセスに基づいて地域海洋委員会を設立すべきである。

**勧告 5-2**. 大統領は大統領令を公布し、海洋及び沿岸関連部門のあるすべての連邦政府機関 に対し、直ちに地域間の協調及び地域関係者に対するアウトリーチ活動の強化を図るよう命 じるべきである。

このプロセスに着手するため、海洋大気局(NOAA)、環境保護庁(EPA)、陸軍工兵隊 (USACE)、内務省(DOI)、及び農務省(USDA)は以下を行うべきである。

- 地域、州、準州、部族、地方政府及び非政府団体と協力し、地域の優先課題と情報ニーズを明らかにする。
- 地域の課題の効果的な対処を阻んでいる政府機関の任務、政策、規則、慣行、または財 政援助の矛盾点を明らかにし、国家海洋会議にこれを伝える。
- 地域の意思決定の指針となる省庁間の規約の策定など、省庁間の協調及び意思伝達の改 善を図る。
- 地域の優先課題に即した形で資金や助成金の調整を図る。

**勧告 5-3**. 大統領は、連邦政府資源管理関係機関で構成するタスク・フォースを編成して連 邦政府・地域で共有する境界線の採用・実施案を作成すべきである。このタスク・フォース は、州、準州、部族、及び地方の代表に助言を求めるべきである。

**勧告 5-4**. 地域海洋委員会の設立を待つ間、各地域の知事は海洋・沿岸意思決定者のニーズ 及び優先課題に基づいて、研究、データ収集、情報商品開発、及びアウトリーチを遂行する 地域海洋情報プログラムの運営に適した機関を選定すべきである。

この地域海洋情報プログラム担当機関は、

• 連邦政府機関、州、準州、部族、及び地方の意思決定者、科学者、ならびに情報交換及 びアウトリーチの専門家の代表者をこれに加えること

- 海洋・沿岸担当の連邦政府機関及びその他にそれぞれのプログラムの指針となるよう地域の研究及び情報優先課題を伝えること
- 地域海洋観測システムとの強力な関係を維持し、当該システムが国家統合海洋観測シス テムの要件を守りながら、地域のデータ収集要件を満たせるように支援する

**勧告 5-5**. 米国海洋大気局(NOAA)及び米国環境保護庁(EPA)は、他の適切な連邦政府及 び地域機関と協力して、定期的に更新することになっている地域の生態系に基づくアセスメ ント作成の調整を図るべきである。

このプロセスの一環として、NOAA と EPA は以下を行うべきである。

- 州沿岸管理プログラムによって作成される資源アセスメントなど、州及び地方レベルで 作成されたデータや情報を取り入れる。
- 地域海洋情報収集・普及活動の改善担当組織と協調して、地域の情報を最大限に活用する。
- 地域海洋委員会と緊密に協力する。

**勧告 5-6**. 環境資質諮問委員会 (Council on Environmental Quality) は、国家環境政策法 (National Environmental Policy Act) ガイドラインを改正し、海洋及び沿岸関連活動案の環境 影響報告書には勧告 5-5 で求めている地域生態系アセスメントを組み入れることを明記すべ きである。

## 第6章:連邦水域管理の協調

**勧告 6-1**. 国家海洋会議は、連邦水域の現行及び新規活動のそれぞれについて、主管連邦政 府機関による管理の確保に努め、必要に応じて連邦議会の行動を求める提言をすべきであ る。主管連邦政府機関は他の関係当局と連携し、公益に対して全面的配慮が払われるように すべきである。

**勧告 6-2**. 連邦議会は国家海洋会議(NOC)及び地域海洋会議と協力して、沖合活動から生 ずる資源地代の妥当な一部が社会に還元される政策を始めとする、沖合活動の調整を図るた めの基本原則を示す、バランスのとれた生態系に基づく沖合管理体制を確立すべきである。

沖合管理体制の構築にあたって、連邦議会、NOC、及び地域海洋委員会は以下を行うべきで ある。

- 海洋政策審議会が示す基本原則を採用する。
- 適宜、新たな管理体制の基本原則に従って他の利用とも一体化した包括的な単一の海洋 管理(governance)専用機構の必要性があることを認識する。
- 新規の活動に対処するプロセスを組み入れる。

**勧告 6-3**. 国家海洋会議は、海洋保護区の効果的な設計、導入、及び評価のための統一的プロセスにつながる国家の目標及びガイドラインを策定すべきである。

このプロセスには以下を含めるものとする。

- 利用可能な最善の科学情報に基づく、本来の目的に適った海洋保護区の指定
- 海洋保護区の継続的な環境保護及び社会経済的効果を確保するための定期的な評価、監
   視、及び修正
- 航行の自由など、国の重要な課題を考慮し、生態系に基づく包括的な沖合管理体制のも とで行われる設計及び導入

**勧告 6-4**. 効果的かつ強制力のある海洋保護区を定めるには、地域海洋委員会ならびに適切 な連邦政府、地域、州、地方機関が協力して、海洋保護区の設計、導入、及び評価にあたる べきである。計画立案者は、積極的に関係者の参加を求め、国家海洋会議が定めるプロセス に従うべきである。

# 第7章:連邦政府機関の構造を強化する

**勧告 7-1**. 連邦議会は、米国海洋大気庁(NOAA)の設立及び任務を成文化する基本法を制 定すべきである。この基本法では、NOAAの構造が、生態系に基づく管理の原則及び3つの 主要機能(アセスメント・予測・運営、資源管理、研究及び教育)との整合性を保つように すべきである。

特に、NOAA の構造は、以下におけるその役割を支えるものにすべきである。

- 地図・海図作製、衛星による及び現地におけるデータ収集、統合海洋観測システムの導入、広範なデータ情報システム、気象サービス及び商品など、海洋・沿岸・大気環境の アセスメント、予測、及び運営
- 魚場、海洋・沿岸地域、脆弱な生物種及び生息環境、ならびに汚染物質及び侵入種の防止など、予防海洋・沿岸地域及び生物・非生物海洋資源の管理
- 研究開発の重要性、NOAA 全体にわたる、及び外部パートナーと共同の科学的に有効な 専門データの利用、ならびにNOAA の、及び一般市民と共同の教育活動の促進

勧告 7-2. 大統領の指示を受け、行政管理予算局(OMB: Office of Management and Budget) は、同局天然資源プログラム(Natural Resources Program)における米国海洋大気局の予算 を、米国農務省、エネルギー省、内務省、米国環境保護庁、米国科学財団、米国航空宇宙 局、米国陸軍工兵隊土木工事局(Directorate of Civil Works)の予算と併せて審査すべきであ る。 **勧告 7-3**. 大統領補佐官は、国家海洋会議及び海洋政策大統領諮問委員会の助言を得た上 で、連邦政府の海洋・沿岸・大気プログラムを見直して、類似部門の統廃合の機会について 勧告すべきである。

**勧告 7-4**. 連邦議会は、連邦議会の承認を条件として、連邦政府省庁の再編成に関する大統領の提案権を認めるべきである。

特に、かかる法律は、

- 連邦議会が大統領の提案を修正できないようにすること
- 大統領による提案提出後一定期間内の採決を連邦議会に義務づけること

**勧告 7-5**. 国家海洋会議及び海洋政策大統領諮問委員会の設立、米国海洋大気局の強化、及 び類似の連邦政府海洋及び沿岸プログラムの統廃合に続いて、大統領は連邦政府の再編成を 連邦議会に提案すべきである。この再編成では、海洋、陸地、大気のすべての資源の関係を 認識し、生態系に基づく天然資源のより統一的な管理に適した構造を確立する。

## 第8章:生涯海洋教育の振興

**勧告 8-1**. 連邦議会は、米国海洋パートナーシップ法を改正し、海洋関連教育の強化及び連邦政府の教育活動の調整にあたる国家海洋教育局(Ocean.ED)を設置すべきである。

特に海洋教育局は、

- 各政府機関の従来の管轄を超えたプログラムの振興を始めとする、自然及び社会科学の
   学力ならびに海洋意識の向上を図るための国家戦略を策定すること
- 連邦政府、州、及び非政府教育機関と協力して、K-12(幼稚園から高校まで)及び非公 式の海洋関連教育の中期(5年)国家計画を策定すること
- 連邦政府のすべての海洋関連教育活動及び投資の調整及び統合を図ること
- 連邦政府の取り組み、州及び地方教育当局、非公式の教育施設やプログラム、高等教育 機関、民間教育イニシアティブの間の関係性を明確にし、既存の協力関係を強化すること
- 国家海洋会議(NOC)の海洋科学・教育・技術・業務委員会(COSETO)に直属すること

勧告 8-2. 連邦議会は、米国海洋大気局(NOAA)予算の勘定科目として、使途は国家海洋 局(NOC)の指示で使用される、海洋教育局(Ocean.ED)の運営及びプログラム実施資金 を提供すべきである。NOAA は、NOC の承認済み計画に基づいて海洋教育局の資金を他の 連邦政府機関及び連邦政府以外の機関に分配するための合理的なプロセスを策定すべきであ る。 **勧告 8-3**. 米国海洋大気局、米国科学財団、米国海軍研究所、及び米国航空宇宙局は、公式、非公式両方の海洋関連教育に対し、その活動の適切な評価を行うことも含め、支援を強化すべきである。

特に、これらの政府機関は、

- 海洋教育局(Ocean.ED)の支援を受けて、公式、非公式両方の海洋関連教育に対して 複数の政府機関による専用の持続的な資金援助を行う協調的な仕組みを開発すること。
   この資金援助は、国家海洋教育計画とのつながりが明確になるようなものにすべきであ る。
- 海洋教育資料及び活動の開発と実施に対する支援は、各々すべてのプログラムの要素として評価機構を含めるということを条件として提供すること。

**勧告 8-4**. 海洋教育局(Ocean.ED)は、海洋関連教育プログラム、海洋を基礎とする K-12 (幼稚園から高校まで)教育専門家育成プログラム、海洋に関連した実例を K-12 教育に組 み込むためのベスト・プラクティス、及び一般市民教育プログラムの有効性を評価するため の枠組みを作るべきである。

勧告 8-5. 国家海洋会議(NOC)は米国科学財団と協力し、海洋教育局(Ocean.ED)を通 して運営・監視を行うプログラムとして、海洋科学教育エクセレンス・センター(Centers for Ocean Science Education Excellence: COSEE)を国家海洋会議の組織内に設置すべきであ る。NOC は、COSEE プログラムの拡充にも取り組むべきである。

COSEE の拡充には、以下を含めるべきである。

- 地域センターの数を現在の3 倍の21 に増やすこと(各センターは当初5 年間は少なく とも年間150 万ドルの支援を受ける)
- 各センターの範囲を直接の参加者以外にも拡大すること
- 科学者と K-12 (幼稚園から高校まで)の教師との効果的な協力関係のモデルを明らか にすること
- 大学科学教育の専門家の専門知識を盛り込む戦略を策定すること
- K-12 の教師と大学の研究教授の専門能力開発プログラムを実施すること

**勧告 8-6**. ナショナル・シーグラント・カレッジ・プログラム (National Sea Grant College Program) は、海洋・沿岸教育に充当する資源の比率を高めるべきである。

**勧告 8-7.** 海洋教育局(Ocean.ED)は州及び地方教育当局及び研究界と協力して、既存の教育標準に合致する海洋関連資料及び実例の開発及び採用の調整を図るべきである。

具体的には、海洋教育局 (Ocean.ED) は、

- 国家基準に即した模範的教材に重点を置いて、既存の海洋主体カリキュラムのオファリ ングを評価すること
- 海洋データ及び研究結果(社会・経済分野を含む)に基づく国家科学教育標準 (National Science Education Standards) に即した副教材の作成を推進すること
- 物理・生命科学、地理、歴史、その他の分野の概念基準と関係があり、基本概念を教える上で海洋の価値を実証する海洋に基づく実例やアセスメントの質問の普及に努めること
- 海洋・陸地・大気の相互関係性に重点を置いたケース・スタディーの作成を推進すること

**勧告 8-8.** 海洋教育局(Ocean.ED)は学術機関及び地方の学区と協力して、研究界と教育界 とのより強力かつ効果的な関係の構築を促進し、教員及び教員養成員の専門能力開発の機会 を拡大すべきである。

具体的には、海洋教育局(Ocean.ED)は、

- 教員及び教員養成者と協力して教育の要素を研究プロジェクトに取り入れる科学者に対し、補助金その他の報奨を提供すること
- 教員志望者向けの海洋概念を組み入れた科学的内容の拡充コア・カリキュラムの作成・ 実施に対する助成金付与プログラムを構築すること。助成金申請者には、教育、科学、 数学、工学の教員との連携や協力関係を実証してみせることを義務づけるべきである。

**勧告 8-9**. 海洋教育局(Ocean.ED)は、政府機関、学区、高等教育機関、水族館、科学セン ター、博物館、民間海洋研究所間の連携を強化し、バーチャルな手段と実地、研究室及び海 上における体験の両方を通して、学生が海洋環境を調査する機会をさらに開発すべきであ る。

海洋教育局(Ocean.ED)は、学生向けプログラムについて以下を確保すべきである。

- 学校の授業内容から参加しやすい課外活動、1 日実地見学、夏期プログラムまでさまざ まな選択肢を盛り込むこと
- 文化的相違その他の人間の多様性を示す側面を認識した上で、あらゆる文化及び背景を もつ学生及び教員を海洋問題に触れさせること

**勧告 8-10**. 米国海洋大気局、米国科学財団、及び米国海軍研究所は、海洋・沿岸科学入門 課程を推進して、この分野をさまざまな専攻の学生(専攻が理工系以外の学生も含む)に紹 介する大学を支援すべきである。

以上の機関は以下により、この取り組みを支援すべきである。

課程開発、機材購入、教員支援、及び実地体験を補助するために少額の助成金を提供すること

• 大学院海洋課程がある大学と学部生が主たる大学間の連携を推進すること

**勧告 8-11**. 海洋教育局(Ocean.ED)は、米国の海洋関連就業者の能力開発を指導及び推進 すべきである。

特に、海洋教育局(Ocean.ED)は、

- 学生支援、多様な教育機会、及び学生に幅広い進路の準備をさせる大学院教育の革新的 なアプローチへの投資を促進すること
- 的を絞った連邦政府支援により、学際的な科目に重点を置いた新規課程または課程再編の試行を海洋科学工学部(大学院)に奨励すること
- 他の学問分野と競合する海洋関連教育に対する連邦政府奨学金の目標額を設定すること

**勧告 8-12.** 米国海洋大気局及び米国労働省は、全米海洋労働人口データベースを作成し、 国家海洋会議の海洋関連人的資源の育成及びニーズに関する動向について年次報告書を編纂 すべきである。この取り組みには、進路決定を手助けし、進路指導を受けられるようにし、 雇用者や指導カウンセラーなどが海洋関連の仕事に学生を引きつける効果的な戦略を策定す ることができるようにするための情報センターも加えるべきである。海洋教育局 (Ocean.ED) は、5 年ごとに海洋就業者サミットを開催し、海洋教育と海洋関連就業者の ニーズの整合を図るべきである。

勧告 8-13. 米国海洋大気局(NOAA)は、国立衛生研究所(National Institutes of Health)の モデルに倣って国家海洋教育訓練プログラムを教育及び持続可能な開発局(Office of Education and Sustainable Development)に設置し、大学学部、大学院、博士課程修了レベル において多様かつ革新的な海洋関連教育の機会を提供すべきである。

具体的には、NOAA は、

- 学部生に夏期インターンシップまたは同様の仕組みを通してさまざまな海洋分野における実習の機会を提供すること
- 学際的な取り組みと大学以外、特にNOAAの任務にとって極めて重要な分野における大 学外での実地体験に重点を置いた大学院及び博士課程修了レベルの特別研究員及び研修 生制度を支援すること
- NOAA にとって特に興味深い分野の教授職を支援すること

**勧告 8-14**. 米国科学財団の地球科学局、生物科学局、教育局、人的資源局は、共同プログラムを策定し、大学学部、大学院、博士課程修了レベルにおいて一連の海洋関連分野の多様かつ学際的な教育の機会を提供すべきである。

**勧告 8-15**. 海軍研究所(Office of Naval Research: ONR)は、海洋科学工学の大学院教育に 対する支援の再活性化を図るべきである。再活性化の一部は、海軍研究所の国防科学工学大 学院研究奨学プログラム (National Defense Science and Engineering Graduate Fellowship Program) の下で付与する海洋関連の賞の数を増加させることにより、果たすことができる。

**勧告 8-16**. 米国海洋大気局、米国科学財団、米国海軍研究所、及び米国航空宇宙局は、従 来の社会的弱者及び社会的不利益者層の海洋関連労働力への参加を奨励・促進すべきであ る。海洋教育局(Ocean.ED)は、以上の機関と高等教育機関の間の連携を図る必要がある。

具体的には、海洋教育局 (Ocean.ED) は、

- マイノリティーのための機関(Minority Serving Institutions)及びその他の大学や海洋機 関における機会など、適切な構成のプログラムと機会を確保して、海洋関連大学院教育 を受けるための十分な手段と支援を社会的弱者層に提供すること
- プログラムは競合的なプロセスを踏んでこれを構築し、毎年その成果について評価する こと

**勧告 8-17**. 海洋教育局(Ocean.ED)は他の関係機関と協力し、地域社会教育を拡充する適切で理解しやすい情報及びアウトリーチ・プログラムの開発・実施方法について、既存の仕組みを強化し、さらに新たな方法を確立すべきである。

特に、海洋教育局 (Ocean.ED) は、

- 非公式の海洋関連教育イニシアティブを活用して、社会的弱者及び社会的不利益者層や
   その共同体が慣れ親しんでいて受け入れられる仕組み、教材、及び言語を用いて、その
   関与の向上を図ること
- 非公式の教育施設を活用して、新たな科学中心教材やプログラムを迅速に作成し、一般 市民やメディアに提供して、海洋科学の特筆すべき進歩への関心を即座に引きつける能 力を開発すること
- 産業界、商業部門、及びメディアを地域社会の教育及び管理(stewardship)プログラム に関与させること

# 第9章:沿岸及びその流域の管理

勧告 9-1. 連邦議会は、沿岸諸州の計画立案及び調整能力を強化し、沿岸諸州が沿岸流域に 集中し、より効果的に成長を管理することができるようにするために沿岸域管理法(Coastal Zone Management Act: CZMA)を再認可すべきである。改正法には、資源アセスメントの要 件、測定可能な目標及び成果基準の設定、プログラム評価の改善、高い成果に対する報奨策 及び怠慢抑止策、沿岸流域を含める境界の拡大を盛り込むべきである。

具体的には、改正CZMA は次の課題に対処すべきである。

- ・ 資源アセスメント ー 州沿岸管理プログラムは、州沿岸の天然及び文化・経済的資源の 包括的かつ定期的なアセスメントを提供すべきである。このようなアセスメントは、第
   5 章で勧告したとおり、より広範な地域生態系アセスメントの策定に欠かせないものに なる。
- 目標 州沿岸管理プログラムは、国家及び地域目標に即した沿岸資源アセスメントに 基づく測定可能な目標を設定すべきである。州沿岸プログラムは、地方政府、流域グ ループ、非政府機関、及びその他の地域機関(地域海洋委員会など)と協力して、この ような目標を設定すべきである。
- 成果基準 州沿岸管理プログラムは、国家、地域、及び州の目標達成に向けて進捗状況を監視するための成果基準を設定すべきである。
- 評価 州沿岸管理プログラムは、米国海洋大気局による定期的な成果評価を継続して
   受けるべきである。既存の評価基準だけでなく、州のプログラムが設定した成果基準に
   ついてもこれを見直すべきである。このようなプログラム評価には、一般市民、流域グ
   ループの代表、及び該当する連邦政府プログラムの代表が参加すべきである。
- ・ 奨励策 州の参加に対する既存奨励策(連邦政府の財政支援及び連邦政府行動の整合 化権限)には変更はないが、各州に対する連邦政府財政支援のかなりの部分について は、成果に基づいてこれを付与すべきである。奨励策は卓越した成果の報奨としてこれ を提供すべきであり、抑止策はプログラムの目標達成が十分に進んでいない州沿岸管理 プログラムに適用すべきである。
- 境界 沿岸諸州は、陸域の沿岸域境界を沿岸流域にまで拡大すべきである。既定の州 沿岸域境界外部の流域管理グループとの連携を図る仕組みについてもこれを構築すべき である。

勧告 9-2. 連邦議会は、強化した米国海洋大気局 (NOAA) に地域ごとの沿岸管理プログラ ムを統廃合し、各プログラムの強みを活用すべきである。少なくとも、現在米国海洋大気局 が管理している沿岸域管理 (Coastal Zone Management) プログラム、国立海洋保全区域 (National Marine Sanctuary) プログラム、及び国立河口域研究特別保留地システム (National Estuarine Research Reserve System)、ならびに国家河口プログラム (National Estuary Program)、ジョン・H・チェーフィー沿岸堤防資源システム (John H. Chafee Coastal Barrier Resources System)、及び米国魚類野生生物局沿岸プログラム (U.S. Fish and Wildlife Service Coastal Program) などの他の政府機関が管理している沿岸プログラムは統合すべきで ある。

**勧告 9-3**. 国家海洋会議は、脆弱で被害を受けやすい沿岸地域の不適切な成長を阻止するために連邦政府の資金援助及びインフラ・プログラムに対して改正を勧告し、経済的かつ環境的に持続可能な開発の実現を目指す国家、地域、州の目標との整合性を確保すべきである。

**勧告 9-4**. 連邦議会は、沿岸域管理法、水質汚濁防止法(Clean Water Act)、及びその他の連 邦法を必要に応じて改正し、流域イニシアティブに対する財務、技術、組織面での支援を強 化すべきである。国家海洋会議及び地域海洋委員会は、政府機関プログラム、技術援助、及 び財政支援の調整を図るとともに流域管理のベスト・プラクティスに関する利用しやすい情 報センターの構築を監督することにより、沿岸流域イニシアティブに対する支援を強化すべ きである。

# 第10章:自然災害に対する人と財産の保護

**勧告 10-1**. 米国陸軍工兵隊土木工事プログラムは、国家海洋会議の指針に基づいて、ピ ア・レビューにより沿岸プロジェクトの費用便益分析結果の妥当性を確保し、一般市民への 透明性を高め、沿岸プロジェクトの影響を緩和する要件を課し、より広範な沿岸計画立案活 動と当該プロジェクトの調整を図るべきである。

**勧告 10-2**. 国家海洋会議(NOC)は、連邦緊急管理庁(Federal Emergency Management Agency: FEMA)の主管のもとに、関係連邦政府機関ならびに州及び地方政府で構成するタスク・フォースを設置し、危険関連データ収集の改善を図るべきである。

NOC の海洋資源管理委員会(Committee on Ocean Resource Management)の監督のもとに、危険関連データ・タスク・フォースは、以下の機能が含まれる組織的な取り組みを開発させるべきである。

- 災害後の損失及び災害軽減費に関するデータの体系的な収集、保管、分析、及び公表
- 地域社会が住民や社会・物理・経済・環境基盤に対する災害危険度を理解するのに必要 な情報及び手段の作成及び地域社会への伝達
- 包括的なデジタル化及びジオリファレンス化された地図作製ならびにすべての自然災害
   特定のための連邦政府地理データ委員会(Federal Geographic Data Committee)及び州・
   地方政府との協力
- 危険度の高い沿岸地域社会のために地図を最新版にする最優先の取り組みを始めとする、国家洪水保険プログラムの地図近代化イニシアティブに対する適切な財政支援案の 作成

**勧告 10-3**. 国家海洋会議は、国家洪水保険プログラム (National Flood Insurance Program: NFIP) の改正を勧告し、災害度の高い地域の開発意欲を減退させるべきである。

具体的には、改正NFIP は、

 浸食のおそれがある財産所有者に保険数理上妥当な保険料の支払いを義務づけることに より、沿岸高危険区域の明白な建築・改築抑制策にすること

- 古い構造物の補強に対する支援や過去に繰り返し損害を受けたことのある災害に弱い構 造物の買い取りプログラムなどを始めとする、自然災害に対する脆弱性緩和策を実行す ること
- 未開発の氾濫原及び浸食地区の開発を阻止する強制力のある仕組みを構築すること

**勧告 10-4**. 連邦緊急事態管理庁(FEMA)は、州及び地方政府に対する災害軽減計画の作成及び改善のための技術援助を強化すべきである。国家海洋会議は、FEMA が承認した州及び地方災害軽減計画の完成を連邦政府の災害関連財政及びインフラ支援の必要条件とする機会を見極める必要がある。

# 第11章:沿岸生息環境の保全及び回復

**勧告 11-1**. 連邦議会は沿岸域管理法を改正し、沿岸及び河口域保全専用資金提供プログラムを承認すべきである。さらに、米国農務省及びその他政府機関の保全プログラムのより多くの部分は、沿岸及び河口域の陸域を対象とすべきである。このプログラムを指導するために、各州は連邦政府機関、地方政府、非政府機関、民間機関パートナー参加のもとに、最重要沿岸生息地を特定し、保全に積極的な土地所有者間の協力関係確立計画を作成すべきである。

**勧告 11-2**. 地域海洋委員会は州沿岸管理プログラム及びその他の政府・非政府機関と協力 し、海洋・沿岸生息環境の保全・回復活動に対する地域のニーズを明確にした上で、当該活 動の州及び地方の目標と整合性のある目標及び優先順位を設定すべきである。国家海洋会議 は、地域、州、及び地方の目標と整合性のある国家目標を設定し、連邦政府の関連実施活動 すべての調整を図るべきである。

**勧告 11-3**. 米国内務省、米国海洋大気局、米国農務省、及び米国陸軍工兵隊は、それぞれの回復科学・監視・アセスメント活動を強化すべきである。連邦議会は関連法を改正して、 連邦政府生息環境保全・回復資金の一部を関連する研究、監視、及びアセスメントのために 使用できる自由裁量権の拡大を認めるべきである。

勧告 11-4. 米国魚類生物局は、全米湿地帯一覧表部(National Wetlands Inventory)地図の 完成、デジタル化、及び定期的な更新を行うべきである。

**勧告 11-5**. 国家海洋会議は、沿岸生息環境及び流域管理活動と結び付いた包括的湿地保護 枠組の構築作業の調整を図り、水質汚濁防止法セクション 404 の湿地許可プロセスとより広 範な管理アプローチとの統合を求める具体的な勧告を行うべきである。

# 第12章: 堆積物及び海岸線の管理

**勧告 12-1**. 国家海洋会議は、地域ごとの堆積物管理に関する国家戦略を策定すべきである。この戦略には、生態系及び経済的考慮事項のバランスをとりながら、生態系に基づく原則を組み入れるべきである。

さらにこの戦略では、

- 都市開発、農業、ダム、浚渫、汚染物質排出、及び堆積物の流れや質に影響を及ぼすその他の活動が海洋環境に与える悪影響について認識すること
- 流域計画の作成には、港湾管理者、沿岸計画者、土地利用計画者、その他の関係者を必 ず参加させること
- 河川及び沿岸水域への堆積物の流入に影響を及ぼす上流の土地利用に対処する手段としての流域管理に重点を置くこと

**勧告 12-2**. 連邦議会は、米国陸軍工兵隊(USACE)に対し、堆積物に関連する土木工事任務を遂行するにあたっては必ず地域及び生態系に基づく管理アプローチを採用するよう指示すべきである。また、これを達成するために、必要に応じて USACE の権限及びプロセスを修正すべきである。

**勧告 12-3**. 米国陸軍工兵隊は、浚渫プロジェクトで選択する最低コストの処分方法には、 浚渫物を再利用する選択肢やその他の処分方法について、あらゆる経済・環境上及びその他 の関連費用と便益がより正確に計算され、反映されるようにすべきである。

**勧告 12-4**. 全米浚渫チームは生態系に基づくアプローチへ移行しつつ、「浚渫物管理:今後 10 年間の行動目標(Dredged Material Management: Action Agenda for the Next Decade)」の勧告 を積極的かつ持続的に実施すべきである。地域浚渫チームは、地域海洋委員会と協力し、流 域のみからより大きな地域生態系へと拡大する堆積物管理プログラムを構築すべきである。

**勧告 12-5**. 米国陸軍工兵隊は、米国内務省諸機関、米国海洋大気局、及び米国環境保護庁 と協力し、州及び地方政府と協議の上、堆積物管理の改善を図るためのアセスメント、モニ タリング、研究、技術開発を強化する戦略を策定及び実施すべきである。

勧告 12-6. 連邦議会は、現行の認可及び資金提供プロセスを変更し、米国陸軍工兵隊 (USACE)または適切な第三者に対し、過去の USACE プロジェクト結果の監視及び USACE の活動が沿岸流域及び生態系に与える蓄積的かつ地域的な影響の調査を義務づける べきである。かかるアセスメントは、米国学術研究会議(National Research Council)の勧告 に従って、これをピア・レビューする必要がある。 勧告 12-7. 米国環境保護庁(EPA)は、州及び地方政府を含む他の関係機関と協力し、EPA の 2002 年汚染堆積物科学計画案(2002 Draft Contaminated Sediments Science Plan)に基づいて、汚染堆積物が生成及び運搬される方法について理解を深めるための組織的なアセスメント・監視・研究戦略を策定し、これを実施すべきである。さらに当該戦略では、汚染浚渫物のより適切な予防、より安全な浚渫、再生後のより効果的な処理技術も開発すべきである。

## 第13章:海洋商業及び海上輸送の支援

**勧告 13-1**. 連邦議会は、米国運輸省を海上輸送システムの計画立案及び監督の主管連邦政 府機関に指定すべきである。米国運輸省は、同システムの状況及び将来のニーズに関する定 期的な報告書を提出すべきである。国家海洋会議は、他の連邦政府機関の重複している機能 を明らかにし、米国運輸省への当該機能移転の妥当性について勧告を行うべきである。

# 勧告 13-2. 連邦議会は海上輸送システム省庁間委員会(Interagency Committee for the Marine Transportation System)を成文化し、これを国家海洋会議(NOC)の監督下に置く べきである。

NOC の海洋資源管理委員会の監督のもとに、海上輸送システム省庁間委員会は、

- 米国運輸省が議長を務めること
- 米国海上輸送システムにおける参加者間の連携を強化すること
- 他の輸送形態や他の海洋・沿岸利用及び活動との統合を推進すること
- 海洋商業及び海上輸送の重要性を一般市民に周知し、海上輸送システムに関する短期及び長期的要求を満たすための資金提供代替案を考え、海上輸送による連邦政府の歳入とシステムの維持向上のための資金ニーズとを一致させ、短期及び長期的優先課題を設定するための戦略及び計画を提案すること

**勧告 13-3**. 米国運輸省は、米国経済及び国際及び国内貿易の持続的成長を促すための新た な国家貨物輸送戦略案を作成すべきである。この戦略では、海洋輸送システムと交通インフ ラのその他の構成要素(高速道路、鉄道、飛行場など)との接続の改善を図るべきである。 新戦略に基づいて、国家輸送資金は、国家的に重要な複合一貫輸送プロジェクトの計画立案 及び実施に向けてこれを投資すべきである。

**勧告 13-4**. 米国運輸省は、沿岸及び近海海上輸送の増加の潜在的な社会的及び経済的利益 の徹底分析及びアセスメントを実施すべきである。

**勧告 13-5**. 米国運輸省は、その他の適切な機関と協力して、全国的なデータ収集・調査・ 分析プログラムを設定し、米国における貨物の流れの全体像を示すとともに米国の複合一貫 輸送システムの能力強化を図るべきである。米国運輸省は、米国海洋商業の将来的な成長の ニーズを満たすために、港湾及び複合一貫輸送能力に対する米国の将来的ニーズを定期的に 評価し、これに優先順位をつけるべきである。

貨物情報収集プログラムには、以下を含めるべきである。

- ・運輸の成長を予測し、米国の港湾・水路及びこれらに接続している内陸インフラ
   ストラクチャーに対する貿易・運輸の成長の影響を明らかにする経済モデル
- 障害及び能力不足を明確にするためのモデル及び指針
- 能力を測定するための国家的に認められる一貫した定義及び規約
- 革新的な貿易・輸送データ収集技術及び重要なデータ格差を埋めるための研究
- 他の輸送投資と比較する海上輸送投資の社会的かつ経済的波及効果のアセスメント

**勧告 13-6**. 米国運輸省(DOT)は、国家貨物輸送戦略の策定にあたり、緊急時即応準備要 件をこれに盛り込むべきである。これには、さまざまな機関及び関係者の意見が欠かせない ので、DOT は、米国国土安全保障省、連邦緊急管理庁、米国海洋大気局、米国環境保護 庁、港湾、及び海洋産業界と緊密に協力する必要がある。

緊急時即応準備計画は、以下に重点を置くべきである。

- *国家安全保障及び港湾業務に対する脅威の予防*
- 海難救助・港湾通関手続き能力及び代替港湾能力などの利用可能な資源のアセスメント を含む対応・復旧策
- 保安検査、貨物輸送・追跡、運輸管理の技術的要件
- 港湾業務の中断及び安全保障上の危険を最小限に抑えることができる革新的な技術に対 する研究開発ニーズ
- 米国港湾の予防・対応・復旧戦略の実施に必要な資源の特定

## 第14章:沿岸水質汚染対策

**勧告 14-1**. 米国環境保護庁(EPA)は州と協力し、水質基準達成の必要に応じて、栄養素 汚染水域の荒廃の原因となっている廃水処理プラントからの排水に対し、高度な栄養素除去 を義務づけるべきである。EPA はさらに、家庭及び工場からの廃水に含まれる化学物質(医 薬品など)が及ぼす影響の範囲を明確にすべきである。

特に EPA は、

- 廃水から窒素及びリンを除去するための生物学的栄養素除去及びその他の革新的な先進
   処理プロセスの研究・実証プロジェクトを支援すること
- 革新的な先進処理プロセス及び技術に関する情報の周知を徹底すること
- 廃水処理プラントからの排水に含まれる医薬品、パーソナル・ケア製品の成分、及びその他の生理活性汚染物質の濃度を希釈する技術の開発を支援すること

**勧告 14-2**. 米国環境保護庁(EPA)は州と協力し、地域社会による汚水処理システム及び その他の現地処理施設の許可、設計、設置、運転、保守の向上を促す技術及び財政支援を強 化すべきである。州及び地方政府は、米国環境保護庁の協力を得て、汚水処理システムに関 する効果的な建築基準法及び土地利用規制条例を採択・施行し、定期的な保守のもたらすメ リットに関する公教育を改善すべきである。

勧告 14-3. 米国環境保護庁(EPA)及び米国農務省(USDA)は、水域を汚染するおそれが ある動物排泄物の栄養素除去に関する研究及び医薬品その他の汚染物質が水質に与える影響 に関する研究を支援すべきである。EPA 及び USDA はさらに、動物排泄物より生じた栄養 素及び病原体を農地に留めておく管理のベスト・プラクティスの改良もすべきである。水質 基準を満たす必要がある場合、州は大規模畜産経営体に対する規制管理を EPA の規制に加 えて公布すべきである。

勧告 14-4. 米国環境保護庁は州及び地方政府ならびにその他の関係者と協力し、今後数十年における人口増に応じた供給能力の強化、下水溢水の是正、及び処理の厳格化を求める要望を予測して、米国の老朽化した不適切な廃水・飲料水基盤の包括的な長期保守・改修計画を策定し、定期的に見直すべきである。この計画を実施するために、連邦議会は州政府清浄水・飲料水回転基金(Clean Water and Drinking Water State Revolving Funds)を大幅に増額すべきである。

**勧告 14-5**. 米国環境保護庁は州と協力し、水質汚染管理手段として、栄養素及び堆積物に 関する取引可能なクレジットの実験を行い、当該プログラムの水質汚染削減に対する継続的 な効果を評価すべきである。

**勧告 14-6**. 米国環境保護庁は州と協力し、連邦汚染物質排出防止システム(National Pollutant Discharge Elimination System)の監視・情報管理システムの近代化を図るとともに、 同プログラムの強制力を強化して許可要件の遵守状況を改善すべきである。

**勧告 14-7**. 米国農務省(USDA)は、その保全プログラム及び資金提供とノンポイント汚 染削減を目指す他のプログラム(米国環境保護庁や米国海洋大気局のプログラムなど)との 調整を図るべきである。

特に、USDA 天然資源保全局(Natural Resources Conservation Service)は、

- ・ 農業保全プログラムの資金による他の連邦政府及び州管理プログラムの補完・促進を確保するために、州の保全担当者に連邦政府及び州の水質管理機関や州の沿岸管理機関の 代表と連携を図り、流域・沿岸管理計画作成プロセスに参加するよう求めること
- 当該分野の技術援助を拡充し、増加する農業保全プログラムの支援を強化すること

**勧告 14-8**. 国家海洋会議(NOC)は州と協力し、被害を受けた流域に特に重点を置いて、 沿岸流域のノンポイント汚染削減を国家目標として設定すべきである。NOC はその際、人 間の健康及び生態系に基づく水質基準を達成するための具体的かつ測定可能な目標を設定す べきである。NOC は、こうした目標を達成するために連邦政府のノンポイント汚染プログ ラムすべての調整が確実に図られるようにすべきである。

**勧告 14-9**. 国家海洋会議は、沿岸域再授権改正法セクション 6217 及び水質汚濁防止法セク ション 319 に基づいて設定されたノンポイント汚染防止プログラムを評価し、これらのプロ グラムの統廃合の可能性を始めとする改善案を連邦議会に提示することにより、ノンポイン ト汚染対策の強化を図るべきである。

プログラム改善案では、

- 米国全土で強制力のある管理のベスト・プラクティスその他の管理手段の適用を求め、
   併せて当該管理方法及び手段を策定・実行する州への連邦政府の支援を強化すること
- 逆効果を招く財政的阻害要因を撤廃すること
- 連邦政府及び州の水質・沿岸管理機関の間の協力及び協調を強化すること

**勧告 14-10**. 連邦議会は米国全土の沿岸資源保護を確実なものとするため、水質汚濁防止法 及びその他の適用法に基づいて、州が独自の水質基準の達成に向けて有意な進捗をみせない 場合に、強制力のあるノンポイント汚染管理手段を講じ、水質低下をもたらすプログラムに 関係する財政面での怠慢防止策を課す権限を連邦政府機関に付与すべきである。

**勧告 14-11**. 米国環境保護庁、米国海洋大気局、及びその他の関係機関は、沿岸水質を保護 する適正な土地利用の決定を下す上で必要な知識と手段を意思決定者に提供するための協力 やアウトリーチを強化すべきである。州及び地方政府は既存の法規や条例を改正し、土地利 用の計画立案及び意思決定にあたっては、雨水流去水への影響など、開発が水質に与える個 別の影響や累積的影響を入念に検討することを義務づけるべきである。

**勧告 14-12**. 米国環境保護庁(EPA)は州及び地方政府と協力し、国家汚染物質流出防止シ ステム・フェーズ1及び2(National Pollutant Discharge Elimination System Phase I and II) 雨 水流出水プログラムの実施を促進すべきである。

改善点:

- 特定の流域の管理目標達成を目的とし、EPA の承認を受けた管理のベスト・プラクティ スの利用を義務づける地方の法規及び条例
- 目標及び州の水質基準の達成状況を調べて、現行の問題点を明らかにする監視
- 活動の効果的な実施と管理のベスト・プラクティスの必要に応じた修正を確保する順応 的管理アプローチ
- 公教育の改善

• 法的要件の執行強化及び要員増強(雨水流出水管理プログラムの実施に十分な人数)

勧告 14-13. 米国環境保護庁(EPA)は州と協力し、EPA 大気・水インターフェース作業計 画(Air-Water Interface Work Plan)などの計画に基づいて、大気降下物の発生源を減らし、 大気降下物の水域への影響を緩和する国家及び地域戦略を策定及び実施すべきである。

**勧告 14-14**. 米国は他の諸国と協力し、越境大気降下物の発生源及び影響に対するより効果 的な国際的解決策を考えて実行に移すとともに、必要な研究プログラムを発足させるべきで ある。

# 第15章:全米監視ネットワークの構築

**勧告 15-1**. 米国海洋大気局、米国地質調査所、及び米国環境保護庁は、州及びその他の関 係機関と協力し、大気降下物の監視を含む既存の活動の調整及び拡大を図る全米監視ネット ワークを構築すべきである。このネットワークは、長期的な傾向及び状態を評価するための 重要な観測所及び測定(観測所または測定は、地域の特性や問題に対処するために必要に応 じて追加)に対して連邦政府が資金援助するというバックボーンを基礎とすべきである。

**勧告 15-2**. 米国海洋大気局は、全米水質監視ネットワークが沿岸地域及び同地域に影響を 与える内陸地域の両方を十分にカバーし、最終的には包括的な地球観測システムに統合され る予定の統合海洋観測システムに確実に連結されるようにすべきである。

**勧告 15-3**. 米国海洋大気局、米国地質調査所、及び米国環境保護庁は、州及びその他の関係機関と協力し、全米監視ネットワークが明確な目標をもち、主要変数と適切なサンプリングの枠組を明示し、定期的に見直しと更新を行うようにすべきである。また、地域海洋情報プログラムとも協力し、地域及び地方の情報ニーズを明らかにすべきである。

具体的には、全米監視ネットワークには以下の要素が欠かせない。

- 利用者のニーズを満たし管理の成功尺度を提供する明確に定められた目標
- 必要に応じて他の変数も測定できる地域的柔軟性を備え、すべての場所で測定すべきー 連の主要変数
- 標準的手順・技法を確立する技術的調整

# 第16章:船舶の汚染削減及び安全向上

**勧告 16-1**. 米国沿岸警備隊は、船舶の定期運行における安全・保安・環境遵守の文化を構築するための継続的な長期的取り組みの一環として、より効果的な自主的措置、特に乗組員の貢献に報奨を与える措置を講ずるよう船舶管理に従事する業界パートナーに奨励すべきである。

**勧告 16-2**. 米国沿岸警備隊は、海上保安及び環境保護法の強制的執行の重要要素として実績に基づく持続的かつ強化した検査を遂行すべきである。このような分野における米国沿岸 警備隊の活動は、船舶保安検査その他の保安要件に対する新たな要求との調整が必要である。

**勧告 16-3**. 米国は他の諸国と協力して、旗国の監視及び執行を強化するための国際海事機 関における活動を推進すべきである。

この活動には、以下の実施を含める必要がある。

- 旗国の責任と義務の概要を示す法規
- 旗国の実績を評価するための強制的な外部監査体制導入後の任意の監査体制
- 旗国のために行動する責任担当組織が既定の実績基準を確実に満たせるようにする措置
- 自己評価及び監査に参加している旗国に対する技術援助の強化(適切な場合)

**勧告 16-4.** 米国沿岸警備隊は他の諸国と協力して、国際海事機関の支援の下でポート・ス テート・コントロール・プログラムの強化及び調和を図るための恒久的な仕組みを確立すべ きである。米国沿岸警備隊は旗国を補佐するため、国際船舶情報データベースを強化する取 り組みについてもこれを支援すべきである。

**勧告 16-5**. 連邦議会は、米国全土に適用する大型客船からの排水を管理するための新たな 法体制を確立すべきである。

この体制には、以下を含める必要がある。

- 統一排水基準及び廃棄物管理手順
- 廃棄物管理プロセスを追跡調査するための完全な記録保持要件
- 統一規約に基づいた船舶運行事業者によるサンプリング、検査、監視義務
- *革新的処理技術への企業投資を奨励する柔軟性及び報奨策*

勧告 16-6. 米国環境保護庁は、水質汚濁防止法の船舶用汚物処理装置(marine sanitation device: MSD) 規則を改正し、新たな MSD は大幅に厳格化された病原体削減基準を満たすことを義務づけるべきである。米国沿岸警備隊は、MSD がこのような新基準を一定期間満たすことを保証するよう製造業者に義務づけるべきである。

**勧告 16-7**. 米国環境保護庁(EPA)は、既存の排出禁止区域において、及び新たな排出禁止区域の承認に先立って、現場検査を含む徹底したアセスメントを実施し、機能している排出設備の可用性及び利用のしやすさを検証すべきである。米国魚類野生生物管理局及び EPA は州と協力し、特に排出禁止区域における適切かつ利用しやすい業務用排出設備の可用性を 高める活動の調整を図るべきである。

勧告 16-8. 米国は、MARPOL 条約(International Convention for the Prevention of Pollution from Ships)附属書 VI を批准し、船舶エンジン技術の進歩、よりクリーンな燃料の利用、運用方法の改善を反映する、より厳格な排気基準の国際海事機関(International Maritime Organization: IMO)による採択に向けて力を尽くすべきである。米国環境保護庁はその他の関係機関と協力し、附属書 VI の基準及び指針に基づいて、大気の質が損なわれている米国の特定の海洋・沿岸地域を評価し、イオウ酸化物排出抑制地域(Sulfur Oxide Emission Control Area)に該当する地域として IMO の指定を求めるべきである。

**勧告 16-9**. 米国環境保護庁はその他の関係機関と協力し、測定可能な船舶排出ガス自主削減につながる可能性のある奨励策について調査し、これを実施すべきである。

**勧告 16-10**. 米国運輸省、米国沿岸警備隊、米国環境保護庁、及び鉱物管理局は、州と協議 の上、すべての石油輸送システムについて最もリスクの高い地域を特定して優先順位をつけ るリスクに基づいた分析を実施すべきである。この分析に基づいて、当該諸機関は、全体と しての流出リスク及び重大な流出の脅威を削減するための包括的な長期行動計画を策定すべ きである。

**勧告 16-11**. 米国沿岸警備隊は石油流出対応・海難救助関係グループと協力し、米国の避難 場所に関する包括的な政策指針及び緊急時対応計画を策定すべきである。同計画では、意思 決定の権限と責任を明示し、避難場所を求めている船舶の組織的かつ迅速なアセスメント及 び対応について規定すべきである。

**勧告 16-12**. 国家海洋会議は、アウトリーチ及び教育、2 サイクル・エンジンの早期交換奨 励策の策定、連邦、州、地方レベルでの革新的なパイロット・プログラムに対する支援など を併用する、小型船舶の大気・石油汚染物質排出を削減するための連邦政府機関の取り組み を調整すべきである。

**勧告 16-13**. 米国環境保護庁、米国海洋大気局、米国沿岸警備隊、及びその他の関係機関 は、あらゆる種類の船舶汚染の結果及び影響に関する積極的な調整の取れた研究プログラム を支援すべきである。研究成果は必要に応じて、管理上の優先事項決定の指針、新たな管理 技術の開発、管理のベスト・プラクティスの決定、及びより効果的な規制体制の構築に活用 すべきである。 **勧告 16-14**. 海事認識イニシアティブの策定及び実施にあたっては、米国沿岸警備隊は国家 海洋会議と協力し、これらのイニシアティブが本来の目的とは別に、海洋・沿岸管理のニー ズに対する効果的な支援を与えるようにすべきである。

# 第17章:侵入種蔓延の予防

**勧告 17-1**. 米国沿岸警備隊の全米バラスト水管理プログラムには、さまざまな重要要素を 盛り込むべきである。たとえば、統一的かつ義務的な国家基準、健全な科学に基づく生物学 的に有意義で強制力のあるバラスト水処理基準の策定、新技術採用のための基準改正プロセ ス、プログラム開発時及び開発後の米国環境保護庁との十分な協議、バラスト水未積載を表 明している船舶に対する政策の国家海洋会議を介した省庁間の見直しなどである。

**勧告 17-2**. 国家海洋会議は、現行の米国バラスト水管理研究・実証プログラムに対する信 頼性の高い独立した科学的レビューを委託し、改善案を勧告すべきである。

このレビューでは、以下の課題について考察すべきである。

- 連邦政府資金による研究・実証プログラムは、どうすれば最もよく技術開発を促進し、 船上船舶検査を支援し、研究技術を商用化することができるか
- 業界にとっての最善の役割とは何か。また、業界は実験的バラスト水管理技術の船上試験にどう関与することができるのか
- 技術開発、実証プロジェクトの選定、実験的処理システムの試験の科学的監視には、どのようなピア・レビュー・プロセスが必要か
- 効果的なバラスト水研究・実証プログラムの適切な資金援助水準はどれくらいか

**勧告 17-3**. 農務省、商務省、内務省、及び国土安全保障省は、既存の法的権限をより積極 的に活用し、既知の侵入種またはそのおそれがある侵入種の輸入を禁止すべきである。国家 海洋会議は、より効果的な予防活動につながる可能性がある法的権限の改正案を提示すべき である。

**勧告 17-4**. 国家海洋会議は、水棲有害生物種タスク・フォース(Aquatic Nuisance Species Task Force)及び全米侵入種審議会(National Invasive Species Council)と協力し、予防の重要性についての一般認識を高めることを目的に、水棲侵入種に関する一般市民への教育及びアウトリーチ活動の調整を図るべきである。

教育及びアウトリーチ活動は、いくつかの方面でこれを行うべきである。

 米国侵入種管理計画による勧告や外来種取扱業界が発足させたプログラムなど、地方、 地域、全米のアウトリーチ及び教育活動を結びつける

- 一般市民、輸入業者・販売業者、ペット・ショップ、レストラン事業者、運転手、及び その他に対し、侵入種が招く危険と外来種の安全な輸送・所有・廃棄方法について周知 する
- *養殖、園芸、ペット、水族館産業に対し、外来種放出の潜在的危険について顧客に明確* に通告することを義務づける

**勧告 17-5**. 全米侵入種審議会及び水棲有害生物種タスク・フォースは、その他の関係機関 と協力し、侵入種の早期発見のための国家計画を策定し、広く周知される即時通告及び迅速 対応システムを確立すべきである。

この国家計画では、

- 考えられる侵入経路など、潜在的侵入種に関するリスク・アセスメントを提供すること
- ・ 学術機関、米国地質調査所、米国海洋大気局、米国環境保護庁によるこの分野の最近の 進歩に基づいて、早期発見のための包括的な国家生物学的調査・監視プログラムを実施 すること
- 迅速な対応に必要な基準点を設定し、環境上適正な迅速対応・撲滅・規制策を策定する
   こと
- 調査・撲滅プログラムを実施するための資源を指定すること
- 対応策への資金提供及び対応策の実施のために官民の協力関係を構築すること

**勧告 17-6**. 国家海洋会議(NOC)は、現行の乱立する海洋環境水棲侵入種管理プログラムの見直しと合理化を行い、連邦政府、地域、州の活動を調整すべきである。統廃合された計画は、最低限の費用で侵入の可能性を最小限に抑える、故意及び過失による種の持ち込みに関するリスク・アセスメント及び管理アプローチを策定するために、これを実施すべきである。

具体的には、NOC は、

- 既存プログラム及び法的権限の有効性を見直し、責任・執行権限系統(故意の外来種持 ち込みに対する責任など)を明確にすること
- 実効性を評価するための長期的な目標及び基準を設定すること
- 地域及び州のプログラムに対する支援を始めとする、侵入種持ち込み防止に必要な資金
   を試算すること
- ・ 沿岸及び海洋水域における侵入種の侵入防止、監視、阻止について、いずれは単一機関
   が担当すべきかどうか判断すること

**勧告 17-7**. 米国は、外来水棲種の持ち込み及び定着を最小限に抑えるための条約、協定、 政策の策定に国際的に取り組むことにより、外来水棲種の蔓延を抑制するための国際的な活 動で主導的な役割を果たすべきである。 **勧告 17-8**. 国家海洋会議は、水棲種の侵入を理解し、予防するための省庁間の研究・監視 計画の策定及び実施の調整を図るべきである。研究・監視結果は、管理上の決定を改善し、 将来の経済的損失を回避するために活用すべきである。

新たな研究・監視活動は、以下に重点を置く必要がある。

- 基礎となる分類学情報の収集及び分類技術の強化、生態系定量評価の実施、侵入病原体
   及び媒介生物の特定、生態系機能の侵入種による破壊方法の明確化
- 人間の行動、意思決定、及び経済性など、種の持ち込みの背景にある人的側面についての理解
- 侵入を最小限に抑えるための新たな選択肢(革新的技術など)及び研究・監視結果に基づく意思決定者のための政策選択肢の策定

## 第18章:海洋廃棄物の削減

**勧告 18-1**. 米国海洋大気局(NOAA)は、この分野における米国環境保護庁(EPA)の海 洋廃棄物管理プログラムを拡充・補完する海洋廃棄物管理プログラムを設定すべきである。 NOAA のプログラムは、EPA の活動ならびに民間の市民、州、地方、非政府機関が実施し ている重要な活動と緊密に連携を図るべきである。

**勧告 18-2**. 米国海洋大気局及び米国環境保護庁は、既存の法律の執行、一般市民へのアウトリーチ及び教育、地方政府、地域社会グループ、及び産業界との協力関係、監視及び特定、ならびに研究など、幅広い海洋廃棄物管理活動の連携を図り、これを実施すべきである。

**勧告 18-3**. 国家海洋会議(NOC)は、米国海洋大気局と米国環境保護庁が共同議長を務め る海洋廃棄物省庁間委員会を再設置し、これを NOC 海洋資源管理委員会の監督下に置くべ きである。

**勧告 18-4**. 米国国務省及び米国海洋大気局は、国連食糧農業機関及びその他の適切な機関 と協力して、世界中の廃棄漁具に対処するための綿密な行動計画を作成し、大きな地域別に 多国間ベースで実施すべきである。

**勧告 18-5**. 米国海洋大気局は、官民すべての関係当事者と協力し、廃棄漁具の予防、除去 及び安全な処分を促す奨励策またはその他の効果的なプログラムを実施すべきである。

勧告 18-6. 米国国務省は、特に MARPOL 条約附属書 V の特別海域(Special Areas) において、船舶からのゴミ廃棄に利用できる適切な港湾受入施設を整備するための国際的な働きかけをさらに強めるべきである。

# 第19章:持続可能な漁業の実現

勧告 19-1. 連邦議会は、マグナソン・スティーブンズ漁業保全管理法(Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act: MSFCMA)及び関連法を改正し、地域漁業管理委員会(RFMC)及び州間漁業委員会がそれぞれの科学統計委員会(Scientific and Statistical Committees: SSC)を利用し、SSCの調査結果と助言を意思決定プロセスに取り入れることを義務づけるべきである。こうしたより強力な役割を果たすために、SSCの委員は、科学及び利害対立に関するより厳格な要件を満たした上で報酬を受けるべきである。

SSC の強化を実現するために、改正 MSFCMA では以下を義務づける必要がある。

- 各RFMCは、SSC委員の候補者を指名すること。高度な専門資格と経験がある科学者を 候補者とし、連邦、州、及び部族政府または学術機関から選定すること。専門的に資格 のある民間の科学者も利害対立要件を満たしていれば、候補者に指名することができる が、SSCは代表制組織としてこれを構成ないこと
- 国家海洋大気局 (NOAA) は、信頼性の高い科学団体の設計による独立審査プロセスを 経て、SSC 委員候補者の資格と利害対立の可能性を評価すること。最終的に、SSC によ る任命はNOAA 長官がこれを承認すること
- SSC 委員は所定の期間を任期とし、時の経過とともに委員の入れ替えが行われるように すること
- RFMC 委員と同じく、SSC(またはその母体)の参加者には、RFMC の活動に費やした 時間に対して報酬を支払うこと

**勧告 19-2**. 科学統計委員会(SSC)には、漁業管理に関する決定を下すために必要な科学 情報を地域漁業管理委員会に提供することを義務づけるべきである。かかる情報としては、 資源の現状及び健全性に関する報告、管理策の社会経済的影響、漁業慣行の持続可能性、生 息地の現状などが挙げられる。特に科学統計委員会は、入手可能な最善の科学情報に基づい て許容可能な生物学的漁獲高を設定すべきである。

**勧告 19-3**. 各地域海洋漁業管理委員会(RFMC)は、科学統計委員会が設定する生物学的 許容漁獲量以下に漁獲量を設定すべきである。RFMC は、この措置に直ちに従うべきであ る。この措置は、連邦議会が改正マグナソン・スティーブンズ漁業保存管理法にこれを成文 化すべきである。

**勧告 19-4**. 米国海洋漁業局は、地域漁業管理委員会及び州間漁業委員会と協力し、全地域の科学統計委員会が利用する科学情報の独立審査プロセスを策定すべきである。

このプロセスには、次の3つの手続きが含まれる。

 適正なデータ及びモデルが使用されていることを証明するために地域の科学者によって 行われる標準年次審査

- モデル及びアセスメント手順を評価するための拡大審査。この審査の独立性を確保する ために、審査員については、その大半を当該地域外から招き、独立専門家センター (Center for Independent Experts) などのグループがこれを選定すべきである。最新の方 法やアプローチが確実に使われるようにするために、この種の審査は3 年から5 年周期 で、または必要に応じて実施すべきである
- 結果が特に問題になっている場合や、通常の審査プロセスでは遅すぎる場合に行われる
   迅速審査。このような場合は、審査員全員について、独立専門家センターなどのグループがこれを選定すべきである

**勧告 19-5**. 各地域漁業管理委員会は、科学統計委員会(SSC)が生物学的許容漁獲量を設定する期限を設けるべきである。科学統計委員会が期限を守らない場合、米国海洋漁業局地域科学センター長が、当該漁業の生物学的許容漁獲量を設定すべきである。

**勧告 19-6**. 科学統計委員会または米国海洋漁業局(NMFS)地域科学センター長のいずれ によるものであれ、生物学的許容漁獲量が設定されたら、地域海洋漁業管理委員会は米国海 洋漁業局の十分な審査及び承認を受けられるように余裕をもって漁業管理計画を提案すべき である。この計画が迅速に提示されない場合は、NMFS は管理計画の妥当性を審査すること ができるまで、当該資源の漁業すべてを一時停止すべきである。

**勧告 19-7**. 地域漁業管理委員会及びそれぞれの科学統計委員会は、管理情報ニーズの年間 優先リストを作成し、米国海洋漁業局に提供すべきである。米国海洋漁業局は、研究・分 析・データ収集プログラムを設計する際に、このニーズを最大限取り入れるべきである。

**勧告 19-8**. 米国海洋漁業局(NMFS)は、州及び州間漁業委員会と協力して、遊漁業に関 するシーズン中のデータ収集力を高めるために、海釣りを行う人全員にライセンスの取得を 義務づけるべきである。NMFS は、既存の海釣りライセンシング・プログラムをレビュー し、データ収集に最も効果的なアプローチを見極めるべきである。このレビューに基づい て、既存プログラムを必要に応じて修正し、可能な限り活用し、新規のプログラムは必要不 可欠な場合に限ってこれを設置すべきである。優先すべきは、遊漁業の漁獲高が獲高全体の 大半を占めている漁業や恒常的に割当漁獲高を超えている漁業である。

**勧告 19-9**. 米国海洋大気局 (NOAA) は、拡大地域共同研究プログラムを設立すべきであ る。このプログラムは、科学者及び商業漁業、部族漁業ならびに遊漁業従事者の共同プロ ジェクトの調整を図り、資金を提供するものである。NOAA は、すべての共同研究案に対す る外部評価及びランク付けのプロセスを定めて、最も有意義なプロジェクトに対して資金が 提供され、最も有能な実施者が当該研究を実施し、管理者にとって科学的に信頼でき有用な 情報が作り出されるようにすべきである。 勧告 19-10. 連邦議会は、大西洋岸漁業共同管理法(Atlantic Coastal Fisheries Cooperative Management Act)と同様な法的権限を新たに設定して、湾岸及び太平洋岸諸州漁業管理委員 会(Gulf States and Pacific States Fisheries Management Commissions)を支援し、その権限を強 化すべきである。すべての州間管理計画は、マグナソン・スティーブンズ漁業保存管理法の 国家基準及びこの基準を実施する連邦政府ガイドラインを遵守すべきである。各州は、ガイ ドラインの策定に参加して、ガイドラインが州間計画にとって適切であることを確認すべき である。

**勧告 19-11**. 魚類資源が行政上の境界にまたがる場合、米国海洋大気局(NOAA)は、1 つの州、地域漁業管理委員会(RFMC)、海洋漁業州間委員会、または NOAA 自らを主管当局に指定すべきである。

一般に、

- 主として州の水域で起こる複数管轄域漁業の場合は、州(1 つの州が関与している場合)、または関係する州間漁業委員会が州及び連邦水域の両方においてこれを主管当局とする。
- 2 つ以上の RFMC が関与する漁業の場合は、NOAA が主管当局を指名する。
- 州及び連邦水域の両方で相当な活動を行っている漁業の場合は、関係当局が主管を決めるが、合理的な期間内(6 カ月以内)に合意に達することができない場合は、NOAA が 主管当局を指名する。
- 回遊性の高い魚種の管轄は、現状維持とする。
- 管轄を巡るその他の紛争については、NOAA がその解決にあたる。

**勧告 19-12**. 連邦議会はマグナソン・スティーブンズ漁業保存管理法を改正し、地域漁業管 理委員会委員の欠員発生に際しては、その都度、幅広い候補者名簿を提出するよう知事に義 務づけるべきである。候補者名簿には、商業漁業、遊漁業、一般市民の部門ごとに、それぞ れを代表する各2名以上の候補者を記載すること。

**勧告 19-13**. 連邦議会は、見識があり、公正で、さまざまな利益を反映する地域漁業管理委員会(RMFC)の編成を目指して、RFMC 委員の指名責任を米国海洋大気局長官に与えるべきである。

**勧告 19-14**. 連邦議会はマグナソン・スティーブンズ漁業保存管理法を改正し、新任の地域 漁業管理委員会(RMFC)委員全員に就任後 6 カ月以内の訓練コース修了を義務づけるべき である。米国海洋漁業局は、この訓練コースを開発し実施するために外部組織と契約すべき である。6 カ月経過後も訓練コース未修了の委員は、米国海洋漁業局の会議に引き続き出席 すべきだが、投票することは認められない。 訓練コースは、

- 定員に余裕がある限り、現職 RFMC 委員及び当該プロセスのその他の参加者も受講で きるようにすること
- 漁業科学及び基礎的魚類資源評価法、社会科学及び漁業経済学、部族の条約上の権利、 マグナソン・スティーブンズ法、国家環境政策法 (National Environmental Policy Act)・ 行政手続法 (Administrative Procedure Act)・その他の関連する法律または規則の法的要 件、RFMC 委員の利害対立政策、漁業管理計画の作成に関する公的プロセスなど、多様 なテーマを取り上げること

勧告 19-15. 連邦議会は、マグナソン・スティーブンズ漁業保存管理法を改正し、漁業管理 者には専用入漁権を設定する権限が与えられていることを確認すべきである。連邦議会は、 米国海洋漁業局(National Marine Fisheries Service)に対して、専用入漁権に関する国のガイ ドライン(履行上の地域的柔軟性を認めるもの)を公布するよう命ずるべきである。すべて の連邦政府、州間、及び州の漁業管理機関は、当該プログラムを導入する利点を考慮すべき である。

国のガイドラインは、専用入漁プログラムについて少なくとも以下を義務づけるべきであ る。

- 計画の生物学的・社会的・経済学的目標、当初漁獲割当の受益者グループ、データ収集
   規約を明示すること
- 目標達成の進捗状況を確認するために計画の定期的なレビューを規定すること
- 公有の生物海洋資源を巡る混乱を避けるため、漁獲割当は期間を限定し、順応的な漁業 管理を行うための管理者の柔軟性を認め、漁業従事者に投資決定を下すための安定性を 与えること
- 保有する漁獲割当の比率に基づいて専用入漁料を課すこと。このような使用料は、生態 系管理の支援に充当すべきである。漁場の回復が宣言されるまで、あるいは漁業従事者 の利益が増加するまでの使用料の免除、減額、及び段階的実施スケジュールについて は、これを認めるべきである
- 共同体ごとの漁獲割当や漁獲割当の上限など、専用入漁権の導入移行期に漁業共同体が 受ける可能性のある被害を緩和するための措置を示すこと
- 適切な公開討論会や影響を受けるすべての利害関係者との入念な協議を必ず行ってから 導入すること。専用入漁計画に対する共同体の承諾を確認してから最終的な地域漁業管 理委員会の承認を受けること

**勧告 19-16**. 連邦議会は、漁業融資プログラム(Fisheries Finance Program)(旧「漁船債務 保証プログラム(Fishing Vessel Obligation Guarantee Program)」)及び資本構築基金(Capital Construction Fund)の漁業に適用されるセクションなど、漁船の過剰資本を促すプログラム を全面的に撤廃すべきである。米国海洋大気局(NOAA)は、漁獲高を持続可能な水準にまで恒久的に削減する適切な措置を講ずるべきである。

以下の措置は、漁業の過剰資本削減に役立つだろう。

- 可能な限り、漁獲高削減プログラムは、それによって利益を受ける人(漁業を続ける漁 業従事者)が資金提供すべきである。
- 漁獲高削減プログラムに対する連邦政府の財政支援は、当該漁業への参入が禁止されている場合にのみ提供されるべきである。漁獲高削減のための公的資金は、参加者に専用入漁権を付与している漁業を最優先にこれを与えるべきである。
- NOAA は、漁獲高削減プログラムを監視し、プログラムの目標達成度を確認し、米国の 漁業から除外された船舶が絶対に他の諸国の過剰資本の原因にならないようにする。
- 漁業従事者は、既存の資本構築基金の口座を個人退職口座、または過剰資本を促進する ことのないその他の適切な金融商品に移管してもよい。

**勧告 19-17**. 米国海洋漁業局は、州機関との共同漁業執行プログラムを実施するための共同 執行協定(Joint Enforcement Agreement)をさらに活用すべきである。かかる協定には、米国 沿岸警備隊も重要な参加者として加わるべきである。

**勧告 19-18**. 米国海洋漁業局及び米国沿岸警備隊は、全国レベルでは合同訓練の大幅増を含む統一漁業実施戦略計画を策定し、地域レベルではより強力でより一貫性のある情報共有及び実施調整プロセスを策定して、共同実施活動の強化を図るべきである。

勧告 19-19. 米国海洋漁業局 (NMFS) は、地域漁業管理委員会 (RFMC)、米国沿岸警備 隊、及びその他の関係機関と協力し、船舶監視システム (Vessel Monitoring System: VMS) を漁業関連活動のために最大限活用すべきである。違反の監視・対応担当者に役立つ双方向 の通信機能やその他の機能を備えた VMS については、連邦政府漁業計画の下で許可を得て いるすべての商業漁船 (乗合及び貸切遊漁船も含める) にその段階的導入を義務づけるべき である。NMFS 及び RFMC はさらに、VMS の導入で多大な利益が望める州の漁業の特定も 行うべきである。

**勧告 19-20**. 米国沿岸警備隊は、船舶監視システム(VMS)データベースをより大規模な 海事業務データベースに統合する際の主管組織を務めるべきである。また、米国海洋漁業局 と協力して、監視及び執行のために VMS データを効果的に活用すべきである。

**勧告 19-21**. 米国海洋漁業局は、重要生息環境の指定を魚種別アプローチから多魚種アプ ローチに変更し、最終的には生態系に基づくアプローチに変更すべきである。このアプロー チでは既存の取り組みを利用して、脆弱な生活史段階にある商業的に、かつレクリエーショ ンの面からも重要な魚種の保護するために重要な生息環境と最適規模の保護区を特定すべき である。重要魚種生息環境が米国海洋漁業局の管轄外の場合、同局は他の管理機関と協力して当該地区を保護すべきである。

この取り組みには、以下を含める必要がある。

- 多くの証拠に裏づけされた、科学に基づく分析方法
- 商業的には必ずしも重要でないが、生態学的に貴重な生物種に対する考慮
- 既存分析方法を改良し、新たな手段を開発して、持続可能性及び生物多様性に極めて重要な生息環境を特定するための広範な研究開発プログラム

**勧告 19-22**. 米国海洋漁業局(NMFS)及び地域漁業管理委員会、州、及び州間漁業委員会 は、管轄地域の混獲が生態系に与える広範な影響に対処する地域混獲削減計画を策定すべき である。この計画を実施するため、NMFS は商業的に重要な魚種だけでなく、商業漁業及び 遊漁業で捕獲するすべての魚種に関する混獲データ収集活動を拡大しなければならない。観 測者を精選して活用することが、この活動の重要な構成要素として維持されるべきである。

**勧告 19-23**. 米国海洋漁業局(NMFS)は、漁業が生態系に与える影響の緩和に役立つ保全 工学分野のプログラムを拡充すべきである。このプログラムは、絶滅危惧種と関係する漁業 の混獲を削減する方法を見つけることを最優先にすべきである。漁具漁業慣行が有効である ことがわかっているので、NMFS は米国の漁業へのその迅速な導入を促進し、米国国務省と 協力してその国際的な導入を促進すべきである。

勧告 19-24. 米国国務省はその他の関係機関と協力して、魚類資源協定(Fish Stocks Agreement)及び国連食糧農業機関の遵守協定(Compliance Agreement)を批准するようすべての諸国に促すべきである。特に米国は、他国が上記協定を批准した場合、その国が米国の排他的経済水域内で漁業資源を捕獲できることを条件として設けるべきである。米国及びその他の署名国は、すべての国に上記協定の批准及び施行を促すさらなる奨励策を策定すべきである。

**勧告 19-25**. 米国国務省は、米国海洋大気局と協力して、米国が当事国である地域及び二国 間漁業協定の見直しと更新を行い、最新の科学を全面的に取り入れ、当該協定と魚類資源協 定との調和を図るべきである。米国は、既存の国際漁業管理義務(米国の責務に対する全額 割当など)を履行すべきである。

勧告 19-26. 米国海洋大気局は、米国魚類野生生物局及び米国国務省と協力して、国連食糧 農業機関が採択した国際行動計画及び 1995 年責任ある漁業のための行動規範を実行に移 し、これに整合する米国の国家行動計画を設計すべきである。国家行動計画では、絶滅危惧 種及び海洋哺乳類の混獲削減の重要性を強調すべきである。 勧告 19-27. 国家海洋会議(NOC)は、国連食糧農業機関の責任ある漁業のための行動規範(Code of Conduct for Responsible Fisheries)及びその他の行動計画(Plans of Actions)の効果的な国際的実施に関する協議を開始すべきである。

特にNOCの国際委員会は、他の諸国に以下を奨励する方法を提案すべきである。

- 適切な地域漁業管理組織への参加
- *拘束力のある地域協定の実施及び執行*
- 魚類資源の持続可能な管理や漁業が生息環境及び保護生物種に与える影響の緩和に必要 なデータの収集及び報告
- 外国船による違法、無報告、無規制漁業の防止及び撲滅
- 特に公海上の漁船団の漁獲量削減
- 目標にしていない生物種、特にウミガメや海洋哺乳類などの危険にさらされている個体
   群の混獲削減(船上観測者プログラムなどの革新的な漁具及び管理方法による)

### 第 20 章:海洋哺乳類及び海洋絶滅危惧種の保護

勧告 20-1. 連邦議会は、海洋哺乳類保護法(Marine Mammal Protection Act)を改正し、海 洋哺乳類委員会(Marine Mammal Commission)が独立を保ちながら、国家海洋会議(NOC) を通してすべての関係連邦政府機関と調整をとることを義務づけるべきである。NOC は、 個体群が危険にさらされている他の海洋動物(ウミガメなど)について、同様の監視機関を 設ける必要性の有無を判断すべきである。

**勧告 20-2**. 連邦議会は海洋哺乳類保護法を改正し、すべての海洋哺乳類の保護を米国海洋 大気局の管轄下に置くべきである。

**勧告 20-3**. 米国海洋漁業局及び米国魚類野生生物局は、国家海洋会議の指針に基づいて、 特に溯河性魚種及びウミガメに関する絶滅危惧種法の施行、ならびに陸地の活動が海洋生物 に重大な影響を与える場合の絶滅危惧種法(Endangered Species Act: ESA)の施行について、 連携を大幅に強化すべきである。

**勧告 20-4**. 米国魚類野生生物局及び米国海洋大気局は、研究、管理、監視、及び公的情報の強化など、絶滅危惧種法(ESA) セクション 6 に基づく州との協力合意の拡大を図るべきである。

**勧告 20-5**. 連邦議会は海洋哺乳類保護法を改正し、許可が不要の活動、許可が必要な活動、禁止されている活動に関するより明確な分類を米国海洋大気局に義務づけるべきである。

**勧告 20-6**. 連邦議会は、海洋哺乳類の生存及び生殖にとって重要な行動を故意に妨げる活動のみを対象とするように迷惑行為の定義を改めるため、海洋哺乳類保護法を改正すべきである。

**勧告 20-7**. 米国海洋大気局(NOAA)は、海洋哺乳類に影響を与える活動については、可能な限り計画に基づいた許可を与えるべきである。計画に基づいた範疇に当てはまらない活動、あるいは状況から見て海洋哺乳類に危害を与える可能性が高い場合については、資源をより重要視したケース・バイ・ケースの許可を与えるべきである。国家海洋会議(NOC)は、省庁間チームを編成して、計画に基づいた許可に該当する活動、該当しない活動、さらなる科学情報の提供を待つのが適切と思われる活動について勧告すべきである。

これを遂行するため、

- 省庁間チームには、NOC の海洋資源管理委員会の監督のもとに、NOAA、米国科学財
   団、米国陸軍工兵隊、鉱物管理局、米国海軍の代表者を参加させ、海洋哺乳類委員会の
   助言を受けること
- *計画に基づいた許可は定期的にこれを見直し、許可要件に利用可能な最善の科学を盛り 込むことができるよう有効期限は限定すること*
- 執行のための取り組みを強化し、罰則の妥当性を再検討すること

**勧告 20-8**. 米国海洋大気局及び米国内務省は、国家海洋会議の調整のもとに、プログラムの拡大を図り、人間の活動が海洋哺乳類及び絶滅危惧種に与える影響を調査し、これを緩和 すべきである。

このプログラムは、次の2 つの分野に重点を置くべきである。

- 海洋哺乳類、ウミガメ、その他の海洋絶滅危惧種または脆弱な生物種の基礎生物学、生 理学、生活史、個体群動態について理解を深め、病気、汚染物質、有害薬ブルーム、人 間の活動、及びその他の有害因子がこれらの動物にどのように影響を与えるおそれがあ るのかの理解を深めるための研究・監視・アセスメント。このプログラムの重要な目標 は、海洋哺乳類及びウミガメの海岸への打ち上げや異常死などの事態に即応できる能力 の強化になるだろう
- 海洋哺乳類、ウミガメ、及びその他の絶滅危惧種に及ぼす人間の影響を排除または緩和 するための技術工学プログラム

**勧告 20-9**. 米国科学財団、米国海洋大気局、米国地質調査所、及び鉱物管理局は、海洋音 響及び騒音が海洋哺乳類に与える影響の研究を強化すべきである。このような支援元の追加 は、この分野における米国海軍の研究への依存度を引き下げために重要である。当該研究プ ログラムは補完し合い、十分な連携を図り、科学、商業、軍事活動によって生ずる騒音に関 係するさまざまな問題点について調査すべきである。 **勧告 20-10**. 米国国務省は米国海洋大気局及び米国内務省と協力し、外国の水域及び公海で 危険にさらされている海洋生物に対する人間の活動の影響を緩和するための活動を引き続き 積極的に推進すべきである。

# 第21章:サンゴ礁その他のサンゴ群集

**勧告 21-1**. 連邦議会は、サンゴ生態系の研究、保護、管理、回復を強化するサンゴ保護管理法 (Coral Protection and Management Act) を制定すべきである。

この法律には、以下の要素を含めるべきである。

- 主として米国海洋大気局及び米国サンゴ礁タスク・フォース (U.S. Coral Reef Task Force) による、重要情報の格差を埋めるための地図作製・監視・アセスメント・研究 プログラム
- 海洋保護区の適用など、脆弱なサンゴ礁の保護強化
- サンゴ被害に関する責任条項。これは国家海洋保全区域法(National Marine Sanctuaries Act)の条項に似ているが、最大限の短期的かつ長期的利益をサンゴ礁にもたらす形で 資金を利用できる、より柔軟性に富んだ条項である。
- 州レベルのサンゴ礁管理に対する支援
- 一般市民に対するサンゴ保全教育と人的影響の緩和を目的とするアウトリーチ活動
- 特に科学及び管理の専門知識共有による、二国間、地域、及び国際サンゴ礁管理プログ ラムへの米国の関与に対する支援

**勧告 21-2**. 連邦議会は、新たなサンゴ礁保護管理法の一部として、米国サンゴ礁タスク・フォースの成文化及び強化を行い、これを国家海洋会議(NOC)の管轄下に置くべきである。

サンゴ礁タスク・フォースの強化は、次のように行うべきである。

- NOC 海洋資源管理委員会の直属とすること
- 拡大して米国エネルギー省もメンバーに加え、米国国防総省内の米国陸軍工兵隊による 参加について明記すること
- 州及び属領と連携し、ノンポイント汚染、漁業、その他の活動がサンゴ礁資源に与える 影響に対処するため、地域の生態系に基づく計画の策定及び実施の調整を図ること

**勧告 21-3**. 米国海洋大気局(NOAA)は、深海サンゴ群集管理の主管政府機関を務めるべきである。NOAAは主管政府機関として、州、学術機関、及びその他と協力し、深海サンゴに関する国家機能の強化を図るべきである(深海サンゴの分布・数度の拡大調査及びその存亡にかかわる重大な脅威に関する研究など)。NOAA は適切なレビューを行った上で、深海

サンゴを監視するためのサンゴ礁タスク・フォースの憲章及びメンバーの拡大及び類似の深 海サンゴ・タスク・フォースの編成について、国家海洋会議に勧告すべきである。

**勧告 21-4**. 米国海洋大気局は、サンゴ礁資源の採捕が持続可能な方法で行われるようにす るための国家基準を策定するとともに、国際基準の導入を推進すべきである。米国国務省 は、このような基準が国際的に遵守されるよう奨励する施策を実施すべきである。

**勧告 21-5**. 米国サンゴ礁タスク・フォースは地域海洋情報プログラムと連携し、サンゴ礁 生態系の保護に役立つ、地域生態系に基づく研究計画を作成すべきである。このような計画 は、これを政府機関の研究資金援助の指針とし、全米監視ネットワーク及び統合海洋観測シ ステムの設計及び実施に取り入れるべきである。

### 第22章:持続可能な養殖の方針設定

勧告 22-1. 連邦議会は、米国養殖法(National Aquaculture Act)を改正して、米国海洋大気 局(NOAA)を海洋養殖の主管連邦政府機関に指定し、持続可能な海洋養殖局(Office of Sustainable Marine Aquaculture)を NOAA に設置し、商務省長官と農務省長官を海洋養殖共 同小委員会の恒久的な共同委員長に任命すべきである。NOAA はこの権限に基づいて、環境 的かつ経済的に持続可能な海洋養殖に関する国家政策を策定及び実施すべきである。

**勧告 22-2**. 米国海洋大気局に新設される持続可能な海洋養殖局は、海洋養殖に関する包括 的かつ環境上適正な許可・リース・規制プログラム作成の責任を担うべきである。

許可及びリース・システムならびに施行規則は、

- 国家及び地域目標に即した経済的及び環境的目標のバランスがとれていること
- 州レベルで策定されたガイドラインや規則と調和していること
- 一般市民が所有する海洋資源を活用する海洋養殖プロジェクトから創出される資源地代のかなりの部分の査定・徴収システムを含めること
- 海洋養殖事業案に対する複数機関統一許可申請の作成を含めること
- 公告及び州や地方の意見及びパブリック・コメントを求める機会を取り入れた許可審査 プロセスを含めること
- 後に実績問題が生じても是正することができ、放棄された施設は納税者が追加費用を負 担することなくこれを安全に撤去することができるようにするため、申請者には保証金 その他の経済的保証を義務づけること
- 管理のベスト・プラクティスの開発、普及、導入を要求し、研究及び技術の進歩を取り 入れるために定期的に更新すること
- 連邦水域の他の活動と十分に調整を図ること

**勧告 22-3**. 米国海洋大気局に新設される持続可能な海洋養殖局は、社会経済的要素を含 む、海洋養殖の研究・開発・訓練、拡張、技術移転の拡充を図るべきである。持続可能な海 洋養殖局は、国家シー・グラント・カレッジ・プログラム、州、部族、学術機関、産業界、 及びその他の関係者と緊密に協力し、研究及び技術の優先課題を設定すべきである。

**勧告 22-4**. 米国は、国連食糧農業機関と協力して、責任ある漁業のための行動規範の養殖 規定の世界的な遵守を奨励・推進すべきである。

# 第23章:海洋と人間の健康との関係性

勧告 23-1. 米国海洋大気局、米国科学財団、国立環境衛生科学研究所(National Institute of Environmental Health Sciences: NIEHS)、及びその他の関係機関は、海洋生物種の進化、生態学、化学、分子生物学の学際的研究を奨励し、潜在的な海洋バイオ製品を発見し、実用的な化合物を開発するための研究開発活動の拡大を支援すべきである。

このような活動には、以下を含めるべきである。

- 新たな海洋微生物の発見、海洋環境の標本抽出が進んでいない地域の探査、及び過酷な 環境に生息する生物種の研究を特に重視
- 商業的に利用可能な海洋バイオ製品の創出を加速するための海洋バイオテクノロジーの
   研究開発への民間部門の投資及び協力関係の奨励

**勧告 23-2**. 米国海洋大気局、米国科学財団、国立環境衛生科学研究所、及びその他の関係 機関は、海洋微生物学及びウイルス学の研究活動の拡大を支援すべきである。

このような活動には、以下を含めるべきである。

- 新たな海洋細菌、藻類、及びウイルスの発見、文書化、概要説明、ならび人間の健康及び海洋生物に対する潜在的な悪影響の特定
- 海洋汚染、有害藻類ブルーム、生態系の荒廃及び変異、新しい海洋生物病、及び病気発 生時の気候変動の複雑な相関関係・経路・因果関係の解明

**勧告 23-3**. 米国海洋大気局、米国科学財団、国立環境衛生科学研究所、及びその他の関係 機関は、海洋及び沿岸の水域ならびに有機体内の病原体と有毒化学物質のより効果的な監 視・特定方法の開発及び実施を支援すべきである。

このような活動には、以下を含めるべきである。

- 州及び連邦政府検査官が使用する海産物に含まれる病原体、汚染物質、有毒物質の正確 かつ費用効果の高い検出方法の開発
- 汚染物質、生態系の健全性、人間の健康への影響の現地における、及び宇宙からの監視・評価方法の開発

- 海洋環境における人間の健康及び環境上の健全性を測定するための新たな手段の開発
- 海洋環境における汚染物質、有害藻類ブルーム、感染病の可能性を予測・緩和するためのモデルの構築と戦略の策定

**勧告 23-4**. 連邦議会は、海洋、生態系の健全性、及び人間の健康の間の関係性の調査にか かわる調査、研究、及び新技術の調整を図り、これを後援する、複数機関にまたがる国家的 な海洋及び人間の健康イニシアティブを策定すべきである。NOAAの海洋及び人間の健康イ ニシアティブと NIEHS-NSF の海洋及び人間の健康センターは、このイニシアティブの基礎 として、拡大・協調が図られるべきである。

新たな海洋及び人間の健康イニシアティブは、

- 競争的に授与される助成金と、資金援助を競う資格のある連邦政府、州、学術機関、及び民間の調査官がいる連邦政府指定センターの支援の両方により実施すること
- 国家海洋会議と協力して、他の関係機関のプログラムをレビューし、調整の改善が必要 な分野を提案すること
- 人間の健康と海洋・沿岸生態系の健全性を保護する新技術を管理プログラムに移転する こと

**勧告 23-5**. 米国海洋大気局、環境保護庁、及び食品医薬品局は、州及び地方管理者と協力 し、汚染海産物や汚染沿岸水域から人間の健康を守る既存のプログラムすべてを完全に実施 すべきである。

特に連邦政府機関は、

- 新たな発見や技術(特に海洋及び人間の健康イニシアティブの中で開発されたもの)を
   監視・予防プログラムに取り入れること
- この分野における、複数の省庁が合同で行う一般市民への教育及びアウトリーチ活動を 強化すること

# 第24章:沖合エネルギー及びその他の鉱物資源の管理

**勧告 24-1**. 連邦議会は、連邦政府が領海外大陸棚(OCS)の石油・天然ガスのリース及び 採取から得る収入の一部を使用して、再生可能な海洋・沿岸資源の保全及び持続可能な開発 に投資することができる助成金をすべての沿岸諸州に提供すべきである。助成金について は、沿岸沖合いで OCS の石油及び天然ガスが生産される州の取り分をより多くし、隣接す る連邦水域におけるエネルギー活動が環境及び社会経済に与える影響の対策費を補償すべき である。この新たな配分により、現在 OCS 石油・天然ガス活動からの収入を得ているプロ グラムが悪影響を受けることがあってはならない。 **勧告 24-2**. 米国内務省は、鉱物管理局の環境研究プログラム (Environmental Studies Program)の拡充を図るべきである。

拡充後の環境研究プログラムの優先課題としては以下が挙げられる。

- ・ 領海外大陸棚(OCS)の石油・天然ガス活動が自然及び人間の環境に与える蓄積する低 レベルの慢性的な影響についての理解を深めるために、適切な OCS サイトで長期的な 環境調査・監視を実施すること
- 州の環境機関及び産業界と協力し、老朽化した沖合及び沿岸パイプライン(特にメキシ コ湾)による海洋環境へのリスクを評価すること

勧告 24-3. 海洋観測局(Ocean US)は米国海洋大気局(NOAA)及び鉱物管理局(MMS) と協力し、特に海洋石油・天然ガス活動が行われている地域の統合海洋観測システム (IOOS)の設計、導入、運営に不可欠のパートナーとして海洋石油・天然ガス産業を加え るべきである。

特に、海洋観測局、NOAA、MMS は、以下を行うために石油・天然ガス産業と協力すべきである。

- パイプライン、プラットフォーム、船舶などの産業資源を IOOS の一部として利用する こと
- 一般データを IOOS の情報成果物やより大きな環境データベースに組み込む一方で、非 専有データのセキュリティーを保護し、その他の安全、環境、経済上の懸念に対処する こと

**勧告 24-4**. 国家海洋会議(NOC)は、米国エネルギー省及びその他の関係機関と協力し て、ガス・ハイドレートの研究及び開発状況を審査し、メタン・ハイドレートが米国の長期 的なエネルギー需要を満たす上で大きく貢献することができるかどうかを判断すべきであ る。そうした貢献が有望な場合、NOC は、メタン・ハイドレートの研究開発に対する適切 な水準投資額を提言し、メタン・ハイドレート堆積層を利用する業界の包括的な管理体制が 必要かどうかを判断すべきである。

**勧告 24-5**. 連邦議会は、国家海洋会議の意見及び情報を得た上で、組織的海洋管理体制の 一部として再生可能な沖合エネルギー開発の包括的な管理に関する法律を制定すべきであ る。

特にこの法律は、

- 海洋は公共の資源であるということを前提にすること
- 米国の水域における再生可能なエネルギー施設のライセンス供与、リース、許可プロセ スを簡素化すること

- 海洋熱エネルギー変換法 (Ocean Thermal Energy Conversion Act) など、既存の法律を組 み入れること

**勧告 24-6**. 鉱物管理局は、米国の非エネルギー海洋鉱物資源を系統的に特定し、必要なコ スト効果、長期的安全、及び環境の各面から調査を実施して、当該資源を最も有効に活用す る国家プログラムを策定すべきである。

# 第25章:科学的知識の増進を図るための国家戦略の策定

**勧告 25-1**. 連邦議会は、連邦政府の海洋及び沿岸研究予算を今後 5 年間で倍増させるべき である。この新たな資金は、基礎・応用研究のバランスを取る支援に充当すべきである。

**勧告 25-2**. 国家海洋会議は、長期的なビジョンを反映し、基礎及び応用海洋科学及び技術 の進歩を促進する国家海洋研究戦略を策定すべきである。この戦略では、異なる海洋科学部 門(政府、学術、商業、非政府)とそれぞれの異なる役割を認識し、協力関係を最大限に活 用すべきである。

**勧告 25-3**. 国家海洋会議(NOC)の研究戦略には、米国の海洋及び沿岸の人的側面と経済 価値を調べる国家社会科学・経済研究プログラムを組み入れるべきである。NOC は関係機 関にそれぞれの取り組みの一環として社会経済研究を加えるよう指示すべきである。

この国家プログラムは、以下を構成要素とすべきである。

- 米国海洋大気局 (NOAA 内) の社会経済学的オペレーショナル・リサーチ及びアセスメ ント機能
- NOAA が議長を務め、労働統計局 (BLS)、国勢調査局、経済分析局 (BEA)、農務省、 環境保護庁、米国科学財団が参加して、海洋関連社会経済研究の調整を図る省庁間運営 グループ
- 米国沿岸・海洋に関係する雇用、賃金、及び生産高に関する BLS 及び BEA の隔年報告
   書
- 米国港湾及び海洋施設への複合一貫輸送アクセスに関する運輸統計局の隔年報告書ならびに関連する海事システムのパフォーマンス及び経済データの評価
- ・ 沿岸人口動態、海洋・沿岸利用の地理的パターン及び動向、経済効果、姿勢及び認識、 管理(governance)協定の機能、官民協力関係などがテーマの定期報告書
- 政府機関、学術機関、民間部門の専門家を最大限に活用するための協力関係の構築

 関係者の情報ニーズを満たし、このレベルにおける社会経済的変化について文書化及び 分析することができるようにするための、地域海洋委員会及び地域海洋情報プロプログ ラムによる地域、州、地方関係者との交流の増進

勧告 25-4. 連邦議会は、海洋・沿岸研究資金倍増の一環として、ナショナル・シー・グラント・カレッジ・プログラム (National Sea Grant College Program) を大幅に拡充すべきである。

**勧告 25-5**. 国家海洋会議(NOC)は、海洋関係機関に対し、国家戦略に即した科学 10 カ年 計画及び予算を策定するよう指示すべきである。NOC は助成金付与の仕組みに関する追加 的なガイダンスを提供すべきである。

NOC のガイダンスでは、

- 従来の助成金制度以外に複数年(5 年超)の資金提供の機会を提供するよう関係機関に 求めること
- 基礎研究と応用研究のバランスを取ることの重要性を繰り返し説明し、基礎研究の成果の実用化を推進すること
- 連邦政府研究所からの申請書も含めた財政支援申請書すべての独立レビュー・システム を義務づけること
- 地域海洋情報プログラムと協力し、地方、州、地域、国家管理者の科学ニーズと優先課題を示すこと

**勧告 25-6**. 拡大国家探査プログラムは米国海洋大気局及び米国科学財団が主導し、他に米 国地質研究所及び米国海軍研究所(U.S. Navy's Office of Naval Research)も関与すべきであ る。一般市民へのアウトリーチ及び教育を同プログラムの重要な構成要素にすべきである。

勧告 25-7. 連邦地理データ委員会(Federal Geographic Data Committee: FGDG)は、利用し やすい米国標準地図の作成を目的に連邦海洋・沿岸の地図・海図作製活動の調整を図るべき である。これらの地図には、生物及び非生物海洋資源のデータと水深、地形、その他の自然 の特徴を記し、海岸線、沿岸域、近岸帯、及び公海全体のシームレスなデータを提供すべき である。

以上の目標を達成するために、FGDC は、

- 省庁間予算戦略を調整し、沿岸地域、排他的経済水域、及び大陸棚全体の地図作製優先 事項の完成を加速すること
- 連邦政府機関が地図・海図作製任務の調整を図ることができるウェブでアクセスできる
   レジストリーを設定し、これを維持すること
- 地理データ及び統一米国地図にアクセスしやすいように単一のウェブ・ソースを設定し、これを維持すること

- 連邦政府の地図・海図作製活動では、学術及び民間部門の利用可能な資源を最大限に活 用すること
- 連邦政府の地図作製では、州の資源を活用し、州の情報ニーズに応じること

**勧告 25-8**. 連邦議会は、技術評価局(Office of Technology Assessment)を再設置し、複雑な 科学技術問題の客観的かつ権威ある分析を提供してもらうようにすべきである。

# 第26章:持続的な統合海洋観測システムの実現

**勧告 26-1**. 国家海洋会議は、持続的な国家統合海洋観測システム(IOOS)の開発及び導入 に同会議の主導的及び調整的役割の主眼を置くべきである。IOOS 開発の基本要素として、 NOC は、連邦政府、州、準州、部族、及び地方政府、非政府機関、産業界、学術機関の間 の協力関係を推進し、IOOS の設計、開発、運用における各部門の強みや能力を利用すべき である。

**勧告 26-2.** 海洋観測局(Ocean.US)は、全米統合海洋観測システム(IOOS)の計画立案の 責任を担うべきである。米国海洋大気局は、統合海洋観測システムの導入及び運用にあたる 主管連邦政府機関の役割を果たし、広く省庁間の調整を図り、すべての計画及び予算につい ては国家海洋会議の承認を得るべきである。

勧告 26-3. 連邦議会は、米国海洋パートナーシップ法を改正し、国家海洋会議(NOC)の下に海洋観測局(Ocean.US)を正式に設置すべきである。

海洋観測局 (Ocean.US) は、

- 国家海洋会議(NOC)海洋科学・教育・技術・業務委員会の直属とすること
- 海洋観測局資金は、国家海洋会議の承認を受けて使われる米国海洋大気局予算の勘定科目にすること
- 必要に応じ、任期制で外部の専門家を登用する権限をもつこと

**勧告 26-4**. 海洋観測局(Ocean.US)は、全米統合海洋観測システムに関する分野横断的な 支援を確立し、運用上の要件に関するコンセンサスを形成するために、事前に利害関係のあ る沿岸及び海洋地域社会の意見を積極的に求めるべきである。

具体的には、海洋観測局(Ocean.US)はその計画について、以下から意見を求めるべきである。

- 国土安全保障責任担当機関(システムを改良・強化するための将来の研究開発に関する 意見など)
- 州、地方、準州、部族機関、業界、学術、非政府機関、及び一般市民(地域観測システムの設計及び導入ならびに国家 IOOS への統合について)

**勧告 26-5**. 海洋観測局(Ocean.US)は、米国統合海洋観測システムのすべての構成要素に よって収集すべき一連の中核的変数を明確にすべきである。中核的変数には、適切な生物学 的、化学的、地質学的、及び物理学的変数を含めるべきである。また、中核的変数は、米国 地域団体連合(National Federation of Regional Associations)の意見に基づく必要がある。

**勧告 26-6**. 米国海洋大気局、米国科学財団(NSF)、米国海軍、及び米国航空宇宙局は、 NSF 海洋観測イニシアティブ(NSF Ocean Observatories Initiative)などの海洋研究観測に関 連して連邦政府の資金援助を受けている調査官に対し、統合海洋観測システムにおいて優れ た技術を運用状態に移行させる計画の作成を義務づけるべきである。

勧告 26-7. 海洋観測局 (Ocean.US) は、米国統合海洋観測システム (IOOS) に不可欠の構成要素として、宇宙関連のミッションに関する優先課題を勧告すべきである。米国海洋大気局 (NOAA) と米国航空宇宙局 (NASA) は、海洋観測局 (Ocean.US) の計画に基づいて、 IOOS 衛星ミッションの開発、予算作成、及びスケジュール作成に協力して取り組むべきである。

海洋観測局 (Ocean.US)、NOAA、及びNASA は、

- 利用者コミュニティー及び宇宙産業と緊密に協力し、最も重要な宇宙からの海洋観測
   ニーズを明らかにすること
- 国際社会と協力し、全球海洋観測システム(Global Ocean Observing System)の要件と衛 星リモート・センシングに関する米国の計画との調整を確保すること
- 段階的な衛星ミッション及び機材交換を実施して、海洋観測局(Ocean.US)の計画に基づく連続かつ一貫したデータの流れを維持すること

勧告 26-8. 連邦議会は、米国航空宇宙局(NASA)の地球環境観測衛星の継続運用を米国 海洋大気局(NOAA)に移管し、宇宙から計測した重要地球環境データの継続収集を果たす べきである。NOAA と NASA は協力して、業務への応用ができる研究衛星ミッションを明 確にし、各地球環境観測衛星の打ち上げ後の円滑な移行を図るべきである。

**勧告 26-9**. 米国海洋大気局(NOAA)は衛星データの校正、収集、配布能力、ならびに衛 星からの情報と従来の海洋・沿岸データベースとを統合する能力を高めるべきである。 NOAA は衛星のヒストリカル・データ(特に気候などの長期的動向に関連するデータ)の保 存に適したアーカイブがあることを確認すべきである。

勧告 26-10. 海洋観測局(Ocean.US)及び米国海洋大気局(NOAA)は、州及び地方政府、 地域団体(RA)、教育者、非政府機関、ならびに民間部門と協力し、統合海洋観測システム (IOOS)が幅広い利用者コミュニティーに役立つようにすべきである。

特に、海洋観測局 (Ocean.US) と NOAA は、

- 米国海軍、地域団体、海洋情報局(Ocean.IT)、及び民間部門と協力して、新たなモデ ルと予測方法を作成し、利用者の情報ニーズに応えること
- 地域団体と協力して、利用者が IOOS 情報商品を利用ならびにそれから利益を得るため に必要な訓練及びツールを提供すること

**勧告 26-11**. 連邦議会は、統合海洋観測システム(IOOS)を米国海洋大気局予算の勘定科 目に設けて資金を提供し、国家海洋会議(NOC)の指示と承認を受けて使うようにすべきで ある。IOOS 資金は、会計年度を限定せずに割り当てるべきである。米国海洋大気局は NOC の計画に基づいて、IOOS 資金を他の連邦政府パートナー及び連邦政府以外のパートナーに 能率的に分配するプロセスを策定すべきである。

**勧告 26-12**. 国家海洋会議は、全米地球観測システムの開発を最終目標に、統合海洋観測シ ステムと他の既存及び計画中の陸地・流域・大気・生物観測/情報収集システムとの連携が 行われるよう監督すべきである。

**勧告 26-13**. 国家海洋会議(NOC)は、全球海洋観測の分野における国際的な連携と能力 構築を推進すべきである。

具体的には、NOC は、

- 2003 年地球観測宣言 (2003 Declaration on Earth Observing) の省庁間実施を主導すること
- 全球海洋観測システムへの発展途上国の参加を奨励・支援すること
- 完全かつ開放的で有意義なデータ・アクセス政策を引き続き提唱し、すべての参加者に よるアクセスを確保するために技術的専門知識を提供すること

# 第27章:海洋インフラストラクチャー及び技術開発の強化

**勧告 27-1**. 国家海洋会議は、詳細な資金調達及び実施計画を含む、国家海洋・沿岸インフ ラストラクチャー及び技術戦略を策定し、科学、資源管理、アセスメント、執行、及び教育 を支援すべきである。この戦略は、施設建設、改修、または統廃合、及び新技術開発に関す る政府機関計画の指針とすべきものである。

特に、この国家戦略は、

- NOC の海洋科学・教育・技術・業務委員会を通してこれを策定すること
- 船舶、施設、設備、機器など、海洋・沿岸インフラストラクチャーの取得及び更新の具体的な優先事項を設定すること
- 連邦政府、州、学術、民間機関の既存の機能を活用すること
- 政府機関の業務に取り入れる必要がある新技術を明確にすること
- 国際的な協力関係を強化し、主要海洋資産を配備・共有すること

勧告 27-2. 米国海洋大気局は、実証済み海洋関連技術の実用化促進の責任を担う技術移転局(Office of Technology Transfer)を創設すべきである。技術移転局は、米国科学財団、米国海軍、米国航空宇宙局、学術機関、地域団体、民間企業と緊密に協力して、その任務を達成すべきである。

**勧告 27-3**. 国家海洋会議は、米国の海洋・沿岸インフラストラクチャー及び技術に関する アセスメントを5年ごとに委託すべきである。このアセスメントは、連邦政府、州、学術機 関、民間の資産すべてについて説明し、国家施設のデータベースを構築及び更新するために 利用すべきである。

アセスメントは、以下に関する情報を含む海洋審議会の取り組み(付録 5)を基礎とすべき である。

- 広範な海洋インフラストラクチャー資産の所在地、所有者、可用性、残存耐用年数、交換費用
- これらの資産に付随する保守・運用費用
- 付随する人的資源の必要性

**勧告 27-4**. 連邦議会は、重要な海洋科学インフラストラクチャー及び技術ニーズに対する 専用の資金の流れを確保するための機構を設立すべきである。支出の優先順位は、国家海洋 会議の海洋・沿岸インフラストラクチャー及び技術戦略に基づいて、これを定めるべきであ る。

資金提供の優先順位が高い分野は、以下のとおりである。

- ・ 国内大学間海洋研究室システム (University-National Oceanographic Laboratory System: UNOLS) の船舶、その他の基本的な航空機、潜水艇の改修
- 3 隻目及び4 隻目の専用漁業調査船の完成
- 拡大国家海洋探査プログラムに必要な船舶及びインフラストラクチャーの取得
- 統合海洋掘削プログラムのノンライザー掘削船
- 米国沿岸警備隊の砕氷船2 隻の改修または交換
- 通信資産、研究室、及びその他の施設など、既存資産の継続的な近代化

**勧告 27-5**. 連邦議会は、海洋・沿岸管理、業務、及び執行に関連するインフラストラク チャー及び技術要件を支援すべきである。優先順位は、国家海洋会議の海洋・沿岸インフラ ストラクチャー及び技術戦略に基づいて、これを定めるべきである。

資金提供の優先順位が高い分野は、以下のとおりである。

• 加速する近代化計画に基づく沿岸警備隊船団の増強

- その他の連邦政府船団の近代化(必要に応じて)
- 陸上業務・執行施設の継続的保守及び改修
- 監視ブイ、計器、観測所の保守及び改修
- 協調衛星観測配備

**勧告 27-6**. 米国海洋大気局は、4 カ所から 6 カ所の全国的なバーチャル海洋技術センター を既存機関に設立し、電子的手段を介して、最先端の大規模研究技術への調整の取れたアク セスを提供すべきである。

# 第28章:海洋データ及び情報システムの近代化

勧告 28-1. 連邦議会は、米国海洋パートナーシップ法を改正して、海洋・沿岸データ及び 情報管理のための連邦政府省庁間計画立案の主管組織として、海洋情報局(Office on Ocean Information: Ocean.IT)を新設すべきである。海洋情報局(Ocean.IT)は、海洋データ及び情 報管理に関わるすべての連邦政府機関の代表でこれを構成すべきである。

海洋情報局 (Ocean.IT) は、

- 国家海洋会議の海洋科学・教育・技術・業務委員会の直属とする
- 既存データセンター間の協調を強化し、さまざまな政府機関、及び学術・民間部門からの海洋・沿岸データを統合する省庁間計画を作成する
- デジタル化されていないヒストリカル・データのアーカイブの優先順位を設定する
- 共有資源と、海洋科学コミュニティーが使用するための新たなハードウェア取得との調 整を図る
- 既存のスーパーコンピューター・センターと協力して、海洋科学ニーズに対する適切な
   時間を交渉する
- 連邦政府機関のソフトウェア・ニーズを評価し、省庁間プログラムを発足させて、新たなモデリング・プログラムなど、優先度の高いアプリケーションを構築する
- 海洋科学コミュニティーに情報技術の専門知識を引きつけるための連邦政府機関の活動 を調整する
- 地域海洋情報プログラムを始めとする地域、州、及び地方組織とコミュニケーションを とり、利用者のニーズを確認し、それを関係機関にフィードバックする

**勧告 28-2**. 米国海洋大気局及び米国海軍は、海洋・沿岸共同情報管理及びコミュニケー ション・パートナーシップを結び、国家、地域、州、及び地方の業務ニーズに応じた情報商 品を作り出すべきである。 海洋大気局と海軍のパートナーシップは、

- 地域海洋情報プログラム、海洋技術局(Ocean.IT)、海洋観測局(Ocean.US)、IOOS の 地域団体、及びその他の連邦政府、地域、州、地方の利用者からの意見に基づいて、商 品や予測に優先順位をつけること
- 商品及び予測はすべての入手可能な情報源に基づくこと
- 海洋技術局 (Ocean.IT)、学術、及び民間部門と連携して、新たなモデルや予測の創出 を支援すること

**勧告 28-3**. 海洋情報局(Ocean.IT)は、米国バーチャル海洋データ・システム(National Virtual Ocean Data System)及びその他の革新的なデータ管理システムの開発者と協力して、 全米データ・センターの内外で海洋及び沿岸データにアクセスするための連邦政府支援シス テムを導入すべきである。

**勧告 28-4**. 国家海洋会議(NOC)は、調査官が連邦政府助成の海洋研究プロジェクトで得たデータを提出するための一般要求事項と期限を設定し、これを施行すべきである。

このような要求事項を設定するにあたり、NOC の海洋科学・教育・技術・業務委員会は、

- 調査官のデータがより迅速に全国センターに提出されるようにするための奨励策を策定 すべきである。
- 新規則に従っている調査官にはデータの預り証を発行し、この預り証は次に連邦政府の 資金が提供される前に提示することを求めるべきである。

**勧告 28-5**. 米国海軍は、民間科学共同体の利用に適した海軍海洋データの見直しと機密解除を定期的に行うべきである。

**勧告 28-6**. 大統領は、統合地球環境データ及び情報システムの設計を目標にして、全米環 境データ・アーカイビング・同化・モデリング・配信システムの近代化を計画するための省 庁間タスク・フォースを招集すべきである。

タスク・フォースは、

- 環境データの収集責任があるすべての連邦政府機関で構成すること
- 具体的な費用見積と迅速な実施を確保するための段階的要件を含む国家環境データ・シ ステムに関する計画を提案すること

### 第29章:国際海洋科学及び政策の推進

勧告 29-1. 米国は、国連海洋法条約に加入すべきである。

**勧告 29-2**. 国家海洋会議は、国連生物多様性条約(United Nations Convention on Biological Diversity)の海洋関連部分の迅速なレビュー及び分析の調整を図り、海洋の観点から、この 条約に批准することが米国の国益にかなうかどうかについて米国国務省に勧告すべきである。

**勧告 29-3**. 国家海洋会議(NOC)は、海洋関連国際政策の策定及び実施を支援するための 省庁間委員会を設置し、これを監督すべきである。

NOC 国際委員会は、

- 米国国務省が委員長を務めること
- 国際海洋政策について大統領補佐官、国務省長官、及びその他の政府機関の長(必要に 応じて)に勧告すること
- 米国が一当事者である海洋関連条約の実施状況を評価し、米国の義務の履行に必要な適切な行動や資金提供を勧告すること
- 国際海洋問題について国家海洋会議に技術支援を提供すること。

**勧告 29-4**. 国家海洋会議は、国際海洋関連の新たな管理上の課題を評価し、このような活動を既存の管理体制下に置くか、あるいは適切な新体制を展開するかについて、勧告すべきである。米国国務省は、国際社会と協力して、この勧告を実施に移すべきである。

**勧告 29-5**. 米国国務省は、海洋関連政策及びプログラムの策定及び実施にあたって科学的 専門知識及び技術の統合の向上を図るべきである。

これは以下を行うことにより、実現できる。

- 国際海洋政策に対する科学的考察の妥当性について、国務省職員の研修を実施すること
- 現行及び新規の海洋関連問題に対処するために、特に資源関係政府機関や学術機関から
   人を招いて国務省全体の科学的支援を強化すること
- 複雑な海洋関連問題について科学界からの意見を聞きやすくする仕組みを作ること

**勧告 29-6**. 米国は、主要国際海洋科学機関及びプログラムを引き続き支援し、積極的にこれに参加すべきである。

**勧告 29-7**. 米国国務省は、世界各地で研究プログラムを実施している米国科学者に対して 強力な支援を提供すべきである。既存の国際的パートナーシップを強化し、新たなパート ナーシップを促進して、国際的な研究の実施を促すべきである。

**勧告 29-8**. 米国は、助成金、教育訓練、技術支援、ベスト・プラクティスの共有、管理技術、教訓を通じて、他諸国における長期にわたる海洋科学及び管理能力を向上させるための 米国の活動を増強すべきである。

# 第30章:資金ニーズと資金源

**勧告 30-1**. 連邦議会は、米国財務省に海洋政策信託基金(Ocean Policy Trust Fund)を設立 すべきである。同基金は、国の新しい、統合された総合的な国家海洋政策を支援するため領 海外大陸棚(OCS)の石油・天然ガスのリース活動、及び連邦水域における新規の活動から の連邦政府の未配分歳入でこれを構成すべきである。信託基金の資金は、海洋及び沿岸管理 の改善を支援するために沿岸諸州、その他の関係沿岸当局、及び連邦政府機関に広く分配す べきである。割当額は、国家海洋会議の意見及び情報を得た上で連邦議会がこれを決める。 この信託基金は、既存の海洋及び沿岸プログラム予算に代わるものではなく、これを補完す るものである。

海洋政策信託基金は、次のように分配すべきである。

- 初年度が5億ドル、3年目以降は10億ドルに増額される資金が、すべての沿岸諸州、 五大湖州、準州、資源条約上の権利をもつ連邦政府公認の部族の間で分配される。OCS 生産州は沖合エネルギーの影響に対処しなければならないため、より多くの資金が分配 される。この基金は、海洋政策審議会の勧告の結果生じた新たな責任や現在資金不足の プログラムや活動の拡大を含む、再生可能な海洋・沿岸資源の保全及び持続可能な開発 に充当すべきである。
- 海洋政策審議会の勧告の結果として連邦政府機関が担う新規の活動または活動の拡大に 対処するため、基金の残りは連邦政府機関に割り当てられる。

**勧告 30-2**. 国家海洋会議は行政管理予算局と協力し、2000 年海洋法に定められている海洋 資金に関する大統領からの隔年報告書編纂の調整をすべきである(一貫した報告形式の確 立、より役に立つ分類方法など)。

# 2-3 大統領と議会の対応

# (1) 海洋政策委員会を設立する大統領令

2000年海洋法(本書巻末附録資料参照)に基づき、海洋政策審議会の最終報告書が議会及 び大統領に提出された日から90日以内に、大統領はなんらかの行動をおこさなければならない。 提出日から88日目にあたる2004年12月17日、大統領は最初の行動として海洋政策委員会を 設立する大統領令(2004年12月17日付 第13366号)を発令した。

これは、連邦機関である環境諮問委員会(CEQ)のなかに海洋政策委員会を設立することを 目的とするものである。米国の海洋関連政策のうち、環境、経済及び保安に関する事項につい て、現在及び将来の米国国益増進のため、省庁が実施する業務の調整をこの委員会に委ねる こととしている。本節ではこの大統領令の全文を翻訳したものを掲載する。

#### 2004 年 12 月 17 日付 大統領令 第 13366 号 (連邦官報 第 69 巻 244 号所収)

#### 海洋政策委員会(Committee on Ocean Policy)

アメリカ合衆国の憲法及び法律に従って私に帰属する大統領権限により、以下のとおりここに命 ずる。

- 第1節 政策 次のものを米国の政策とする。
  - (a) 行政官庁の海洋関連問題に関する活動を一体的かつ効果的に調整し、現世代及び将来世 代のアメリカ国民の環境、経済、安全保障上の利益を高める。
  - (b) 必要に応じて、連邦、州、部族、地方政府、民間部門、外国政府、国際機関の海洋関連 問題に関する協調及び協議を促進する。
- 第2節 定義 この大統領令において、「海洋関連問題」とは、海洋、五大湖、米国(属領を含む)の沿岸、及び関連する海底、下層土、天然資源に関する問題を意味する。
- 第3節 海洋政策委員会の設立
  - (a) 環境諮問委員会の一部として、かつ管理(administrative)のみを目的として、ここに海洋政 策委員会を設立する。
  - (b) 海洋政策委員会は、専ら以下のもので構成されるものとする。
    - (i) 環境諮問委員会委員長(海洋政策委員会委員長兼務)
    - (ii) 米国国務省、国防総省、内務省、農務省、保健福祉省、商務省、労働省、運輸省、 エネルギー省、国土安全保障省の各長官、司法長官、環境保護庁長官、行政管理予 算局長官、米国航空宇宙局長官、国家情報局長官、科学技術政策局長官、米国科学 財団長官、及び統合参謀本部議長
    - (iii) 国家安全保障、国土安全保障、国内政策、及び経済政策担当の各大統領補佐官
    - (iv) 副大統領が指名する連邦政府職員
    - (v) 海洋政策委員会委員長が適宜指名できるその他の連邦政府役職員または職員
  - (c)海洋政策委員会委員長は、国家安全保障担当大統領補佐官及び国土安全保障担当大統領 補佐官と調整の上、定期的に同委員会の会議を開催して議長を務め、議題を決め、作 業を指揮し、ならびに特定の案件の対処に必要であれば、海洋政策委員会の委員のみ によって構成される同委員会小委員会を設置・指揮する。海洋政策委員会は、時宜に 即して助言の調整を図る。
  - (d) 海洋政策委員会の委員は、当人の海洋政策委員会または小委員会の職務を遂行するため、所属省庁部局内の(i) 大統領によって任命された連邦政府役職員、(ii) シニア・エグゼクティブ・サービスまたはシニア・インテリジェンス・サービスのメンバー、(iii) 大統領府内の役職員または職員、(iv) 副大統領のスタッフ・メンバーを指名できる。
  - (e) 適用法及び利用可能な予算に従って、環境諮問委員会は法の定めるところにより環境局 などから本大統領令の実施に欠かせない海洋政策委員会に対する資金及び必要に応じ て事務的支援を提供する。

- 第4節 海洋政策委員会の機能 本大統領令第1節に定められる政策を実施するため、海洋政策 委員会は以下のことを行うものとする。
  - (a) 次の者に対し海洋関連問題に関する政策の策定または実施について助言する。
    - (i) 大統領
    - (ii) 行政省庁長官(必要に応じて適宜)
  - (b) 以下から海洋関連問題に関する情報や助言を得る。
    - (i) 州、地方、部族により選出及び任命された当局者(個人的な助言を求めることとし、集団としての判断もしくは総意に基づく助言または協議を伴うことがないようにすること)
    - (ii) 民間団体の代表またはその他の個人(個人的な助言を求めることとし、集団としての判断もしくは総意に基づく助言または協議を伴うことがないようにすること)
  - (c) 海洋政策委員会の委員である省庁長官の要求を受けて、海洋政策委員会委員長がその要 求を却下した場合を除き、当該省庁から提案された海洋関連問題に関する政策または 政策実施行動を速やかに検討した上で助言する。
  - (d) 情報や助言の提供及び入手により以下を促進する。
    - (i) 海洋関連問題の政府活動遂行に関する共通の原則及び目標の策定及び実施
    - (ii) 海洋関連問題に対する自発的な地域の取り組み
    - (iii) 海洋関連問題の政策策定にあたっての科学の活用
    - (iv) 海洋関連問題に関する情報の収集、作成、普及、及び交換
  - (e) 全地球観測システム(GEOSS)の海洋要素について、組織的な政府開発及び実施を確保 する。
- 第5節 協力 法及び適用される大統領の指針が認める範囲内で、行政省庁は海洋政策委員会が 同委員長を介し求める情報、支援、及び協力を同委員会に提供する。
- 第6節 調整 環境諮問委員会委員長、国家安全保障担当大統領補佐官、国土安全保障担当大統 領補佐官、及び2004年5月18日交付の大統領令13340に基づいて設置される省庁間 タスク・フォースに関して、環境保護庁長官は、本大統領令に基づく海洋政策委員会 と大統領の指針に基づく海洋・海事問題に関係するその他の政策調整機構の活動を適 切に調整する。
- 第7節 一般規定
  - (a) 本大統領令のいかなる内容も、以下を害し若しくは影響を及ぼすものと解釈してはなら ない。
    - (i) 法の定める行政省庁またはその長官の権限
    - (ii) 国家安全保障会議または国土安全保障会議(下部組織を含む)に対して大統領が与 えた国際情勢、国家安全保障、国土安全保障、諜報上の問題に関係する機能

- (b) 本大統領令のいかなる内容も、行政管理予算局長官の予算・行政・立法提案に関係する 機能を害するあるいは影響を及ぼすものと解釈してはならない。
- (c) 本大統領令は、連邦政府の内部管理の改善のみを目的とするものであり、連邦政府、その関係省庁・機関・企業主体、その役職員・職員、その他の人物に対抗し、あるグループが実質的にも手続的にも、コモンロー上または衡平法上実行可能な権利または利益を 創出することを目的とするものではなく、また創出していない。

ジョージ・W・ブッシュ

ホワイトハウス

2004年12月17日

# 2-3 大統領と議会の対応

## (2) 米国海洋行動計画

米国大統領は、海洋政策委員会設立についての官報への告示と同時に、『米国海洋行動計画(U.S. Ocean Action Plan)』と題する文書もまた提出した。これは、これからの米国のとる行動に関する最初の方向付けを行うものであるが、その行動の骨子を列挙すれば、

- 閣僚級の海洋政策委員会を新設する
- 地域漁業委員会と協力して、市場本位の漁業管理体制の活用を推進する
- 統合海洋観測を含む全地球観測ネットワークを構築する
- 海洋研究優先課題計画・実施戦略を策定する
- 国連海洋法条約への加盟を支援する
- サンゴ礁地方行動戦略を実施する
- メキシコ湾の地域協力関係を支援する
- 商務省内に米国海洋大気局を設置するNOAA基本法の可決を求める
- ブッシュ政権の国家貨物輸送行動アジェンダを実施する

このように、短期的及び中、長期的な行動目標を掲げるものであり、具体性に欠ける部分も あるとはいえ、35年ぶりの海洋政策の全面見直しは、これで新たな段階に入ったといえる。

#### 米国海洋行動計画

はじめに

連邦議会は米国にとっての海洋、沿岸、及び五大湖の重要性を認識し、2000 年海洋法において米 国海洋政策審議会を設立した。海洋政策審議会は 2001 年 9 月に活動を開始し、連邦議会の命令を 受けて、2004 年 9 月 20 日に詳細な発展的報告書「21 世紀の海洋計画(Ocean Blueprint for the 21st Century)」を完成させた。我が国は海洋政策審議会審議員各位ならびに議長ジェームズ・ワトキ ンズ(James Watkins)退役提督の尽力に対し、ここに感謝の意を表すものである。また、同じく 米国連邦議会も各種監視公聴会の実施や重要な法案の議決を通して、海洋・沿岸・五大湖問題に 献身的に取り組む姿勢を示したことも申し添えておく。

米国は、大西洋から太平洋及びメキシコ湾から北極海に接する海岸により地理的に定義される。 米国は世界最大の排他的経済水域と淡水湖系に恵まれている。国家として、米国は海洋、沿岸、 及び五大湖から多大な恩恵を受けてきた。米国の全人口の半数以上(1億4,100万人)が海岸から 50マイル以内に居住している。2025年までには、国民の約75パーセントが沿岸域に居住すると 予想される。米国の海外貿易は、貿易高の95パーセント以上及び貿易額の37パーセントが水上 輸送によるものであり、1,300万人の国民を雇用し国民総生産に対して年間7,400億ドルを寄与し ている。沿岸及び海洋水域は2,800万人以上の雇用を支え、同時に毎年1億8,900万人の国民に観 光地を提供している。米国の消費者は毎年550億ドルを水産物に費やしている。領海外大陸棚 (outer continental shelf: OCS)は国内で生産される石油の30パーセント及び天然ガスの23パーセ ントを産出している。海洋は地球の大多数の生物の生息地であり、過去20年の間に何千もの海洋 生化学物質が同定されてきた。たとえば、カブトガニの血液中で発見された化合物は、静注薬物 の細菌検査に利用されている。海洋は地球の気候システムの重要な要素だが、海洋が果たす正確 な役割はまだ十分にはわかっていない。

ブッシュ政権は、有意義な成果をあげること、すなわち、汚染を減らしてより健全かつ生産的な 海洋、沿岸、及び五大湖にすることに重点を置いている。沿岸・海洋生息地及び生物資源の持続 的な保全を確保すると同時に一般市民がその同じ資源を確実に享受しその恩恵を得ることができ るようにするための管理戦略の策定には大きな課題がある。次世代の海洋・沿岸・五大湖政策を 推進するために、我々は最高の科学及びデータを利用して意思決定に必要な情報を提供する。ブッ シュ政権は、地方及び州当局の権限を損ねることなく柔軟に地方の状況に対処するやり方で、水・ 陸・資源管理に関連する意思決定には生態系に基づくアプローチをとるべく引き続き努力する所 存である。我々の政策はイノベーションを奨励し、可能な場合は命令よりも経済的刺激策を利用 し、連邦、州、部族、地方政府、民間部門、国際パートナー、その他の関係者との間の強い協力 関係を確立するだろう。本政権は地方の関与を重視しており、海洋・沿岸・五大湖資源の管理及 び保護にはこのような協力関係が必要不可欠である。

「米国海洋行動計画(U.S. Ocean Action Plan)」には、以上の価値観及び目標が反映されており、 次世代の海洋・沿岸・五大湖政策を推進するための基礎となる海洋政策審議会の報告書ならびに 最近の行動を踏まえて、基本要素の概要がまとめられている。この米国海洋行動計画全体が国民のために海洋・沿岸資源の責任ある活用と管理(stewardship)を生みだすものである。なお、海洋、沿岸、及び五大湖のためになる活動の総合リストについては、ウェブサイト ocean.ceq.gov のウェブサイトをごらんいただきたい。

### 米国海洋行動計画の骨子

豊富な自然の驚異を湛える海洋、沿岸、及び五大湖は、同時に経済にも大きく貢献し、食料生産、 エネルギー及び鉱物資源の開発、研究及び教育、レクリエーション及び観光、物資及び人の輸送、 ならびに新薬の発見など、実にさまざまな有効利用を支えている。海洋、沿岸、及び五大湖は、 数多くの州、部族、及び地方のプログラムに加えて、140以上の連邦法を施行する 20以上の連邦 政府機関によって管理されている。このような活動には、より組織的な連携とより一体的な取り 組みが非常に有効である。

ブッシュ大統領は大統領令により、行政省庁の海洋関連問題に関する活動を一体的かつ効果的に 調整し、現世代及び将来世代のアメリカ国民の環境、経済上の利益を高めるため、閣僚級の「海 洋政策委員会(Committee on Ocean Policy)を設立した。大統領はさらに、必要に応じて、連邦、 州、部族、地方政府、民間部門、外国政府、国際機関の海洋関連問題に関する協調及び協議を促 進するよう行政省庁に命じた。

海洋政策審議会の最終報告書はこれまでの進歩を明確にし、同時に海洋・沿岸・五大湖政策を推 進するための重要な提言を示している。ブッシュ政権は、海洋政策審議会の提言を受けて「米国 海洋行動計画」を策定した。この行動計画の目的は、海洋政策の方向性を示す即時及び短期的な 行動を明らかにすることと、今後の長期的な行動を明確にし、かつその概要を説明することであ る。下記は主要骨子である。行動の詳細については後述する。

### 即時行動と長期的な行動の骨子

- > 閣僚級の海洋政策委員会を新設する。海洋政策委員会は、2005年早期に第1回会議を招集 する。さらに、海洋政策審議会のいくつかの提言に対処するための18カ月作業計画を作 成する。このとき、統治原則にかかわる海洋・沿岸・五大湖問題についてさらに踏み込ん だ行動を追加し、立法権の隙間を補完し、不必要な重複関係当局を合理化する。また、こ のような行動について、州、部族、地方、及びその他と必要に応じて協力する。
- 地域漁業委員会と協力して、市場本位の漁業管理体制の活用を推進する。ブッシュ政権は、 漁業管理の改善を図るために個別漁獲割当(individual fishing quota: IFQ)などの専用入漁 権(dedicated access privilege)の使用を引き続き支援し、必要に応じてこれをさらに推進 する。IFQとは、年間漁獲枠を個々の漁業者に独占的かつ市場本位の割合(一般にパーセ ント)で配分する管理プログラムである。
- 統合海洋観測(Integrated Ocean Observation)を含む全地球観測ネットワーク(Global Earth Observation Network)を構築する。米国は国際社会を結集し、全球海洋観測システ

ム(Global Ocean Observing System: GOOS)として知られる重要な海洋要素を含む統合的、 包括的、及び持続的な全地球観測システムを構築する上で主導的な役割を果たしている。 米国統合海洋観測システム(U.S. Integrated Ocean Observing System)は GOOSの主要構成 要素になる。

- 海洋研究優先課題計画・実施戦略(Ocean Research Priorities Plan and Implementation Strategy)を策定する。国家科学技術会議(National Science and Technology Council: NSTC) の海洋科学技術合同小委員会(Joint Subcommittee on Ocean Science and Technology)は、2006 年 12 月 31 日までに海洋研究優先課題計画・実施戦略を策定する。海洋研究優先課題計画・ 実施戦略は、連携、協調、協力、及び相互作用の強化を図り、関連するインフラ・ニーズ に伴う格差や不足を明らかにする。
- > 国連海洋法条約(UN Convention on the Law of the Sea) への加盟を支援する。ブッシュ 政権は、国家安全保障、経済的国益、及び国際的リーダーシップの問題として米国の国連 海洋法条約加盟に力を尽くしている。また、第109回議会で本条約に対して可及的速やか に助言及び承認を与えるよう連邦議会に強く求めている。
- サンゴ礁地方行動戦略(Coral Reef Local Action Strategies)を実施する。ブッシュ大統領は 2006 年度予算でサンゴ礁地方行動戦略のために 270 万ドルを要求する。米国サンゴ礁 タスク・フォースと 7 つの管轄区域(フロリダ、ハワイ、グアム、米領サモア、プエルトリコ、米領バージン・アイランド、北マリアナ諸島)は、各管轄区域におけるサンゴ礁への重大な脅威に対処するためのサンゴ礁地方行動戦略を策定した。この取り組みは、連邦、州、準州、及び自治領政府間の協調的な保全目標達成に向けての重要な一歩である。
- メキシコ湾の地域協力関係を支援する。行政府当局者が 2005 年春に適切な地域代表と会い、メキシコ湾の主要優先課題に関する協力関係構築の機会について調べることになっている。特に重点が置かれているのは、メキシコ湾の公衆衛生(具体的には甲殻類養殖場と海浜の水質)及び地域海洋観測システムを利用した海浜と甲殻類養殖場の閉鎖に関するリアルタイムの警告システムの提供である。
- 商務省内に米国海洋大気局(National Oceanic and Atmospheric Administration: NOAA)を
   設置する NOAA 基本法の可決を求める。海洋政策審議会の提言に従って、ブッシュ政権
   は NOAA 基本法(2004年6月17日、下院第4607号議案がブッシュ政権の要求を受けて
   提案された)を起草した。これにより、商務省内に NOAA が設置される。ブッシュ政権
   は第109回議会中の可決を目指す。
- ブッシュ政権の国家貨物輸送行動アジェンダ(National Freight Action Agenda)を実施する。ブッシュ大統領は海上輸送関係者、連邦政府機関、及び州・地方政府と協議の上、同政権の国家貨物輸送行動アジェンダを実施するよう運輸長官に指示する。ブッシュ政権の新たな国家貨物輸送行動アジェンダは、経済成長と国際競争力を促す安全で信頼できる効率的な貨物輸送システムが米国に確実に整備されるようにするための7つの最重要貨物輸送イニシアティブを明確にしている。

# 海洋リーダーシップと協調の強化

### 行動の骨子

- ▶ 商務省内に NOAA を設立する NOAA 基本法の可決を求める
- ▶ 閣僚級の新たな海洋政策委員会を設立する
- ▶ 五大湖省庁間タスク・フォース及び五大湖地域協力を支援する
- ▶ メキシコ湾の州及び連邦政府の協力関係を支援する
- ▶ 協調的保全に関する大統領令の施行により、海洋管理(stewardship)を推進する

連邦政府レベルでは、15 の省庁のうち 11 の省庁と 4 つの独立関係機関が海洋・沿岸・五大湖政 策の策定で重要な役割を果たしている。これらの省庁及び関係機関は、海洋資源の保全と国民が 海洋資源のさまざまな恩恵を享受できるように努めることとのバランスを見いだすために州、準 州、部族、地方当局及びその他と連携を図っている。

米国海洋政策審議会は、海洋リーダーシップと協調の強化に対する段階的なアプローチを提言し ている。提言されている第1段階は、1)基本法を可決して商務省内の NOAA の存立を成文化、2) 閣僚級の連邦海洋・沿岸・五大湖調整組織の設立、3)自発的地域連携の支援などである。段階的 なアプローチの第2段階として、海洋関連責任を担うすべての連邦政府機関はこれを見直すとと もに強化し、整理統合を図るための適切なプログラムを検討する必要がある。ブッシュ政権は、 協調強化の必要性を支持し、我が国の海洋・沿岸・五大湖資源の管理・保護に欠かせない地域の 意見を重視するものである。

ブッシュ政権は海洋政策審議会の提言と同じく、以上の活動にはより組織的な連携とより一体的 な取り組みが非常に有効であると考える。海洋・沿岸・五大湖政策の調整及び統合を改善するた め、ブッシュ政権は以下の連邦政府省庁間調整機構を提案し、同時に地域、州、及び地方の参加 を推進するものである。

#### 連邦政府の協調及び統治の改善

- 商務省内にNOAAを設立するNOAA基本法の可決を求める。海洋政策審議会の提言に従っ て、ブッシュ政権はNOAA基本法(2004年6月17日、下院第4607号議案がブッシュ政 権の要求を受けて提案された)を起草した。ブッシュ政権は第109回議会中の可決を目指 す。
- > 閣僚級の新たな海洋政策委員会を設立する。大統領は海洋政策委員会を設立する大統領令に署名した。環境諮問委員会(Council on Environmental Quality: CEQ)委員長が海洋政策委員会委員長を兼務する。海洋政策委員会は以下でこれを構成する。米国国務省、国防総省、内務省、農務省、保健福祉省、商務省、労働省、運輸省、エネルギー省、国土安全保

障省の各長官、司法長官、環境保護庁長官、行政管理予算局長官、米国航空宇宙局長官、 国家情報局長官、科学技術政策局(Office of Science and Technology Policy: OSTP)長官、 米国科学財団長官、及び統合参謀本部議長、ならびに国家安全保障、国土安全保障、国内 政策、及び経済政策担当の各大統領補佐官、さらに副大統領が指名する連邦政府職員、な らびに海洋政策委員会委員長が適宜指名できるその他の連邦政府役職員または職員。

機能:海洋政策委員会は、大統領及び必要に応じて行政省庁長官に対し、海洋関連問題に 関する政策の策定または実施について助言する。また、(1)海洋関連問題の政府活動に関 する共通の原則及び目標の策定及び実施、(2)海洋関連問題の政策策定にあたっての科学 の活用、(3)海洋関連問題に関する情報の収集、作成、普及、及び交換などを促進する。 海洋政策委員会は、海洋政策審議会のいくつかの提言に対処するための 18 カ月作業計画 を作成する。このとき、統治原則にかかわる海洋・沿岸・五大湖問題についてさらに踏み 込んだ行動を追加し、立法権の隙間を補完し、不必要な重複関係当局を合理化する。また、 このような行動について、州、部族、地方、及びその他と必要に応じて協力する。

その作業を支援するために、海洋政策委員会は次の下部組織を新設し、既存組織との調整 を図る(図1)。

海洋科学・資源管理統合に関する新たな省庁間委員会を設置する。海洋科学・資源管理統合省庁間委員会(Interagency Committee on Ocean Science and Resource Integration)は、海洋政策委員会内にこれを設置し、OSTP Associate Director for Science 及び環境諮問委員会(CEQ)副委員長または首席補佐官が共同委員長を務める。共同委員長は海洋政策委員会委員長に直接報告する。海洋科学・資源管理統合省庁間委員会は、そのより広範な任務(海洋資源管理も含まれる)に全米海洋研究指導(者)評議会(National Ocean Research Leadership Council)の現行任務を組み入れる。海洋科学・資源管理統合省庁間委員会は、海洋政策委員会の関係行政省庁の次官及び次官補またはこれに相当する者でこれを構成する。

機能:海洋科学・資源管理統合省庁間委員会の任務は、1)海洋関連連邦政府機関の 活動を調整し、国家目標の達成奨励策を提示すること、2)法律や規制の過不足を特 定し、戦略を策定して国益及び地域の利益のために衝突を解消し、格差を是正し、新 たに生ずる海洋問題に対処すること、3)海洋政策における科学の効果的な活用を指 導し、国及び地域レベルで意思決定のためのデータ及び情報が確実に利用できるよう にすること、4)政府機関、非政府組織、民間部門、学界、及び一般市民の間の協力 関係を推進及び支援すること、5)連邦政府海洋・沿岸関係機関による教育及びアウ トリーチ活動を調整すること、6)我が国の海洋及び沿岸の状況を定期的に評価して、 国家海洋目標の達成度を測定すること、7)国際海洋協定の国内施行を含めた国家海 洋政策の策定・実施について、海洋政策委員会に提言することなどである。 海洋資源管理に関する新たな省庁間作業グループを設置する。海洋資源管理省庁間作業グループ(Interagency Working Group on Ocean Resource Management)は、CEQ 副長官と関係機関の代表が共同委員長を務め、海洋科学・資源管理統合省庁間委員会に直属する。海洋資源管理省庁間作業グループは、海洋政策委員会の関係行政省庁の副次官補または適切な代表者でこれを構成する。

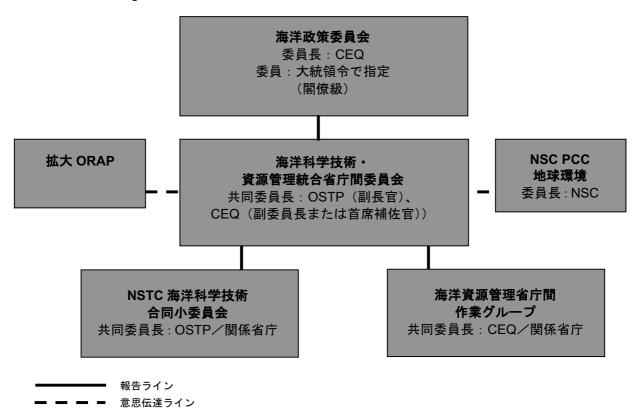
機能:海洋資源管理省庁間作業グループの任務は、1)生物・非生物海洋資源の管理 に焦点を合わせた既存の海洋・沿岸省庁間グループの取り組みを促進及び調整するこ と、2)必要に応じて新たにその時どきの課題に取り組むタスク・フォースを設置す るよう勧告すること、3)重要な海洋要素をもつ環境及び天然資源に関する政府全体 の取り組みとの連携を図ること、4)生態系に基づく海洋資源管理のために科学を応 用する際の改善の機会を明確にすること、5)管理能力を高めることができる最優先 研究ニーズを明確にすること、6)海洋・沿岸管理及び政策を実施する際に、海洋観 測などの海洋科学技術の活用を促進すること、7)連邦政府海洋資源管理イニシアティ ブのアセスメント及び分析を行うよう勧告すること、8)海洋教育、アウトリーチ、 及び能力開発の強化の機会を明確にし、優先課題を明示すること、9)海洋資源管理 の国際協力を推進する機会を明確にすることなどである。

 NSTC 海洋科学技術合同小委員会。国家科学技術会議(National Science and Technology Council: NSTC)は、2003年に海洋合同小委員会を設置した。この合同小委員会は、 科学技術を加えた名称に変更されるが、引き続き NSTC 科学委員会(Committee on Science)と地球・天然資源委員会(Committee on Earth and Natural Resources)に報告 する。また、現在は OSTP 及び関係省庁代表が共同委員長を務めているが、新たな海 洋科学・資源管理統合省庁間委員会の共同委員長に直属することになる。海洋科学技 術合同小委員会は NSTC の規則及び規定に従うものとする。この合同小委員会は、海 洋政策委員会の関係行政省庁の副次官補または適切な代表者でこれを構成する。

機能:NSTC 海洋科学技術合同小委員会の任務は、1) 国家海洋科学技術の優先課題 を明確にすること、2) 専門分野的及び学際的海洋研究、海洋技術・インフラ開発、 及び国家海洋観測プログラムの調整を図ること、3) 海洋及び海洋と地球システムの その他の要素(大気、陸地、生物資源など)との相互作用ならびに海洋と社会の関係 に関する知識の拡大を促進すること、4) 海洋現象の予測・予報のための知識の応用 を促進すること、5) 生態系に基づく管理と資源の管理(stewardship)のための科学技 術に関する助言を与えること、6) 沿岸・海洋政策を策定する際に、海洋科学技術の 活用を促進すること、7) 連邦政府海洋科学技術イニシアティブの科学的かつ技術的 アセスメント及び分析を行うよう勧告すること、8) 海洋教育、アウトリーチ、及び 能力開発の強化の機会を明確にし、優先課題を明示すること、9) 海洋科学技術の国 際協力を推進する機会を明確にすること、10) 研究の効率的な実用化を促進すること などである。

- 海洋研究諮問委員会(Ocean Research Advisory Panel: ORAP)。海洋研究諮問委員会は、1977年米国海洋パートナーシップ・プログラム(National Oceanographic Partnership Program: NOPP)の成立に伴って連邦議会により設置を命じられ、1972年連邦諮問委員会法(1972 Federal Advisory Committee Act)の下で機能している。ORAPは、米国アカデミー(National Academies)、海洋研究学術機関、海洋政策組織、州政府、海洋業界、教育者などを代表する10~18名の委員で構成されている。海洋資源管理を加えた既存 ORAP の拡大版は、海洋科学・資源管理統合省庁間委員会に独立した助言と指導を与える。
- 国家安全保障会議政策調整委員会(National Security Council Policy Coordinating Committee)。20001 年 2 月、ブッシュ政権は国家安全保障大統領指令 1 (National Security Presidential Directive-1: NSPD-1)を受けて、国家安全保障政策の主たる省庁間 調整の場となるいくつかの政策調整委員会(Policy Coordinating Committee: PCC)を国 家安全保障会議(National Security Council: NSC)内に設置した。「地球環境」PCC は、設置された PCC の 1 つである。2001 年 5 月、ブッシュ政権は海洋政策小委員会(Subcommittee on Oceans Policy: Oceans Sub-PCC)を地球環境 PCC の下部組織として 再編し、国際海洋問題に関する省庁間調整のためのフォーラムを創設した。通例、Oceans Sub-PCC は米国の関心を引く海洋問題を明確にした上で、米国の利益と懸念を 特定するとともに米国の政策を策定するための問題別省庁間作業グループを設置す る。

#### 図1 海洋管理 (governance) 構造



# 州、地方、及び部族の指導部と連携して、海洋・沿岸・五大湖に関する 地域協力の支援

五大湖省庁間タスク・フォース及び五大湖地域協力を支援する。2004年5月18日、ブッシュ大統領は、五大湖省庁間タスク・フォース(Great Lakes Interagency Task Force)を編成し、五大湖が関係する国内的及び国際的に重要な環境・天然資源問題に対処するための地域協力を推進する大統領令に署名した。このタスク・フォースは、米国環境保護庁を中心に10の省庁ならびに閣僚級の部署を結集し、連邦政府五大湖政策・優先課題・プログラムの戦略的な方向性を示す。新たに設けられた五大湖地域協力(Great Lakes Regional Collaboration)は、連邦政府タスク・フォースと連携して五大湖周辺州、地域社会、部族、地域組織、その他の五大湖地域関係者を招集し、五大湖を回復・保護するための組織的かつ包括的な戦略を設計する。2004年12月、閣僚、五大湖周辺州の知事、五大湖周辺地域の下院議員代表団、市長、及び部族長が一堂に会し、この政府間パートナーシップを正式に発足し、五大湖の保護・回復を促進するための協調戦略に対する支持を公式に表明した。以上の政府間グループは引き続きカナダのパートナーとも協力して、五大湖地域の重要な科学・政策問題に取り組む。

- メキシコ湾の地域協力関係を支援する。メキシコ湾地域の主要優先課題の明確化にあたっては、メキシコ湾に接する5つの州が主導的な役割を果たしてきた。主要優先課題として特に重点が置かれているのは、メキシコ湾の公衆衛生(具体的には甲殻類養殖場と海浜の水質)及び地域海洋観測システムを利用した海浜と甲殻類養殖場の閉鎖に関するリアルタイムの警告システムの提供である。行政府当局者は2005年春に適切な地域代表と会い、メキシコ湾の主要優先課題に関する協力関係構築の機会について調べることになっている。
- 協調的保全に関する大統領令の施行により、海洋管理(stewardship)を推進する。2004 年8月26日、ブッシュ大統領は協調的保全大統領令に署名した。これは、環境・天然資 源政策を監督する連邦政府機関に対し、州、地方政府、部族、及び個人と全面的に協力し て協調的保全を推進するよう命じるものである。効果的かつ持続的な保全の成果を確保す るには、資源と地域社会に最も近い人々による地元の関与が不可欠である。海洋政策委員 会は、その取り組みが大統領の協調的保全命令を厳守し、その理念と手段に基づいて行わ れるようにする。
- 地域漁業管理の向上を図る。2004 年秋に、南東部 12 の州、米国内務省、NOAA、大西洋 岸諸州海洋漁業委員会(Atlantic States Marine Fisheries Management Commissions)、湾岸諸 州海洋漁業委員会(Gulf State Marine Fisheries Commission)、及び南大西洋漁業管理委員会 (South Atlantic Fishery Management Council)は、南東部水産資源パートナーシップ (Southeast Aquatic Resources Partnership: SARP)の発足を正式なものとする覚書に署名し た。SARPは、従来の政府関係機関の垣根を越えて、資源に対する個々の連邦政府や州の 責任ではなく共同責任を重視する地域の取り組みを推進している。SARPが重視している 共同資源責任として、公共利用、漁業への影響緩和、絶滅の恐れがある魚類及び水棲種の 回復、複数管轄漁業、水棲生物生息環境の保全、及び水棲有害生物種などが挙げられる。 SARPは現在、他の地域や米国のモデルとなる可能性がある南東部水棲有害生物種管理計 画及び戦略と南東部水棲生物生息環境計画を策定中である。内務省とNOAAが現在、SARP に会議、ワークショップ、及び促進契約などの年間活動資金を提供している。

# 海洋・沿岸・五大湖に関する理解の増進

#### 行動の骨子

- ▶ 海洋研究優先課題計画・実施戦略を策定する
- ▶ 統合海洋観測を含む全地球観測ネットワークを構築する
- ▶ 最先端の研究・調査プラットフォームを新たに開発・配備する
- ▶ 全米水質監視ネットワークを構築する
- ▶ 海洋・沿岸地図作製活動を調整する
- ▶ 海洋と人間の健康、有害藻類ブルーム、及び貧酸素に関する新たな法律を施行する
- ▶ 海洋教育の協調を図る

### 海洋・沿岸・五大湖に関する科学的知識の拡充

ブッシュ政権は、発見のための探査、仮説に基づく科学、インフラ及び技術開発、データ及び情報管理、予測及びデータ製品の改良、新たな観測、ならびに多大な社会的利益(生命・財産の保護など)がある継続的な研究観測などの海洋・沿岸・五大湖研究を支援している。連邦政府海洋研究部門では、基礎・萌芽研究と応用・目的指向型研究のそれぞれを行っている政府機関もあれば、その両方を行っている政府機関もある。1980年以来、海洋学を始めとする、生命科学、物理科学、及び環境科学の科学的研究に対する連邦政府の助成金は、年間75億ドルから260億ドルへと激増している。効果的な意思決定の促進には健全な科学技術が欠かせないという原則について、ブッシュ政権はこれを強く支持している。

海洋研究優先課題計画・実施戦略(Ocean Research Priorities Plan and Implementation Strategy)を策定する。2003年、大統領の国家科学技術会議(National Science and Technology Council: NSTC)の科学委員会及び環境・天然資源委員会は、国家海洋科学技術問題につい て行政府に助言し行政府を補佐する海洋合同委員会(Joint Subcommittee on Oceans: JSO) を設置した。JSOは現在では名称を海洋科学技術合同小委員会(Joint Subcommittee on Ocean Science and Technology)に改め、2005年3月31日までに海洋研究優先課題計画・実施戦 略の枠組みを策定し、その後 2006年12月31日までに詳細な計画及び戦略を策定する。 海洋研究優先課題計画・実施戦略は、連携、協調、協力、及び相互作用の強化を図り、関 連するインフラ・ニーズに加え格差や不足を明らかにする。海洋研究優先課題計画・実施 戦略については、海洋研究界(政府、学術団体、業界団体、非政府団体)からの助言に基 づく、公開の透明性が高い形でこれを作成する。実施戦略は、各種海洋科学部門(政府、 学術団体、業界団体、非政府団体)が個別にまたは協力関係を通して、積極的に関与でき るまたは関与すべき方法を明確にする。実施戦略は、業績及び研究ニーズを評価し、最優 先課題であり最大の機会でもある分野を特定する。  統合海洋観測(Integrated Ocean Observation)を含む全地球観測ネットワーク(Global Earth Observation Network)を構築する。

統合地球観測システムは、世界中の人々、特に南半球の人々に利益をもたらすだろう。各 国が共同で、世界各地の気象及び気候変動を追跡調査するための観測技術を開発して連結 する。それにより、環境や経済に影響を及ぼす十分な情報に基づく決定を下すことができ るようになる。各国の協力で、干ばつの予測能力の開発、気象緊急事態に対する準備、農 作物の計画及び保護、沿岸地域及び漁業の管理、大気の質の監視が可能になる。

> 大統領ジョージ・W・ブッシュ 2001 年7月31日 地球観測サミットに関する声明

- <u>米国の海洋観測活動を全地球観測システム(Global Earth Observing System of System)</u> に統合する。 米国統合海洋観測システム(U.S. Integrated Ocean Observing System: IOOS)は国際的な全球海洋観測システム(Global Ocean Observing System: GOOS)に 大きく貢献しており、GOOS は全地球観測システム(Global Earth Observation System of Systems: GEOSS)の主要構成要素である。「第1回年次統合海洋観測開発計画(First Annual Integrated Ocean Observing Development Plan)」は、現在作成中である。NSTC 海洋科学技術合同小委員会は、IOOS の既存及び将来の必須沿岸観測システムの統合 及び考えられる収斂の戦略を策定する。IOOS の配置及び運用は以下につながるもの である。
  - O 気候変動及びその社会経済的影響に関する理解の増進
  - O 海事の安全及び効率の向上
  - O 熱帯暴風雨など自然災害による影響のより効率的な緩和
  - O 公衆衛生に関するリスクの低減
  - O 健全な海洋生態系のより効果的な保護及び再生
  - O 生態系に基づく天然資源管理の改善
- 国際的な能力開発活動を主導する。米国は、政府間海洋学委員会(Intergovernmental Oceanographic Commission: IOC)の全球海洋水位観測システム(Global Sea Level Observing System: GLOSS)プログラムと協力して、主要開発途上国における検潮器の設置・運用能力ならびに補完的観測システムの観測結果と合わせた検潮データの活用能力の開発を支援し、社会的ニーズに応える。米国は、選択された諸国の参加者に対して検潮器の設置・運用訓練を行うために2週間の夏期ワークショップを組織し、選択された各国2名ずつの代表、ならびに専門インストラクターを後援し、ワークショップを実施する。

- 新MMSプログラムによりメキシコ湾の海流データを監視・共有する。2004年11月、 鉱物管理局(Minerals Management Services: MMS)は、メキシコ湾における海流監視・ データ共有プログラムを確立・実施するために賃借者及び事業者に対する通知(Notice to Lessees and Operators: NTL)を交付した。NTLに基づいて、石油・天然ガス深海プ ラットフォーム事業者は、深海の掘削及び生産現場から海流データを収集し、イン ターネットで公表する。最初のフィードバックによると、40カ所以上の現場が毎日 データを収集する予定である。MMSは、このような情報を現在構築中の IOOS に最 もうまく統合する方法に関する協議にも業界を関与させている。
- 新たな米国陸軍工兵隊・NOAA パートナーシップを通して GIS データを共有する。
   2004年11月、米国陸軍工兵隊と米国海洋大気局(NOAA)は、陸軍工兵隊及び NOAAのGIS ならびに関連技術及び情報の陸軍工兵隊管区及び州沿岸管理者による利用を促進するためのパートナーシップを発表した。このパートナーシップは、統合海洋観測システム(IOOS)への参加及び同システムで作成したデータのすべての関係者による利用を推進する。
- 新たな最先端研究・調査プラットフォームを開発・配備する。海洋政策審議会は、国家海洋研究計画の基本要素として、衛星及び水上・潜水艇を含む海洋研究・調査プラットフォームの追加整備を明確にした。ブッシュ政権は現在、国家海洋観測船団再編計画(National Oceanographic Fleet Renewal Plan)を作成中である。この計画により、連邦政府機関と学術機関の両方が運用する連邦政府所有の海洋観測船に関する省庁間戦略を明確にする。海洋観測船団再編計画は、研究、観測システムの配備・運用、及び政府関係機関の使命指向型海洋観測に対して予想されるニーズを満たすために、海洋観測船団の将来的な構成及び規模についてのビジョンを示す。さらに、ブッシュ政権は、以下の方法で連邦政府の海洋観測インフラを強化中である。
  - <u>海洋塩分の宇宙観測。</u>米国航空宇宙局(NASA)は、2008年に地球の海洋全体の海面 塩分を観測するために衛星アクエリアス(Aquarius)を打ち上げる。アクエリアスは、 海洋学が始まってから125年の間に測定された海面塩分データを超えるデータを1日 で記録する。チェサピーク湾や北大西洋など、大小さまざまな地域の海面塩分の年間 変動を宇宙から記録することは、衛星及び海洋学における米国のリーダーシップを維 持する技術的大進歩にほかならない。
  - アルビン号 (Alvin)の交換。米国科学財団は、アルビン号に代わる次世代深海有人潜水艇を建造するために、ウッズホール海洋研究所(Woods Hole Oceanographic Institution)に 2,160 万ドルの資金を提供している。この潜水艇は 2008 年に完成すると、6,500メートルの潜水機能により、地球の海洋の 99 パーセントに潜水することができるようになる。

- <u>NOAA の新海洋調査船。</u>2004 年 9 月、USNS Capable を調査・研究船として NOAA に 移管するよう海軍に命じる 2005 年度国防総省歳出予算法が連邦議会で成立し、大統 領がこれに署名した。同船を米国初の海洋調査専用船として使用できるように改造す るために、海軍は NOAA に 1,800 万ドルを移譲する。この船は、NOAA の主要海洋調 査プラットフォームとしての役目を果たし、海底の地図作製ならびに生物・化学研究 活動に関する重要な深海任務を遂行するために使用する。さらに、遠征中に収集した 画像やデータを科学者、教師、及び学生にリアルタイムで伝送するシステムも装備す る。
- <u>EPA の新海洋調査船。</u>2004 年、海軍は USNS Bold を EPA に移管した。この船は 2005 年に海洋調査船に改造され、2005 年半ばに沿岸・海洋調査を開始する。EPA は、沿 岸・海洋資源のポイント及びノンポイント汚染の影響を評価するための海洋調査を実 施している。
- <u>NOAA 船団の拡大。</u>2005 年度歳出予算には、3 隻目の NOAA 漁業調査船建造資金の 全額 3,400 万ドルと新たに設計された水路測量船建造資金の全額 930 万ドルが計上さ れている。
- 全米水質監視ネットワークを構築する。海洋政策委員会は、全米水質監視ネットワーク (National Water Quality Monitoring Network)の構築に努める。CEQ 及び NSTC は、国家水 質監視委員会(National Water Quality Monitoring Council)を通して、水情報諮問委員会 (Advisory Committee on Water Information: ACWI)に組織的かつ包括的な全米水質監視 ネットワークの設計及び構築に関する助言及び提言を求めている。ネットワークの設計 は、共通の基準及び標準に基づいて流域・沿岸水域・海洋監視に対処し、これを統合する。 さらに、経済及び土地利用データなどの他の情報と併せて解釈した場合に、適切な科学的 情報を提供して資源管理及び意思決定に役立つ水質情報も提供する。ネットワークの設計 は、水質ネットワーク及びプログラムに対する「連邦政府の資金援助というバックボーン」 を強調しながら、解決が必要な最重要管理問題とこの全米監視ネットワークの基本要素を 明確にする。ACWI と国家水質監視委員会はこの任務の総仕上げに協力し、進展を図るた めの適切なプロセスについて合意すると見られている。合意された作業は1年以内(2006 年1月まで)に完了し、それまでに少なくとも1度(2005年9月)はACWI、CEQ、NSTC に中間報告を行う。
- 海洋・沿岸地図作製活動を調整する。海洋政策委員会を通して、NSTC海洋科学技術合同 小委員会は、連邦政府の、及び連邦政府支援の米国沿岸・海洋環境の地図作製活動を調整 する取り組みを主導する。NSTC海洋科学技術合同小委員会は必要に応じて、非政府機関 をそれぞれの取り組みに関与させる。活動の例として以下が挙げられるが、以下に限るも のではない。

- 連邦政府、連邦政府資金支援、及び連邦政府以外の海洋沿岸地図・海図作製プログラム、活動、優先ニーズの年次一覧表作製
- 組織的なプログラム開発に対する共通のニーズのアセスメント及び報告
- 連邦政府全体の、ならびに業界団体、学術団体、非政府組織、及び連邦政府以外の機
   関との資源及び活動の調整及び活用
- データ取得、データ、メタデータ、ツール、及び製品の標準設定ならびに標準の普及
   戦略策定の優先順位付け
- 地理空間データ、ツール、製品、及びサービスのより効果的な作成、提供、応用に関する研究・開発ニーズの評価及び報告
- 地理空間データ、ツール、製品、及びサービスの処理、保存、配布に関する共通の標準的な仕組みの設定

#### > 海洋と人間の健康、有害藻ブルーム、及び貧酸素に関する新たな法律を施行する。

- 2004年12月、連邦議会は「海洋及び人間の健康法(Oceans and Human Health Act)」 を制定し、大統領がこれに署名した。この法律は、海洋生物由来の医薬品開発や海洋 関連の人間の健康リスク情報の周知など、人間の健康上の海洋の役割に関する理解の 増進を図るための組織的な国家研究プログラムを承認している。ブッシュ政権は、海 洋及び人間の健康に関する戦略的研究計画を策定する。
- 2004年12月、連邦議会は「2004年有害藻類ブルーム及び貧酸素改正法(Harmful Algal Bloom and Hypoxia Amendments Act of 2004)」を制定し、大統領がこれに署名した。ブッシュ政権は、この法律の下で設置された省庁間タスク・フォースを再招集し、有害藻類ブルーム及び貧酸素に関する研究及び行動を調整する。この法律は、このような破壊的現象の影響を抑えるための予測及び緩和技術の科学的アセスメントについても承認している。2005年度には、NOAAは、その新機関を用いて五大湖などの淡水地域における有害藻類ブルームの脅威を評価し、これに対処する。さらに、州、連邦政府機関、及び部族の代表は、2001年貧酸素行動計画を改正するための共同作業に着手し、この重要な問題の解決に対する意欲を示している。
- 米国の海洋科学専門知識を外国と共有する。ブッシュ政権は、外国の長期的な海洋プログラムへの米国の科学者や専門家の参加を促す方法を検討する省庁間作業グループ(NSTC海洋科学技術合同小委員会を通して報告し、米国科学財団と米国海軍が共同委員長を務める)を編成する。この省庁間作業グループは、具体的には、1)学術機関、業界、専門家団体、及び非政府権利擁護団体などの民間組織との最善の協議方法を決め、2)NSTC海洋科学技術合同小委員会の助言と支援を求め、3)この問題に関する国際ワークショップの後援計画を提案する。また、この省庁間作業グループは1年以内に提言を報告して承認を受け、提言はその後各省庁が実施する。

# 生涯海洋教育の振興

ブッシュ政権は、天然資源の持続可能な利用と保全のバランスをとるのに必要な科学的理解に基 づく、経済の強化、健全な生態系の整備、競争力のある労働力の養成に不可欠の生涯教育を検討 している。また、海洋リテラシーと海洋教育の振興を支援している。海洋管理(stewardship)と 保全の成否は、情報に通じた政策立案者と情報に通じた一般市民によって決まる。ブッシュ政権 は、正式な教育(幼稚園から高校、大学)に加えて、水族館、動物園、博物館、インターネット などの手段による、より幅広い層の一般市民への教育も支援している。

- 海洋教育の連携を強化する。新設の海洋政策委員会は、連邦政府の教育・アウトリーチ活動の連携を図る。ハイレベルの集中的な取り組みは、以下を確実なものとする。1)教育・アウトリーチのメッセージの協調、2)教育・アウトリーチ構成要素の研究・調査・管理活動への統合、3)海洋及び地球観測を通して収集されたデータを教師、学生、一般市民が利用できる形態に変換すること、4)連邦政府機関の参加により、州及び地方の教育者が質の高い教材の開発に関与すること、5)未来の海洋関連労働力の準備が十分に整うこと、6)海洋科学を教育の現場に導入し、より幅広い層の一般市民に教育するための革新的な手段について引き続き拡充を図ること、7)その他の明確にされたニーズに適切に対処すること。
- ▶ NOAA の管轄を教育・アウトリーチに拡大する。2004 年 12 月、2005 年度総合歳出予算法 が連邦議会で成立し、大統領がこれに署名した。この法律の内容は以下のとおりである。
  - 米国海洋大気庁(NOAA)に対し、同庁の任務目標を支援する公式/非公式の教育活動(初等/中等教育を含む)に関与する権限を与える。
  - Ernest F. Hollings (アーネスト・F・ホリングズ) 奨学金制度を設立し、それによって NOAA は海洋・大気科学、研究、技術、教育分野における大学学部奨学金を授与する。 この奨学金制度は、米国海洋政策審議会創設を命じた法令の主唱を始めとする Hollings 上院議員の長年にわたる海洋政策への貢献に敬意を払うものである。

以上の規定により、NOAA は広範な教育・アウトリーチの使命に基づいて活動し、引いては NOAA の科学を教育の現場や地域社会で紹介することにより海洋リテラシーと管理(stewardship)の強化を図ることができるようになる。このような規定の文言には、ブッシュ政権が NOAA 基本法案(2004 年 6 月に連邦議会に送付)に盛り込んだ、NOAA の教育権限の拡大が反映されている。

スミソニアン協会の海洋科学イニシアティブを支援する。スミソニアン協会は、新たな最先端の海洋ホール(総床面積2万6,000平方フィート)、海洋ウェブ・ポータル、及び海洋 科学センターを含む海洋科学イニシアティブを作成中である。2008年のオープンが予定さ れている海洋ホールは、スミソニアン協会と NOAA の協力によるものである。ウェブ・ ポータルは、科学者、学生、及び一般市民に博物館の海洋コレクション、研究、展示物へ のバーチャル・アクセスを提供する。海洋科学センターは、科学者及び政策立案者の連携 及び知識の共有を推進する。

- コースタル・アメリカ学習センター・ネットワーク(Coastal America Learning Center Network)を拡大する。2005年1月、ブッシュ政権は、ノースカロライナ州の3つの施設 を含むノースカロライナ水族館コンプレックス(North Carolina Aquarium Complex)を18 番目の沿岸生態系学習センターとして開設する。この開設は、2004年10月のJohn G. Shedd (ジョン・G・シェッド)水族館の五大湖地域初の学習センター開設に続くものである。 ミシガン湖に位置するShedd水族館は、五大湖生態系の公共の管理(stewardship)と認識 を促進するために戦略的に位置づけられている。これはブッシュ大統領の五大湖地域の保 護、再生、改善に対するコミットメントと一致している。
- シー・グラント・プログラムを世界に拡大する。ブッシュ政権は関係外国政府及び大学からの直接要請を受けて、応用研究、大学公開講座、教育に対する米国の優れたシー・グラント制度の導入及び改変の手助けをするために、ラテン・アメリカで援助資金供与者会議を開催し、東南アジアでワークショップを実施し、北アフリカの技術援助計画を作成する。シー・グラントは、持続可能な沿岸海洋資源の開発及び保全につながる知識と技術の応用に力を尽くしている専門機関のグローバル・ネットワーク構築の一助になる。

# 海洋・沿岸・五大湖資源の利用及び保全の強化

#### 行動の骨子

- ▶ 地域漁業委員会と協力して、市場本位の漁業管理体制の活用を推進する
- ▶ バランスのとれた地域漁業管理委員会代表制を育成する
- ▶ 漁業管理目的の遊漁業データ取得の調和を図る
- ▶ 漁業管理に科学を活用するためのガイドライン及び手順を作成する。
- ▶ サンゴ礁地域行動戦略を実施する
- ▶ 海洋廃棄物省庁間委員会を再設置する
- ▶ 国家海洋養殖法を提案する
- ▶ 既存の海洋管理地域ネットワークの連携及び統合を図る
- ▶ 海洋パーク戦略を導入する

#### 持続可能な海洋漁業の実現

商業漁業・遊漁業は経済収益及び雇用の重要な源である。商業漁業は年間総額が280億ドルを上回り、海洋遊漁業は年間約300億ドルと見積もられている。ブッシュ政権は、米国の漁業管理の 大幅な改善に取り組んできた。2000年以来、17種の主要魚類資源が回復し、乱獲魚類資源リスト から除外された(56種から39種に減少)。残りの乱獲魚類資源についても、ほぼすべて(93パー セント以上)の回復計画が整備されている。乱獲の傾向がある種の数は37種(48パーセント) 減少し、状況が「不明」の魚類資源の数は48種(25パーセント)減少した。この2つの産業を 米国経済の健全な要素として維持し、健全な海洋生態系を推進するために、連邦政府は引き続き 漁業管理を改善するための措置を講じる必要がある。

- 地域漁業委員会と協力して、市場本位の漁業管理体制の活用を推進する。ブッシュ政権は、 漁業管理の改善を図るために個別漁獲割当(IFQ)などの専用入漁権の使用を引き続き支 援し、必要に応じてこれをさらに推進する。IFQとは、年間漁獲枠を個々の漁業者に独占 的かつ市場本位の割合(一般にパーセント)で配分する管理プログラムである。各参加者 は、時間/地域の規制が課されていない限り、漁期の間はいつでも自分の漁獲割当を利用 することができる。漁獲高を調整するための市場本位の奨励策は、乱獲競争に終止符を打 ち、品質を向上させ、海の安全を強化し、漁の効率を高めて、最終的には漁に依存してい る人々の生活を向上させることができる。
  - ブッシュ政権は第109回議会において、管理手段としての専用入漁権(IFQ など)の 利用を明確に許可するために Magnuson-Stevens(マグナソン・スティーブンズ)漁業 保存管理法の改正法案を提出する。この法案は、IFQ プログラム開発における柔軟性 の確保と一定の保護に従う必要性とを両立させる。

- さらにブッシュ大統領は、NOAAに対し、IFQ割当の設定及び実施に関する国のガイ ドラインを地域漁業管理委員会及び関係団体と協議の上で作成するよう命じている。
- バランスのとれた地域漁業管理委員会代表制を育成する。ブッシュ政権は第109回議会において、マグナソン・スティーブンズ漁業保存管理法を改正し、知事にそれぞれの州の海洋漁業分野でバランスのとれた委員割当を示す地域漁業管理委員会委員候補者名簿の提出を義務づける提案を送付する。
- 漁業管理目的の遊漁業データ取得の調和を図る。NOAAは、州、地域漁業管理委員会、州 間漁業委員会、及びその他の関係機関、ならびに必要に応じて連邦政府機関と協力して、 1)既存の州海洋漁業免許に基づくデータ収集の調和を図り、2)既存の州別海洋漁業免許 ネットワークを完成させるための仕組みに関する試案の起草または特に米国の排他的経 済水域の漁業管理を改善する適切な代替策の提案を行う。
- 漁業管理に科学を活用するためのガイドライン及び手順を作成する。ブッシュ政権は、資源管理の決定にピア・レビュー済みの科学を活用することを支援している。そのため、ブッシュ大統領はマグナソン・スティーブンズ漁業保存管理法に即し、NOAA に対して、地域漁業管理委員会、州間漁業委員会、利害関係者、及び必要に応じてその他の関係政府機関と協議の上、漁業管理の決定のための科学的助言の作成・応用ガイドライン及び手順を明確にするよう命じている。標準のレビュー手順及びガイドラインは、管理上の考察事項に関する入手可能な最良の科学情報の効率的な利用を高める。
- カリブ海及び大西洋近海の主要魚種の持続可能な水揚げを推進する。米国の消費者及び水産物生産者はイセエビやピンク貝などのカリブ海で水揚げされる主要魚種に依存するところが大きく、カリブ海経済は米国市場への販売に依存している。しかし、この地域の現在の漁業慣行は、やがては主要魚種の水揚高が減少する大きな危険にさらされている。ブッシュ政権は外国のパートナーと協力し、主要魚種の持続可能な水揚げを目指して、西・中央大西洋漁業委員会の再活性化、再編、強化に取り組む。
- 国際的な「違法、無規制、無報告」漁業の撲滅実施計画を策定する。ブッシュ政権は、「違法、無規制、無報告」(Illegal, Unregulated, and Unreported: IUU)漁業に対する米国国家行動計画(U.S. National Plan of Action: NPOA)に示されている提言を検討し、取るべき行動の優先順位付けを行い、具体的な実施計画を策定する。米国は、IUU漁業問題を専門に扱う国連食糧農業機関(UN Food and Agriculture Organization: FAO)漁業委員会の2005年3月の会合までに、この検討及び優先順位付けプロセスを完了する。さらに、NPOAを策定した関係政府機関の代表を含む省庁間タスク・フォースが、必要に応じて他の機関と協議の上、2005年の早い時期に招集され、NPOAで予想されるIUU漁業件数の削減方法に関する機会を評価する。このタスク・フォース及びその他の機関は、個別漁獲割当(IFQ)及びその他のイニシアティブの活用促進の選択肢についても検討する。

# サンゴ礁及び深海サンゴの保全及び教育の振興

サンゴ礁、ならびにそれに関連するマングローブ及び海草系は、生物学的に世界で最も多様な海 洋生態系である。地域及び国家経済にとって重要な資産であり、食料のための漁場、新薬の原料、 及び観光やレクリエーションからの収入を提供し、加えて沿岸地域を嵐から守る。NOAAの試算 によると、サンゴ礁に基づく米国漁業の商業価値は1億ドルを上回る。熱帯サンゴ礁とは関連は あるもののまったく別種の深海サンゴは、一般により低温の水域で見つかる。ブッシュ政権は、 以下の行動により、両種のサンゴ生態系の保全を支援している。

- サンゴ礁地方行動戦略(Coral Reef Local Action Strategies)を実施する。ブッシュ大統領は 2006 年度予算でサンゴ礁地方行動戦略のために 270 万ドルを要求する。米国サンゴ礁 タスク・フォースと7つの管轄区域(フロリダ、ハワイ、グアム、米領サモア、プエルトリコ、米領バージン・アイランド、北マリアナ諸島)は、各管轄区域におけるサンゴ礁への重大な脅威に対処するためのサンゴ礁地方行動戦略を2年間かけて策定した。この取り組みは、連邦、州、準州、及び自治領政府間の協調的な保全目標達成に向けての重要な一歩である。
- ・ 北西ハワイ諸島サンゴ礁生態系保護地域を守る。2004 年度、主要連邦政府・州省庁間パートナーシップの後援を受けたダイバーが、北西ハワイ諸島の海浜及び礁から 123 トンの廃 棄漁具を除去した。ブッシュ政権は引き続き、西半球で最大の海洋保護区である北西ハワ イ諸島サンゴ礁生態系保護地域を 14 番目の国立海洋保全地域に指定するための措置を講 じている。
- サンゴ礁の管理を強化するための新たな国際的パートナーシップを構築する。2004 年 12 月、NOAA、フロリダ州、及びオーストラリアのグレート・バリア・リーフ海洋公園当局 は、サンゴ礁の回復力(サンゴに本来備わっている自然環境のストレスに耐えて存続・再 生する力)を高めるための理解に関する覚書に署名した。サンゴ礁の回復力促進を図るこ とは、ハリケーンやサンゴの白化などの大規模な脅威に対する新しい戦略である。この パートナーシップは、NOAAのフロリダ・キーズ国立海洋保護区とグレート・バリア・リー フ海洋公園を中心に、科学的研究協力、新たな管理戦略に関する情報交換、及び共同プロ ジェクトの開発に重点的に取り組む。
- 海洋廃棄物省庁間調整委員会を再設置する。海洋廃棄物は、サンゴ礁及びその他の貴重な 海洋資源に悪影響を与えている。2004年12月、ブッシュ政権は海洋廃棄物省庁間調整委 員会(Interagency Marine Debris Coordinating Committee)を再設置した。この調整委員会は、 NOAA、EPA、沿岸警備隊、内務省、及び国務省で構成されている。調整委員会の任務は、 あらゆる発生源からの海洋廃棄物削減が含まれる。調整委員会の最初の行動の1つは、廃 棄漁具に重点的に取り組むことである。

- レクリエーション及び農業関係者によるサンゴ礁の保護及び保全を促進する。内務省と米 国船舶所有者協会(Boat Owners Association of the United States)は先日、レジャー・ボート 所有者に的を絞り、サンゴ礁及び海底植物の生態学的重要性とレクリエーション活動中の サンゴ礁及び藻場に損傷を与えないようにする方法を強調する公教育活動を含む協定を 結んだ。サンゴ礁及び関連する生息環境の保全のために、内務省が国内船舶所有者の権利 擁護団体とこの種の協定を結んだのは初めてのことである。また、サンゴ礁生態系のプラ スになる4つの土地中心保全プロジェクトのために、農務省は米国魚類野生生物財団の「私 有地保全プログラム」に資金を提供している。そのプロジェクトとして、河辺植生による 水質の改善、流域情報ハンドブックの作成、デモンストレーション/アウトリーチ/教育 プロジェクトの開発などが挙げられる。
- ▶ サンゴ礁の「生物学的基準(Biocriteria)」を策定する。EPAは、州、部族、準州がサンゴ 礁と付随する水質の状態を評価する際に用いる生物学的アセスメント方法と生物学的基 準を策定中である。このような方法に基づいて、資源管理者は危険にさらされているサン ゴ礁を特定し、復元方法の実効性を評価することができる。
- > 深海サンゴ群生地を研究、調査、及び保護する。
  - 海洋政策委員会は、深海サンゴに関する連邦政府の管理及び研究活動を調整する際の 主管省庁を決める。
  - ニューイングランド漁業管理委員会及び中部大西洋漁業管理委員会は先日、膨大な量の深海サンゴが群生する米国北東海岸沖の海底峡谷地域の浚渫を一時停止させるアンコウ管理計画の改正を承認した。NOAAは現在、地域海洋管理委員会と協力して、深海サンゴ群生地の保全・管理基準についての委員会の検討を促進するために技術援助を提供している。ブッシュ政権はすべての地域漁業管理委員会に対し、地域漁業管理計画の策定・実施にあたっては、必要に応じて深海サンゴを保護する措置を講じるよう奨励している。
  - 内務省は現在、メキシコ湾の深海サンゴについて 2006 年度までの3 年間にわたる総 費用300万ドルの調査(当該生息環境の調査及び標本採取のために有人潜水艇が必要) に従事している。この調査を踏まえて、同省は、鉱物管理局による調査で発見された メキシコ湾の基地の深海サンゴ群生地を保全するための措置を講じている。
  - NOAA は、2005 年に予定されている 2 つの深海サンゴ国際調査団に関係する主要連 邦政府機関である。調査は EU 加盟国数カ国と共同で行われる。
  - NOAA は、米国排他的経済水域の深海サンゴの状況報告書(2005 年刊行予定)を作 成中である。

# 海洋哺乳類、サメ、ウミガメの保全強化

海洋哺乳類、ウミガメ、及びサメは、特に懸念される海洋生物で、人間の活動によるさまざまな 脅威に直面している。ブッシュ政権は、次の方法でその保護に乗り出している。

- > 国際的なサメの保全に関する米国提案の ICCAT による採択。米国の主導により、2004 年 11 月、世界 63 カ国による大西洋マグロ類保存国際委員会(International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas: ICCAT)は、大西洋、地中海、及びメキシコ湾における「サ メのヒレ採捕」という破壊的な漁業慣行の禁止により、サメの混獲削減とサメ個体群・分 布調査の促進を図ることで合意した。
- ▶ 国際的なウミガメの保全を推進する。2004 年 7 月、連邦議会は 2004 年ウミガメ保全法 (Marine Turtle Conservation Act of 2004)を制定し、大統領がこれに署名した。この法律の 目的は、ウミガメとその営巣地の国際的な保全を支援することである。大統領は、この重 要な法律を実施するよう内務省に指示している。
- 海洋哺乳類保護法の再授権法を提案する。ブッシュ政権は第109回議会において、海洋哺乳類保護法(Marine Mammal Protection Act)の再授権法案を提出する。この法案は、NOAA 及び米国魚類・野生生物局の執行権限を強化し、海洋哺乳類保護法の違反者に対する罰則 を強化するものである。また、海洋哺乳類に対する迷惑行為、海洋哺乳類保護法の下で禁止されている活動の定義をより強制力のあるものにする。この新たな定義は、海洋哺乳類 に関する容認可能な活動についての一般市民の理解を促し、違反者に対する連邦政府の執行行動の助けになる。この法案は、海洋哺乳類混獲削減の取り組みについても改善を図るものである。
- 新たな国家混獲戦略を実施する。2004 年、ブッシュ政権は新たな国家混獲戦略(National Bycatch Strategy)の実施に着手した。この戦略には、地域「成績報告書」及び混獲削減実施計画、標準混獲報告プログラムに対する国家的なアプローチを策定するための作業グループ、混獲削減に対する国際的なアプローチの拡大、新たな教育及びアウトリーチ活動の開始、国家協力研究プログラム及び調整者の設定などが含まれる。国家混獲戦略の実施を促進するため、NOAA は 2004 年に国内外で商業漁業従事者に対するウミガメ混獲削減研修ワークショップを実施した。
- イルカ及びウミガメを保護するために大西洋刺網漁業に対する新たな制限を提案する。 2004年11月、ブッシュ政権は、バンドウイルカ及び絶滅の恐れのあるウミガメの捕獲を 減らすために、大西洋沿岸水域の刺網漁業に対する制限を提案した。この提案はさらに、 より安全な漁具の普及促進方法や新規則を商業漁業従事者に周知するための教育及びア ウトリーチ活動の開始方法について商業漁業界と共同で調査するよう NOAA に求めてい る。

国家漁業執行戦略を策定する。2004年、米国沿岸警備隊は、戦略的ビジョンの整合性を確保するために NOAA 及び米国国務省と緊密に協議し、その漁業執行戦略計画(2004年~2014年) Ocean Guardian を完成させた。各省庁にはそれぞれの漁業管理・執行上の役割と責任に基づく個々の戦略計画が必要だが、これらの戦略は相補的なものであり、併用すると国家漁業執行戦略になる。

#### 沖合養殖の推進

米国は外国から大量の海産物を輸入しており、海産物の貿易赤字は年間 70 億ドルにのぼってい る。米国の沖合養殖業界は、米国の排他的経済水域(Exclusive Economic Zone: EEZ) に養殖施設 を設置しようとしているが、複雑でわかりにくい規制及び法律上の障害に直面している。ブッシュ 政権は、EEZ 及び国際的に環境上適正な養殖の開発を支援するために以下の措置を講じている。

- 国家沖合養殖法を提案する。ブッシュ政権は第109回議会において、沖合養殖を規制する 明確な権限を商務省に与える国家沖合養殖法(National Offshore Aquaculture Act)を提案す る。この法案は、沖合養殖施設の設置に関する必要な連邦政府機関の承認を得る際に民間 部門を支援する権限を商務省に与える。商務省には排他的経済水域における生物海洋資源 の管理・保全に関する主要責任がある。そのため同省は、沖合養殖企業が既存の利用と両 立しうる環境的に持続可能な方法で操業することができるように万全を期す。
- 養殖排水ガイドラインを策定する。EPA には水質汚濁法(Clean Water Act)に基づいて米国の水域への汚染物質排出を規制する権限がある。この権限は海洋養殖を始めとする集中養殖施設に適用され、連邦汚染物質排出システム・プログラムの下で行使されている。この権限に基づいて、EPA は最近、水質保護を支援するために養殖施設からの排出に関するガイドラインを公表した。
- 南北アメリカの養殖を支援する。2005年、ブッシュ政権はアジア太平洋経済協力会議 (APEC)のパートナーと連携し、南北アメリカの持続可能な養殖及び養殖ネットワークの構築を促進するために南アメリカで開かれる2つのワークショップを支援する。

#### 海洋管理地域の改善

既存の海洋管理地域ネットワークの連携及び統合を図る。国立公園、国立野生生物保護区、 国立海洋保全区域、及び国立河口域研究特別保留地は、膨大なサンゴ礁、河口、湿地帯、 藻場、及び海浜を保全している。このような国立公園・保護区・保全区域・特別保留地は、 別個の法的権限の下で指定され、内務省(国立公園・保護区)及び商務省(国立海洋保全 区域)が別個に、または商務省と諸州(河口域特別保留地)が協力して管理にあたってい る。全国の国立海洋保全区域、国立公園、国立野生生物保護区、及び国立河口域研究特別 保留地は、さまざまな場所で重複、隣接、または近接していることが多い。ブッシュ政権 は、海洋・沿岸地域の既存の国立公園・保護区・保全区域・河口域特別保留地の管理の統 合を促進する提案をしている。このような行動は、海洋保護地域に関する大統領令 13158 に基づく行動を必要に応じて補完する。既存の海洋管理地域ネットワークの統合を図るこ とは、近接する国立公園・保護区・保全区域・河口域特別保留地の研究、公教育、及び管 理活動の連携を促進する新たな手段にほかならない。行動案は、通商上のニーズに応じた 適切な航行の自由の維持に即したものになる。この目標を遂行するための今後の行動とし ては、以下が挙げられる。

- 国立公園局、米国魚類野生生物管理局、国立海洋保全区域プログラムの協調執行に関する覚書を作成する。
- 国立公園局(NPS)及び国立海洋保全区域プログラム(NMSP)の包括的な連携に関する新たな覚書を作成し、米国魚類野生生物管理局と国立河口域研究特別保留地システムを追加する(既存のNPS-NMSP 覚書は 2005 年 6 月に失効)。
- 地域計画立案ワークショップ/全米サミットについて、国立公園局、米国魚類野生生物管理局、国立海洋保全区域プログラム、及び国立河口域研究特別保留地システムと調整する。
- 海洋パーク戦略を導入する。国立公園局は、2005年の早い時期に海洋パーク戦略を発表する。この戦略は、国立公園局及び NOAA の主要現地職員ならびに一般市民の意見や提案を考慮に入れて取り組んだ2年にわたる作業の集大成である。戦略の主要要素として、海洋生物及び生息地の特徴付け、その状態の評価及び監視、海洋生態系の働きに関する理解の増進、公園及び州当局の科学に基づく協調的な漁業管理計画(フロリダ魚類野生生物保護委員会/ビスケーン国立公園漁業管理計画など)の作成などが挙げられる。

## 領域外大陸棚のエネルギー開発の管理

沖合エネルギー開発を支援する。2002年6月、ブッシュ政権は、領域外大陸棚(OCS)の エネルギー開発を管理する権限を内務省に付与する法案を連邦議会に提出した。海洋政策 審議会によると、内務省の領域外大陸棚における石油・天然ガス・鉱物プログラムの管理 経験は、多種多様な沖合活動の優れた管理モデルを提供するものである。この法案は、主 管連邦政府機関である内務省と協力して、該当する連邦政府諸機関の間で調整を図る統一 許認可プロセスを確立することにより、領域外大陸棚土地法(Outer Continental Shelf Lands Act)を改正するものであった。また、風力・波・太陽エネルギーなどの再生可能なエネ ルギー・プロジェクトを始めとする非従来的なエネルギー・プロジェクトの認可プロセス 及び規制の枠組みを確立するよう内務長官に命じるものであった。さらに、領域外大陸棚 施設について、承認された別の使途への転用を許可する権限も内務省に与えるものであっ た。ブッシュ政権は、連邦議会、州、部族、地方政府と協力してこの重要課題に取り組む。

#### 米国の海事遺産の保全

タイタニック号に関する国際協定を施行する。ブッシュ政権は第109回議会において、2004 年に米国が署名した難破船タイタニック号(RMS Titanic)に関する国際条約(タイタニッ ク号沈没の犠牲者を追悼する記念碑として船体を保護し、その状態を保存する)を施行す るための法案を提出する。米国は、英国、フランス、カナダとタイタニック号の沈没現場 に関する国際条約を結んだ。この条約では、タイタニック号を国際的な海事記念碑として 指定し、沈没現場の訪問、調査、及び人工遺物修復を規制している。

- ▶ 沈没軍用船を保護する。2004 年 10 月、連邦議会は 2005 年度ロナルド・レーガン国防授権 法(Ronald W. Reagan National Defense Authorization Act for FY 2005)を制定し、大統領がこ れに署名した。他にも規定はあるが、これは、考古学的、歴史的、または教育的目的のた めに許可が与えられた場合を除き、米国の沈没軍用船を撤去や妨害、損傷から保護する法 律である。この法律はまた、国務長官に国防長官と協議の上で、沈没軍用船国際保護条約 の交渉を行い、これを締結するよう奨励している。ブッシュ政権は、沈没軍用船及びこれ らの船舶が象徴する海事遺産の保全を支援している。
- ▶ 五大湖海事遺産を解明する。2004年10月、NOAAのサンダー湾国立海洋保全区域・水中 保護区は、ミシガン州アルピーナの総面積2万平方フィートの五大湖海事遺産センターを 起工した。同センターは、五大湖の海事史及びミシガン州サンダー湾の難破船を保存し、 これを明らかにする。NOAAはセンターの建設費として250万ドルを提供した。

# 沿岸及び沿岸流域の管理

## 行動の骨子

- ▶ コミュニティー・ワークショップを開催して、流域保護の改善を図る
- ▶ 沿岸域管理システムへの州の参加を完結させる
- ▶ 沿岸域管理法の再授権を支援する
- ▶ 保全イノベーション補助金を交付する
- ▶ ブッシュ政権の湿地帯イニシアティブを実施する
- ▶ 次の段階のエバーグレーズ回復計画を実施する
- ▶ 短期ルイジアナ沿岸回復計画を完了させる
- ▶ アジア種の鯉に対する五大湖防護壁の工事を完了させる
- ▶ 海浜の新たな細菌基準を設定する

高地流域の活動は、海洋・沿岸・五大湖水域の健全性に直接及び間接に影響を与えることがある。 したがって、その水域の効果的な管理は、沿岸地域及び岸辺から遠く離れたところで取られる行 動に大きく左右される。流域の観点から海洋・沿岸・五大湖資源の管理に取り組むことは、沿岸 と高地両方の活動の影響を考慮に入れることを可能にし、我が国の水域を保護、回復、保全する ためのより包括的な基盤を与えてくれる。

ブッシュ政権は、州、部族、及び地方の関係者を支援し、我が国の沿岸資源を保護するための包括的な戦略の策定に積極的に取り組んでいる。包括的流域計画活動の成功例として、EPAの国立河口域プログラム、チェサピーク湾プログラム、サンフランシスコ湾/サクラメント・サンウォーキーン・デルタ・イニシアティブ(CalFed)などが挙げられる。以上及び類似のプログラムは、関係者を資源問題及び機会の評価に参加させて、目標を設定し、回復計画を設計・実施し、結果を評価させている。

ブッシュ政権は、沿岸・流域管理、沿岸生息地の保全・回復、侵入種、沿岸の水質汚染、及び自 然災害分野のさまざまな既存プログラムの成功を生かして、以下の新イニシアティブを進めてい る。

#### 沿岸及び流域管理

コミュニティー・ワークショップを開催して、流域保護の改善を図る。2005 年度、NOAA 及び EPA は他の関係連邦政府機関と協力し、沿岸資源に多大な影響を与える流域のノンポ イント汚染や土地利用などの重要課題に対処する州、部族、及び地方政府への支援を強化 するために、一連のコミュニティー・ワークショップを開催して沿岸域管理法(Coastal Zone) Management Act)、水質汚濁法(Clean Water Act)、及びその他の連邦政府プログラムの統合及び調整を進める。

- > 沿岸域管理システムへの州の参加を完結させる。2004年11月、イリノイ州知事 Blagojevich (ブラゴエビッチ)氏からイリノイ州が沿岸域管理(CZM)プログラムへの参加を計画し ていることを告げる書簡が NOAA に届いた。NOAA はイリノイ州のプログラム開発を支 援する。イリノイ沿岸管理計画の最終的な承認により、自主的 CZM システムにはすべて の適格な州及び準州が参加することになる。
- 沿岸域管理法の再授権を支援する。ブッシュ政権は、沿岸域管理法の再授権に関して連邦 議会、州、部族、及び地方政府と協力する。
- 目標流域補助金を交付する。2004 年 7 月、EPA は、EPA の目標流域補助金交付プログラム(Targeted Watersheds Grant Program)から 1,500 万ドルが交付される 14 の流域(17 の州を代表)を選定した。選定された地域は、大西洋岸のケープフィアから、ミシシッピ川流域のほとんどを経て、ワシントン州のダンジェネス川及びアラスカのキナイ川にまで及んでいる。過剰な栄養素流出に対処するために市場本位の水質パイロット・プロジェクトが実施されているミシシッピ川流域には特別の配慮が払われた。EPA の 2005 年度歳出予算には、このプログラムを継続させるための費用 1,800 万ドルが含まれている。
- カリフォルニア給水信頼性・環境改善法を施行する。2004年10月、連邦議会はカリフォ ルニア給水信頼性・環境改善法(California Water Supply Reliability and Environmental Improvement Act)を制定し、ブッシュ大統領がこれに署名した。この法律は、別名 CalFed として知られており、カリフォルニアの重要なサンフランシスコ湾/サクラメント・サン ウォーキーン・デルタ河口域を再生し、同時に都市及び農業の水利用者のニーズに応える 主要環境イニシアティブを承認するものである。
- **有害藻類ブルーム予測システムを確立する。2004**年9月、NOAA はメキシコ湾の有害藻 類ブルームに対する新たな実用生態予測システムを発表した。このシステムによる毎日の 情報と週2回の予測は、ブルームの現在及び将来の発生位置と密度及び考えられる環境へ の影響を明らかにするために用いられる。NOAA はさらに、このような予測の沿岸管理目 的の利用方法について地方政府当局者に訓練を行っている。

## USDA 農場法案による流域の保全推進

保全保証プログラムに選定した流域を加える。2004年11月、米国農務省は、この冬に予定されている2005年度保全保証プログラム(Conservation Security Program: CSP)登録のために200以上の流域を発表した。CSPは、最高レベルの所有地保全・環境管理基準をすでに達成している農場主及び牧場主を支援し、他の生産者によるそれと同様の保全基準の達成を促す奨励策を策定するための革新的なプログラムである。米国農務省は、すべての州及びカリブ海地域でこのプログラムを提供する。

- ▶ 保全イノベーション補助金を交付する。2004年9月、米国農務省は保全イノベーション補助金(Conservation Innovation Grants)約1,430万ドルを受ける29州41のプロジェクトを発表した。この補助金は、パイロット・プロジェクトやフィールド・トライアルを通して、国の天然資源の質を向上させる革新的な保全技術及びアプローチの開発・導入資金となる。
- オハイオ川流域を保護する。2004年10月、米国農務省とオハイオ州は、オハイオ川流域 (ミシシッピ川とメキシコ湾への主要栄養素排出元)を保護するための保全地域強化プロ グラム (Conservation Reserve Enhancement Program: CREP)協定を結んだ。この新協定は、 3,200 マイル以上にわたる河川沿いの土地7万エーカーにおける農場主及び牧場主による 保全方法の開発を支援することにより、サイオト川流域の水質改善を図るために2億ドル 以上の資金を提供するものである。さらに、米国農務省は先頃、ペンシルバニア州との CREP協定についても発表した。この協定は、オハイオ川流域保護に対してさらに1億4,600 万ドルの追加資金を提供する。

# 沿岸生息地の保全・回復

海洋・河口水系の持続的な健全性と生物多様性は、質の高い生息地の維持にかかっている。人間 の開発を引きつけることが多い地域は、同時に多岐にわたる沿岸・海洋生物に主要食料、隠れ場 所、移動ルート、繁殖地を提供している地域でもある。生息地の喪失や荒廃は、全米の沿岸及び 河口域が直面している重要な課題である。以下は、ブッシュ政権が河口・海洋生息地の保護・回 復のために関与している取り組みの例である。

- ブッシュ政権の湿地帯イニシアティブを実施する。ブッシュ大統領は 2004 年のアース・ デイ(Earth Day)に、湿地帯を「少しも減少させない」政策からさらに踏み込んで、毎年、 湿地帯の全体としての拡大を目指す意欲的な新国家目標を発表した。ブッシュ政権は内務 省、農務省、運輸省、EPA、陸軍工兵隊、及び NOAA の協力を通して、今後5年間で少な くとも 300 万エーカー以上の湿地帯を創出、改善、及び保護する。
- 次の段階のエバーグレーズ回復計画を実施する。2005 年度歳出予算には、30 年間にわたるエバーグレーズ総合回復計画(Comprehensive Everglades Restoration Plan: CERP)及び関連するエバーグレーズ活動資金としての大統領の要求額2億3,100 万ドルのうち約1億8,000 万ドルが含まれており、総額78億ドルの計画に対するブッシュ政権の支援を後押ししている。この計画を促進するため、フロリダ州は2004年10月、「Acceler8 Initiative」を発表した。このイニシアティブの目標は、エバーグレーズの貯水量の増加、水質の改善、河川の回復などの主要プロジェクト8つを2010年までに完了させることである。
- > 短期ルイジアナ沿岸回復計画を完了させる。2004年11月、米国海軍工兵隊はパブリック・ レビューを行いパブリック・コメントを求めるために、ルイジアナ沿岸地域(LCA)生態 系回復計画(Louisiana Coastal Area Ecosystem Restoration Plan)の最終案を公表した。LCA

計画の目標は、回復戦略を最大限に活用して沿岸湿地帯への河川の水・栄養素・堆積物の 再導入を行うことにより、沿岸生態系の荒廃を反転させるとともに沿岸生態系の構造的完 全性を維持することである。この計画では、当該地域の生態学的最重要ニーズならびにこ のニーズに対応するために実施できる回復の種類を特定し、これに優先順位をつける。同 時に、引き続き研究及び計画立案を推進し、現在及び将来の生態系回復活動を支援する。 計画はその完成を受けて、連邦議会に送り検討に付される。

- 地域回復プロジェクトを推進する。地域主導の沿岸生息地回復プロジェクトは全国的に盛んである。連邦政府は国の沿岸流域を保護・回復するための地域に基づく効果的なアプローチや管理手法を奨励している。効果的な回復プロジェクトとは、地域の資源についての知識と理解を増進し、強力な連携、創造的な社会経済学的アプローチ、実現可能な計画、及び測定可能な環境上の結果を伴うものである。
  - ボルサ・チカ湿地帯回復プロジェクトに着手する。2004年10月、州及び連邦政府機関及びハンティントン・ビーチ市の当局者が地域環境グループとともに、総面積1,247 エーカーに及ぶ南カリフォルニア史上最大の湿地帯回復、「ボルサ・チカ湿地帯回復 プロジェクト」に着手した。この総費用6,500万ドルの回復プロジェクトにおける連邦及び州政府のパートナーは、EPA、米国陸軍工兵隊、NOAA、内務省、カリフォル ニア州沿岸委員会、サンタ・アナ地域水質管理委員会、カリフォルニア州魚類鳥獣局、 カリフォルニア州沿岸管理局、カリフォルニア州土地委員会などである。
  - メイン湾生息地回復戦略を実施する。2004年10月、NOAAは、メイン湾全体の沿岸・ 海洋生息地に優先順位をつけ、これを回復するために用いられる州及び地方生息地回 復専門家のための包括的な計画を発表した。メイン湾委員会の取り組みの所産である この戦略は、地域的に重要な資源を特定し、回復プロジェクトに優先順位をつけ、地 域レベルで生息地回復を推進するものである。
  - 国家沿岸湿地帯保全補助金の交付。2005年度に米国魚類・野生生物局は、沿岸湿地帯の保全、回復、保護を行う16のプロジェクトに対して1,300万ドル以上の補助金を交付する。国家沿岸湿地帯保全補助金交付プログラム(National Coastal Wetlands Conservation Grant Program)の下で、補助金が交付される州は、アラスカ、ジョージア、メイン、マサチューセッツ、ミシガン、ノースカロライナ、テキサス、バージニア、ワシントン、ウィスコンシンの各州である。

# 侵入種の蔓延防止

義務的バラスト水管理プログラムを作成する。2004年7月、米国沿岸警備隊は、米国水域 内に進入または航行するバラスト水タンクを装備したすべての船舶に対して国家バラス ト水管理プログラムを義務づける規則を制定した。バラスト水は、外来種が持ち込まれる 主要ルートである。この規則は、米国の海洋・五大湖・沿岸・水路に水棲侵入種が持ち込 まれることを阻止する沿岸警備隊の能力を高めるものである。米国沿岸警備隊は現在、バ ラスト水の侵入種に関する基準を策定中である。

- ▶ 官民協力の Habitattitude<sup>TM</sup> を創設する。2004 年9月、ペット業界合同諮問委員会、米国魚類・野生生物局、NOAA、及びミネソタ・シー・グラント(Minnesota Sea Grant)は、 Habitattitude<sup>TM</sup> を創設した。これは、水中植物または魚が不要になった場合に簡単な予防 措置をとることにより、外来種の持ち込みを回避するよう水槽の持ち主や水生植物園芸家 を奨励するための公共教育及びアウトリーチ活動である。
- 水棲侵入種に対抗するための新たなキャンペーン。スミソニアン環境研究センターとポートランド州立大学は、水棲侵入種に関する理解及び管理に対する学際的なアプローチを推進する取り組みに参加している。2004年10月に設立された、新アクアティック・バイオインベージョン研究・政策研究所(Aquatic BioInvasion Research and Policy Institute)は、生物学、環境科学、経済学、エンジニアリング、社会科学などのさまざまな分野を融合し、生物侵入種の研究・管理・政策に対する新たなアプローチを開発する。
- 新侵入種諮問委員会を発足させる。2004 年 10 月、全米侵入種審議会(National Invasive Species Council)は、新たに任命された侵入種諮問委員会(Invasive Species Advisory Committee: ISAC)の発足を歓迎した。ISAC は提言と専門知識を提供して侵入種に関する 連邦政府の活動を指導し、連邦政府が侵入種による経済、環境、健康関連被害緩和の取り 組みを確実に調整できるようにする。
- アジア種の鯉に対する五大湖防護壁の工事を完了させる。2004 年 10 月、陸軍工兵隊はア ジア種の鯉及びその他の水棲侵入種の流域間移動を防止するため、シカゴ衛生・船舶航行 運河(Chicago Sanitary and Ship Canal)に恒久的な電気防護壁の建設に着手した。五大湖と ミシシッピ川は、この運河でつながっている。

## 沿岸水の汚染緩和

- 海浜の新たな細菌基準を設定する。2004 年 11 月、ブッシュ政権の海浜浄化計画(Clean Beaches Plan)の一環として、EPA は、2000 年海浜法(BEACH Act of 2000)に即した基準 を採用していない、五大湖または海洋沿岸諸州及び準州を対象とする健康に基づく新たな 連邦細菌基準を設定した。この行動は、2004 年 4 月にブッシュ政権が発表した、五大湖を 含む沿岸域の適格州、準州、及び部族の海浜監視・公告プログラムに対する 1,000 万ドル の補助金交付を補完するものである。
- 五大湖遺産法に資金を注入する。EPAの2005年度歳出予算には、2002年五大湖遺産法 (Great Lakes Legacy Act)に基づいて五大湖流域の汚染堆積物を一掃するために要求され た資金2,250万ドルが含まれている。この法律は、汚染堆積物の浄化、関連する一般市民 へのアウトリーチ活動、及び研究活動を支援する取り組みを承認するものである。

- EPA の豪雨出水管理プログラムを強化する。EPA は主要関係者と積極的に協力し、国家豪 雨出水管理プログラムの強化に取り組んでいる。EPA は向こう 12 カ月かけて、国家豪雨 出水管理プログラムの評価システムを開発し、より効果的な豪雨出水管理システムを推進 する地方自治体向けのツールを開発し、豪雨出水の規制要件について地方自治体の研修を 行い、豪雨出水汚染防止計画の設計及び実施に関する建設業界向けの指針を作成し、豪雨 出水が水質に与える影響を緩和するための研究・開発の機会を引き続き支援する。
- 水質取引アセスメント・ハンドブックを発行する。2004年11月、EPAは「水質取引アセ スメント・ハンドブック(Water Quality Trading Assessment Handbook)」を発行した。この ハンドブックは、水質管理者及び流域の利害関係者が水質基準を達成するコスト効果の高 い汚染削減を行うためにそれぞれの流域で取引を行えるかどうかを判断するのを手助け し、取引がいつ、どこで水質目標を達成するための適切なツールとなる可能性があるのか を明らかにするためのものである。
- 健全な森林イニシアティブ。ブッシュ大統領の健全な森林イニシアティブ(Healthy Forests Initiative)は、鎮火、灌木の伐採、大規模火災や虫害に脆弱な森林の疎密化を伴う森林管 理により壊滅的な火災を防止することである。森林火災を鎮火すると、壊滅的な山火事の 結果として起こる沿岸流域への土砂流出が減る。

#### 新たな法律及び規則による沿岸水域の大気起因汚染の削減

- クリア・スカイ法案の通過を求める。2002年、ブッシュ大統領はクリア・スカイ・イニシ アティブ(Clear Skies Initiative)を提案した。このイニシアティブは、発電所からの窒素 酸化物、二酸化硫黄、及び水銀排出の積極的な削減により、劇的に大気の質を改善し、沿 岸流域及び生態系への大気起因汚染降下物を削減する。クリア・スカイ・イニシアティブ は 2010年から 2020年までの 10年間にわたり現行の大気浄化法(Clean Air Act)の要件よ りも多くの汚染物質を除去する。
  - 州際大気浄化規則(Clean Air Interstate Rule)。2004年1月、EPAは米国の東半分の 発電所に二酸化硫黄の排出を約70パーセント削減し、窒素酸化物の排出を約65パー セント削減することを義務づける新たな規則を提案した。窒素酸化物の削減は、沿岸 水域に沈殿する浮遊窒素負荷を低減することにより、この水域に利益をもたらすもの である。
- 水銀大気浄化規則(Clean Air Mercury Rule)。2004年1月、EPAは石炭火力発電所からの 水銀の排出を初めて規制する水銀大気浄化規則を提案した。水銀は大気から湖、河川、河 口に降下し、そこで魚や動物の細胞組織に蓄積する有毒で難分解性の汚染物質である。人 は、主として魚を食べることにより、この水銀にさらされる。
- ノンロード・ディーゼル大気浄化規則(Clean Air Nonroad Diesel Rule)。2004 年 5 月、
   EPA は、建設、農業、工業機器に使われる重作業用ディーゼル・エンジンから排出される

汚染物質を劇的に削減する規則を完成させた。新エンジンから排出される煤煙及び窒素酸 化物は、2014年までに90パーセント以上削減され、ディーゼル燃料の硫黄成分は2010 年までに99パーセント削減される。このような削減は、ディーゼル・エンジンから排出 される粒子状物質を削減することにより、環境上及び公衆衛生上の大幅な利益を即座にも たらす。大気浄化規則の実施により、大気汚染物質が減少し、現在はオゾン及び粒子状物 質に関する新たな大気の質基準に達していないほとんどの地域が2015年までにこれを確 実に達成することが確実になる上、地域的にさらなる行動をとる必要もない。このような 環境上のメリットは、米国の経済的繁栄を守りながら達成することができる。

# 海上輸送の支援

#### 行動の骨子

- ▶ 海上輸送システム省庁間委員会を昇格させる
- ▶ ブッシュ政権の国家貨物輸送行動アジェンダを実施する
- ▶ 船舶汚染を削減する/連邦政府クリーン・マリーナ・チャレンジ
- ▶ 海域認識を強化する

#### 米国海上輸送システムの改善

米国海上輸送システム(U.S. Marine Transportation System: MTS)は、水路、港湾、その接続地点、 商業及びレクリエーション用船舶、輸送手段、システム・ユーザー(輸入業者や輸出業者など) を構成要素とする重要な官民パートナーシップである。MTSで移動する海上貨物は米国の国内総 生産に年間7,420億ドル以上寄与し、1,300万人以上の雇用を創出している。米国経済は拡大を続 けており、ブッシュ政権は国際貿易のさらなる自由化を目指しているので、海上輸送インフラの 重要性は今後も増すばかりだろう。商業・レクリエーション用船舶の運行拡大予測が同時に示し ているのは、米国の海洋、沿岸・五大湖・水路を航行する船舶は確実に環境に責任をもって航行 するようにしなければならないという課題である。ブッシュ政権は、MTSを改善するために以下 の行動を進めている。

- 海上輸送システム省庁間委員会を昇格させる。ブッシュ大統領は、閣僚級の海上輸送シス テム省庁間委員会(Interagency Committee on the Marine Transportation System: ICMTS)の創 設を指示している。ICTMSの目的は、連邦MTSの調整及び政策の改善を図り、海上輸送 と他の輸送方式や他の海洋・沿岸・五大湖の利用との環境上適正な統合を促進し、MTS の成果ベースの目標を設定してその目標に向けての進捗状況を監視する方法を決め、連邦 政府年間予算要求とMTSに影響を及ぼす規制活動との調整を図り、MTSを維持・改善す るための戦略及び計画を提言することである。
- ブッシュ政権の国家貨物輸送行動アジェンダを実施する。ブッシュ大統領は海上輸送関係 者、連邦政府機関、及び州・地方政府と協議の上、同政権の国家貨物輸送行動アジェンダ (National Freight Action Agenda)を実施するよう運輸長官に指示している。ブッシュ政権 の新たな国家貨物輸送行動アジェンダは、以下を含む7つの最重要貨物輸送イニシアティ ブを明確にしている。
  - 主要複合一貫貨物輸送プロジェクトの開発及び計画立案を促進する。
  - インテリジェント輸送技術を推進して、既存インフラの貨物輸送効率及び管理の向上 を図る。

- システムの接続性を確保するために官民のインフラの計画立案及び資金調達の調整 を改善する。
- 貨物専門能力構築を強化する。
- 貨物データの適時性、妥当性、及び質を改善する。
- 沿岸及び近海航行船の開発を加速する。
- ポートフィールズ・イニシアティブ(Portfields Initiative)を通して、環境管理 (stewardship)と経済成長を促進する形で行う、使用されなくなった産業用地の再開 発により、制約的な港湾処理能力の拡大を図る機会を見極める。
- > 沿岸及び近海輸送を評価する。米国の主要港湾では、その多くの処理能力が限界に近づいているので、沿岸及び近海輸送(内陸・沿岸水路による貨物の移動)は貨物輸送の新たな形態である。運輸省は、沿岸及び近海輸送業務が陸上貨物輸送に代わる採算の合う将来のイニシアティブに値する選択肢であるのかどうかを判断するために、徹底的な調査を実施して、その商業的な実現可能性を評価しているところである。
- MTS 利用者の減税を実施する。2004 年 10 月、連邦議会は 2004 年米国雇用創出法 (American Jobs Creation Act of 2004) を制定し、大統領がこれに署名した。これは、さまざまな MTS 活動に対する連邦税を引き下げる法律で、以下が含まれる。
  - 適格海運活動に対して、従来の法人税ではなく総トン数に基づく選択的な税制度を作る。この選択肢は、世界市場で競争している米国主要船の税務上の不利益を緩和するはずである。
  - 税法を改正し、世界的海運ビジネスへの米国人による投資の阻害要因を撤廃する。
  - 海上輸送利用者(タグボート事業者など)のモーター燃料連邦税を引き下げる。タグボート及びバージ事業者協会である米国海上輸送者協会(American Waterways Operators)の試算によると、モーター燃料の減税は、協会員に年間2,000万ドルの節減をもたらす。また、製造メーカーを始めとする企業及び消費者への商品輸送費も下がるので、経済発展を促進する。
- 航海の改善を図る。ブッシュ政権は、全米水位観測ネットワーク(National Water Level Observation Network)(基地は現在175カ所、所在地は米国の主要港湾内またはその近く) を一新し、海上輸送利用者にリアルタイムの潮位及び水位情報(効率的な操船と安全な航 海にとって不可欠な情報)を提供するため、2005年度のNOAA予算として270万ドルの 増額を要求し、連邦議会の承認を得た。

- ▶ 船舶汚染を削減する。
  - 連邦政府クリーン・マリーナ・チャレンジに着手する。2005年早期にブッシュ政権は、 クリーン・マリーナ・チャレンジ(Clean Marina Challenge)に着手する。ブッシュ政 権は、「政府グリーン化(Greening the Government)」(大統領令 13148)に積極的に取 り組み、連邦政府機関が米国の天然資源に対する被害を最小限に抑える努力をするよ う万全を尽くしている。クリーン・マリーナ・プログラムは、連邦政府、州、民間マ リーナの間の既存の任意パートナーシップである。このパートナーシップは、汚染防 止や廃棄物管理などの分野で優れた環境管理(stewardship)を実践しているマリーナ に対する州の認定を促している。大統領は、クリーン・マリーナ・プログラムに参加 している沿岸諸州の国立公園、国立野生生物保護区、国有林、及び米軍基地で現在運 営されているマリーナすべてのクリーン・マリーナ認定達成を目指すよう連邦政府に 指示している。大統領は、連邦政府クリーン・マリーナ・チャレンジにより、連邦政 府所有のマリーナがすべてのマリーナ事業者の見本となるよう連邦政府が助言・協 力・支援を与えることを確約している。
  - <u>船舶排出ガスを削減する。</u>2005年、ブッシュ政権は EPA を介して、最新の商業及び レクリエーション用マリン・ディーゼル・エンジンのより厳格な排出ガス基準を義務 づける規則を提案する。これにより、窒素酸化物及び粒子状物質の排出が大幅に削減 されるだろう。

# 国際海洋政策及び科学の推進

# 行動の骨子

▶ 国連海洋法条約(UN Convention on the Law of the Sea)への加盟を支援する

▶ ロンドン条約 (London Convention)の加盟国を増やし、実施を推進する

▶ 海洋管理及び陸上起因汚染の削減に対する統合的なアプローチを支援する

▶ 第109回議会で連邦議会と協力して、世界中のマリン・エンジンの汚染物質削減に関する MARPOL 条約改正案の批准を承認する

▶ 全球海洋環境評価と全地球海洋観測システムを結びつける

海洋は本質的にグローバルなものであり、これまでの章で取り上げた活動や提案の多くは当然の ことながら国際的な要素を含んでいる。海洋問題は国際社会に共通の課題を提起し、同時に、建 設的、長期的かつ協力的な関係を構築する比類のない機会も提供する。ブッシュ政権は米国の国 際的なリーダーシップを積極的に維持・強化して、国際海洋科学・政策問題の前進を図るために 力を尽くしている。他の国際問題と同様に、米国のリーダーシップの実効性は、包括的な目標、 具体的な行動、それを達成すべき場所、及びその達成を目指す幅広い層の人々の特定及び動員に 負う面もあるだろう。これに関連して、国際海洋問題に関するブッシュ政権の海洋補助政策調整 委員会(Oceans Subsidiary Policy Coordination Committee)(国家安全保障会議政策調整委員会の監 督下にある)では見事な省庁間協調が図られたことや、最近では「白い水から青い水へ(White Water to Blue Water)」イニシアティブが政府・非政府・民間の部門横断的な数々の国際プロジェクト形 成の触媒となったことを特筆しておく。

# 国際海洋政策の推進

- 国連海洋法条約(UN Convention on the Law of the Sea)への加盟を支援する。ブッシュ 政権は、国家安全保障、経済的国益、及び国際的リーダーシップの問題として米国の国連 海洋法条約加盟に力を尽くしている。
- 協力関係の構築:「白い水から青い水へ(White Water to Blue Water)」イニシアティブ。 ブッシュ政権は、メキシコ湾及びより広いカリブ海における流域及び海洋の生態系に基づ く管理の統合でリーダー的な役割を果たしてきた。その「白い水から青い水へ」イニシア ティブを通して、ブッシュ政権はカリブ海地域における持続可能な管理を推進する動的な 協力関係の構築を支援している。このような協力関係は、可能な限り幅広い層の参加者(外 国政府、金融機関、国際機関、企業、非政府機関)によって形成されている。
- 国際サンゴ礁イニシアティブの共同事務局を担当する。米国は、国際サンゴ礁イニシア ティブ(International Coral Reef Initiative: ICRI) 設立の担い手であった。ICRI はこの 10 年、

サンゴ礁と関連生態系を保護する国際的な科学・政府・市民団体活動を支える推進力と なってきた。ブッシュ政権は、任期 2007 年 7 月から 2009 年までの ICRI 共同事務局を引 き受けるつもりである。

- ロンドン条約の加盟国を増やし、実施を推進する。ロンドン条約は、廃棄物及び他の物質の海洋投棄の管理・削減に関する国際協力を推進する主要プラットフォームである。ブッシュ政権はリーダーシップを発揮して、同条約 1996 年議定書の加盟国を増やすとともに実施を推進し、引いては条約そのものの実施を推進する。米国は、ロンドン条約事務局、国際海事機関(International Maritime Organization: IMO)、及び地域のパートナーと協力して、実施を推進するための技術的なアウトリーチ・プログラムの強化を図る。
- 海洋管理及び陸上起因汚染の削減に対する統合的なアプローチを支援する。ブッシュ政権 は、陸上起因汚染源世界行動プログラム(Global Program of Action on Land-Based Sources of Pollution)、地域海洋プログラム、観測活動(全球海洋観測システム、米国統合海洋観測シ ステム)、及び「白い水から青い水へ」イニシアティブなどのさまざまな海洋管理アプロー チを統合することにより、陸上起因汚染を削減し、海洋及び海洋資源の効果的な管理 (stewardship)を促すための新たな手段を提供するよう努力する。この戦略を実行に移す ための具体的な機会として、2006年の「陸上起因汚染源世界行動プログラム第2回政府間 レビュー」が挙げられる。
- 第 109回議会で連邦議会と協力して、世界中のマリン・エンジンの汚染物質削減に関する MARPOL 条約改正案の批准を可及的速やかに承認する。ブッシュ大統領は 2003 年 5 月 15 日、批准に対する助言と同意を得るために付属書 VI を上院に送付した。MARPOL 条約は、 船舶からの偶発的及び航行上の汚染物質排出を抑制する国際条約である。同条約の付属書 VI は、船舶からの大気汚染物質に対処する国際的な枠組みを設定しており、2005 年 5 月 19 日に発効する予定である。特に、付属書 VI は、新しい大型マリン・ディーゼル・エン ジンからの窒素酸化物 (NOx)の排出を 1990 年度レベルから最大 30 パーセント削減し、 海洋燃料の硫黄酸化物 (SOx) 成分の世界的な上限を 4.5 パーセントに設定し、オゾン層 破壊物質の故意の排出を禁止する。ブッシュ政権は、連邦議会と協力して付属書 VI を批 准することを公約している。
- 貿易及び国際海洋政策。ブッシュ政権の貿易アジェンダには、海洋政策と関連が高い継続的な活動が含まれている。世界貿易機関(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda)の現行交渉で、米国は先頭に立って漁業補助金規律の改善を強く迫っている。また、自由貿易協定(FTA)の交渉は、米国の貿易相手国との付随する環境面での協力を通して海洋政策の懸念事項に対処する機会を提供している。ブッシュ政権はFTAの環境レビューを実施しているが、これは貿易及び海洋政策の相補性を確保し、海洋問題に関する適切な能力開発及び協力の機会を見極める上で役に立っている。

# 国際海洋科学の推進

- ▶ 大規模海洋生態系の概念の利用を推進する。米国は、国連環境プログラムの地域海洋プロ グラムの中で、及び国際漁業機関により、大規模海洋生態系(Large Marine Ecosystem: LME) の概念の利用を生態系に基づく管理を可能にする手段として推進し、生態系によって境界 が定められた交流域の資源管理に対する協力的なアプローチを提供する。これは国際的な 環境の中で、1982 年国連海洋法条約に反映されている慣例的国際法に則って行われる。
- 全球海洋環境評価と全地球海洋観測システムを結びつける。国際協力を通して、全地球海 洋観測システム(GEOSS)は、地球、大気、気候、及び海洋観測からデータ及び情報を集 めて分散する。持続可能な開発に関する世界首脳会議に基づく全球海洋環境評価(Global Marine Assessment: GMA)は、地球海洋環境の状態に関する定期的かつ包括的な報告及び アセスメント・プロセスの確立に努力する。ブッシュ政権は、双方の取り組みを支援し、 2つのプロセスの国際的な連携の構築に積極的な努力を払っている。
- 於合海洋掘削プログラムのリーダー。海洋掘削は、その7割を海に覆われている地球の表面から堆積物や地殻岩の標本採取の主要手段である。海底から数メートル以上下から標本を採取する唯一の技法であり、地球の気候変動から大陸のリフィティングや移動にいたるさまざまなプロセスを調査するための基礎的機能を提供する。2003年9月に発足した統合海洋掘削プログラム(Integrated Ocean Drilling Program: IODP)は、米国と日本が共同で主導している。過去のプログラムに基づいて、IODPは海洋掘削における国際的な協力を追求する米国のリーダーシップの伝統を踏襲している。

# 略語集

ACWI	水情報諮問委員会(Advisory Committee on Water Information)
AIS	船舶自動識別装置(Automatic Identification System)
APEC	アジア太平洋経済協力(Asia Pacific Economic Cooperation)
BEACH Act	海浜法。2002 年海浜環境アセスメント及び沿岸水域の健全性確保法(Beaches
	Environmental Assessment and Coastal Health Act of 2000)
CalFed	サンフランシスコ湾/サクラメント・サンウォーキーン・デルタ・イニシアティ
	ブ(San Francisco Bay/Sacramento-San Joaquin Delta Initiative)
CEQ	環境諮問委員会(Council on Environmental Quality)
CERP	エバーグレーズ総合再生計画(Comprehensive Everglades Restoration Plan)
CREP	保全地域強化プログラム(Conservation Reserve Enhancement Program)
CSP	保全保証プログラム (Conservation Security Program)
CZM	沿岸域管理(Coastal Zone Management)
DOI	内務省(Department of the Interior)
DPC	国内政策委員会(Domestic Policy Council)
EEZ	排他的経済水域(Exclusive Economic Zone)
EPA	環境保護庁(Environmental Protection Agency)
FAO	国連食糧農業機関(Food and Agriculture Organization)
FTA	自由貿易協定(Free Trade Agreement)
FY	年度(Fiscal Year)
GDP	国内総生産(Gross Domestic Product)
GEOSS	全地球観測システム(Global Earth Observation System of Systems)
GIS	地理情報システム(Geographic Information Systems)
GLOSS	全球海洋水位観測システム(Global Sea Level Observing System )
GMA	全球海洋環境評価(Global Marine Assessment)
GOOS	全球海洋観測システム(Global Ocean Observing System)
H.R.	下院議会報告書(House Report)
ICCAT	大西洋マグロ類保存国際委員会(International Commission for the Conservation of
	Atlantic Tunas)
ICMTS	海上輸送システム省庁間委員会 (Interagency Committee on the Marine
	Transportation System)
ICRI	国際サンゴ礁イニシアティブ (International Coral Reef Initiative)
IFQ	個別漁獲割当(Individual Fishing Quota)
IMO	国際海事機関(International Maritime Organization)
IEOS	米国統合地球観測システム(U.S. Integrated Earth Observation System)
IOC	国連政府間海洋学委員会(United Nations Intergovernmental Oceanographic
	Commission)
IODP	統合海洋掘削プログラム(Integrated Ocean Drilling Program)

IOOS	米国統合海洋観測システム(U.S. Integrated Ocean Observing System)
ISAC	侵入種諮問委員会(Invasive Species Advisory Committee)
IUU	違法、無規制、無報告(Illegal, Unregulated, and Unreported)
JSO	海洋合同小委員会(Joint Subcommittee on Oceans)
LCA	ルイジアナ沿岸地域(Louisiana Coastal Area)
LME	大規模海洋生態系(Large Marine Ecosystem)
MARPOL	船舶による汚染防止のための国際条約(International Convention for the Prevention
	of Pollution from Ships)
MDA	海域認識(Maritime Domain Awareness)
MMS	鉱物管理局(Minerals Management Service)
MOU	覚書 (Memorandum of Understanding)
MTS	海上輸送システム (Marine Transportation System)
NGO	非政府機関(Non-governmental Organization)
NIH	国立衛生研究所(National Institutes of Health)
NMSP	国立海洋保全地域プログラム(National Marine Sanctuaries Program)
NOAA	米国海洋大気庁(National Oceanic and Atmospheric Administration)
NOx	窒素酸化物(Nitrogen Oxides)
NPOA	国家行動計画(National Plan of Action)
NPS	国立公園局(National Park Service)
NSF	米国科学財団(National Science Foundation)
NSTC	国家科学技術会議(National Science and Technology Council)
NTL	賃借者及び事業者に対する通知(Notice to Lessees and Operators)
OCS	領域外大陸棚(Outer Continental Shelf)
OMB	行政管理予算局(Office of Management and Budget)
OSTP	科学技術政策局(Office of Science and Technology Policy)
RMS	英国郵便汽船(Royal Mail Steamer)
SOx	硫黄酸化物(Sulfur Oxides)
UN	国際連合、国連(United Nations)
USDA	米国農務省(U.S. Department of Agriculture)
USNS	米国海軍艦艇(United States Naval Ship)
WTO	世界貿易機関(World Trade Organization)

# 附 録 資 料

2000 年海洋法 (Oceans Act of 2000) 一原文

# One Hundred Sixth Congress Of the United States of America AT THE SECOND SESSION

#### ANACT

# To establish a Commission on Ocean Policy, and for other purposes.

Be it enacted by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled,

#### Section 1. Short Title

This Act may be cited as the "Oceans Act of 2000."

#### **Section 2. Purpose and Objectives**

The purpose of this Act is to establish a commission to make recommendations for coordinated and comprehensive national ocean policy that will promote—

(1) the protection of life and property against natural and manmade hazards;

(2) responsible stewardship, including use, of fishery resources and other ocean and coastal resources;

(3) the protection of the marine environment and prevention of marine pollution;

(4) the enhancement of marine-related commerce and transportation, the resolution of conflicts among users of the marine environment, and the engagement of the private sector in innovative approaches for sustainable use of living marine resources and responsible use of nonliving marine resources;

(5) the expansion of human knowledge of the marine environment including the role of the oceans in climate and global environmental change and the advancement of education and training in fields related to ocean and coastal activities;

(6) the continued investment in and development and improvement of the capabilities, performance, use, and efficiency of technologies for use in ocean and coastal activities, including investments and technologies designed to promote national energy and food security;

(7) close cooperation among all government agencies and departments and the private sector to ensure—

(A) coherent and consistent regulation and management of ocean and coastal activities;

(B) availability and appropriate allocation of Federal funding, personnel, facilities, and equipment for such activities;

(C) cost-effective and efficient operation of Federal departments, agencies, and programs involved in ocean and coastal activities; and

(D) enhancement of partnerships with State and local governments with respect to ocean and coastal activities, including the management of ocean and coastal resources and identification of appropriate opportunities for policy-making and decision-making at the State and local level; and

(8) the preservation of the role of the United States as a leader in ocean and coastal activities, and, when it is in the national interest, the cooperation by the United States with other nations and international organizations in ocean and coastal activities.

#### Section 3. Commission on Ocean Policy

(a) ESTABLISHMENT—There is hereby established the Commission on Ocean Policy. The Federal Advisory Committee Act (5 U.S.C. App.), except for chapters 3, 7, and 12, does not apply to the Commission.

(b) MEMBERSHIP-

(1) APPOINTMENT—The Commission shall be composed of 16 members appointed by the President from among individuals described in paragraph (2) who are knowledgeable in ocean and coastal activities, including individuals representing State and local governments, oceanrelated industries, academic and technical institutions, and public interest organizations involved with scientific, regulatory, economic, and environmental ocean and coastal activities. The membership of the Commission shall be balanced by area of expertise and balanced geographically to the extent consistent with maintaining the highest level of expertise on the Commission.

(2) NOMINATIONS—The President shall appoint the members of the Commission, within 90 days after the effective date of this Act, including individuals nominated as follows:

(A) 4 members shall be appointed from a list of 8 individuals who shall be nominated by the Majority Leader of the Senate in consultation with the Chairman of the Senate Committee on Commerce, Science, and Transportation.

(B) 4 members shall be appointed from a list of 8 individuals who shall be nominated by the Speaker of the House of Representatives in consultation with the Chairmen of the House Committees on Resources, Transportation and Infrastructure, and Science.

(C) 2 members shall be appointed from a list of 4 individuals who shall be nominated by the Minority Leader of the Senate in consultation with the Ranking Member of the Senate Committee on Commerce, Science, and Transportation.

(D) 2 members shall be appointed from a list of 4 individuals who shall be nominated by the Minority Leader of the House in consultation with the Ranking Members of the House Committees on Resources, Transportation and Infrastructure, and Science.

(3) CHAIRMAN—The Commission shall select a Chairman from among its members. The Chairman of the Commission shall be responsible for—

(A) the assignment of duties and responsibilities among staff personnel and their continuing supervision; and

(B) the use and expenditure of funds available to the Commission.

(4) VACANCIES—Any vacancy on the Commission shall be filled in the same manner as the original incumbent was appointed.

(c) RESOURCES-In carrying out its functions under this chapter, the Commission-

(1) is authorized to secure directly from any Federal agency or department any information it deems necessary to carry out its functions under this Act, and each such agency or department is authorized to cooperate with the Commission and, to the extent permitted by law, to furnish such information (other than information described in chapter 552(b)(1)(A) of title 5, United States Code) to the Commission, upon the request of the Commission;

(2) may enter into contracts, subject to the availability of appropriations for contracting, and employ such staff experts and consultants as may be necessary to carry out the duties of the Commission, as provided by chapter 3109 of title 5, United States Code; and

(3) in consultation with the Ocean Studies Board of the National Research Council of the National Academy of Sciences, shall establish a multidisciplinary science advisory panel of experts in the sciences of living and nonliving marine resources to assist the Commission in preparing its report, including ensuring that the scientific information considered by the Commission is based on the best scientific information available.

(d) STAFFING—The Chairman of the Commission may, without regard to the civil service laws and regulations, appoint and terminate an Executive Director and such other additional personnel as may be necessary for the Commission to perform its duties. The Executive Director shall be compensated at a rate not to exceed the rate payable for Level V of the Executive Schedule under chapter 5136 of title 5, United

States Code. The employment and termination of an Executive Director shall be subject to confirmation by a majority of the members of the Commission.

(e) MEETINGS-

(1) ADMINISTRATION—All meetings of the Commission shall be open to the public, except that a meeting or any portion of it may be closed to the public if it concerns matters or information described in chapter 552b(c) of title 5, United States Code. Interested persons shall be permitted to appear at open meetings and present oral or written statements on the subject matter of the meeting. The Commission may administer oaths or affirmations to any person appearing before it.

(2) NOTICE; MINUTES; PUBLIC AVAILABILITY OF DOCUMENTS—<sup>1</sup>

(A) All open meetings of the Commission shall be preceded by timely public notice in the *Federal Register* of the time, place, and subject of the meeting.

(B) Minutes of each meeting shall be kept and shall contain a record of the people present, a description of the discussion that occurred, and copies of all statements filed. Subject to chapter 552 of title 5, United States Code, the minutes and records of all meetings and other documents that were made available to or prepared for the Commission shall be available for public inspection and copying at a single location in the offices of the Commission.

(3) INITIAL MEETING—The Commission shall hold its first meeting within 30 days after all 16 members have been appointed.

(4) REQUIRED PUBLIC MEETINGS—The Commission shall hold at least one public meeting in Alaska and each of the following regions of the United States:

(A) The Northeast (including the Great Lakes).

(B) The Southeast (including the Caribbean).

(C) The Southwest (including Hawaii and the Pacific Territories).

(D) The Northwest.

(E) The Gulf of Mexico.

(f) REPORT-

(1) IN GENERAL—By June 20, 2003,<sup>2</sup> the Commission shall submit to Congress and the President a final report of its findings and recommendations regarding United States ocean policy.

(2) REQUIRED MATTER—The final report of the Commission shall include the following assessment, reviews, and recommendations:

(A) An assessment of existing and planned facilities associated with ocean and coastal activities including human resources, vessels, computers, satellites, and other appropriate platforms and technologies.

(B) A review of existing and planned ocean and coastal activities of Federal entities, recommendations for changes in such activities necessary to improve efficiency and effectiveness and to reduce duplication of Federal efforts.

(C) A review of the cumulative effect of Federal laws and regulations on United States ocean and coastal activities and resources and an examination of those laws and regulations for inconsistencies and contradictions that might adversely affect those ocean and coastal activities and resources, and recommendations for resolving such inconsistencies to the extent practicable. Such review shall also consider conflicts with State ocean and coastal management regimes.

(D) A review of the known and anticipated supply of, and demand for, ocean and coastal resources of the United States.

(E) A review of and recommendations concerning the relationship between Federal, State, and local governments and the private sector in planning and carrying out ocean and coastal activities.

(F) A review of opportunities for the development of or investment in new products, technologies, or markets related to ocean and coastal activities.

December 2002

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> HR 4883 – Hydrographic Services Improvement Act

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> PL 107-206 (section 206)

(G) A review of previous and ongoing State and Federal efforts to enhance the effectiveness and integration of ocean and coastal activities.

(H) Recommendations for any modifications to United States laws, regulations, and the administrative structure of Executive agencies, necessary to improve the understanding, management, conservation, and use of, and access to, ocean and coastal resources.

(I) A review of the effectiveness and adequacy of existing Federal interagency ocean policy coordination mechanisms, and recommendations for changing or improving the effectiveness of such mechanisms necessary to respond to or implement the recommendations of the Commission.

(3) CONSIDERATION OF FACTORS—In making its assessment and reviews and developing its recommendations, the Commission shall give equal consideration to environmental, technical feasibility, economic, and scientific factors.

(4) LIMITATIONS—The recommendations of the Commission shall not be specific to the lands and waters within a single State.

#### (g) PUBLIC AND COASTAL STATE REVIEW—

(1) NOTICE—Before submitting the final report to the Congress, the Commission

shall—

(A) publish in the *Federal Register* a notice that a draft report is available for public review; and

(B) provide a copy of the draft report to the Governor of each coastal State, the Committees on Resources, Transportation and Infrastructure, and Science of the House of Representatives, and the Committee on Commerce, Science, and Transportation of the Senate.

(2) INCLUSION OF GOVERNORS' COMMENTS—The Commission shall include in the final report comments received from the Governor of a coastal State regarding recommendations in the draft report.

(h) ADMINISTRATIVE PROCEDURE FOR REPORT AND REVIEW—

Chapter 5 and chapter 7 of title 5, United States Code, do not apply to the preparation, review, or submission of the report required by subchapter (e) or the review of that report under subchapter (f).

(i) TERMINATION—The Commission shall cease to exist  $90^3$  days after the date on which it submits its final report.

(j) AUTHORIZATION OF APPROPRIATIONS—There are authorized to be appropriated to carry out this chapter a total of  $88,500,000^4$  for the 3-fiscal-year period beginning with fiscal year 2001, such sums to remain available until expended.

#### Section 4. National Ocean Policy

(a) NATIONAL OCEAN POLICY—Within  $90^5$  days after receiving and considering the report and recommendations of the Commission under chapter 3, the President shall submit to Congress a statement

of proposals to implement or respond to the Commission's recommendations for a coordinated, comprehensive, and long-range national policy for the responsible use and stewardship of ocean and coastal resources for the benefit of the United States. Nothing in this Act authorizes the President to take any administrative or regulatory action regarding ocean or coastal policy, or to implement a reorganization plan, not otherwise authorized by law in effect at the time of such action.

(b) COOPERATION AND CONSULTATION—In the process of developing proposals for submission under subchapter (a), the President shall consult with State and local governments and non-Federal organizations and individuals involved in ocean and coastal activities.

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> HR 4883 – Hydrographic Services Improvement Act

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> HR 4883 – Hydrographic Services Improvement Act

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> HR 4883 – Hydrographic Services Improvement Act

December 2002

#### **Section 5. Biennial Report**

Beginning in September, 2001, the President shall transmit to the Congress biennially a report that includes a detailed listing of all existing Federal programs related to ocean and coastal activities, including a description of each program, the current funding for the program, linkages to other Federal programs, and a projection of the funding level for the program for each of the next 5 fiscal years beginning after the report is submitted.

# Section 6. Definitions

In this Act:

(1) MARINE ENVIRONMENT-The term "marine environment" includes-

(A) the oceans, including coastal and offshore waters;

(B) the continental shelf; and

(C) the Great Lakes.

(2) OCEAN AND COASTAL RESOURCE—The term "ocean and coastal resource" means any living or non-living natural, historic, or cultural resource found in the marine environment.

(3) COMMISSION—The term "Commission" means the Commission on Ocean Policy established by chapter 3.

#### **Section 7. Effective Date**

This Act shall become effective on January 20, 2001. Passed in the Senate June 6, 2000.

December 2002

平成16年度 海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究 各国の海洋政策の調査研究報告書 [米国海洋政策の動向]
平成17年3月発行
発行 財団法人シップ・アンド・オーシャン財団 海洋政策研究所
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033 http://www.sof.or.jp E-mail: info@sof.or.jp
本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN 4-88404-154-2